

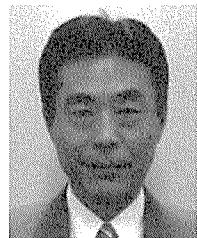
平成18年度 公園緑地研究所調査研究報告
(社)日本公園緑地協会 公園緑地研究所



PARK AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE REPORT 2006

PARK AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE

平成18年度の研究成果について



公園緑地研究所長 奥水 肇

平成18年は都市公園法施行50周年、古都保存法施行40周年、国営公園制度創設30年に当たり、さまざまな事業が行われた。本報告書で紹介された「『時代に応える公園緑地』の選定」もその一つである。今日、都市公園は都市における過密を解消し休息とレクリエーションの場を提供するというだけでなく、防災対策、文化の振興、健康福祉の増進、地域活性化などさまざまな機能を求められるようになっている。本調査研究はこのような時期において、その成果事例を集め、分析し、紹介したものである。12のタイプの公園緑地に分類された調査結果は、今後の公園緑地の創造や管理に多くのヒントを与えてくれる。

また、平成18年6月に新バリアフリー法が成立し、当研究所ではそのガイドラインを検討してきたが、「これからの中等公園のユニバーサルプランニング」はその成果を紹介するものである。都市公園においては地区のバリアフリー化のレベルに合わせて検討することが重要であることを指摘している。

「国営アルプスあづみの公園における障がい者等の利用促進に関する調査」はその具体的検討事例である。

指定管理者制度はすでに全国の自治体で導入されているが、その運用にはさまざまな課題がある。本書の「指定管理者制度導入の実態と指定管理者に対する業績評価に関する調査」は特に大都市におけるその現状・課題・対応事例をとらえたものである。

緑の整備の成果の明確化が問題とされる中にあって、「身近に散歩・ジョギングを楽しむことのできる緑の回廊の形成」はそのような成果の指標に関する試みの一端を紹介したものである。

本報告書に納められた上記のような論文等は、いずれも今日の公園緑地行政の状況に対応し行政の参考となる資料を提供していくこうとする当研究所の試みである。これらは、日々進展しつつある状況に応じ、今後も修正・改訂が加えられるべきものであるが、最新の現在の成果をとりまとめご披露するものである。行政の第一線で活躍される方々をはじめ、当協会会員の皆さまのお役に立てば幸いである。

目 次

平成18年度の研究成果について

公園緑地研究所所長 輿水 肇

I. 調査研究報告

1. 「時代に応える公園緑地」の選定 田中 隆 7
2. これからの中等公園のユニバーサルデザイン・プランニング 西村正次郎、芦澤拓実 12
3. 国営アルプスあづみの公園における障がい者等の利用促進方策に関する調査 関 哲也、芦澤拓実 21
4. 指定管理者制度導入の実態と指定管理者に対する業績評価に関する調査 坂本直記、芦澤拓実 47
5. 子供参加型公園づくりと里山資材の有効利用
～ユニセフパークプロジェクトにおけるネザサベイルの活用～ 佐々木健一郎、西村正次郎 64
6. 身近に散歩・ジョギングを楽しむことのできる緑の回廊の形成
—緑とオープンスペースの新指標に向けての検討— 篠崎 豊 68
7. 里山フィールドミュージアム計画のための環境区分 川端清道 74
8. 難病小児等の公園利用可能性に関する研究（その3） 唐沢 千寿穂 88
9. 難病児童等のための宿泊等施設の設計検討 佐藤 寧、芦澤拓実 96
10. 「緑の基本計画ハンドブック」の改訂 田中 隆、芦澤拓実 101

II. 特別調査報告

1. 「緑とオープンスペース」に関する第2回アンケート調査 芦澤拓実、唐沢千寿穂、松本 守 107

III. 自由研究報告

1. 緑地協定が戸建住宅価格に及ぼす影響 首都大学東京 長谷川貴陽史、麗澤大学 清水千弘、中央大学 谷下雅義・・・	125
2. 公園の創出・管理運営に関する財源確保 —英国の国営宝くじ基金に着目して— 北海道大学大学院 坂井 文・・・	128
平成18年度自由研究について	148

IV. 研究委員会活動報告

149

V. OPINIONS ~研究顧問の意見~

季節感について 北海道大学名誉教授 浅川昭一郎・・・	167
周辺で行われている研究や新しい事業 兵庫県立大学教授 中瀬 熱・・・	167
広場研究 國學院大學教授 西谷 剛・・・	168
工場緑化の推進は自治体に任されるか 明治大学教授 興水 肇・・・	169
那覇空港の夢 琉球大学教授 高良倉吉・・・	170
「東京都公園審議会」の諮問事項 —都立霊園における新たな墓所の供給と管理について— 元木更津工業高等専門学校教授 田中邦熙・・・	171
プライバシー VS セキュリティ 一橋大学大学院教授 根本敏則・・・	172
「ニーム」の効用 (財)日本サッカー協会特別顧問 森 健児・・・	173

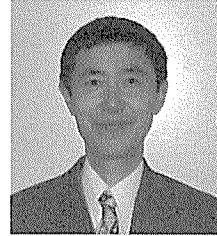
VI. 資料

公園緑地研究委員会組織図	177
公園緑地研究委員会・同部会 名簿	178
社団法人 日本公園緑地協会 研究顧問名簿	179
社団法人 日本公園緑地協会 平成18年度研究・調査一覧	180

I . 調查研究報告

■調査研究報告 1

「時代に応える公園緑地」の選定



公園緑地研究所副所長 田中 隆

1. 本調査の意義

都市公園法制定以来、公園・緑地に要求される機能は、時代を経るにしたがい、「児童の遊び場」、「レクリエーションの場」、「緩衝緑地」、「自然環境の保全と環境教育」、「地震防災」、「健康・福祉」、「地域振興」、「観光」、「景観」など次第に多様化し、変化してきており、これらに応え成果を挙げている公園緑地は各地に整備されているものと予想される。しかしながら、これらの公園がまとまって紹介された例は見られない。

一方、今日、逼迫する公的財政状況の中で、公園緑地の施策に対してもどのような成果があるのか、その説明が求められる。今後、公園緑地施策が順調に推進されるためには、得られるべき成果、とりわけ今日のような低成長下での成果を説明する根拠や事例が必要であろう。また、各地の地方公共団体においてより積極的施策を展開していくためには、優れた成果を挙げた先進事例を知っておくことが必要であろう。

そこで、本調査ではこのような公園緑地に関する施策の成果の事例を収集することとしたものである。

なお、本調査は都市公園法施行50周年等記念事業の一環として行われたものである。

2. 調査の目的

本調査では全国の自治体で行われた公園緑地に関する施策の事例を収集し、これを分類するとともに、各事例の概要をパンフレットおよびホームページ等で紹介することを目的とした。

3. 方法

(1) アンケート調査

2006年7月、アンケート用紙（図1）を全国の自治体に配布し、「時代に応える公園緑地」に関する情報提供を求めた。

公園緑地はそれぞれの時代においてさまざまな要請により整備されてきているが、何十年も前の事例は求められるものも異なり、今後の参考となる可能性は低いと思われた。また、1990年頃のバブル経済の崩壊を機に財源の縮小等さまざまな変化が起こっていることから、この時点以後に成果を挙げている公園・緑地を対象とすることが適当と考えられた。このため、「時代に応える公園緑地」は「近年（概ね1990年頃のバブル経済崩壊以降）の時代の要求の変化、地域の要求の変化に対応し、好ましい成果を挙げた、「公園・緑地の整備・改修・維持管理・運営管理・利活用、行政施策、民間による緑化や緑地保全」等の代表的事例」とした。

アンケート設問項目は次の通りである。

- 1) 自治体名、担当者名、連絡先

- 2) 公園・緑地の名称、種類（都市公園としての分類等）、面積
- 3) 周辺環境
- 4) 成果を挙げる上での「公園緑地の役割」
- 5) 成果のキーワード（36種類のキーワードの中から選択するよう求めた。）
- 6) 整備・管理等の課題
- 7) 課題の解決方法
- 8) 公園・緑地の現況
- 9) 成果と今後の課題
- 10) 行われた工夫、条件
- 11) 推薦のメッセージ

これらは、当該事例が紹介にふさわしいものであるかどうかを判断するのに必要であるとともに、ホームページで紹介する時の紹介文を容易に書けるよう決定したものである。（実際、後日ホームページ作成に当たっては、改めて推薦者に問い合わせすることなく紹介文を作成することができた。ただし、ホームページへの掲載前に当該紹介文について、各推薦者に監修を依頼した。）

なお、設問の内容が抽象的で回答率が低くなることが予想されたため、できるだけ多くの自治体から回答が得られるよう、一枚紙の回答用紙とし、FAXにより回答を求めた。

（2）紹介事例の評価・分類・選定

寄せられた事例について、アンケート票の記載内容をもとに成果の分野別に分類し、その中で地方自治体の首長や行政担当者の参考となる可能性がより大きいと思われる成果の分野の事例を選定した。

4. 結果

（1）アンケートの回答結果

回答数は442自治体であった。このうち、186自治体から326件の情報が提供された。なお、残りの256自治体は「該当なし」という回答であった。また、このほか民間からも12件の情報提供が寄せられた。

（2）分類結果

成果の分野として、次のA～Hの8つの分野とそれらの事例（50件）を選定した。また、これらの成果を挙げるための4つの手法（I～L）とそれらの事例（12件）を選定した。

- A：中心市街地活性化タイプ
- B: 観光振興支援タイプ
- C: 地域振興支援タイプ
- D: 緑の都市作り支援タイプ
- E :防災支援タイプ
- F: 健康福祉支援タイプ
- G: 教育・文化振興支援タイプ
- H: 心のネットワーク形成支援タイプ
- I: 市民参加
- J: 民間活力
- K: 用地確保
- L: 既存施設の有効利用

選定された公園は実際には A～Hのタイプのうちの複数の性質を持っているものも多いが、わかりやすさを重視したため止むをえず一つのタイプに分類した事例も多い。また、その結果、総合的な成果の大きさよりも個々の成果の特徴のわかりやすいものを選ぶこととなった。

なお、寄せられました事例の中にはまだ成果を出し切っているとは言い難いものもあったが、ここでは、他の自治体の方々の発想の参考になることを重視し、選定した。

各タイプの概要は以下のようなものである。なお、各個別の公園については、当協会ホームページまたは当協会機関誌「公園緑地」Vol.65 No.5巻頭写真およびp37～45「時代に応える公園緑地」事例紹介事業について」を参照されたい。

A: 中心市街地活性化タイプ

- A-1 中央公園（千葉市）
- A-2 音羽公園（福岡市）
- A-3 麓公園（鹿児島県知覧町）
- A-4 学びの森（各務原市）

A-5 商店街ふれあい広場（東京都中野区）

中心市街地活性化タイプは、中心市街地の商業地の来訪者の休息、ふれあい、散策、遊び、イベントなどの場として機能し、商業地区の魅力をアップすることに役立つタイプの公園です。寄せられた事例の中で最大のものは北九州市の勝山公園（20ha）であったが、ここでは多くの地域が見習うことができるよう、より小規模で成果を挙げている例を選定した。

B: 観光振興支援タイプ概観ー

- B-1 小坂中央公園（秋田県小坂町）
- B-2 山手西洋館ほか7館（横浜市）
- B-3 巾着田曼珠沙華公園（埼玉県日高市）
- B-4 一本木公園（中野市）
- B-5 鳩吹公園（伊那市）
- B-6 星のふるさと公園（福岡県星野村）
- B-7 加治屋ポケットパーク（岐阜県美濃市）
- B-8 伊部駅前公園「炎の里」
- B-9 西海橋公園（長崎県）
- B-10 ふれあい公園（北海道長万部町）
- B-11 日光だいや川公園（栃木県）

城郭や花などの観光資源を持った公園としてなどの情報が寄せられたが、このほか、観光地の入口・顔、駐車場、観光客の休憩・集散の場、イベント会場、宿泊拠点など、観光地に不可欠なさまざまな機能を持った公園の情報が寄せられた。

観光資源としては、城郭や城址が多くあったが（金沢城公園、相馬市馬陵公園、宇都宮城址公園、静岡市駿府公園）、歴史的建造物を移築したり、利用したりしている例、花の名所を造り出した例、地元の特徴を売り出した例などに関する回答があった。

C: 地域振興支援タイプ

- C-1 ひまわりの丘公園（小野市）
- C-2 宮山ふるさとふれあい公園（筑

西市）

道の駅やハイウェイオアシスに隣接している公園としては、豊田市鞍ヶ池公園、岐阜県平和記念公園「日本昭和村」、兵庫県立淡路島公園、熊野灘臨海公園（J-2）などの情報が寄せられたが、みずから道の駅的役割を担うとともにレクリエーションの場として多くの人々を引きつけている2公園を選定した。これらの公園は観光客や近隣の都市住民に休息や軽いレクリエーションの場を提供するとともに、地域の経済に寄与している。

D: 緑の都市作り支援タイプ

- D-1 照葉の森公園（福岡市）
- D-2 品川セントラルガーデン（東京都港区・品川区）

近年、新たな市街地開発に対する需要が下降傾向になっているが、そのような中で美しく風景に調和した質の高い緑の整備により新たな開発事業を成功させた例がでている。ここでは寄せられた2例を選定した。

E: 防災支援タイプ

- E-1 中原ふれあい防災公園（柏市）
- E-2 新宮中央公園（廿日市市）
- E-3 かるがもひろば他4公園（東京都江戸川区）
- E-4 花園中央公園（東大阪市）

防災公園の整備は国の重点施策にもなっており、全国で700箇所以上の整備がなされている。今回のアンケートでも、非常に多くの件数の情報提供があった。最大のものは兵庫県立三木防災公園であるが、ここではその他の地域でも応用可能な典型例、および市街地内における特徴的用地確保の例を選定した。

F: 健康福祉支援タイプ

地域の健康福祉を支援する公園については、次のようなさまざまなタイプに関する情報が寄せられた。

- ・健康遊具設置型（F-1 西部公園）
- ・リハビリ機能型（F-2 しんとみリフレッ

シユパーク)

- ・ユニバーサル化型 (F-3 らくらく1ルート事業)
- ・プログラム提供型 (F-4 尼崎の森中央緑地)
- ・福祉施設連携型 (F-5 屋敷ふれあい公園、F-9 福祉と連携した花のまちづくり事業)
- ・障害者健常者交流型 (F-6 藤野むくどり公園)
- ・介護福祉専門型 (F-7 県営福祉パーク)
- ・健康医療福祉総合型 (F-8 あいち健康の森公園)

一口に健康福祉のための公園整備といつても、地域の特徴に合わせ、必要なタイプを選定・創造していくことが必要と考えられる。

G: 教育・文化振興支援タイプ

- G-1 丹後海と星の見える丘公園エコパーク (京都府)
- G-2 平成記念郡山こどもの森公園 (郡山市)
- G-3 金ヶ崎公園 (明石市)
- G-4 清水緑地 (岐阜市)
- G-5 旭山動物園 (旭川市)
- G-6 小田原こどもの森公園わんぱくランド (小田原市)
- G-7 松原緑地 (草加市)
- G-8 玖珂総合公園 (岩国市)
- G-9 竜洋海洋公園 (磐田市) と大子広域公園 (茨城県)
- G-10 久屋大通り公園ランの館 (名古屋市)
- G-11 水道公園 (長岡市)
- G-12 防災メモリアル 地附山公園 (長野市)
- G-13 御倉町地区公園 (福島市)

心身を成長させたり健全に保ったりする健全なリクリエーションの場を提供することは公的に設置された公園緑地の大きな役割の一つである。このような公園緑地の存在は、地域の知力、健康、品位を含めた精神的水準を

高め、地域の価値と魅力をより大きなものとすることに寄与すると考えられる。このような公園緑地を教育・文化振興支援タイプとした。このタイプには、子供達の遊び場（すなわち教育の場）として質の高いものや、スポーツを含むさまざまな文化の中心としての役を利を担っているものなど、実にさまざまなものがあった。

H: 心のネットワーク形成支援タイプ

- H-1 2000年公園 (官若市)
- H-2 みどりのサポーター制度 (長岡京市)
- H-3 子育てに配慮した公園整備事業(北九州市)
- H-4 車町第一街区公園 (岩国市)

人々のこころのふれあいが少なくなっています、孤独感を感じる人が多くなっているといわれる。孤独であることは個人や地域社会にさまざまな問題をもたらす。一方、今回選定した事例の中には「ふれあい」という名前のつく事例が5箇所も含まれていることからわかるように、公園は人々の心のふれあいの場として認められている。ここでは寄せられた事例の中から、ふれあいの機会を意識的に作り出し、人々の心のネットワークを形成していく助けとなっているものを選定した。

I: 市民参加

- I-1 身近な公園再生事業 (広島市)
- I-2 おもいでベンチ (東京都)

市民参加は、今回最も情報提供が多かった分野である。今回選んだ62事例のうち、34事例についてのアンケート回答に、市民参加に関する記述があった。参加の形態は、調査への協力、計画・設計への意見反映、施工への参加、管理運営への参加などあらゆる段階のものが見られ、また、その分野も都市公園整備、緑地保全、都市緑化などにわたっていた。今回は特徴が顕著であった2件のみを選定した。

都市公園の整備を市民自らに行わせる制度

は、釧路市、我孫子市からも寄せられましたが、ホームページの紹介が充実していた広島市の事例（L-1）を選定した。

J: 民間活力

- J-1 湘南海岸公園（神奈川県）
- J-2 熊野灘臨海公園（三重県）
- J-3 緑のリサイクルプラントの運営（横浜市）
- J-4 新横浜公園（横浜市）

「民間活力の活用」は、公園緑地のサービス水準の向上、経費の節減の手法として期待されており、今後その成果の検証が必要である。

今回寄せられた情報の中で最も多かったのは、「指定管理者の導入」に関するものであった。ただ、残念ながら、指定管理者の導入に際して自治体側で行った創造的工夫に関する記述はF-4 尼崎の森中央緑地をのぞいてはなかったため、これ以外は選定していない。

ネーミングライツについて、仙台市七北田公園仙台スタジアム、千葉市蘇我スポーツ公園の事例が寄せられましたが、比較的問題点などの記述も詳しきった横浜市の事例を選定した。

K: 用地確保

- K-1 山形西公園（山形市）
- K-2 萩の台公園（宮崎市）
- K-3 石山緑地（札幌市）
- K-4 オアシスの森づくり事業（名古屋市）

用地確保の手法としては、不要地の活用の例が数例あった。

また、名古屋市からは将来買い上げる土地を借地して早期供用を図る手法が紹介された。

このほか、船橋市からは、「特定の国有地の購入に際して、公園緑地の用途にあてる場合、優遇措置（無償貸し付け）の適用があるので、常に国有地の情報を収集し、それを積極的に活用している」との情報が寄せられた。

なお、「E-3 かるがも広場他4公園」も密集市街地内で用地を取得する手法に含まれると思われます。

L: 既存施設の有効利用

- L-1 大沢高台児童公園（三鷹市）
- L-2 ぽっぽ公園（高山市）

既存の公園を改修などにより機能を高める事例が見られた。その中には、意識的に改修を行い来園者の増加を図ったもの、あるきっかけで改修を行ったら来園者が増えたもの、周辺の環境や時代の変化に合わせ機能の変化を図り成功したものなどさまざまである。「使われない公園が多い」などという声がよく聞かれるが、施設の老朽化や樹木が伸び放題になっている状態が放置されている公園も多いのではないかと思われる。

6. 今後の課題

今回、もっとも多くの事例が寄せられたのは「市民参加」の分野であった。しかしながら、市民参加はその結果よりもその過程・方法に特徴がある場合が多く、主に結果のみ回答を求めた今回の調査で分類することは不適当と考えられた。今後、さらに情報を収集し再度分類することが必要である。

また、今回は初めての調査であり、回答する方もどのようなものについて回答したらよいかわからなかった場合もあったのではないかと思われる。しかし、今回具体的な事例を選定したことにより、どのようなものについて回答すべきかをある程度明確に示すことができたと考える。今後は、定期的に調査を行い、創造的試みについての情報を収集していくとともに、さらに公園管理者に対するヒントを与えていくことが望ましいと考えられる。

■調査研究報告 2

これからの都市公園のユニバーサルデザイン・プランニング



公園緑地研究所 調査役

西村正次郎



調査研究部長

芦澤 拓実

1. 調査の背景

平成18年12月のバリアフリー新法「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」の施行により、公共交通、道路、建築、路外駐車場のバリアフリーの基準が統一され、義務づけられることとなった。

このバリアフリー新法の考え方と「みんなのための公園づくり」のユニバーサルデザインの考え方を合わせた新しい取り組み方について、ユニバーサルデザイン・プランニングとして提案することとした。

なお、この提案については試案段階であり、今後のさらなる検討を要するものである。

2. 前提となる基本的な考え方

「バリアフリー」は、社会的弱者である高齢者、障害者等が社会生活に必要な対応を施すことであり、「ユニバーサルデザイン」は、あらゆる人にとってよりよい対応を行うことである。

社会には異なる障害をもつ人々、もたない人々が一緒に暮らしていて、対応の方法によっては、ある人にとっては望ましいが、ある人にとっては望ましくない場合がある。出入口の小段差は、視覚障害者にとって注意喚起になるが車いす使用者にとっては障害となり、車止めは、二輪車の進入に対して利用者の安全を確保できるが、車いす使用者にとって

ては障害となる。また、スロープの園路を整備することは自然環境を良好に保つことと相反する場合がある。このような場合に、多数の利益を優先してきたのが、これまでのものづくりや社会ルールであったが、全ての人が問題なく共通に使える施設や運営を目指し、地域の多くの人々の知恵と工夫をもって努力し、多数の利益も少数の利益もあきらめることなく追求することが「ユニバーサルデザイン」の考え方である。

普段は障害と思われないことも状況によっては大きな障害になることがある。防災や防犯のリスクと同じように、無視するのではなく、万が一に備える姿勢が大切である。

一つの公園施設でユニバーサルデザインとして対応できない場合は、複数の公園施設で分担して対応することや都市内の同機能をもつ公共施設や民間施設等で分担して達成するなど、各利用者が利用範囲をできるだけ広げられるようにすることが求められている。

また、できるだけ現実的な対応方法をとっていくことが求められている。例えば、屋外の触知板については、視覚障害者にとってのスケール観の問題や手が汚れるなどの問題があり、有効な手段ではないことを踏まえ、音声や人による案内など有効で現実的な対応を検討していく必要がある。

ユニバーサルデザイン計画に取り組むにあたっては、広い視野で現状を把握し、総合的な対応策を検討し、地域の声や有識者の知恵、先

進事例や工夫の仕方、試行錯誤などを駆使して取り組む必要がある。

3. キーワード

バリアフリー新法やユニバーサルデザインの基本的考え方は次のようなキーワードで表される。

■バリアフリー新法の考え方

- ・ 基本的な移動、安全、利用についてのバリアフリー化の徹底
- ・ 一連の経路の連続的なバリアフリー対応
- ・ 統一的な都市施設の基準
- ・ 地域住民などが関わり
- ・ 運営も含めた総合的な取り組み

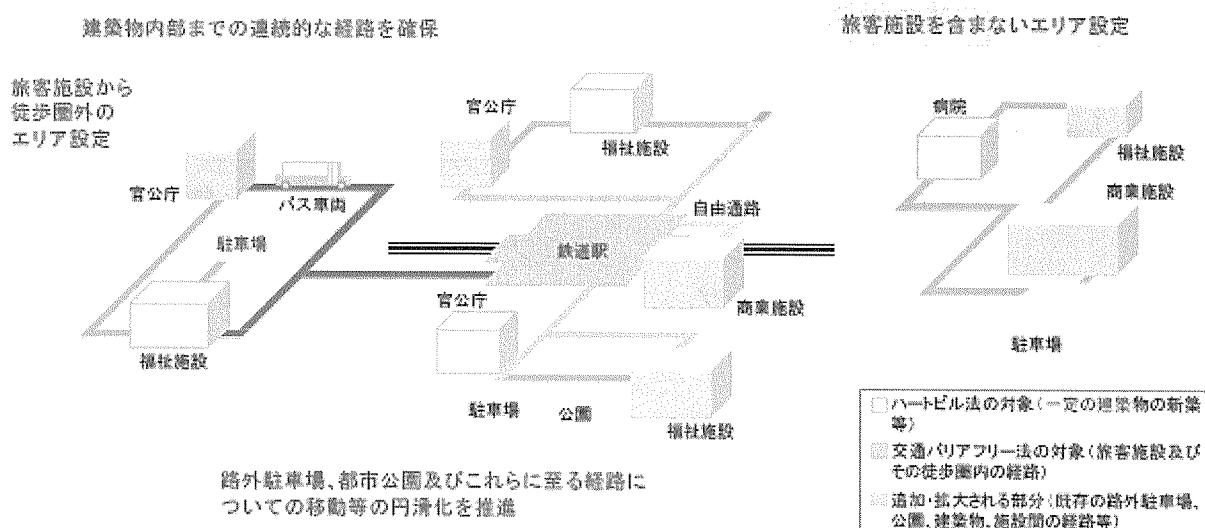
■ユニバーサルデザインの考え方

- ・ 多様なニーズへの対応
- ・ 選択肢
- ・ 住民参加
- ・ 運営プログラム
- ・ モラルアップ
- ・ ホスピタリティ

「都市全体の中のバリアフリー連携に関するイメージ」

バリアフリー化を重点的に進める対象エリアを旅客施設を含まない地域にまで拡充

重点整備地区における移動等の円滑化のイメージ



4. 広域の計画的なプランニング

プランニングとは、都市全体として利用者にとって効果的にユニバーサルデザインを行っていくための検討を行うことである。

プランニングには、以下のような段階がある。

都市公園の移動等円滑化への取り組みの第一歩は、対象とするユニバーサルデザインの検討範囲を設定することから始める。

理想的には、「(1)都市全体のユニバーサル・プランニング」から順に(3)もしくは(4)のような個別の公園の計画まで行っていくことが望ましいが、(1)(2)ができるない場合に(3)(4)のプランニングを行う必要が生じた場合は、(1)(2)を想定して対応することも考えられる。

【プランニングの段階イメージ】

(1) 都市全体のレクリエーション等のユニバーサルデザイン・プランニング

(2) 都市内の都市公園全体のユニバーサルデザイン・プランニング

(3) 新設公園
移動等円滑化
プランニング
と基準適合

既存公園

既設公園

(4) 既存公園全体
のリニューアル
UD プランニング

(4) 既設公園の増設
UD プランニング

(4) 特定公園施設の改築
UD プランニング

5. 都市全体のプランニング

1) 全体像の明確化

ユニバーサルデザイン・プランニングは市町村が主体的に都市内の全てのレクリエーション施設等についてを行うことが望ましい。

レクリエーション機能を持つ観光施設、自然景観・環境、都市公園などを全ての利用者に平等に楽しんでもらえるよう、都市全域で高齢者、障害者等を含む各種の利用者への対応を検討していく。

都市公園、公共の文化施設、民間の観光施設、利用のための交通、便益、サービス施設などを総合的に組み合わせて、利用の連続性や利便性を高めていくことが望ましい。

都市全域でのレクリエーション利用のユニバーサルデザイン化を目指すが、一方で、整備のプライオリティを明確にしていくことも必要である。

場合によっては、公共の文化施設や民間の観光施設に都市公園を併設してユニバーサル機能を補完するなどプランニングを行っていく。

このように、利用をネットワーク化していく中で都市公園の役割が明確になってくる。

2) 重点整備地区との関係

バリアフリー新法では、「市町村は、旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用すると認められる施設を含む地区（重点整備地区）について、バリアフリー化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本構想を作成することができる」としている。

重点整備地区における移動等の円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な実施

・基本構想を作成

高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する生活関連施設、総合的な都市機能の増進を図る重点整備地区と移動等円滑化に関する事項を定める。

・特定事業を実施

基本構想が作成された時は、関係する公園管理者等は、当該基本構想に即して都市公園特定事業を実施するための計画を作成し、これに基づき、当該都市公園特定事業を実施する。

・複数管理者が関係する経路について協定制度

重点整備地区内では、土地所有者の全員の合意により、移動等円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定を締結することができる。

・基本構想策定時の協議会制度

市町村は、基本構想の作成の協議や基本構想の実施に係る調整を行うための協議会を組織することができる。協議会は基本構想を作成しようとする市町村、関係する施設設置管理者その他の事業を実施すると見込まれる者、高齢者、障害者等、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者により構成する。

都市の中心部でのユニバーサルデザイン・プランニングは、重点整備地区の設定とそこでの基本構想によって方針が決められるため、都市公園についての重点整備地区内での位置づけが設定される。公園管理者は、基本構想の策定に積極的に協力し、都市公園以外の都市施設との役割分担などを明確にしていく必要がある。

なお、重点整備地区・基本構想が設定されていない場合であっても、重点整備地区を予測するなどして、都市全体の都市公園に関するユニバーサルデザイン・プランニングを先行して行なうことが望ましい。

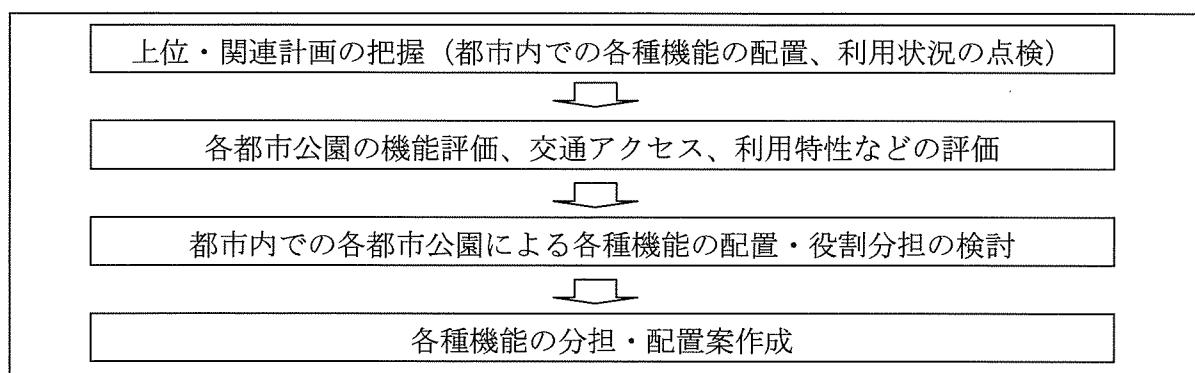
なお、当該公園が重点整備地区内に位置する場合は、法の基準、ガイドラインの指針、解説書の配慮事項に適合させるとともに、基本構想で設定された地区のバリアフリー化のレベルに合わせて整備を行っていく必要がある。

3) 都市公園全体のプランニング

公園管理者が、都市公園のユニバーサルデザインを検討する場合には、まず、都市内の都市公園全体のプランニングとして、機能分担、優先整備の順序づけ、移動の連続性確保等について検討する。

都市の移動等円滑化の基本構想が設定されていない場合であっても、基本理念を踏まえ、都市全体の重点整備地区等を予測するなどして、都市内の都市公園全体のプランニングを先行させることが望ましい。

全体プランニング・フロー（都市全体の中での都市公園の移動等円滑化の方針）



1) 都市公園全体のプランニングの内容

- ・都市全体のレクリエーション、防災等の機能の供給に関するプランニング
- ・上記機能の都市公園と他の都市施設等との役割分担のプランニング
- ・配置のプランニング（公共交通等移動経路との連携、文化施設等との連携）
- ・地域住民等の管理・運営への参加・協力などとの組み合わせプランニング
- ・高齢者、障害者等の利用をふまえた整備の優先順位の設定プランニング

2) 各種機能の供給の把握

高齢者、障害者等を対象にした修景、休養、運動、教養等の都市公園施設と類似の機能を持った施設が都市内でどのように配置され、使われているかを点検、評価する。機能としては以下のものがある。

修景機能、休養機能、遊戯機能、運動機能、教養機能、便益機能、防災機能等

3) 各種機能の分担、連携、組み合わせ

上記の機能について、高齢者、障害者等が利用しやすい交通アクセス、園内動線などが整っているかを点検、評価することで、都市内での都市公園とその他の施設との役割分担が明確になる。

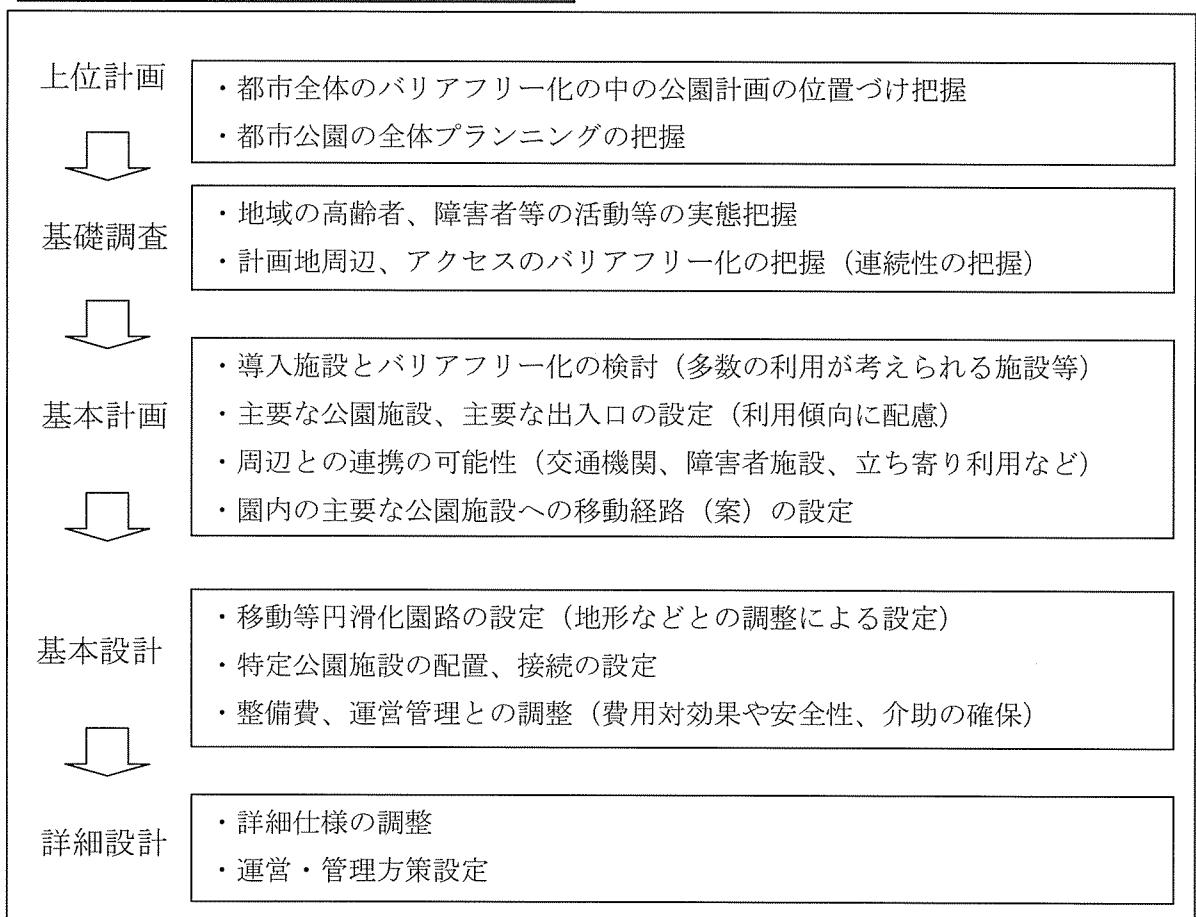
なお、各種機能は、できるだけ効果的に、できるだけ全ての人に平等に提供できるよう、条件、評価、連携の可能性等を総合的に検討する。

6. 個別都市公園の移動等円滑化プランニング

都市全体の中の都市公園の位置づけを把握したうえで、高齢者、障害者等の積極的な公園利用に配慮した移動等円滑化の特徴づけを行う必要がある。

新規整備では、通常の計画、設計過程に以下の項目に配慮していくことで、移動等円滑化をはかることができる。地域全体における都市公園の計画的なバリアフリー化の上位計画がある場合には、上位計画に基づいて、個別都市公園のプランニングを行う。

個別都市公園のプランニング・概要フロー

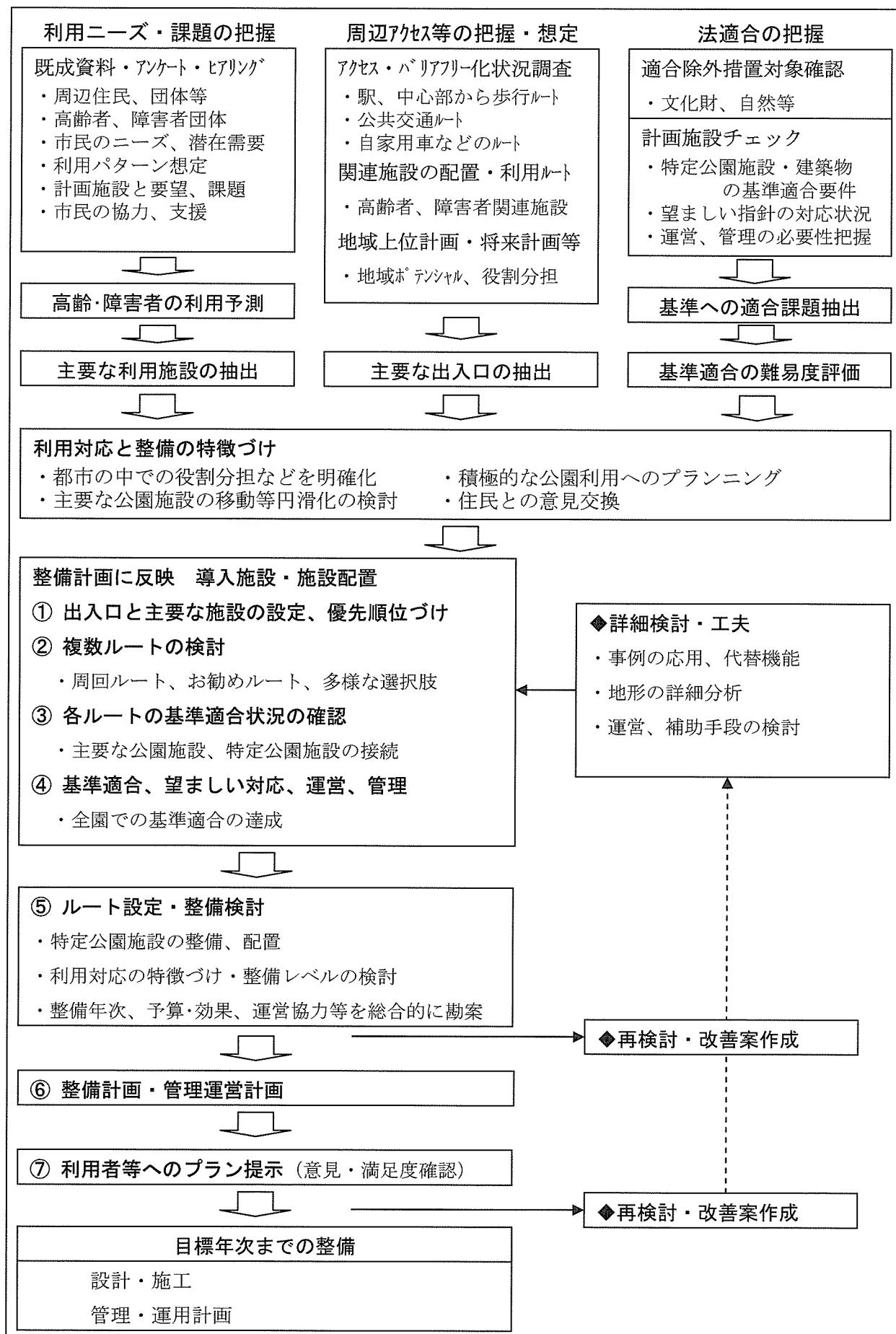


上位計画がない場合は、周辺条件の把握の中で上位計画の想定を行う。上記で、上位計画がある場合、既に基礎調査が行われている場合は省くことが出来る。

次頁以降に総合公園レベルと街区公園レベルの新規整備時の移動等円滑化プランニングの詳細作業フローについて例を示す。

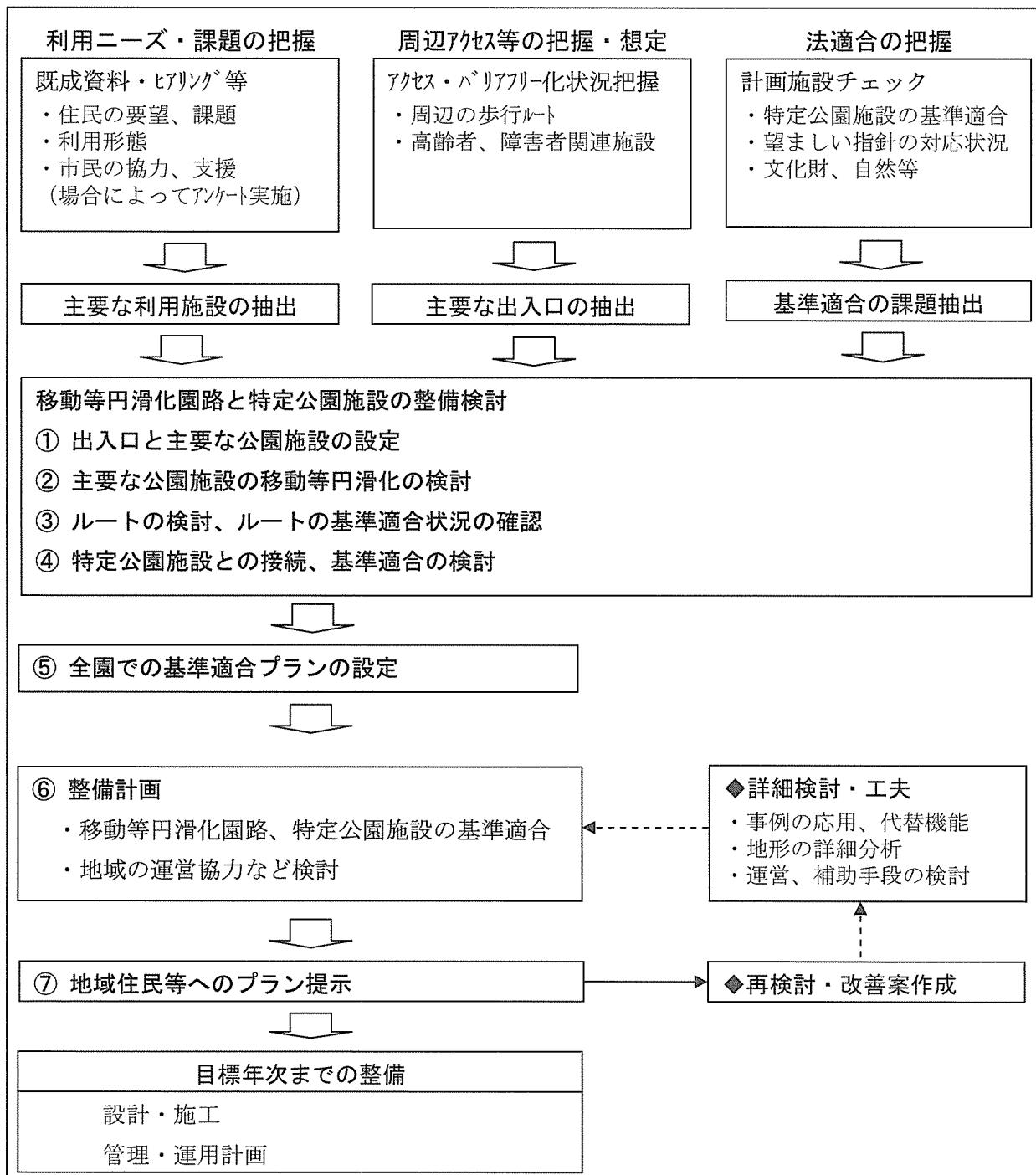
新規整備時のプランニング・詳細作業フロー

総合公園レベル



新規整備時のプランニング・詳細作業フロー

街区公園レベル



なお、当該公園が重点整備地区内に位置する場合は、法の基準、ガイドラインの指針、解説書の配慮事項に適合させるとともに、基本構想で設定された地区のバリアフリー化のレベルに合わせて整備を行っていく必要がある。

7. 公園内の移動と利用等に関する

ネットワークのイメージ

公園内の移動と利用等に関するネットワークのイメージは下記のようなものである。

バリアフリー新法に特定された「特定公園施設」を移動等円滑化園路で接続して、出入口及び駐車場と主要な公園施設を確実に繋げる手法をユニバーサルデザインの中で展開していく。

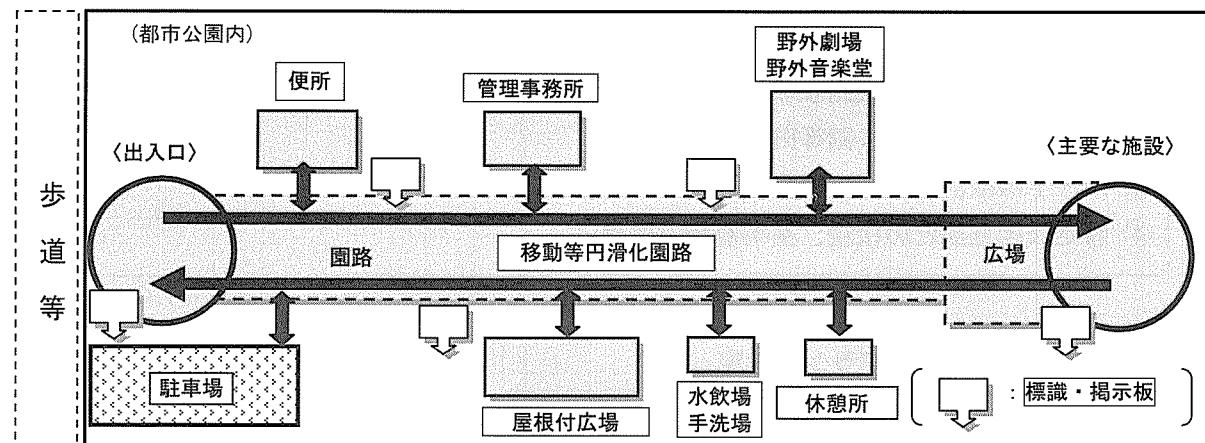
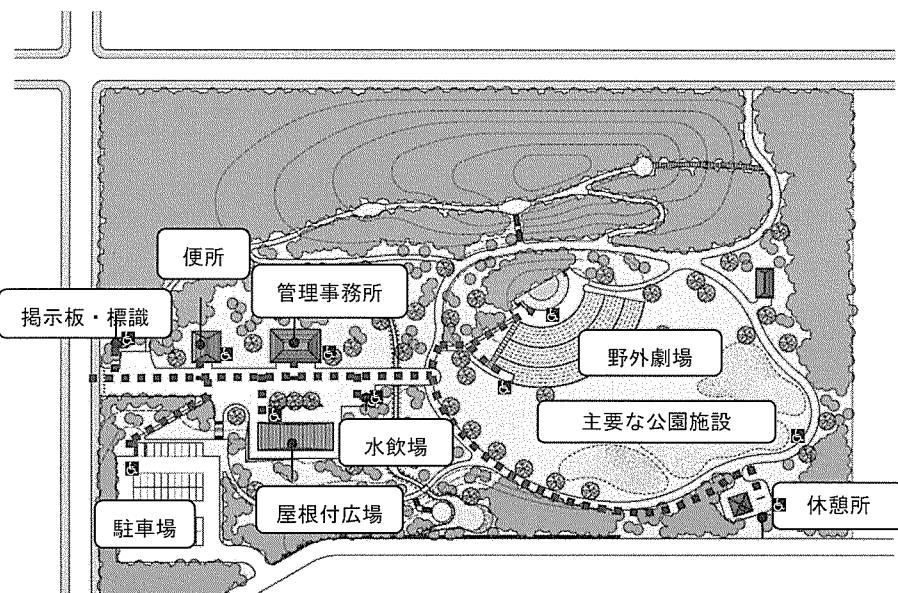
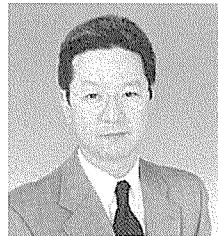


図 特定公園施設の接続の概念

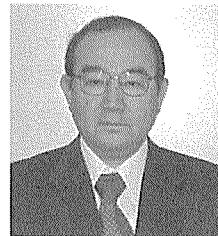


都市公園移動等円滑化基準 特定公園施設の配置図(例)

■調査研究報告 3**国営アルプスあづみの公園における
障がい者等の利用促進方策に関する調査**

第一調査研究室

閔 哲哉



調査研究部長

芦澤 拓実

1. 本調査の目的

本調査は国営アルプスあづみの公園：堀金・穂高地区(供用区域)において、平成16～18年度の3カ年で「誰もが多様な自然環境中で、多様な活動ができる、安全で快適に利用ができる公園づくり＝ユニバーサルパーク」をめざして、一般の利用者とともに、高齢者や身体障がい・知的障がい・難病疾患などの障がいを持つ人にも利用しやすい公園とするために、施設の一層の利便性の向上と柔軟なサービス運営について利用促進方策を検討した。

ここでは、バリアフリー新法の施行に伴う施設面における基準適合のチェックとともに、高齢者や障がい者等の利用行動調査による、よりよいユニバーサルデザインのための調査・検討を行った平成18年度の調査について報告する。

2. 各年の調査概要**(1) 平成16年度の調査概要**

「みんなのための公園づくり(平成11年：(社)日本公園緑地協会)」をもとに施設チェックリストを作成し、公園施設のユニバーサルデザインの適合状況を評価し、問題点を抽出した。運営プログラムについて、高齢者、障がい者等への配慮事項を抽出するとともに、地域の障がい者支援団体等の協力を得て、あづみの公園のより望ましいユニバーサルデザイン

に係る施設のあり方や運営サービス内容について課題を整理した。

①施設面の調査

- ・「みんなのための公園づくり」「ハーバリル法」などにより施設や建築物のチェックリストを作成した。
- ・チェックリストをもとに、開園区域のユニバーサルデザインの調査を行い、施設の改善点を整理した。

②施設面の調査結果

・本公園は、平均斜度6%の既存地形を活かした施設整備のため、全ての施設においてバリアフリーに対応することは困難であるが、施設のより利用しやすいユニバーサルデザイン化のための施設改善は認められるため、一層の利用促進を図る上でこれらの改善点の優先度を検討していくことが必要である。

③運営面の調査

- ・イベント実施内容を把握とともに、福祉や障がい者支援に携わっている専門家に運営面でのヒアリング調査を実施した。
- ・イベント例、ヒアリングを参考に、本公園におけるプログラム運営のためのチェックリストを作成した。
- ・チェックリストをもとに、現状のプログラムにおける本公園のユニバーサルデザインに資する配慮事項を整

理するとともに、サービス内容について課題を整理した。

④運営面の調査結果

- ・運営プログラムの配慮事項について実践による検証が必要である。

・(2) 平成 17 年度の調査概要

施設の問題点について、優先順位フローを検討するとともに、施設改善だけでなくサービスでの対応による利便性の向上の観点からも検討を加えた。運営については、障がい者向けのプログラム実施マニュアルを作成するとともに、ヒアリング事項の検証の必要性から、試行プログラムを立案した。

①施設面の調査

- ・施設改善の優先度を検討するためにその対処方法のフローを検討し、改善施設の優先順位を検討した。
- ・本公園のユニバーサルデザインを実現する上で、施設の改善とともに、利便性の向上の観点から人的、物的サービスで補完する検討も加えた。

②施設面の調査結果

- ・物的サービスとして、障がい者の利用に適した施設の利用案内パンフレット等を再考する必要がある。

③運営面の調査

- ・障がい者等に配慮したプログラム実施マニュアルの作成し、試行プログラムを立案した。

④運営面の調査結果

- ・ヒアリング事項の検証の必要性から試行プログラムを実施し、検証する必要がある。
- ・物的サービスとして、障がい者等への公園利用の情報発信ツール等を検討する必要がある。

(3) 平成 18 年度の調査概要

バリアフリー新法の施行に伴い、移動等円滑化園路の設定と基準適合の見直しを行い、最優先すべき施設の改善設計を行った。運営については、試行プログラムの実施による施設改善へのフィードバックや、サービスツールとして、バリアフリーマップの改善、視覚障がい者用点字パンフレット、地域の障がい者施設等への広報パンフレットの検討や、運営の充実のための地域の障がい者施設や病院との連携方策について検討を行った。

①施設面の調査

- ・バリアフリー新法に基づく基準適合の確認と、最優先施設の改善設計の具体化を図った。
- ・その他の改善施設の優先度を再度チェックし、改善のための事業の概算を行った。

②施設面の調査結果

- ・今後、平成 19 年度以降では、順次施設の改修を行っていく予定である。

③運営面の調査

- ・地域の社会福祉団体、教育関係機関の協力により高齢者や障がい者のための試行プログラムを実施した。
- ・試行プログラムの実施を反映してサービス提供の強化や、情報発信ツールのバリアフリーマップの改善、視覚障がい者用点字パンフレット、地域の障がい者施設等への広報パンフレットなどの検討を行った。

④運営面の調査結果

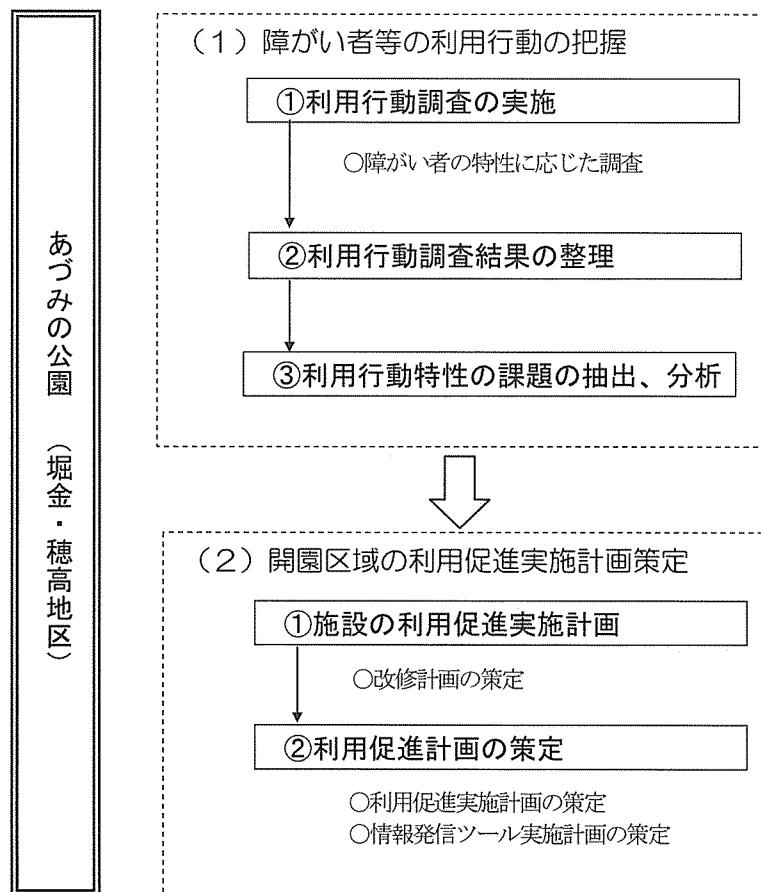
- ・今後、平成 19 年度以降では、運営プログラムの利用ニーズに応じた改善・拡充を継続的に実施・検証するとともに、人的サービスとしてプログラムの運営実績を持つ実践者の協力や地域の医療機関や自治体、各種

関係団体との連携体制を構築し、スタッフと地域の関連団体・施設の連携の強化が必要である。また、物的サービスとして、視覚障害者用点字

パンフレット、地域の障がい者施設等への広報パンフレットの実施を行っていく予定である。

4. 調査の方法

調査の方法を下記に示す。



5. 調査の内容

5-1 利用行動調査の実施

(1) 利用行動調査の内容

①実施期間：平成18年10月25日～11月10日（延べ日数7日 延べ参加者134名）

②実施方法：高齢者、知的障がい者、身体障がい者（杖使用、車いす使用等）などの方々に、日常プログラムの体験や、園内散策など自由に楽しんでいただき、施設の使い勝手等をみるなど園内で行動を共にした。また、参加者自身の気づいた点もあげてもらった。

③調査協力団体：近隣の社会福祉施設の計11団体の協力を得て利用行動調査を行った。

四賀（しが）アイ・アイ（松本市）、穂高悠生寮（ほたかゆうせいりょう）れんげの家（安曇野市）、JAあづみあんしんの郷（さとにれ）（安曇野市）、大北（だいほく）圏域障害者総合支援センター スクラムネット（大町市）、アルプス学園（安曇野市）、障害者相談支援センター ぴあねっと・まつもと（松本

(2) 調査結果の概要

① 知的障がい



出入口がわからないので、扉付近でとまどう
(テーマ展示館)

市)、桔梗（ききょう）小学校（塩尻市）

④ 参加された障がい者等の状況

- ・知的障がい：知的障がい者
- ・軽度発達障がい：ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症
- ・身体障がい：車いす使用者、歩行器使用者、杖、車いす使用等の高齢者、下肢、上肢障がい、脳性麻痺、筋ジストロフィー、電動車イス使用者
- ・情報障がい：弱視左麻痺、視覚・聴覚・肢体障がい者
- ・内部障がい：内臓疾患
- ・障がい児
- ・高齢者

⑤ 参加プログラム

- ・野草を植える体験、動物ふれあいコーナー（イベント）
- ・そば打ち体験、クラフト体験（カスタネット、コースター）、解説プログラム、園内散策、トレイン（こもれびトレイン、水の路トレイン）



サインが目立たないため、中央ゲートまで迷う
(中央ゲート)

②肢体障がい



足が入らないため作業がしづらい。（社会科教室、そば打ち体験）



ミシン目のトイレットペーパーがあれば、手が不自由でも利用しやすい（多目的トイレ）

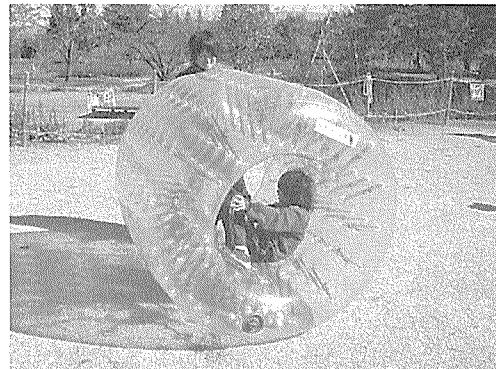


急で長く続く園路は下るのは怖い。また、登るのは介助人が必要である。



自分自身の体を支える手すりの連続性を確保する。

③障がい児



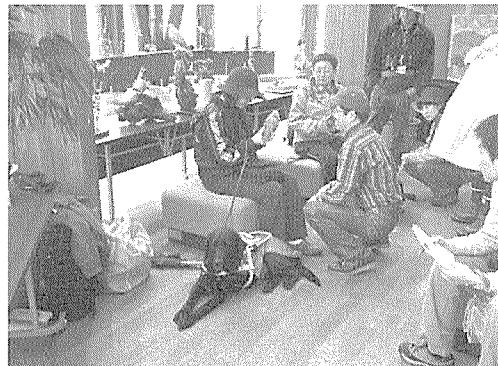
- ・障がい児は、遊具があれば遊ぶことができる。遊具がない芝生広場のような公園利用は苦手のようである。
- ・遊んだあとの手洗い場、水飲み場が近くにほしい。



④情報障がい



聴覚障がい者にとって、映像で字幕があれば望ましい。



触れて体感できるものがほしい。（昨年度のバードカービング展示のようす）

(3) 課題事項(障がい者等のニーズ)

①共通事項

○園内全体

- ・降雨時に雨をしのぐ避難場所
- ・休みながら散策できる園路(ベンチ、車いす使用者が休憩できる水平部分、日陰)

○多目的トイレ、一般のトイレ

- ・使いやすい高さのペーパーホルダー
- ・ゆったりおける荷物置き場
- ・手洗い後、簡単に水が拭えるエタオル
- ・手が洗いやすい高さの洗面台
- ・手が不自由でも使いやすいトイレットペーパーの設置（ミシン目があると良い）
- ・トイレの見やすい「使用中」のサインの文字
- ・開閉の際に軽く引くことができる扉

- ・操作しやすい洗浄、蛇口（自動と手動の併用）など

○サイン

- ・誰もが判断できる表示（ピクトと文字のセットなど）
- ・みんなが利用できる園路などが表示されている案内板の設置
- ・大きさ、色、高さ、角度など（医療室、中央ゲート出口、エレベータなど）
 - *視認しやすいサインの高さ、・視認しやすいサインの角度
- ・イベント時の開催場所を示す案内の表示
- ・人が集まる拠点に設置された総合案内サイン

③施設面の改善事項

	施設改善の観点から対応が望ましい事項	
	軽微な施設改善で対応が可能な事項	利用促進の向上のために望ましい事項
園路 (階段、スロープ、エレベータ)	<ul style="list-style-type: none"> ○中央ゲートに向かう傾斜路の位置がわかりづらいため、見やすいサインをわかりやすい位置に表示する必要がある。 ○中央ゲート階段の手すり端部がむき出しのため、衣服等がひっかかる、あるいは転倒する要因となるため、改善が必要である。 ○同じく階段の手すりが連続していないため、障がい者の障がいの状況によっては、階段中間の踊り場で階段が終了したと勘違いしやすく、つまずく等の事故を誘発しやすいため、手すりを連続させて安全性を確保することが必要である。 ○展望テラス階段の手すりは、太くて掴みにくいため、握力の弱い障がい者にとっては握りやすい形状に変更することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○中央ゲート手前にある階段の終始部の全幅に、視覚障がい者誘導用ブロックを設置することは基準を満たしているが、そのブロックで高齢者などはつまずく要因ともなるため、視覚障がい者誘導用ブロックについてよりよい設置方法を検討することが望ましい。 ○車いす使用者にとって、展望テラスに設置されたエレベータの入口は基準幅を満たしているものの、幅が狭いため、より利用しやすい広い入口への改善が望ましい。
多目的広場	—	—
水景施設・ 水辺空間 (小川・池)	—	—
樹林地 (森)	—	<ul style="list-style-type: none"> ○活発な活動が困難な障がい者にとっては、色彩豊かな樹木、様々な木肌、野鳥の好む実のなる木、匂いを発する木など、視覚、触覚、聴覚、嗅覚で楽しめる樹木等を配置した園路等の整備や、それらの情報を解説・提供するサービス施設の整備の検討が望まれる。
花壇	—	—

	施設改善の観点から対応が望ましい事項	
	軽微な施設改善で対応が可能な事項	利用促進の向上のために望ましい事項
休憩施設・サービス施設	○移動が困難、体力が弱い障がい者にとっては、休みながらの移動となるため、日陰での休憩が必要であり、木陰等を活用したベンチの再配置が望まれる。	—
トイレ	○社会科教室付近の多目的トイレは、開閉の際に重い扉を開けやすくする扉の微調整が望まれる。 ○見やすい「使用中」のサインの改善が望まれる。 ○自動式の手洗い水洗やトイレの自動洗浄は、誤操作や利用の混乱を招くため、手動レバー式の併用の検討が望まれる。 ○障がい者の種々の障がいの状況に対応した使いやすい機器設備やその高さや配置等、統一的な設置方法を検討することが望ましい。 ・ペーパーホルダーの位置・高さ ・各種レバー・スイッチの統一的な配置 ・手洗い後のエアタオルの設置	○視覚障がい者にとって、トイレの位置がわかる信号音の発生装置の設置の検討が望まれる。 ○多目的トイレのピクトサインが視認しにくいため、高さ、向き、色などの改善の検討が望まれる。 ○駐車場に近接した無料区域内での多目的トイレの設置が望まれる。 ○視覚障がい者の盲導犬や補助犬のためのトイレの設置が望まれる。
緊急サービス施設等	—	○ガイドセンター内の救護所について、わかりやすいサインや認識しやすい扉の色など、施設の所在をわかりやすくする対応の検討が望まれる。
公園サイ ン・施設 情報の提 供	○ガイドセンターから園内に入場した地点から、展望テラスに設置されたエレベータの位置がわかりやすく誘導できるサインの設置の検討が望まれる。 ○ゲートから園内に入り、目的の施設・広場へ向かう方向が確認しにくいため、各方向への視認しやすい誘導サインの設置が望まれる。	○総合案内板にみんなが利用できる園路などが表示されるとともに、適所に総合案内板を設置する検討が望まれる。 ○ピクトサインを統一し、文字を併記するとともに、大きい文字、目立つ色にすることで、高齢者等にもわかりやすい表示とする検討が望まれる。
レストラ ンあづみ の	—	—

	施設改善の観点から対応が望ましい事項	
	軽微な施設改善で対応が可能な事項	利用促進の向上のために望ましい事項
ガイドセンター	—	○自動ドアの有効幅は、基準を満足しているものの、車いす使用者や介助が必要な障がい者にとっては、より広い有効幅へのドアの改善の検討が望まれる。
テーマ展示館	—	○聴覚障がい者の方にとって観覧室映像の字幕スーパーの提供の検討が望まれる。
駐車場	—	○車いす使用者用の駐車スペースは基準に対し幅員が狭いところがあり、また、最近は車いすを車の後方に収納する場合もあるため、幅員だけでなく駐車長さについても適正な障がい者用駐車スペースを検討することが望まれる。
利用プログラム	—	—

④サービス面の改善事項

	サービスの観点から対応が望ましい事項	
	現状の体制で軽微なサービスツールの提供により対応が可能な事項	体制補強のほか、スタッフ等のサービス能力向上により対応が可能な事項
園路 (階段、スロープ、エレベータ)	<ul style="list-style-type: none"> ○園路の縦断こう配や幅員、園路の両脇の植栽状況等により、「なだらかコース」、「チャレンジコース」、「自然ふれあいコース」など、障がい者等の利用目的により選択できる散策コースの設定や、その情報の提供が望まれる。 ○8%以下の縦断こう配が相当延長連続する場合は、その情報提供が望まれる。 ○障がい者にとって、縦断こう配が厳しい園路は、勾配やその距離等を表示することにより、障がい者が進行を状況判断できる情報を提供することが望まれる。(パンフレットなど) 	—
多目的広場	<ul style="list-style-type: none"> ○移動が負担となる障がい児等には、水飲みが広場に近接した位置に設置されていることが望ましい、あるいは水飲み場の位置を情報提供することによりサービスが維持される。 	—
水景施設・ 水辺空間 (小川・池)	—	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者等にとっても一般の人と同様に、水に触れたり、せせらぎを見たり、中に入ったりと様々な体験ができるようにすることが望まれる。
樹林地 (森)	<ul style="list-style-type: none"> ○危険な植物には、警告サインの設置や定期的な剪定などの維持管理が望まれる。 	—
花壇	<ul style="list-style-type: none"> ○車いす使用者など、一般の利用者とは目線の高さが異なる点を考慮した草花の植栽を行うことが望ましい。 	—
休憩施設・サービス施設	<ul style="list-style-type: none"> ○コインの投入口、ボタンの位置が高い自動販売機は、車いす利用者の購買が困難なため、機器の改善が望まれる。 ○移動が困難な障がい者にとって、降 	—

	サービスの観点から対応が望ましい事項	
	現状の体制で軽微なサービスツールの提供により対応が可能な事項	体制補強のほか、スタッフ等のサービス能力向上により対応が可能な事項
	雨時などに雨をしのげる屋根のある緊急避難場所の位置について情報提供をすることが望まれる。	
トイレ	○手が不自由な障がい者等にとっては、ミシン目があるトイレットペーパーによる使い勝手のよりサービスの改善が望まれる。	—
緊急サービス施設等	○園内利用時の緊急時に、パンフレットやサインに、センター救護所等の緊急連絡先をわかりやすく明示することが望まれる。	—
公園サイ ン・施設 情報の提 供	○視覚障がい者にとって、園内利用を快適にする上で、触知図(点字パンフレット)による情報の提供が望まれる。	—
レストラ ン あづみの	○メニューでもある券売機について、視覚障がい者や車いす使用者にとって、購入しやすいようレストランスタッフが気配りを行うことが望まれる。 ○自動ドアの開閉時間が障がい者の障がいの程度によっては短いため、通過の安全を確保するために開閉間隔の調整を行うことが望まれる。	—
ガイド センター	○(再掲)自動ドアの開閉時間が障がい者の障がいの程度によっては短いため、通過の安全を確保するために開閉間隔の調整を行うことが望まれる。 ○パンフレット等がおかれている棚や引き出しの位置が高いため、車いす使用者等が取りやすい低い位置にも配置することが望まれる。	○障がい者の利用促進のための、必要最小限の情報内容を検討し、障がい者等にも理解しやすい各種パンフレットの整備と広報の検討が望まれる。
テーマ展示館	○(再掲)自動ドアの開閉時間が障がい者の障がいの程度によっては短いため、通過の安全を確保するよう開閉の間隔を調整することが望まれる。	—

サービスの観点から対応が望ましい事項		
	現状の体制で軽微なサービスツールの提供により対応が可能な事項	体制補強のほか、スタッフ等のサービス能力向上により対応が可能な事項
	<ul style="list-style-type: none"> ○杖を使用する障がい者等は歩行に集中するため、通路途中の展示より、休憩スペースへの展示物を配置することが望ましい。 ○そば打ち体験等、車いす使用者の近づきやすい作業台の下部空間、高さの確保を検討することが望まれる。 	
駐車場	—	—
利用プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者等も参加できる利用プログラムでは、公園スタッフと障がい者の引率者との事前打ち合わせが重要であるため、予約時等に利用の意向を聞き取り、施設案内等、関係スタッフとの事前の調整を図る対応が望まれる。 ○参加した障がい者の緊張を和らげるコミュニケーションの取り方に配慮する対応が望まれる。 	<p>○現状のプログラムについて、障がい者等が参加する際に留意すべき事項等について、専門家によるレクチャーやスタッフ間での議論等により、障がい者等へのサービスに向けたよりよいホスピタリティの向上が望まれる。</p>

5-2 利用促進計画

(1) バリアフリー新法の「移動等円滑化園路」と選択可能な園路「魅力ルート」の設定

バリアフリー新法では「出入口」及び「駐車場」を起点として、主要な公園施設、特定公園施設と接続した園路及び広場を1つ以上設定することが義務づけられているため、本公園においても「移動等円滑化園路」の設定を行った。

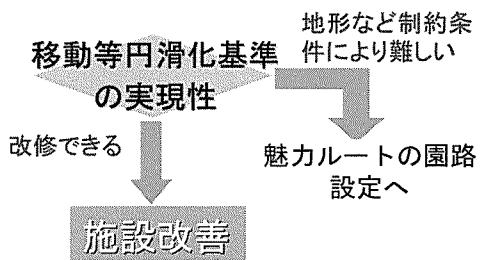
また、本公園は安曇野の里山環境に立

地しその地形条件(園内の平均斜度 6%)から、園内の移動等円滑化において大きな制約となっている。一方、この里山環境は周辺の山並み景観を望める条件は本公園の重要な魅力であるため、障害の程度や体力の状況により来園者が選択して移動ができる「魅力ルート園路」を複数、設定した。各コースの魅力やあるいは園路のこう配や距離など、高齢者・障がい者等が利用判断できるサービス情報についてパンフレット等による提供を行う。

○移動等円滑化園路の設定

- ・本公園の主要な施設として、多数の利用者が見込まれる施設を検討・設定する。
- ・出入口及び駐車場から主要な施設までのルートを検討・設定する。

※移動等円滑化園路となるルートについて、基準の満足をチェックし、基準を満たさない場合は、早急に改善を図る。なお、地形条件等によりやむを得ず園路の改善が困難な場合は、移動等円滑化園路として、設定は行わないものとする。(ただし、サービスでの対応により、極力、園内の移動が広範囲となるように努め、「魅力ルート園路(右欄参照)」として利用促進を図るものとする。)



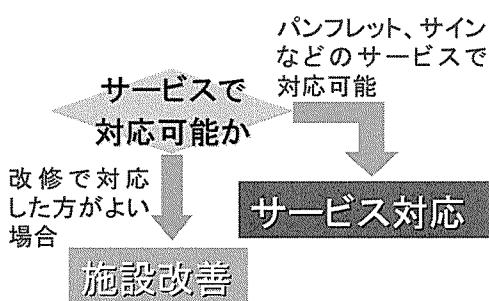
○魅力ルートの園路設定

- ・移動等円滑化園路以外で、地形条件等の制約により、若干、移動円滑化基準を満たさない場合で本公園の魅力を表す園路は、「魅力ルート園路」として検討・設定する。

※魅力ルート園路は、地形条件の制約により移動等円滑化基準を満たさず、大幅な改修も困難な場合の園路であるが、公園の魅力を表し、利用者の判断で移動できる園路として検討・設定する。

利用促進の観点から予め園路のこう配や距離などサービス情報についてパンフレット等による提供を行う。

(下図の両方で対応する場合もある。)



(2) 移動等円滑化園路の設定

① 移動等円滑化園路の設定方針

本公園の移動等円滑化園路は、次の方針に従って設定した。

- ・本公園の移動等円滑化園路は駐車場からガイドセンターを通り、「安曇野入門体験パーク」にふさわしい2経路の園路を設定する。この園路は、安曇野の自然、文化などが手短に知ることができ、主な公園の特徴を紹介できる園路である。

○展望テラス・水辺の休憩所コース

安曇野の代表的な景観を一望できる展望テラス、水の音や樹林内を自然散策できる園路

駐車場・エントランス→ガイドセンター→展望テラス→水辺の休憩所（往復コース）



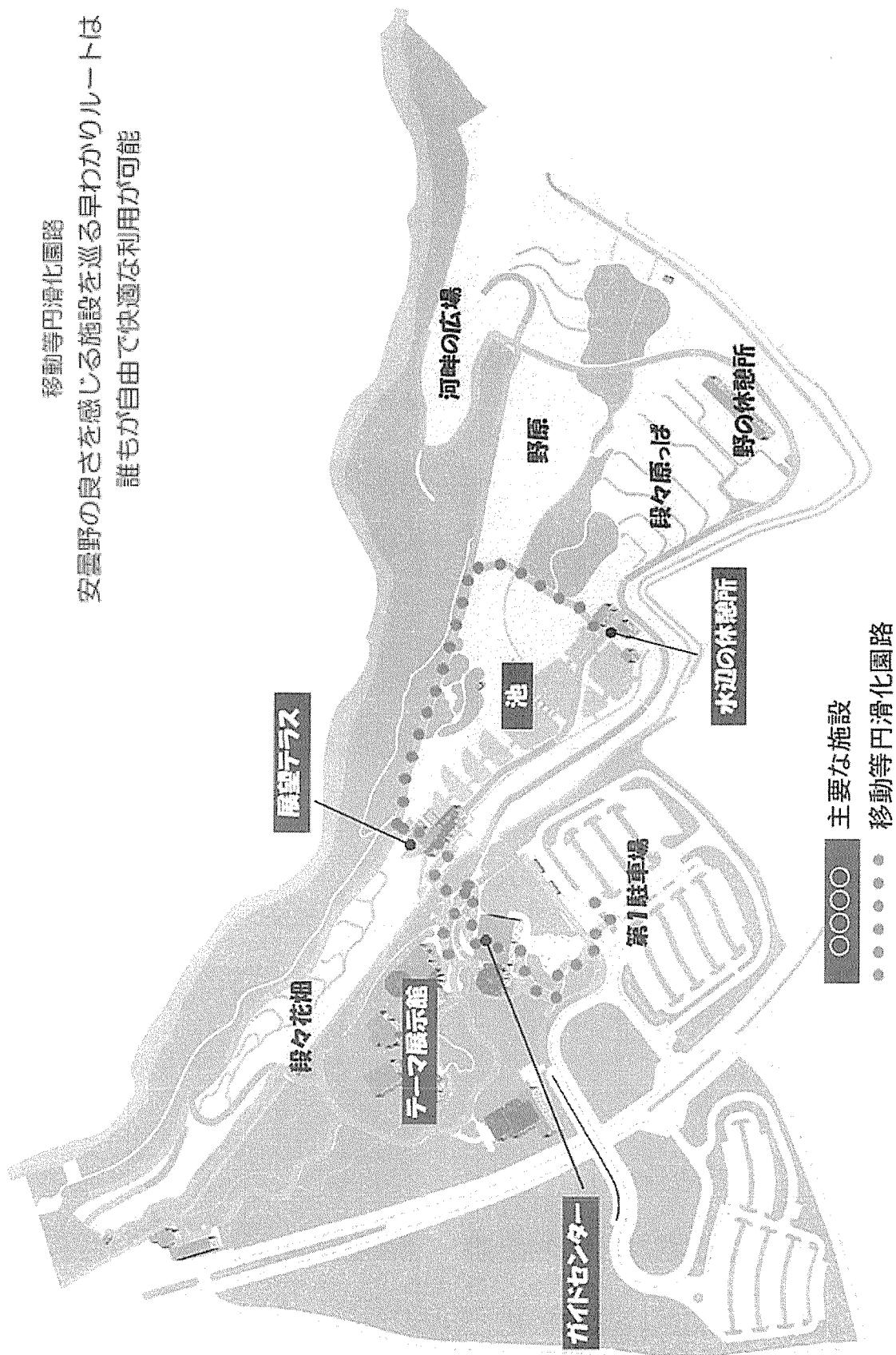
○テーマ展示館コース

自然、文化などをテーマとしたテーマ展示館まで。

駐車場・エントランス→ガイドセンター→テーマ展示館（往復コース）



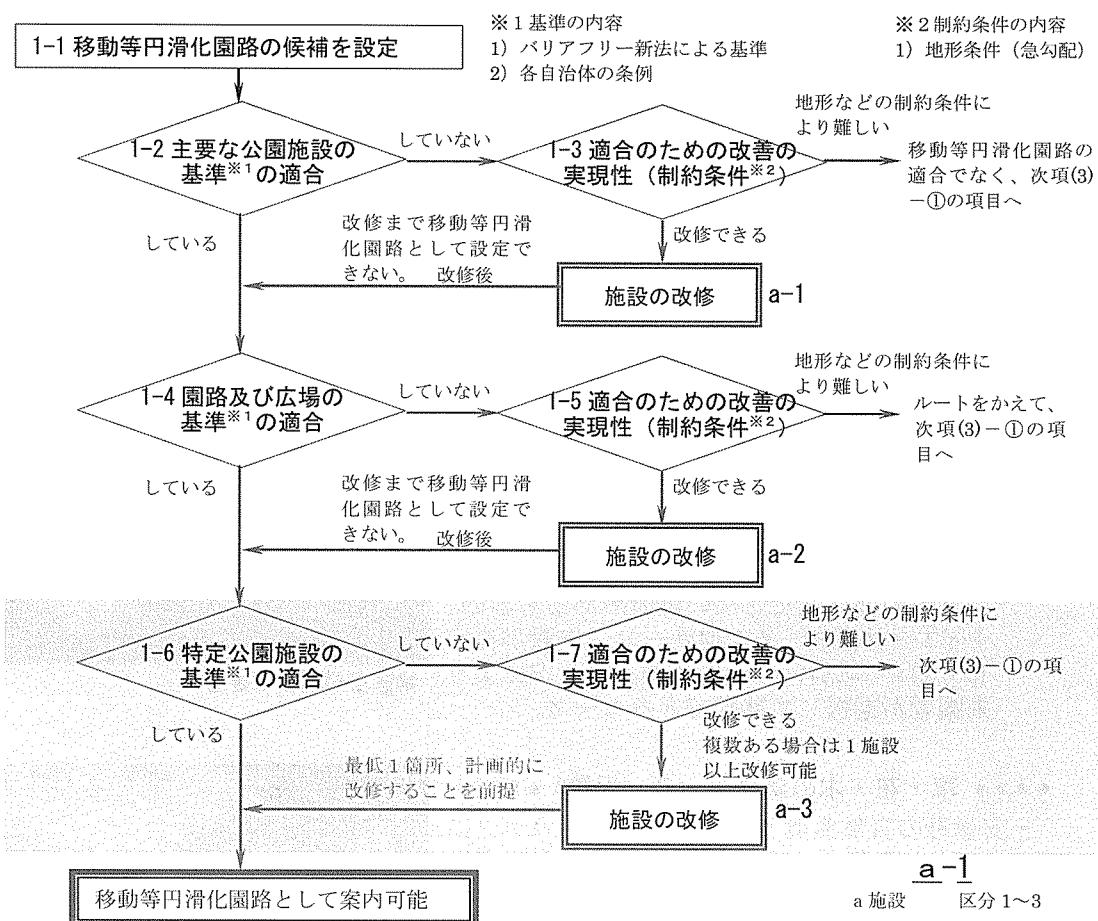
移動等円滑化園路
安曇野の良さを感じる施設を巡る早わかりルートは
誰もが自由で快適な利用が可能



②移動等円滑化園路の実現のための改善方法

「移動等円滑化園路」は、「出入口」又は「駐車場」を起点として、“主要な公園施設”及びそれぞれの“特定公園施設”的1以上と接続した“園路及び広場”である。

移動等円滑化園路は1以上設置することが義務づけられている。園路設定のためには、施設の改善が必要な場合が生じる。



③具体的な改善方法例

記号	条件説明	代表例
a-1	施設の改修	○本公園では該当なし
a-2		○本公園では該当なし
a-3	○駐車場の幅員 ○サインが見にくいため、見やすい角度、文字の大きさに変更。	○駐車場の幅員 ○サインが見にくいため、見やすい角度、文字の大きさに変更。

(3) 魅力ルートの園路設定

① 魅力ルート園路の設定方針

○本公園は、棚田や里山環境・地形にあり、既存地形を活用したものであるため、縦断勾配がやや急な園路があるが、こうした整備は、多様な自然環境を伝えることができ、高齢者、障がい者等多くの来園者の多様な利用ニーズに応えることが可能な公園ともいえる。

○魅力ルートの園路は、接続する特定公園施設や周辺の景観などにより、自然をテーマにした様々な魅力あるルートである。これらについては、地形など制約条件により移動等円滑化園路に設定することはやや困難であるが、障がい者等にとって介助（家族連れ、スタッフなど）があれば利用・通行することが可能な園路である。そこで、来園者の判断、選択が可能な園路として位置づけ、ルートの魅力やサービス施設等の位置の情報をパンフレットやサインなどで補い利用を推進する園路とする。

***** 眺望コース（仮称） *****

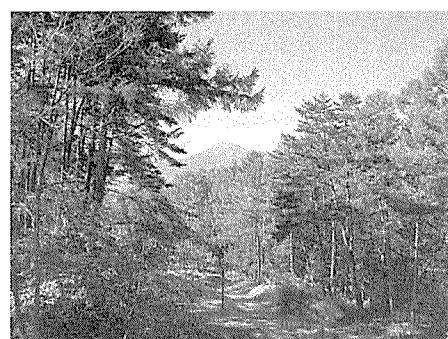
- ・展望テラス・水辺の休憩所コースから連続して、開放的で多様な利用ができる広場空間を周遊できる。本公園では展望テラスといった場所でもよい眺望が得られるが、さわやかな風、開放感あふれる空間を歩きながら、良好な景観が得られる。地形条件は一部、園路こう配の基準満たさない箇所があるものの、トイレ・休憩所、その他サービス施設が充実しており、障がいの程度や体力の状況により来園者が選択して移動できるコース。



常念岳が眺望できる

**** 草・花・木の満喫コース（仮称） ****

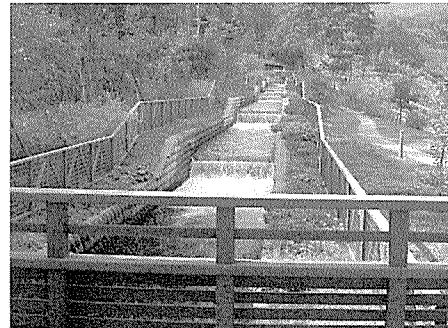
- ・安曇野の自然環境として、草花、アカマツに代表される樹木、烏川の渓流環境など、多様な自然条件や生き物とのふれあいも期待できる。地形条件は、一部傾斜路相当の園路があり、傾斜路の基準を満たさないものの、障がいの程度や体力の状況により来園者が選択して移動できるコース。



樹木のこもれびで自然を満喫できる。

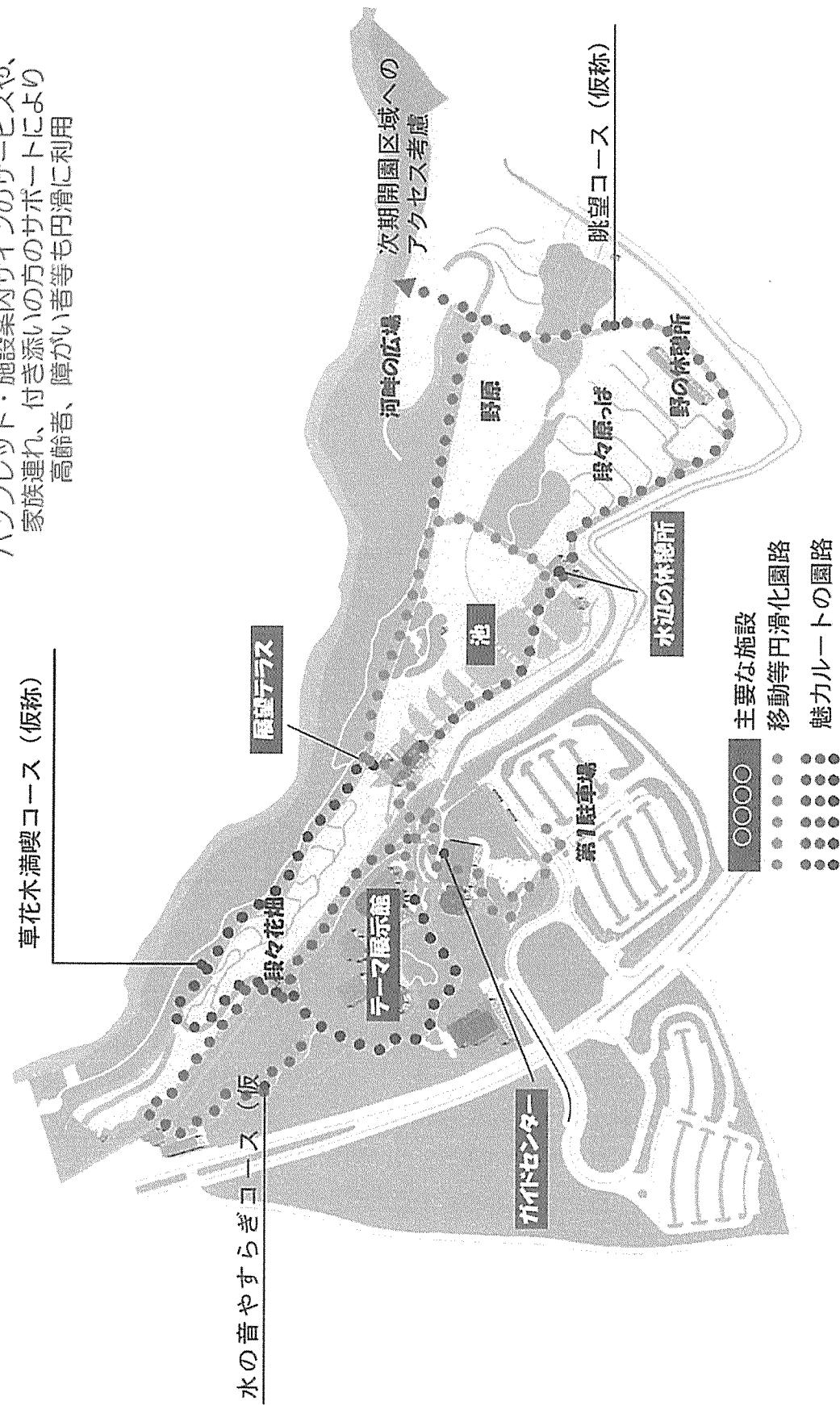
**** 水の音やすらぎコース（仮称）****

- ・水路の水の音を感じながら、散策できる。開園区域の須佐渡口ゲートを通りながら、林内を散策できる。地形条件は、須砂渡口ゲートから林内へ入る傾斜路が勾配が急なもの、障がいの程度や体力の状況により来園者が選択して移動できるコース。



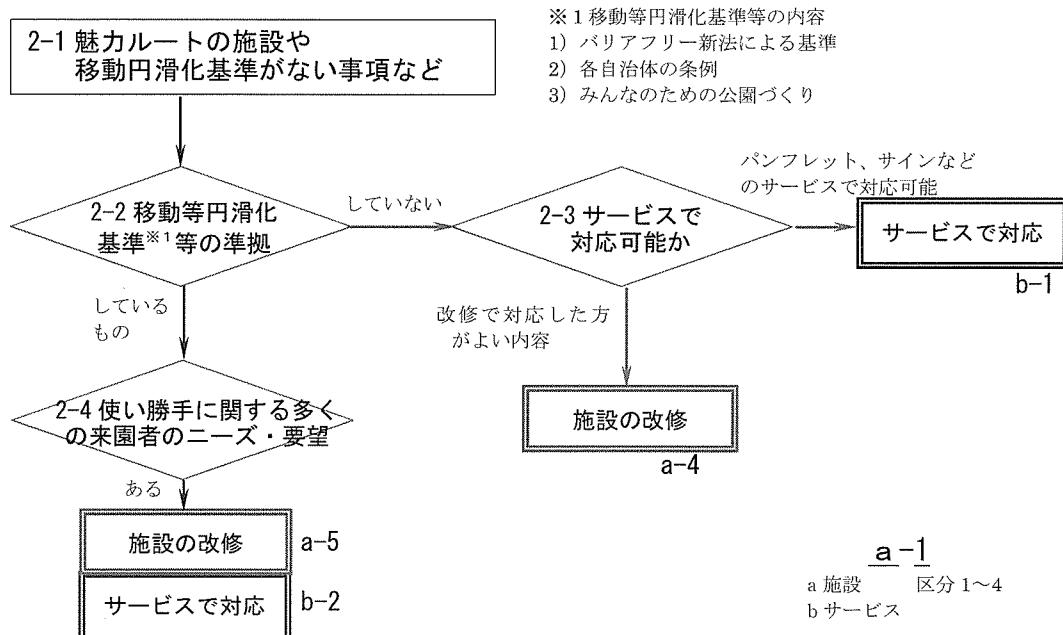
農業用水路の水の流れが心地よい。

魅力ルートの園路
パンフレット・施設案内サインのサービスや、
家族連れ、付き添いの方のサポートにより
高齢者、障がい者等も円滑に利用



②魅力ルート園路の実現のための改善方法

移動等円滑化園路以外または、広場や施設及び特定公園施設の利便性を向上させる改善方法として、施設を改善する方法と、スタッフによるサービスで対応することが考えられるが、常駐スタッフがいることから、サービスを基本・優先とした利用促進を図る。

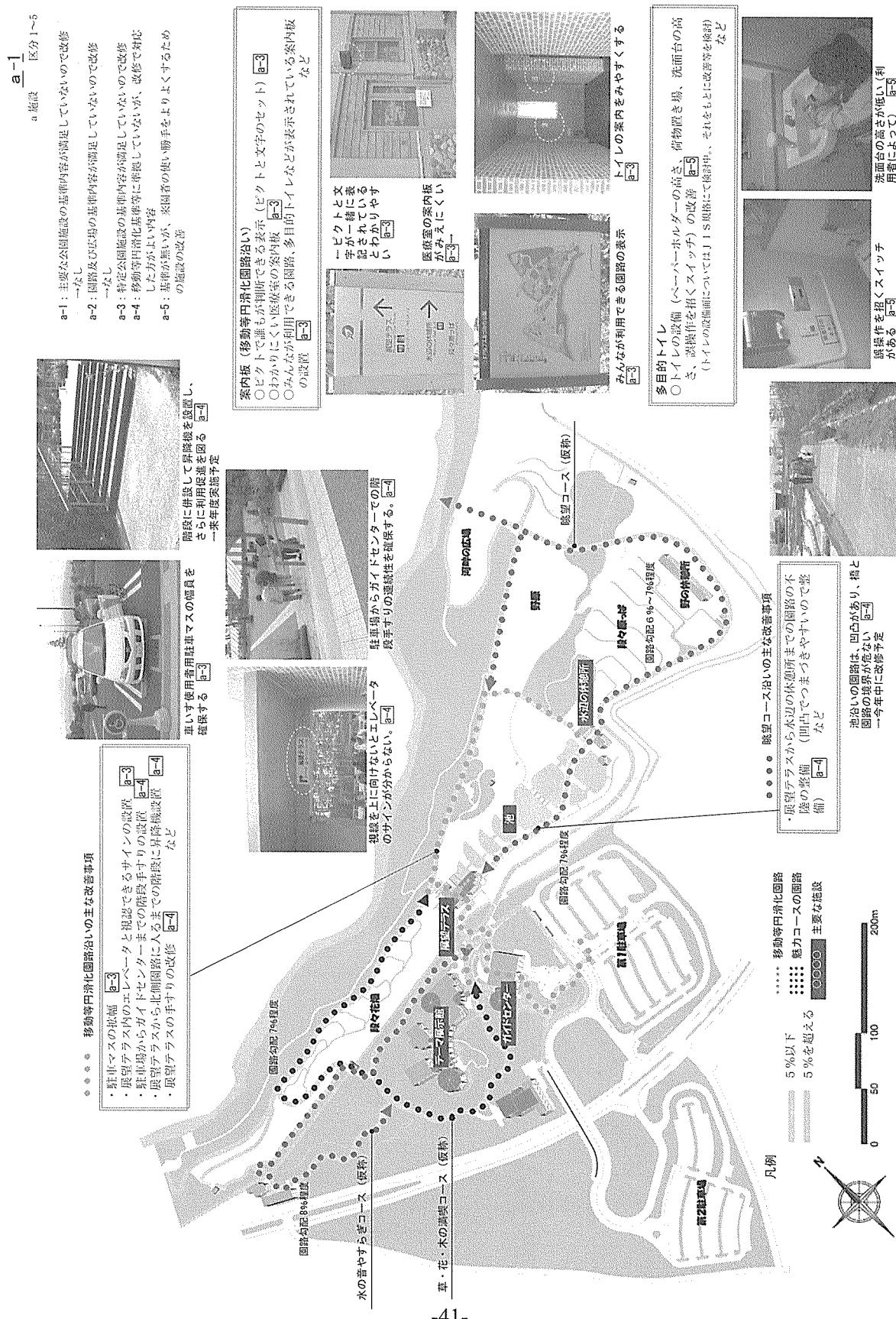


③具体的な改善方法例

記号	条件説明		代表例
a-4	施設の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化基準等に準拠していない。 ・改修で対応した方がよい。 ・緊急性がなく、時期をみて改修をしていく。 	○展望テラスから水辺の休憩所に向かう園路の不陸を時期をみて直す。
		<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化基準等がない。 ・来園者の使い勝手をよりよくするため施設の改修で対応する。 ・(小規模な改善で、利用促進が図れる。) 	○展望テラスの多目的トイレでベビーベットが入口付近にあるため、開閉しにくいことから、配置を直す。(トイレ設備)
b-1	サービスで対応	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化基準等に準拠していない。 ・条件から勘案して、パンフレットやサインなどで対応する。 	○傾斜が急な園路は、バリアフリーマップで情報発信する。
b-2	サービスで対応	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等円滑化基準等がない。 ・来園者の使い勝手をよりよくするための日常的なサービスで対応する。 	○多目的トイレのトイレットペーパーをミシン目のついたものとする。

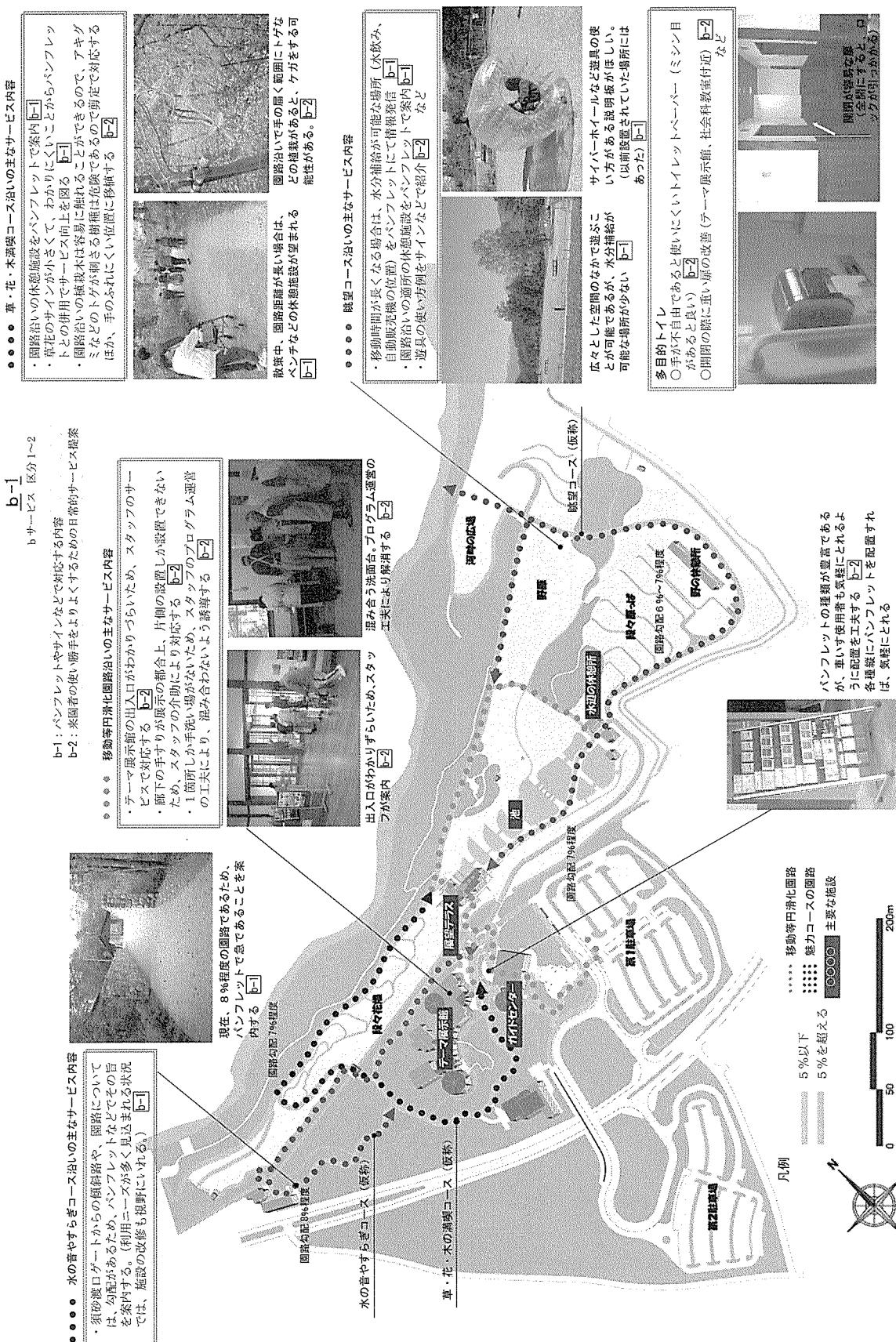
(4) 主な施設改善の内容

改善フローに従い、利用促進のために行う施設改修内容は、a-1 から a-2 は該当しないため、a-3 から a-5 について段階的・計画的に行っていく。



(5) 主なサービス改善の内容

改善フローに従い、本公園の利用促進のために行うサービス内容は次のとおりである。本公園では常駐スタッフがいることから、サービスが充実した公園を目指す。



(6) 情報サービスツール

現状、「団体利用の手引」には「バリアフリーマップ」を掲載し、身障者用の駐車スペースや、園内の起伏状況、危険な場所等の注意事項について情報提供している。その他同パンフレットにおいて「団体でご利用になる皆さまへ」で「身障者の方の入園について」の項目があり、団体入園時の申し込みや、手帳を提示した方は無料になる旨が記されている。

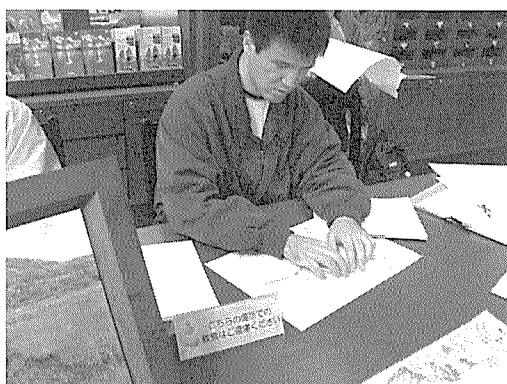
バリアフリー対策を講じている公園であることは伝わるが、障がい者や高齢者が楽しめる公園かどうか十分伝わっているとはいえない。

そのため、広報の役割も踏まえた情報サービスとして、今年度は以下のような情報ツールを検討した。このうち点字地図及び障がい者用ミニパンフについては実施予定である。

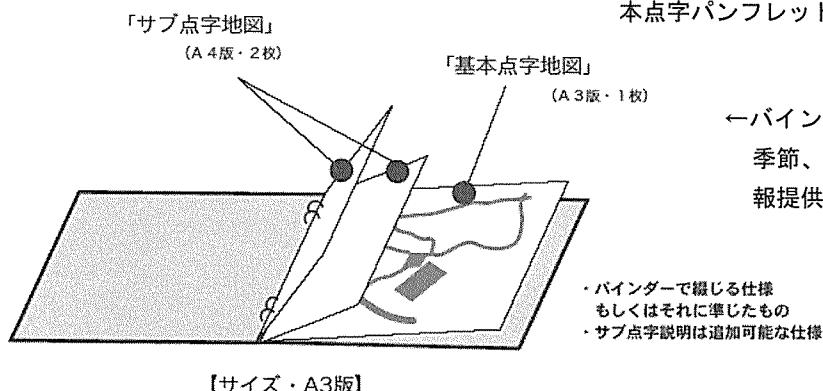
①	点字地図	視覚障害者を対象とした園内地図及び施設情報を点字により表示したパンフレット
②	障がい者用ミニパンフ	障がい者に役立つ情報で再構成した、来園時の持ち歩きようミニパンフレット
③	P R E パンフ (事前配布用)	障がい者用パンフ（事前配布用）障がい者に役立つ情報で再構成したオフィシャルパンフレット、事前に障がい者施設等に配布し、公園の認知度の向上を期待する広報パンフレット

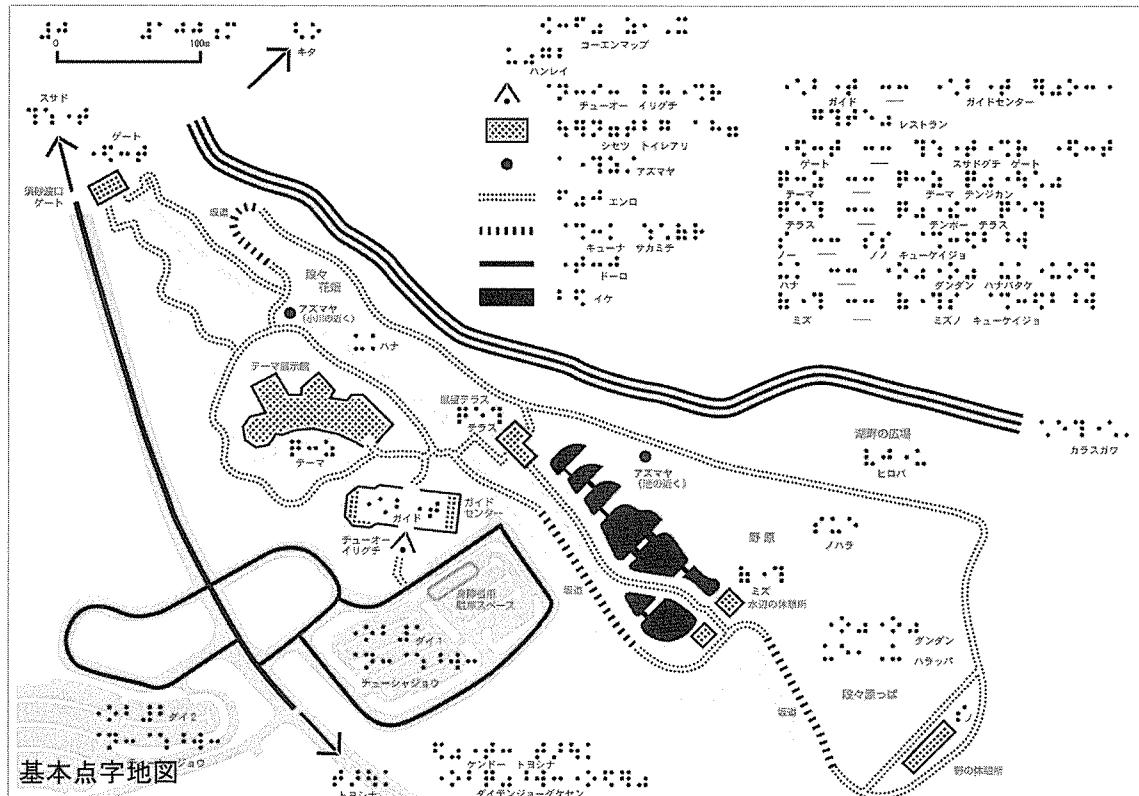
①点字地図

- ・視覚障がい者への園内利用の事前レクチャー用として、触知図（点字地図）を整備。
- ・どんな施設があるのかを「基本点字地図」（A3版）で確認し、個々の施設やサービスを「サブ点字説明」で説明する。



本点字パンフレットの試行風景





一頁

- 01: 1
02: こくえい あづみの こーえんの とくちょー
03: こくえい あるふ。す あづみの こーえんわ、 しんしゅー
04: あづみのめくまれた しせん かんきょーを いかし、
05: 「しせんとふんかにいた」かれた ゆたかな しゆー じかん
06: かつと一の しつけん」を てーまとした こーえんてす。
07: およそ 27 ha あるえんないにわのはらや いけ、
08: せせらきなどかあり、そこにあつまる ちょーや とんほなど
09: まさきまなりきものかおりなす ふーけいにて あえます。
10: こーえんのきたにわからすかわ、みなみにわけんと一とよしな
11: たいてんしよーたけせんかと一さいにひており、こーえん
12: せんたいをそのあいたにおさめます。はるかにしにわ
13: じよーねんだけをはしめとするきたあるふすのやまやまを
14: のそむことかきてき、またひかしにわあづみのちを
15: のそむこともきてきます。
16: えんないわひかしかわか ていちになつているため、
17: きゅーなさかみちとなるかしょかあります。えんろでとくに
18: きけんなかしょわありませんか、あめのあとぬかるみ、
19: ふゆはのゆきやこおりてあしをすべらせるこのないよー
20: こちゅーいくたさい。
21:

サブ点字説明

②障がい者用ミニパンフ

・持ち歩きが簡単なハンディタイプのものを検討する。

【サイズ】: 100ミリ×210ミリ・折り6面(現状パンフレットと同寸)

This section contains the "Alps Azumino National Government Park Guide Map" designed for people with disabilities. It includes:

- 公園全体図 (Park Overall Map):** Shows the layout of the park with various facilities like the Exhibition Center, Guide Center, and parking lots.
- おすすめルート (Recommended Route):** Two routes are shown:
 - 高瀬テラス・水辺の休憩コース (Kiso Terrace - Waterfront Rest Course):** A shaded route starting from the Kiso Terrace, passing through the Pond Area, and ending at the Field Rest Spot.
 - テーマ展示館コース (Theme Exhibition Hall Course):** A shaded route starting from the Exhibition Hall, passing through the Panoramic Terrace, and ending at the Open Space by Stream.
- 交通のご案内 (Transport Information):** Includes a map of the area around the park, information on bus stops (e.g., "アルプスあづみの公園バス停"), and details about parking (e.g., "専用駐車場 Exclusive Parking Lot").
- 利用のご案内 (Usage Information):** Details opening hours (e.g., 9:30-17:00), admission fees (e.g., 400円 for adults), and contact information for the Management Center.
- 施設ガイド (Facility Guide):** A large section showing 13 numbered facilities:
 - 1 ガイドセンター (Guide Center)
 - 2 展望デラス (Panoramic Terrace)
 - 3 池 (Pond)
 - 4 水辺の休憩所 (Waterside Rest Spot)
 - 5 駒ヶ岳 (Mt. Koma)
 - 6 野の休憩所 (Field Rest Spot)
 - 7 草原 (Pasture)
 - 8 あづまや (池の近く) (Azumaya near the Pond)
 - 9 駒ヶ岳 (Mt. Koma)
 - 10 レストラン (あづみの) (Restaurant)
 - 11 須砂渡口ゲート (Suzugabashi Gate)
 - 12 公園管理センター (Park Center)
- お問い合わせ (Contact):** Information for the Alps Azumino National Government Park Management Center.

This section contains the "Alps Azumino National Government Park Guide Map (Basic Edition)" with the following features:

- おすすめルート (Recommended Route):** Shaded routes for the "高瀬テラス・水辺の休憩コース" (Kiso Terrace - Waterfront Rest Course) and "テーマ展示館コース" (Theme Exhibition Hall Course).
- 施設ガイド (Facility Guide):** Detailed descriptions of 12 facilities:
 - 1 ガイドセンター (Guide Center)
 - 2 展望デラス (Panoramic Terrace)
 - 3 池 (Pond)
 - 4 水辺の休憩所 (Waterside Rest Spot)
 - 5 駒ヶ岳 (Mt. Koma)
 - 6 野の休憩所 (Field Rest Spot)
 - 7 草原 (Pasture)
 - 8 あづまや (池の近く) (Azumaya near the Pond)
 - 9 駒ヶ岳 (Mt. Koma)
 - 10 レストラン (あづみの) (Restaurant)
 - 11 須砂渡口ゲート (Suzugabashi Gate)
 - 12 松林の園路 (Pathway through the Pine Forest)
- お問い合わせ (Contact):** Information for the Alps Azumino National Government Park Management Center.

6. 今後の課題

(1) 今後の課題

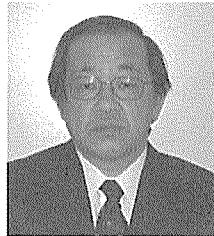
- ①高齢者、障がい者等の多様なニーズへの対応の実現
 - ・利用者が選択できる魅力的で充実した移動等円滑化園路の提供のために、基準に準拠した施設改善と、きめ細かなサービス提供の実現
 - ・多様な利用者、障がいの状況等に応じた選択可能な情報の提供のために、充実した情報発信ツールの実現
 - ・ユニバーサルパークとしてのスタッフのスキルアップと、地域と連携した充実した運営体制の実現
- ②計画・設計段階から検討するユニバーサルデザインプロセスの実施
 - ・ユニバーサルデザインへのプランニング手法の開発と、早期の計画段階からユニバーサルデザインを取り入れるプロセスを実現

(2) 本調査の反映方法

- ①地形等の制約条件がある公園で、全てのバリアフリー化の施設改善が困難な場合に、人的・物的サービスでの望ましい対応策を拡大し、快適な利用の向上を目指す。
- ②「移動等円滑化基準」を最小限で満足するような小規模な改善により、利便性の向上を目指す。
- ③魅力豊富な大規模公園等で、スタッフ支援が可能な公園の場合、利用者が選択できる多様な利用をサポートする体制、地域と連携したサービス提供を目指す。
- ④高齢者、障がい者等の利便性に配慮した公園整備・運営の実現について、積極的に広報を行うとともに、高齢者、障がい者等の効果的な情報発信ツールの充実を目指す。
- ⑤継続的な検証活動を通じて、きめ細かなサービスの拡充を目指す。

■ 調査研究報告 4

指定管理者制度導入の実態と指定管理者に対する業績評価に関する調査



第二調査研究室
坂本 直記



調査研究部長
芦澤 拓実

1. 本調査の目的

平成 15 年に地方自治法が改正され、「公の施設」に対して指定管理者制度が創設された。この制度は、従来地方公共団体やその外郭団体に限定されていた公の施設の管理を、株式会社をはじめとした民間法人にもさせることができるものである。

指定管理者の選定は、施設を所有する地方公共団体の議会の議決を経てなされる。従来の公共施設の管理業務が委託契約の形をとっていたのに対し、指定管理者制度は地方公共団体と指定管理者との協定締結で進められるもので、これまでに無い関係が求められている。

そこで、管理業務委託からの制度移行の期限である平成 18 年 9 月を迎えるにあたり、都市公園等における指定管理者制度の導入状況を把握するとともに、今後一層必要となる業務評価についても現状を調査したものである。

2. 調査の方法

指定管理者制度の導入状況等を調査するにあたり、都道府県と区市町村全てを対象に詳細を調査することは時間的にも限界があるため、政令指定都市を対象とした。

調査にあたっては、まず指定管理者制度の導入状況として対象公園名・公園種別・主な管理施設・指定期間・募集形態・指定管理者

名・利用料金制の状況、などについてアンケートを実施した。さらに、募集要項、仕様書、管理水準表、提案書様式集、公園利用実績、基本協定、年度協定、事業計画書、事業報告書、モニタリングに関する方針、評価事例、利用者アンケート事例について可能な範囲で提出を依頼した。

こうして得られたデータや資料を分類・解析し平成 18 年度現在における指定管理者制度の実態と業績評価についてとりまとめを行なった。

以下、調査から得られた結果について、その概要を報告する。

3. 結果

3-1. 募集要項・仕様書・協定書等から見た制度運用の状況

(1) 導入状況の傾向

- ・ 指定管理者制度を導入した公園の多くは、運動施設、植物園等の有料施設を有し、面積規模が比較的大きい。
- ・ 3 都市が、一定エリア単位の複数公園をグループ化して指定管理者を選定。
- ・ さいたま市と広島市では街区公園に指定管理者制度を導入。
- ・ さいたま市の街区公園（828 箇所）の指定管理者は一括して市公園緑地協会。
- ・ 広島市の街区公園は、承諾を得られた近隣自治会を指定管理者に選定。

- ・公募型が一般的。公園の性格や諸事情等によって一部、非公募とする公園を設定している。
- ・指定管理者制度を導入している公園の半数弱に、民間事業者が進出。中には制度導入前から民間事業者が管理していたケースも見られる。
- ・利用料金制の採用方針は都市により異なる。
- ・原則、採用している都市でも、一部の公園に限定する場合が見られる。

(2) 募集要項・仕様書・協定書の傾向

1) 選定方法・選定基準

①選定委員会

- ・札幌市を除く多くの市では、委員名および外部委員登用の有無を選定時点では非公表。
- ・川崎市の募集要項には、オブザーバーとして専門家・関係者が参加。市民意見を参考にすると明記。

②選定基準

- ・選定基準は、大項目の共通項として、①利用者の平等利用確保に対する考え方・取組み、②経営基盤と管理実績、③維持・運営管理の具体的な取組み、④収支計画。
- ・札幌市は、福祉施策等の取組み状況について1様式分用意。
- ・仙台市で、絶対評価と相対評価に分け選定。
- ・さいたま市では、個人情報の保護措置について100点中10点を付与。
- ・北九州市では、収支計画書の支出根拠として積算詳細な内訳の提出を要求。

③審査方法

- ・書類審査と面接（ヒアリング）の2段階方式が主流。面接は必要に応じて行う市もある。

2) 経費

①利用料金の取扱い

- ・札幌市、さいたま市では本格的に採用。
- ・川崎市、名古屋市、堺市、北九州市では

一部の施設に採用。

②支払い方法

- ・四半期ごとに前金払いが主流。堺市では、事業報告書確認後と半年毎に支払うと規定。

③光熱水費の負担

- ・概ね指定管理者の負担。仙台市、広島市では前金払いと概算払いに分け、光熱水費は概算払いから充てるとする。

④小破修繕の負担

- ・1件あたり5万円～30万円。プールなどの有料公園施設を有する公園では金額が大きい傾向が見られる。
- ・堺市のプールでは、1件30万円未満、年間総額130万円以内。
- ・金額を明示せず、その都度「協議による」とする施設も見られる。
- ・広島市の街区公園では、行政の負担。街区公園などで指定管理者に市民団体やNPOを指定している場合に多いと考えられる。

⑤その他経費の負担

- ・札幌市、仙台市では引継ぎ・研修等の業務開始前の準備に要する費用は指定管理者負担と明記。

3) 管理の基準及び業務内容・要求水準

①管理運営体制及び運営時間

- ・プールや動植物園などの施設では、必要な専門知識・技能、資格を明記。
- ・一般的には、役職には正職員の充当や経歴を求めておりほかは、基本的に「業務遂行できる体制を整えること」という表現。

- ・運営時間は、市の承認を前提に、変更可能と明記するところが多い。

②運営業務の基準

- ・運営業務においては、細かい仕様表示はあまり見られず、求める業務内容ごとの詳細を記載。

③維持管理業務の基準

- ・仕様書および維持管理水準表により、現状の管理基準（頻度や実施時期等）について詳細を表示。必須の実施項目は、回数や方法を具体的かつ詳細に提示。
- ・札幌市、仙台市では、維持管理水準表を標準として添付。指定管理者の提案の余地について明記。
- ・さいたま市の仕様書では維持管理水準表（方法、時期、頻度など）は添付されず、求める管理運営状態について記載。
例）「利用者が安全かつ快適に利用できるよう準備を行い、施設の運営にあたる」「(芝生は)気候や利用状態等を勘案して良好な状態を保つため、芝生の育成状態を把握し、除草、芝刈、病虫害防除、灌水、施肥、目土等を的確に行う」など。
- ・名古屋市は、維持管理水準書を下回らない管理を求める。
- ・札幌市、川崎市、広島市では、修繕計画の作成を求める。

4) 備品の扱い・帰属

- ・ほとんどの市では、無償貸与する備品、管理のために指定管理料で購入した備品は市に帰属。指定管理者が自己費用で調達した備品は、指定管理者に帰属。
- ・札幌市は、指定管理者が更新する備品金額の上限を10万円と規定。
- ・堺市は、市が無償貸与する備品以外の帰属は指定期間終了後協議とする。
- ・広島市は、備品の更新は市の負担とする。

5) 自主事業の方針

- ・年度自主事業計画書を作成し事前に市の承認を得て、実施報告書を作成し市に報告するとしている都市がほとんど。
- ・自主事業を行う場合は、基本的には市に使用料を支払うと明記する都市が多い。
- ・集客イベントや自販機、飲食物販事業などを自主事業としてみている。
- ・さいたま市では、8月に次年度自主事業計画書を作成し、次年度直前の2月に最

終的な実施計画書を作成という二段階形式をとる。

6) 指定の取消し

- ・指定管理者の管理に問題・違反がある場合や経営悪化時には指定の取消し、または一時業務停止をする旨を明記。
- ・広島市は、指定管理者の責めに帰すべき事由による指定取消しの場合、2年間は応募できないと明記。
- ・北九州市は、指定取消しの際に管理費の5%を市に支払うことと協定で明記。

7) 協定について

①基本協定

- ・基本協定の大項目の共通項。
 - ①業務の範囲、②業務実施にあたって（小破修繕、再委託の禁止、権利譲渡の禁止、緊急時対応、情報公開、個人情報保護など）、③事業計画・報告書の作成・提出および監督（モニタリング）に関する事項、④経費に関する事項、⑤指定の取消し、⑥損害賠償・不可抗力等、⑦指定期の満了時の扱い（業務引継ぎ、原状復帰義務、備品の帰属など）、⑧その他（公租公課、環境への取組み、協定変更・疑義など）
- ・さいたま市、川崎市では、指定管理料で作成した制作物の著作権の譲渡、または同意義務について明記。
- ・名古屋市は評価委員を、堺市は監督員を設置し、指定管理者の評価を行う旨を明記。
- ・川崎市、北九州市では、指定管理者の協定解除権（指定の取消し）について明記。

②年度協定

- ・川崎市、名古屋市、堺市（一部）、広島市、北九州市で、年度協定を締結。
- ・年度協定の主な確認項目は、業務内容、指定管理料。名古屋市、堺市、広島市では、事業計画書の承認義務について明記。堺市は、事業報告書についても明記。
- ・堺市は、修繕費の年度総額の上限を確認。

- ・北九州市は、集客目標数を設定。
- ・川崎市は、仮協定を結ぶ。

8) 事業計画書・事業報告書

①事業計画書

- ・主な共通項目：

- 職員配置や人材育成計画などの管理運営体制、具体的な運営・維持管理業務内容、年間収支計画、自主事業計画。
- ・札幌市は、モニタリング計画や利用者サービス向上への取組み、市民参加・協働への取組み、再委託予定業務など、さらに詳細事項についても取り上げる。
- ・広島市は、地域ニーズを踏まえた事業展開について、また指定管理者の努力義務として障害者・地元雇用、ISO14001の取得などについて取り上げる。
- ・名古屋市は、指定期間を通しての「全体事業計画」と「年度事業計画」の策定を求める。
- ・北九州市は、詳細な提案書内容が事業計画書を兼ねる。また、管理運営マニュアルの提出を求める。

②事業報告書

- ・主な共通項目：

- 利用実績・分析、管理業務実施状況、収支状況、利用者からの意見・要望への対応、事故等への対応、自己評価、自主事業実施状況など。
- ・広島市は、事業計画書および事業報告書の様式あり。詳細項目を設定。
- ・川崎市では「指定管理者が作成した事業計画書および報告書を公開することができる」と明記。

9) モニタリング

①市による指定管理者の事業評価

- ・時期は、定期的または随時。具体的な頻度は記載なし。
- ・方法は、指定管理者の実施する自己評価や事業報告書の確認、および立入りが多い。
- ・評価結果の対応は、業務改善命令の勧告

がほとんど。堺市は、協定書で「不完全履行による減額、損害賠償を請求することができます」とする。

- ・北九州市は、実施状況の検査・指導のために市と指定管理者による「運営会議（6ヶ月毎）、運営調整部会（3ヶ月毎）」を設置・開催とする。

②利用者へのモニタリング

- ・時期は、さいたま市では年2回、名古屋市では年1回以上としている。
- ・実施者は、基本的に指定管理者とし、必要に応じて市も実施するとしている。
- ・方法は、主にアンケートである。

③指定管理者の自己評価

- ・利用実績および利用者アンケートの分析により、自己評価を行うとする市がほとんど。

④第三者の評価

- ・名古屋市は評価委員を、堺市は監督員を設置し、評価を行うとする。

3-2 指定管理者の評価に関する調査

3-2-1 評価の現状と課題

(1) 全府内統一の評価に関する資料の整備状況

1) 本調査参加 18自治体の状況

モニタリング・評価に関する資料作成状況をみると、全府内統一のモニタリング・評価に関する資料が整備されている自治体は、5自治体（18自治体中）のみであった。

2) 全国的な自治体の状況（「指定管理者のモニタリングに関するアンケート」（みずほ情報総研株式会社、平成18年12月より）

①全府的な立場からモニタリング・評価について検討する担当部署の存在

「ある」自治体は2割強、「ない」自治体は7割強である。

②モニタリング・評価に関する基本方針・ガイドライン等の策定状況

「既に策定済み」の自治体（2.8%）と、「策定中」の自治体（1.7%）、「今後、策定する

予定」の自治体（8.0%）を合計しても、1割強の状況である。策定する予定がない自治体が4割弱で一番多く、次いで所管部署ごとの個別対応としている自治体が3割強という状況である。

（2）指定管理者のモニタリング・評価についての課題

1) 本調査参加の自治体から出てきた主な課題

先行的に評価を実施し始めている自治体からは「自治体が行う毎月の履行確認がとても負担になっている」、「どこまで踏み込んで自治体が関与すべきかの見極めが難しい」、「質の評価項目、評価方法の設定が難しい」といった意見が出ている。

2) 全国的な自治体が抱いている課題（「指定管理者のモニタリングに関するアンケート」

（みずほ情報総研株式会社、平成18年12月より）

「評価基準や指標の作成が難しい」とする自治体が7割弱と最も多く、「モニタリング・評価自体の負担が大きい」とする自治体が3割強、「モニタリング・評価の手順・実施方法がわからない」とする自治体が3割弱となっている。

その他の意見としては、「評価結果を、以後の管理業務にどのようにフィードバックさせていくか」や「手間と負担をかけて行った評価を改善につなげることが難しい」など、モニタリング・評価を業務改善にいかにつなげていくのかについての指摘がある。

（参考：その他に記載された主な意見）

- ・評価のために必要とする諸報告（様式類）について、何をどこまで求めるのか
- ・評価結果を、以後の管理業務にどのようにフィードバックさせていくか
- ・手間と負担をかけて行った評価を改善につなげることが難しい。
- ・モニタリング・評価の結果を次回選定にどのように反映させるか。
- ・モニタリングは重要だが、あまり細かくす

ると指定管理者に負担になりそうでその程度がわからない。

- ・施設は多種多様であり、統一的な基準・評価を作成することは困難であり、各施設の状況に応じた評価をすべきものと考えている。
- ・自治体それぞれの事情考え方もあり施設の性格等も様々なことなどから確一的にモノサシを作ることは困難と思われる。
- ・指定管理者と良好なパートナーシップを築くための連携のあり方
- ・事業期間が長期に渡る場合、市の担当者異動に伴いモニタリングの精度維持が困難である。

（3）評価に関する法令、通知

1) 地方自治法における指定管理者の評価に関する事項

地方自治法では、自治体に対する指定管理者の報告を義務として定め、適正に管理されていないことが確認された場合は、改善勧告をすることができるとしている。そして、その指示に従わない場合は指定の取り消し、又は一時的な業務停止をすることができるとしている。

○指定管理者の事業報告義務（244条の2第7項）

「指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない」

○指定管理業務又は経理状況の報告と必要に応じた改善指示（244条の2第10項）

「普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をることができる。」

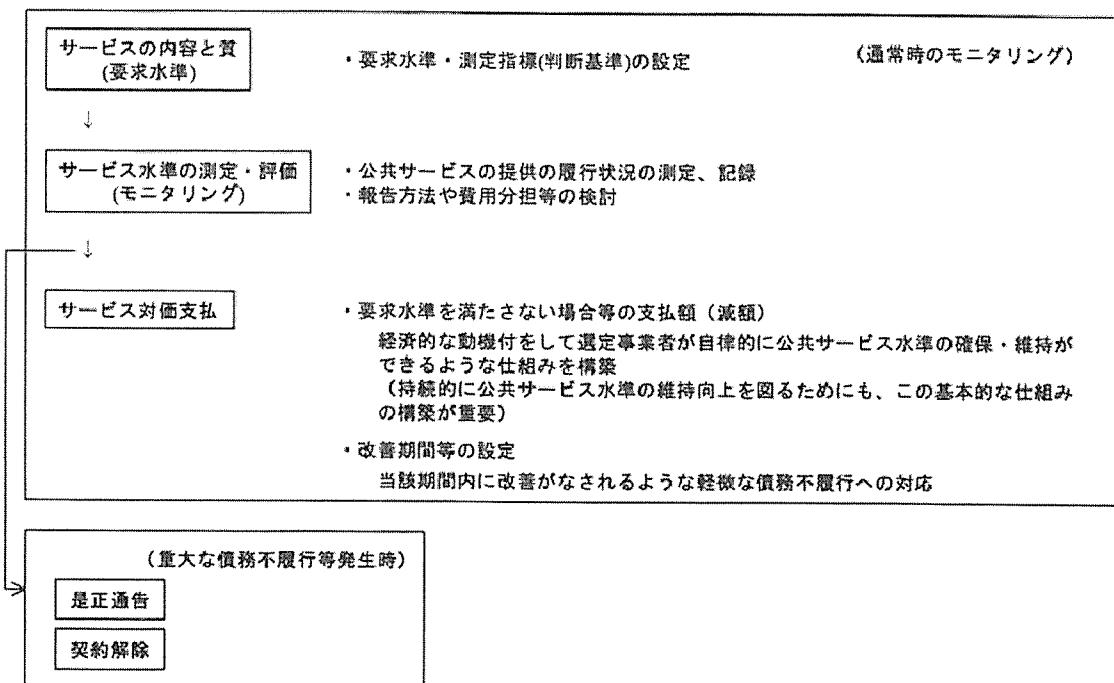
○指定の取り消し（244条の2第11項）

「普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。」

2) PFI事業におけるモニタリング

民活の手法の一つとして、指定管理者制度

よりも先行している PFI 事業では、内閣府 PFI 推進委員会が「モニタリングに関するガイドライン」を出している。ここでは、モニタリングを「選定事業者により提供される公共サービスの水準が確保されているかを監視（測定・評価）する行為」としている。そして、自治体が実施するモニタリングの全体の流れを以下のように示している。



モニタリングに関するガイドライン
(平成15年6月23日内閣府PFI推進委員会)より抜粋

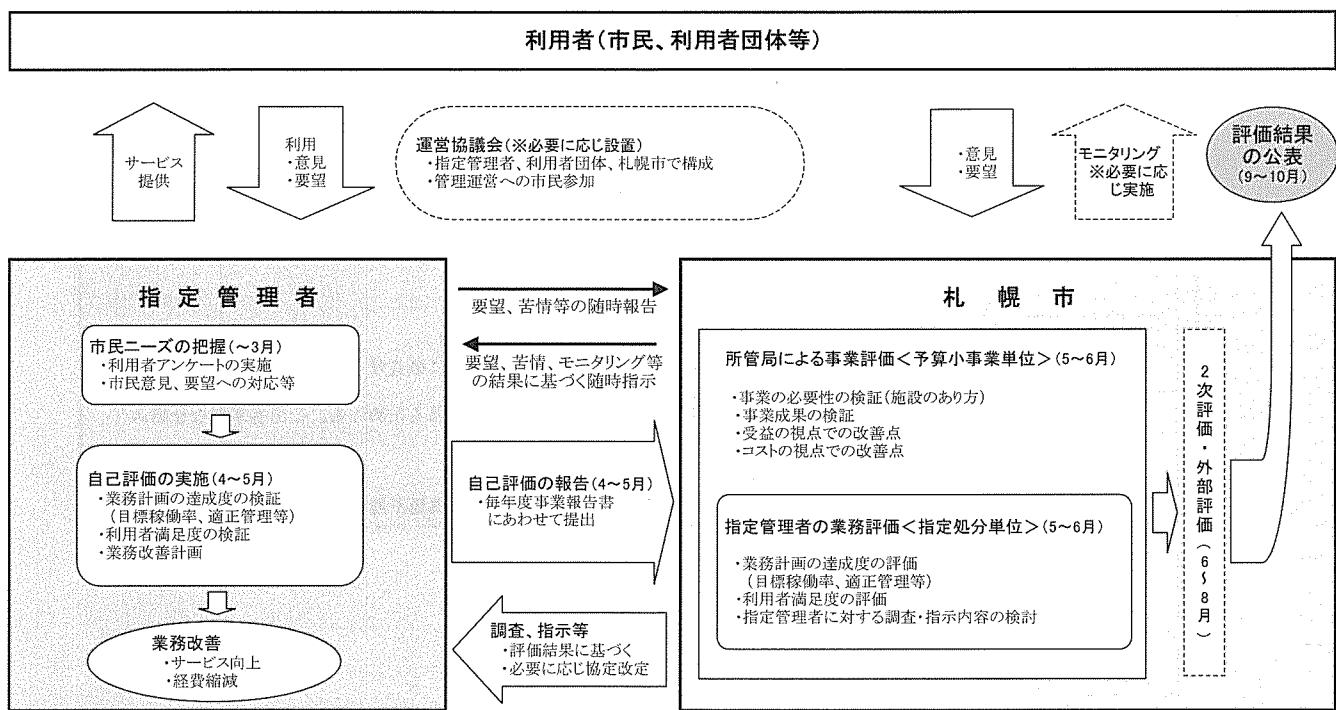
3-2-2 モニタリング・評価の事例紹介（本調査で提供された資料から）

（1）札幌市（全庁的な指針）

- ・指定管理者の管理運営業務の評価は、行政評価制度の仕組みの中で行い、評価単位は指定処分ごととしており、評価の効率化を図る。
- ・評価シートのフォーマットを作成しており、評価項目および実施状況の記載内容は、施設ごとに応じて適宜工夫することとし、このシートの中に指定管理者の自己評価、所管局の評価、総合評価、指定管理者の改善計画、所管局の指示、外部評価もすべて含める。

1) 評価の流れ

- ①事業報告書とともに、市が定めた統一フォーマットである「評価シート」に、まず指定管理者が実施状況及び自己評価を記入し提出。
- ②所管局が事業報告書や実地調査により要求水準が達成されているか確認・検証しながら評価。
- ③外部評価としては、市政推進室が行う二次評価及び行政評価委員会による外部評価の活用を検討。



※ 札幌市行政評価制度の中で運用

2) 評価項目

(※貸館業務を想定した評価シートから項目のみを抜粋)

大項目	中項目	小項目（実施状況を指定管理者が記載する）
1. 業務計画の達成度	(1) 施設・設備の維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃、警備、保守点検などの実施状況 ・小破修繕の実施状況 ・再委託の状況
	(2) 貸館業務	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度実績及び業務計画との利用者数、稼働率等の比較分析 ・使用の不承認、取り消し、減免等の状況
	(3) ○○事業	<ul style="list-style-type: none"> ・○○講座：…を 00 回実施 受講者 00 人（計画 00 人） ・○○相談： 数字で示すことが可能な事業は、できる限り前年度実績との比較
	(4) 自主事業	<ul style="list-style-type: none"> ・○○レストラン業務 売上高 000 千円（計画 000 千円）
	(5) その他（※必須項目）	<ul style="list-style-type: none"> ①個人情報保護・情報公開の取扱い状況 ②安全・危機管理対策 ③研修の状況 ④環境への配慮 ⑤市内企業等の活用・福祉施策への配慮
2. 収支の状況	(1) 収支決算	<ul style="list-style-type: none"> ・業務計画時と決算時の比較
3. 利用者満足度	(1) アンケートの実施結果	<ul style="list-style-type: none"> ・方法説明 ・結果概要説明

	(2) 運営協議会の開催状況	・会の構成説明 ・開催状況の概要
	(3) 利用者等からの主な意見・要望等とその対応	・意見とその対応

3) 評価結果の公表

「指定管理者評価シート」は、行政評価の評価結果にあわせて公表するとしている。公表方法は、ホームページへの掲載のほか、市政刊行物コーナーにて閲覧を予定。

(2) 仙台市（全庁的な指針に基づいて実施している公園の評価事例から）

- ・平成17年度の指定管理者業務の評価を既に実施。基本的には全庁的な指針に基づいて各所管局が評価シートを作成。
- ・管理運営状況の確認では、①利用者からの評価、②立入調査及び報告書に基づく評価を簡潔に記し、問題があった場合はその指示と改善結果を示す。
- ・最後に、指定管理者の自己評価と自治体による総合評価を実施。

1) 評価項目

大項目	中項目	小項目
1. 管理運営の状況	(1) 施設の利用状況	
	(2) 収支決算	
	(3) 管理運営の状況	1) 利用者からの評価 ①利用者アンケートの実施状況と結果 ②その他の手法（利用者懇談会等）の実施状況と結果 2) 立入調査及び報告書に基づく評価 ①立入調査（施設管理運営、維持管理、植栽管理の回数、時期、内容、問題点等の調査） ②会計帳簿その他事務執行 ③協定書、仕様書の履行確認
2. 提案内容の達成状況		指定管理者の公募の際に、提案のあった項目の達成状況の確認
3. 総評		1) 指定管理者による自己評価 2) 施設設置者による評価

2) 評価結果の公表

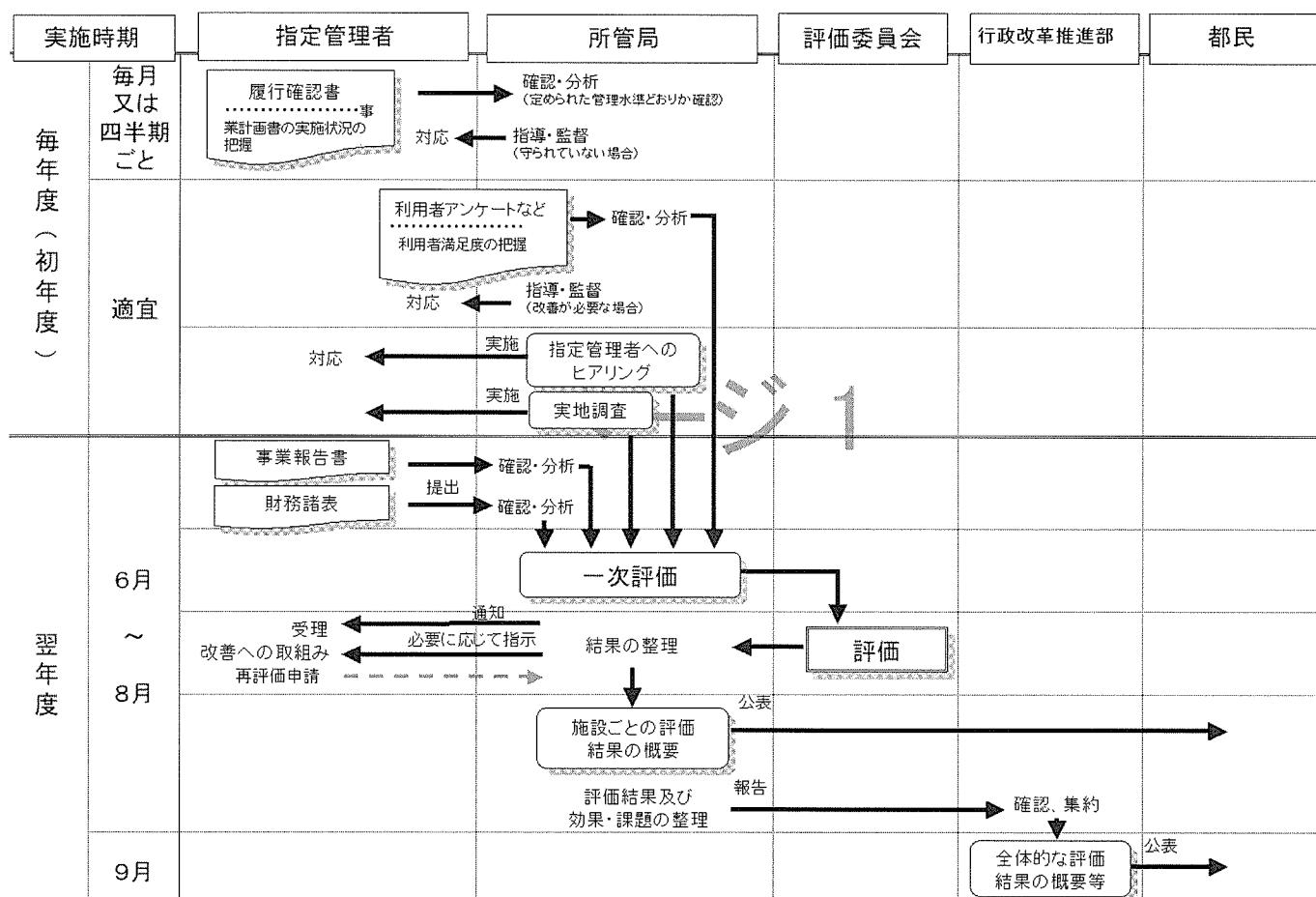
既に、平成17年度の指定管理者評価シートをホームページ上で公表。公表内容は、「施設名」「指定管理者名」「管理運営状況」「提案内容の達成状況」「総評」。

(3) 東京都（全庁的な指針と先行的に実施した公園の実施例から）

- ・全庁的な評価の指針と評価実施マニュアルを作成しており、各主体の実施すべき事項や手順などを詳細に示している。
- ・先行して指定管理者制度を導入した公園の評価では、幅広く詳細な評価項目が設定されている。

1) 評価の流れ

- ①指定管理者が履行確認書、事業報告書、財務諸表、および利用者アンケート結果を提出。
- ②それらもとに、所管局の担当者が確認、分析し、一次評価を行う。
- ③その一次評価結果について外部委員を含む「評価委員会」で評価。



2) 評価項目

■ 全施設共通

大項目	中項目	小項目
1. 管理状況	適切な管理の履行	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の履行(清掃・巡回の回数など)は適切か ・人員配置は適切か ・協定や事業計画どおりの管理となっているかなど
	法令等の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護は適切に行なわれているか ・情報公開は適切に行なわれているか ・都への報告は適時、適切にされているかなど

	安全性の確保	・施設の安全性は確保されているか ・事業者の責に帰す事故が発生したかなど
	財産の適切な管理	・建物や器具の破損、物品の紛失等はあるかなど
2. 事業効果	利用状況	・利用者数は事業計画どおりか(環境の変化など外部要因を考慮)
	サービス内容の向上	・苦情等の状況はどうか ・総合利用者満足度はどうかなど
3. 事業者の健全性	財務状況	・経営基盤は安定しているか ・事業の継続が困難になるような状況に陥っていないか

■先行してH17年度から開始している公園の事例

大項目	小項目（評価のポイント）		
管理所運営	・運営体制の確保 ・開所時間 ・接遇、利用案内	・苦情・要望処理 ・都民協働 ・自主事業	・業務の報告・記録 ・事故等の緊急対応
植物管理業務	・植栽地管理	・樹林地管理	・水田・畑・花壇管理
施設管理業務	・清掃業務 ・廃棄物処理	・設備保守 ・警備体制	・池清掃・管理
業務遂行姿勢	・業務内容の理解 ・責任感 ・熱意と積極性 ・職員の指導育成	・判断の妥当性 ・規範等の遵守 ・迅速性	・業務の確実性 ・創意工夫 ・利用者要望の把握と反映
技術力、ノウハウの発揮	・技術ノウハウ活用 ・連携	・関連情報の収集	・構成団体各者の連携
提案事項達成度（目標達成度）	・P D C Aサイクル構築	・情報発信、情報管理	
自己評価	・自己評価と業務への反映		
利用者満足度	・利用者反応		
その他の効果	・公園活性化への寄与	・地域社会への貢献	

3) 評価結果の公表

評価結果の概要について、原則ホームページにより公表予定。公表内容は、「評価結果（総合評価）」、「特に評価すべき点」、「改善が望まれる点」などを想定。

(4) 横浜市（環境創造局の指針）

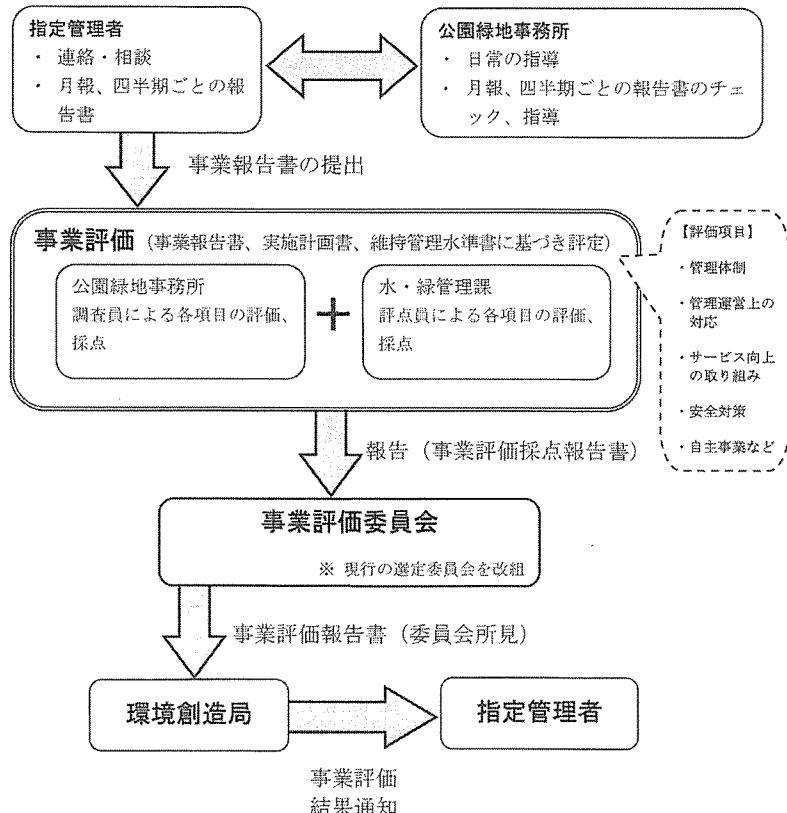
- ・横浜市では同種施設が複数存在する施設は、複数の民間評価機関を選定し評価を実施。専門性や施設特性を考慮する必要がある施設においては、所管局ごとに外部評価委員を設置。
- ・公園は、施設ごとに評価の視点が異なるため、環境創造局で評価を実施し、外部委員を設置。

1) 評価の流れ

- ① 指定管理者が事業報告書、および実施計画書、維持管理水準書を提出。

- ② それを基に、所管局が事業実施状況の確認と採点を実施。

- ③ その結果を外部委員で構成される評価委員会で確認・評価。



2) 評価項目

大項目	中項目
1. 運営効率化へ向けた取り組み内容とその進捗状況及び光熱水費の管理状況	(1) 管理運営状況の報告等 (2) 施設維持管理の状況 (3) 自己評価の実施状況
2. 利用者サービス向上に向けた取り組み内容とその進捗状況	(1) 管理の質・利用者サービスの向上の取り組み (2) 個人情報保護の取り組み
3. 事業計画に提案された管理運営体制の維持及び利用者からの苦情内容と件数	(1) 管理体制・職員配置の状況 (2) 管理運営上の対応
4. 施設の安全対策の内容とその進捗状況	(1) 安全対策
5. 有料施設利用者数の増減	(1) 有料施設の管理運営状況
6. その他提案事項の取り組み内容と進捗状況	(1) 自主事業の取り組み状況
7. 法令、法規、協定の遵守	(1) 法令、法規、協定の遵守

3) 評価結果の公表

適正な公園の管理運営及び評価を行うには透明性の確保が重要と考え、評価結果は、ホームページ上で広く公表。公表内容は「公園名」、「指定管理者名」、「評価点」、「委員会所見」「評価項目とその評価」。また、施設ごとの個別評価結果のほか、評価方法や委員会の講評、委員会名簿、全体の事業評価結果をまとめた「指定管理者事業評価報告書」も公表。

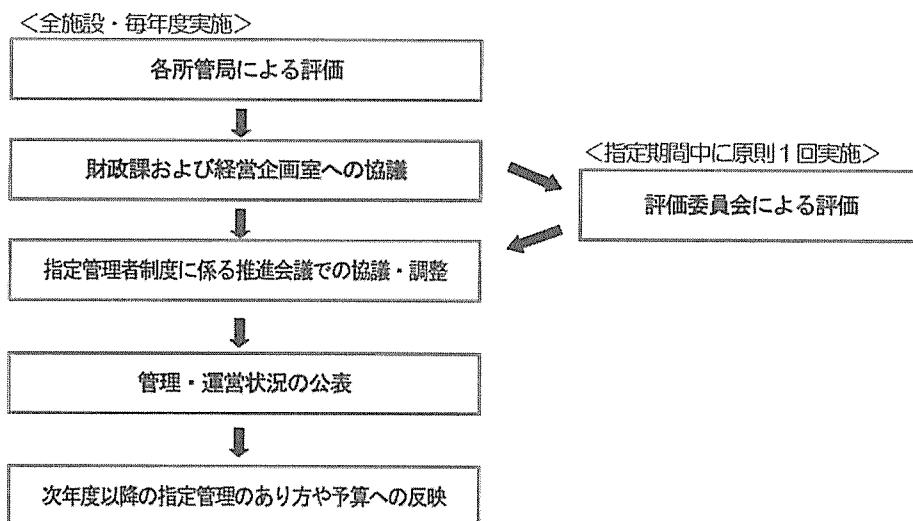
(5) 北九州市（全庁的な指針）

- ・評価の大きな視点3つを打ち出す。
- ・評価実施手順の中で、指定管理者から、さらなる利用促進、サービス向上に向けた意見を聴取することを位置づける。
- ・指定管理者制度に関し、評価に問題があった指定管理者への対応や制度全般の問題について、総合的に検討・検証を行う“推進会議”を設置。

1) 評価の流れ

- ①所管局が、指定管理者からの事業報告と現地調査、利用者の評価（アンケート等）、所管局が実施する維持管理状況のモニタリング結果を総合的に評価。
- ②評価の客觀性・公平性の確保のために、所管局において「評価委員会」を設置し、指定期間に原則1回は実施。
- ③指定管理者から、施設の運営改善に向けた意見を聴取。
- ④指定管理者制度に係る推進会議（外部委員により構成）を設置し、
 - ア) 評価に問題があった場合の自治体の対応内容
 - イ) 指定管理者からの提案・意見に対する検討
 - ウ) 選定や評価における基準・方法の検討について協議する。

【評価の流れ（全体図）】



2) 評価項目

大項目	中項目	小項目
1 市民の平等利用、サービス向上、利用促進等に関する取り組み		
(1) 市民の平等利用、サービスの質の維持・向上 <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの質を維持・向上するための具体的な取り組みがなされ、その効果がなかったか。 ・利用者の意見を把握し、それらを反映させる取り組みがなされたか。 ・市民の誰もが平等に利用できるよう配慮されていたか。 ・利用者からの苦情に対する対応が十分に行われたか。 ・利用者が限定される施設であって、施設により利用者が選定される場合については、利用の選定が公平で適切に行われたか。 		
(2) 施設の利用促進など <ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用者の増加や利便性を高めるための取り組みがなされ、その効果があったか。 		
2 管理経費の低減の対する取り組み		
(1) 指定管理に係る費用（＝管理コスト） <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理に係る費用すなわち市の管理コストが十分に低減されているか。 ・施設の管理運営に係る収支の内容に不適切な点はないか。 		
(2) 収入の増加や経費の低減に向けた創意工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・収入を増加するための具体的な取り組みがなされ、その効果があったか。 ・施設の管理運営に関し、経費を低減するための十分な取り組みがなされ、その効果があったか。 ・利用料金制度を導入した施設について、利用料金の設定が適切であったか。 ・清掃、警備、設備の保守点検などの業務について指定管理者から再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされたか。 		
3 適正な管理運営の確保に対する取り組み		
(1) 管理運営の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の運営に関し、施設の効用を最大限に發揮し、十分なサービス提供ができたか。 ・施設の維持管理が適切に行われているか。 ・施設の管理運営にあたる人員の配置が合理的であったか。 ・複数の施設を一括して管理する場合、施設間の有機的な連携が図られたか。 ・地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られたか。 ・施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分であったか。 		
(2) 安全対策、危機管理体制など <ul style="list-style-type: none"> ・日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の危機管理体制などが十分であったか。 ・防犯、防災対策や非常災害時の対応などが十分であったか。 		

3) 評価結果の公表

評価の結果をHPにて公表。公表項目は、①施設名、②指定管理者名、③総合評価(S, A, B, C)及び評価の理由。

(6) 公園管理運営自己評価システム導入の手引書（財団法人公園緑地管理財団H18年10月）

- このシステムを、指定管理者に対する履行確認のためのモニタリング（何をどれだけやったか）に対し、上乗せして行う評価（どのように努力して、どのような成果を得たか）として位置づける。
- 公園の基本理念・基本方針などに基づいた中期的な管理運営計画の作成をはじめに設定する必要性を打ち出す。

品質管理項目の構成			No.	得点 配分
視 点	評価項目	業務項目		
計 画	公園管理運営中期計画の策定		1	
	単年度事業実施計画の作成（基本事項）		2	
	単年度事業実施計画の作成（経営的視点からの計画の作成）		3	
管 理 運 営 業 務	良好な園内環境の維持管理	維持管理に関する基礎的データの整理	4	
		芝生地の育成管理	5	
		植栽樹木の育成管理	6	
		既存樹林の育成管理	7	
		花壇管理等花修景	8	
		良好な自然環境・生態系の保護、保全	9	
		一般建物・設備・工作物管理	10	
		清掃	11	
	安全安心の確保	公園施設の安全管理、衛生管理	12	
		ユニバーサルサービス	13	
		災害対策	14	
		事故対応	15	
		利用指導、巡視	16	
市 民 地 域	利用者重視のサービスの提供	サービスメニューの充実	17	
		利用者対応（接客）の充実	18	
		広報・利用増進	19	
		利用者ニーズの把握	20	
	当該公園独特の管理運営	宿泊施設、運動施設等個別の管理運営		
市 民 地 域	市民、地域社会との連携、協働	市民の管理運営への参画推進	21	
		地域社会との連携交流、地域貢献	22	
	環境問題への取り組み	省エネ、省資源、ゴミ問題への取り組み	23	

業務	円滑な業務の推進		24	
	業務実施の記録		25	
プロセス	管理運営情報等の公園整備等への反映		26	
	経営改善及び効率的な業務執行		27	
組織	公園としての収益力の向上		28	
	質の高いサービス提供のための組織運営		29	
計	スタッフの能力向上		30	
				100

4. 調査結果から見た今後の課題

今回の調査の主眼は現況を把握することにあった。最後に、調査結果の分析から見られる今後の取り組み課題について以下に記載する。

①公共性の確保

指定管理者の主要な導入目的は、民間活力を利用した効率的・効果的な管理運営と経費の削減および利用促進にある。しかし、公の施設の大前提是、公平性・平等性の確保と住民の福祉の増進であることの確認も不可欠である。そのためには、公園の設置目的を明確にし、指定管理者の十分な理解を求めることが必要。さらに、その視点を評価に入れていくことが重要。

②指定管理者が行う自己評価、利用者満足度調査について

指定管理者自らが、自己評価や利用者満足度を実施する大きな目的は、自らの成長のため「問題点を発見し、改善していくこと」であり、単なる点数付けではない。そのため、自治体からの指示やペナルティを恐れ、内容を自己の都合が良いようなものとすることがないよう、利用者に対してより良い公共サービスを提供するための手段の一つであるという目的を見失わないことが重要である。

③施設の設置者である自治体の姿勢・努力

利用者からの評価には、指定管理者による運営・管理ではなく、公園施設、設備ハード面に影響される部分が少なくない。このため、施設の設置者・所有者である自治体も、中長期的な計画的視点をもって公共サービスやハード面を向上させる姿勢を指定管理者に示すとともに、両者が連携して取り組む必要がある。

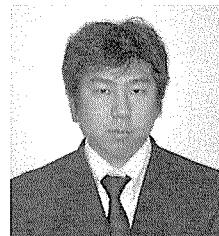
④サービス水準の向上につながるインセンティブ

利用料金制を採用している公園（公園有料施設）では、利用者増により指定管理者の収入も増加するため、サービス水準を高め、利用者の満足度を高めるようなインセンティブが働きやすいが、利用料金制を採用していない公園では、利用者満足度が基準以上の高い評価結果に

対してはサービス対価を見直すなどの、なんらかのインセンティブの仕組みを検討していくことも重要。

■調査研究報告 5

子ども参加型公園づくりと里山資材の有効利用 ～ユニセフパークプロジェクトにおける ネザサベイルの活用～



第一調査研究室
佐々木健一郎



調査研究部調査役
西村正次郎

1. 背景

国営明石海峡公園神戸地区は、平成6年9月に基本計画を制定し、現在は第1期開園に向けて本格的な準備に取りかかる段階にある。里山の良さを残す本公園では、市民グループや各種活動団体の参画による里山の保全や利用を軸に管理運営を展開する里山公園を目指し、これまで様々な試行実験を行ってきた。

また、ユニセフパークプロジェクト（以下 UPP）は、子どもたちが遊びを通じて「世界とのふれあい」「自然とのふれあい」「人のふれあい」を実現し、地球市民としての意識を育むことをミッションとして掲げる国土交通省とユニセフが共同で推進するプロジェクトであり、平成12年度から本公園において様々な活動を実施している。

2. 本調査の目的

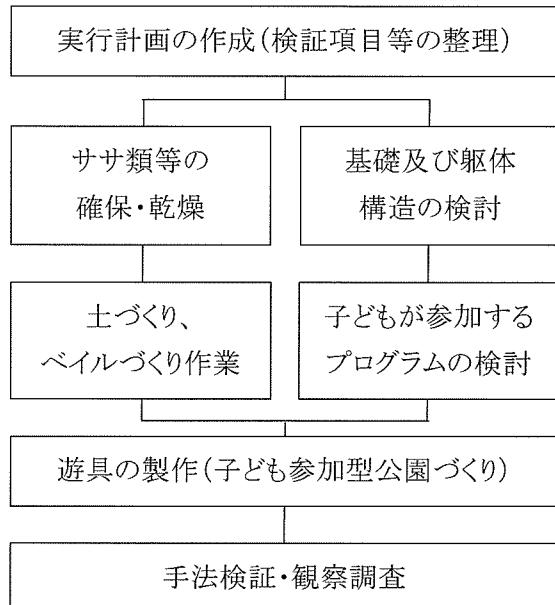
本公園における前述の試行実験において、「里山活動から廃棄物として発生するササ類等の有効利用」についての課題があげられた。また、UPPでは「子どもがつくった遊具が、きちんと残り公園の施設として蓄積していく（子ども参加型公園づくり）手法を検討する」という命題があり、その1つの手法として里山資材を使った「ネザサベイル」というツールが提案されていた。「ネザサベイル」とは、里山に自生する「ネザサ」等をブロック状にした「固まり（ベイル）」のことであり、ワラを材料にした「ストローベイル」は、近年エ

コロジー建築「ストローベイルハウス」の建築資材として注目されている。

そこで本調査では、ササ類等の有効利用について検討を行うため、UPPで提案された「ネザサベイル」をケーススタディとし、具体的に現場で実証実験を行った。ここでは、その実証実験についての報告を行う。

3. 検討の方法（実証実験の進め方）

（1）作業フロー



（2）検証項目

- ①ネザサベイルに使用するササ類等の量と必要なマンパワーはどの程度か。
- ②子どもがどのように関わられたか。
- ③子どもがネザサベイルを使ってつくった遊具が公園の施設として蓄積するか。

4. 結果

ここでは、作業フローにそって実証実験を整理する。

(1) ササ類等の確保・乾燥

(実施日:H19年1/13、1/27)

里山活動及び公園工事により発生する廃棄物としてのササ類等を、公園事務所に一ヶ所に集めてもらい、その中からネザサベイルに適したササ類等を収集し、約1ヶ月間乾燥させた。

ベイルに適した
ササ類等を収集



ササ類等を
束ねて乾燥



(2) 土づくり、ネザサベイルづくり作業

①土づくり (実施日 : H19年1/27、2/11)

ネザサベイルの表面に、土壁で使用する発酵した土を塗り、ベイルの耐久性の強化を図るため、現場工事の発生残土を利用し、土づくりを行った。

穴を掘り、底に防水シートを敷き、現場発生土(約2m³)と水、ワラを入り、攪拌し約1ヶ月間寝かせ、ワラを発酵させた。発酵させることで、ワラに含まれるシリカ(SiO₂=微粒二酸化ケイ素)が土に粘りを与え、壁面(ベイル)に付着しやすい土となる。

現場発生土、
ワラ、水を混入



土等を攪拌し、
発酵させる作業



②ネザサベイルづくり

(実施日 : H19年2/11、2/12)

乾燥したササ類等をベイラーとトラクターで圧縮・梱包し、ベイル(固まり)にする。通常は、ワラを梱包するために、ベイラー(圧縮して梱を作る機械)とトラクター(ベイラーを駆動させる動力)を用いるが、今回は専門家の協力を得て、ササ類等をベイル化するために使用した。

左：トラクター
右：ベイラー



ササ類等を
ベイラーへ



ベイラーによる
ササ類等の梱包



完成した
ネザサベイル
800×400×300mm



(3) 基礎及び軸体構造の検討

今回のネザサベイル遊具の基礎及び軸体構造の検討に当たっては、以下を条件とした。

- ・大型重機は使用しない。
- ・施工時に子どもの参加が可能である。
- ・里山の公園施設としてできる限り自然素材を用いる。

①基礎構造

基礎は、ベイルを地面から離し、湿気が伝わらないこと、ベイルを支える安定した基礎であることを考慮し、「地面十空洞ブロック十すのこ状の板」とした。



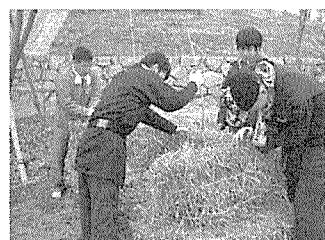
ネザサベイル
遊具の基礎部

②軸体構造

ベイルの積み上げは、子どもが積み上げても転倒しないよう、3段を上限とした。

積み上げたベイルは、上から竹串を刺すことで下部のベイルとつなげ壁構造とした。

積み上げたベイルの表面に、土壁で使用する土を塗ることで耐久性を高めるようにした。



積み上げた
ベイルを竹串で固定
(試作品)



ベイル表面に
土を塗る作業
(試作品)

(4) 子どもが参加するプログラムの検討

検討方針及びプログラムの流れは以下。

①方針

- ・小学校4年生～6年生を想定して検討する
- ・楽しく遊びながら行えるようにする
- ・遊具のアイデアは子どもから引き出す
- ・材料、道具、作業工程を説明し、想像しやすいよう試作品を見せる
- ・子ども同士に一体感を持たせるため、最終的に1つの遊び場をつくるようにする
- ・可能な限り子どもが全工程を体験する
- ・必要に応じて、ベイル専門家を含めた大人がサポートする

②プログラムの流れ

オリエンテーション・アイスブレイクゲーム

服装確認、プログラム説明、参加者交流

材料、手順、試作品の説明

ベイル等に触れ、大きさ、重さを体感

アイデア抽出、イメージ共有

自由なアイデアを出し、遊具形状を決定

遊具の製作

基礎づくり、ベイル積み上げ、土塗り

遊具作品の発表

作った遊具をお披露目

(5) 遊具の製作（子ども参加型公園づくり）

子どもが参加した遊具の製作は、本公園の市民参加イベントである「あいな里山まつり」と同日開催で実施した。

日時：平成19年3月3日（土）10:00～15:00

参加者：

- ・子ども 30名（小学校1年生～高校2年生）
- ・大人 26名（ベイル専門家5名を含む）

天気：曇り時々晴

プログラムは、UPPファシリテーター（子どものサポートボランティア）の進行で行った。遊具製作当日の風景を以下に示す。

材料・手順
・試作品の説明



アイデア抽出
イメージ共有



基礎づくり
ペイルの固定



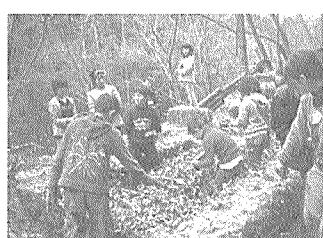
ペイルの
配置・積み上げ



子どもの遊具が
広がる様子



土塗りと
飾り付け



(5) 手法検証・観察調査

上述した検証項目に従って考察を行う。

検証①：ササ類等の有効利用

使用したササ類等の量は、棚田約 23 枚分 約 600 m²から発生したものであり、72 個の ネザサベイルをつくることができた。この作 業には 5 日間で約 70 名の大人が関わった。 また、ササ類だけでなく、イネ科植物（チガ ヤ、ススキ等）も材料として利用できた。今 回の実験によりササ類等が公園内で有効利 用できることが分かったが、ペイル化するプロ セスは、大型機材や多くのマンパワーが必 要であり、公園全体の取り組みとして行つてい く必要がある。

検証②：遊具製作への子どもの関わり

個々の工程として子どもが関わることが 多くあったと考えられる。アイデアは、積み 木のような形状であったため、既製遊具にと らわれず自由なアイデアが出ていた。施工時 は個々の資材のすべてが 15kg 以下であつた ため子どもにも持ち運ぶことができ、作業へ の関わりが多かったと考えられる。また道具 を使う工程が少ないため、子どもの技術に影 響されることがなかった。

検証③：遊具の耐久性

遊具の耐久性の検証は、今後の継続観察が 必要であるが、タケ等よりも構造的安定性が 増しているため、耐久性も大幅に高まってい ると推測される。

5. 今後の展開

里山をテーマとする公園にとって、里山資 源の有効利用は至上命題であり、伝統的な里 山生活での利用だけではなく、ネザサベイル 手法のような新たな有効利用手法の開発が望 れる。あわせて、資源の有効利用は子どもた ちの環境教育において非常に有効な題材で あり、子どもたちが体験できるプログラムと して展開すれば今後の公園に重要な位置を占 めるようになると考えられる。

■調査研究報告 6**身近に散歩・ジョギングを楽しむことのできる緑の回廊の形成****—緑とオープンスペースの新指標に向けての検討—**

第一調査研究室 篠崎 豊

1. はじめに

次期社会资本重点計画の検討時期に当たり、「みどり」の整備のアウトカムを表す量的な指標としてどのようなものを用いるかが議論されている。

このような指標としてはさまざまなもののが考えられるが、緑豊かな都市環境の形成を実感させるとともに、整備途中の状況を的確に反映するものであることが必要であろう。

本調査研究では、そのようなアウトカム指標の候補の一つとして、「緑の健康回廊の形成」の度合いの適当な内容、およびその妥当性を実際の地域に当てはめて検証した。すなわち、緑の回廊を「人間が健康のために日常散歩をしたりジョギングしたりする場」ととらえ、緑とオープンスペースの新しい指標になるかどうかを検証してみた。

2. 指標の概要**1) 目的**

日常的に水や緑とふれあうことができ、その良さを実感できる生活環境の実現するためには、一定規模以上の都市公園だけでなく、一定規模以上の担保性のある公共・民間の施設緑地・地域制緑地などの「面的緑地」や、緑道、街路樹のある歩道、環境施設帶の歩道、

河川沿いの歩道などの「線的緑地」なども積極的に評価・整備し、緑の効果的配置によって、これらが市街地内に連続・連携して存在する割合を総体的に増加させていくことが有効と考えられる。このため、緑の健康回廊の形成の度合いはこのような連続・連携と関係のある指標として考察した。

2) アウトカム指標（どこででも散歩・ジョギングなどが楽しめる街）

散歩、ウォーキング、ジョギング等をともなう健康運動をとらえて、公園などのオープンスペースや街路樹のある道、河川沿いの歩道などが、生活空間の中に効果的に配置されているように整備し、これらが都市内に連続・連携して存在する割合（緑の回廊形成率）を総体的に増加させることが、緑の健康回廊づくりにとって有効と考えられる。

このため、ここでは都市のどこからでも、徒歩10分以内で到達し、散歩・ジョギングなどを30分以上楽しむことのできる緑の回廊の形成を図ることを目標とし、このような緑の誘致圏に該当する区域の面積割合をアウトカム指標とした。

3) 緑の回廊形成率

都市の中で、一定規模以上の公園・緑地などや、一定距離以上の街路樹のある道などが

誘致距離以内にある区域の面積を計測し、これが都市全体の面積に占める割合を「緑の回廊形成率」とした。具体的には次のように算定した

(1) 誘致距離

直線距離 500m。この距離は、ゆっくり徒歩 10 分で来られる（70 歳代で 500m を 8~9 分で歩く）。

(2) 滞留時間

有酸素運動は 20 分以上続けると効果的である。したがって、面的 1ha 以上（滞留 30 分可能）、または線的 1.000m 以上（往復散歩 30 分可能）ならばそれが可能と考えた。

(3) 計測対象（面的）

【1ha 以上（隣接する他の面的・線的緑地等がある場合、5,000 m²以上も可）】

- ・都市公園 : すべての公園・緑地
- ・公共施設緑地 : 公共空地、国民公園、港湾緑地、農業公園、公設のグラウンド、どもの国、公設の市民農園（公開）、公開している教育施設、公共霊園（公開）、公共施設の付属緑地（公開）
- ・民間施設緑地 : 社寺境内地（公開）、市民緑地、公開空地、市民農園（上記以外、公開）、一時開放広場、公開している民間の運動場・グラウンド、屋上緑化空間（公開）、工場緑地（公開）、霊園（公開）

(4) 計測対象（線的）

【1 km 以上（隣接する他の面的・線的緑地等がある場合、500m 以上も可、ただし、並木の場合、歩道幅員 3.5m 以上のもののみ計測）】

- ・緑道
- ・歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路
- ・街路樹等のある歩道（植樹帯を有する歩道幅員 3.5m 以上の道路）

- ・河川空間・河川沿いの歩道・通路（河川緑地など）

・港湾緑地のうち帯状のもの

(5) 緑の回廊形成率 (%)

1ha 以上の面的計測対象、及び、1 km 以上の線的計測対象から、直線 500m（誘致距離）以内の区域が、市街地に占める割合を、「緑の回廊形成率」とした。

3. 緑の回廊形成率の性質の検証

1) 検証対象地域

- 検証対象地域は次のように選定した。
- ① 東京都世田谷区玉川地域…大都市山手地域 のうち河川のある地域
 - ② 東京都世田谷区北沢地域…大都市山手地域 のうち河川のない地域
(世田谷区は区域面積が 23 区中第 2 位、人口が最大の行政体のため、その中から 2 地域を選択。)
 - ③ 東京都墨田区……………大都市の下町地域
 - ④ 群馬県高崎市……………中核都市

2) 検証例 1 (東京都墨田区)

① 墨田区の特徴

・戦災復興により整然と街割りされた南部と、戦災の影響が少なく旧来の街割りが残された北部を併せ持つ。

- ・ほとんど全域が市街地化されている。
- ・区域面積 13.75k m² 人口 230,996 人（平成 17 年国勢調査速報値）
- ・区内一人当たり都市公園面積 3.03 m²/人（平成 7 年 4 月 1 日現在）
- ・全体緑被率 9.2%（平成 2 年度調査）

② 検証結果（別添 図-1 参照）

- ・緑の回廊形成率（誘致圏内面積／行政体面

積) 12,357,000 m² / 13,750,000 m² (13.75 km

2) ≈ 89.9%

- ・特に、並木（街路樹）までの距離が500m以内の区域が計測数値に占める割合が高い。並木等の1km以上の線的緑を歩道幅員等に関係なく全て誘致距離500mで計測すると、ほとんど全域をカバーしてしまう。

- ・歩道幅員3.5m以上のものに限定すると、カバーされないエリアが出てくる。（墨田区の場合、カバーされないエリアの押上地域の再開発が進んでおり、今後の改善が期待される。）

- ・歩道幅員5.0m以上のものとすると、対象となる路線はかなり限定される。

なお、国道等の街路樹のある幹線道路においても歩道幅員2.5m以下のところが多く見られた。

3) 検証例2（群馬県高崎市）

①高崎市の特徴

- ・北関東地方の中核商業都市。平成18年10月周辺市町村と合併したが、本調査では旧市域を対象とする。旧市域の北西から南東へ鳥川が流れる。東側は利根川を介して県都前橋市。

- ・旧市域面積 110.72 k m² 人口 246,682万人
(平成15年8月31日現在)

- ・市町村合併により、新市域面積 307.12k m² 人口 322,138人 (平成17年11月末日現在)

- ・旧市域内一人当たり都市公園面積 13.15 m²/人（「高崎の公園マップ」平成15年8月高崎市公園緑地課）

- ・緑被率 不明

②検証結果

市町村合併前の旧市街地での検証を行った。

緑の回廊形成率（誘致圏内面積／行政体面

積）は次のようになった。

- ・旧市域全体 67.27k m² / 110.72k m² ≈ 60.8%

- ・旧市域 DID 地区 38.45k m² / 43.12k m² ≈ 89.2%

- ・高崎市では市町村合併前の旧市域全体では緑の回廊形成率は約60%と小さく、旧市域 DID 地区では約90%と、東京都区部とそれほど差異のない数値となった。

地方都市では市街化区域以外の市域面積が大きく、大都市と同様の「担保性のある一定規模以上の面的・線的緑等」を対象とすると、緑の回廊形成率は値が小さくなる傾向にあると推測される。

この指標を現状の把握や目標の設定に用いる場合は、都市の人口規模や面積ごとに検討したり、計測範囲をDID地区や市街化区域に限ったり等の工夫が必要であろう。

- ・高崎市の場合、鳥川の両岸の大半を「緑地」としており、市民一人当たりの公園面積や緑の回廊形成率を高める結果となっている。また、井野川等の中小河川の堤防上に自転車道（サイクリングロード、歩行者兼用）コースを整備しており、この誘致距離も緑の回廊形成率を高めている。

- ・地方の中核都市は、ほとんどが河川を抱える立地となっており、これらを市民が利用できるように整備すると、少ない投資でもネットワーク率を向上させ、身近な緑の効果的配置を可能とすることが可能であると推測される。

表一 1 .緑の回廊形成率一覧

		行政区域 面積(km ²)	人口 (万人)	一人当たり 都市公園面 積(m ²)	緑被率 (%)	緑の回廊 形 成 率 (%)
東京都	玉川地域	15.82	18.6	4.66	19.3	97.3
	世田谷 北沢地域	8.61	13.9	1.10	15.7	82.7
東京都墨田区		13.75	23.1	3.03	9.2	89.9
群馬県高崎市 (合併前旧市域)		110.72	24.5	13.15	—	60.8
	DID 地区	38.45				89.2

4) 検証結果のまとめ

検証対象とした都市の検証結果を表一 1 にまとめた。

東京都の世田谷区、墨田区や地方の中核都市としての高崎市のD I D 地区内では、緑の回廊形成率はおおむね 80~95%、高崎市の旧市内全体では約 60%という数値となった。

D I D 区域では比較的担保されている緑の密度が高いために、緑の回廊形成率の値も高くなるのであろう。

5. 新指標としての課題

1) D I D 区域および行政区域全体における値の比較

D I D 区域での形成率が 80~95%ということは、緑の回廊が完成していることを意味している。

一方、旧市域全体の方が緑被率は高いにもかかわらず、約 60%と低い値になっている。

これらの結果が実感と異なることは否めない。したがって、指標の取り方にさらなる工夫を施すか、指標の使い方に注意するなどの配慮が必要であろう。

2) 対象とする公園緑地等（面的対象）の規模

面積 1ha はやや狭く、面積 2ha（近隣公園クラス）以上とすることも検討を要する。しかし、民間敷地や文化財等も算入させることを考えるならば、このままの規模でも良いとも考えられる。

3) 対象とする街路樹の幅員・延長

街路樹のある道路を歩道幅員等に関係なくすべて計測すると、緑化の進んだ市街地ではほとんどそれのみで区域全体をカバーしてしまう。計上する並木道（環境）の質を吟味し、条件を厳しくする方が実態に即していると考えられる。

街路樹のほとんどが 2.5m程度の歩道内に窮屈に植栽されており通路幅員も十分でないものが多い。公園や緑道の環境と比べるならば、ゆったりと通行できる、少なくとも 3.5m以上の歩道幅員で植栽帯のある街路樹（舗装 2.0m+植栽 1.5m 以上、又は、舗装 2.5m+植栽 1.0m 以上）に絞った方が、増大目標、効果が明確になる。これらの根拠についてはさらに検討が必要である。

「延長 1,000m以上」を対象とすることは、ほぼ妥当と考えられる。

4) 対象とする河川

地方の中核都市は、ほとんどが河川を抱える立地となっており、これらを活用型に整備すると、少ない投資でも緑の回廊形成率を向上させ、身近な緑の効果的配置を可能とすることが可能であると推測される。

「河川が親水型に整備しているかどうかを判定して、含めるものと含めないものに分けるか」ということも課題である。

5) 図示の効果

緑の回廊形成率を用いると、誘致距離に含まれない箇所が図上で明確に把握することができ、今後地域でどの部分に重点的に緑地を確保するかなどの方針をリアルにつかむことが可能であると考えられる。

6) 全国的大指標としての利用方法

国の長期計画の大指標として用いる場合、全国でどれだけ成果が上がったかを把握するのにも使えることが望ましい。

しかし、緑の回廊形成率は都市の人口規模によってもかなり異なることが予想される。

したがって、人口規模等何らかの性格別に指標を用いるか、あるいは、増加率を成果の指標とするか、もしくは計測範囲を市街化区域やD I D地区に限るかなど、何らかの工夫をすることが必要であろう。

検証対象数が少ないため全国的な傾向とは断定できないが、一定の方向性を示唆する結果となった。

今後、区域の取り方、対象とする緑地の範囲、誘致距離の範囲などさらに検討を進めていく必要があると考える。

凡 例	
都市計画道路	拡幅方 向 間
	現計画幅員(m) 現況幅員(m)
	立体交差
	「第三次事業化計画」優先整備路線
	都市計画公園・緑地
	都下水道局ポンプ所
	都市高速鉄道
	墨田地区清掃工場
	自転車駐車場
	国 道
	都 道

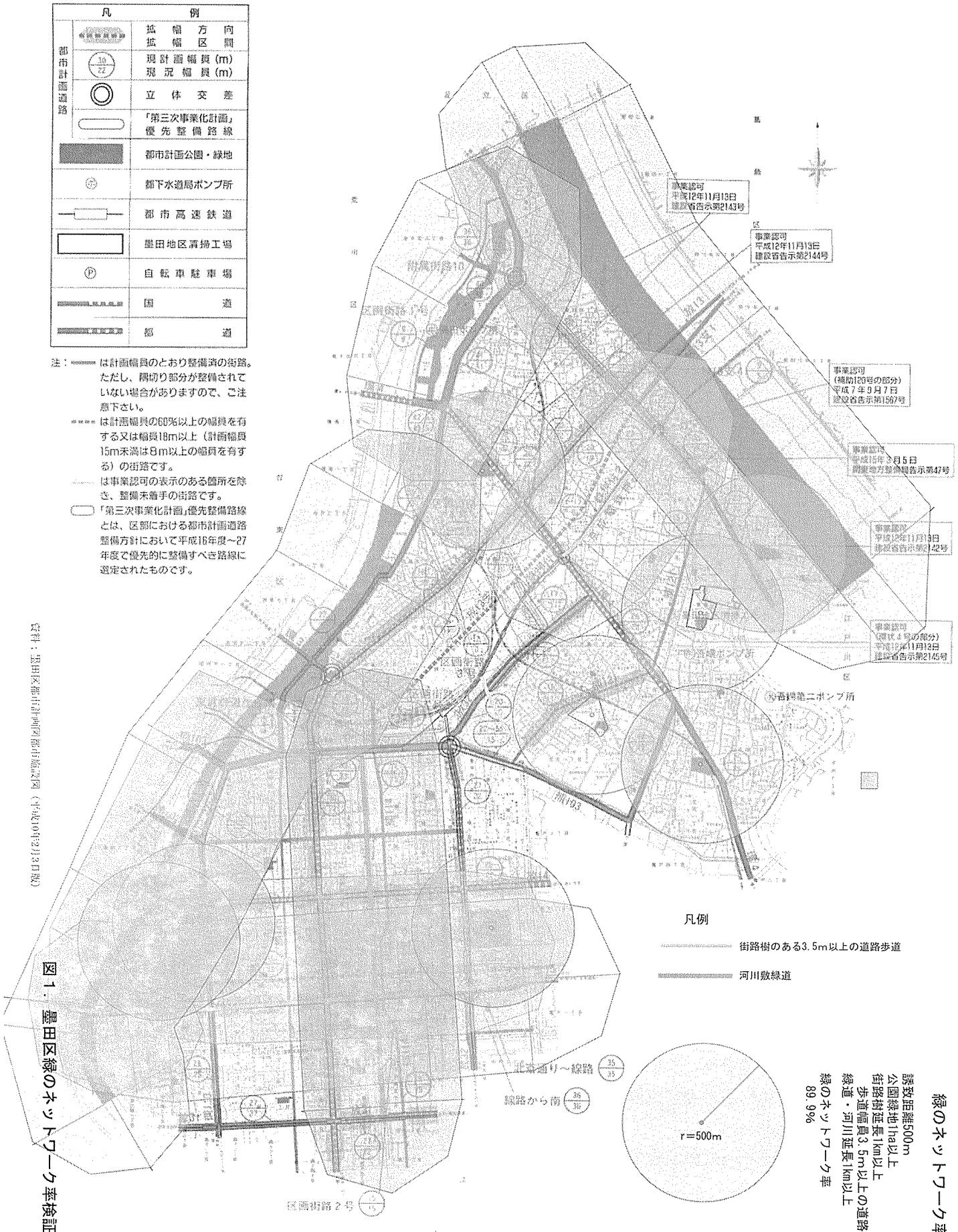
注：——は計画幅員のとおり整備済の街路。ただし、隅切り部分が整備されていない場合がありますので、ご注意下さい。

——は計画幅員の60%以上の幅員を有する又は幅員18m以上（計画幅員15m未満は8m以上の幅員を有する）の街路です。

——は事業認可の表示のある箇所を除き、整備未着手の街路です。

□「第三次事業化計画」優先整備路線とは、区部における都市計画道路整備方針において平成16年度～27年度で優先的に整備すべき路線に選定されたものです。

資料：墨田区都市計画課内都市施設図（平成10年2月3日版）



■ 調査研究報告 7
里山フィールドミュージアム計画のための環境区分



第一調査研究室 川端清道

越後丘陵公園の文化ゾーン、野生ゾーンについては、上位計画により、地球環境の保全に向け、循環型社会の構築と多様な生物相保全の拠点となる緑地をめざした「緑の文化を創造し、環境共生のモデルとなる拠点づくり」がテーマとされ、「越後の里山フィールドミュージアム」として位置づけられている。

その「越後の里山フィールドミュージアム」のベースとなる里山の自然環境は、里に暮らす人々の衣・食・住のための資源採取や生産に係るさまざまな活動により維持してきた多様な自然環境である。

上位計画では、このような自然環境に手を加えながら適性に保全・再生し、公園利用者が多様な自然環境を体験するだけでなく、地域の風土を学ぶことができるよう、国営公園にふさわしい整備を目指すことを基本的な考えとしている。

18年度は、文化ゾーンの環境を詳細に分析することにより、そのポテンシャルを把握し、土地利用計画に反映する手法の検討を行った。

本報告ではその内容を報告する。

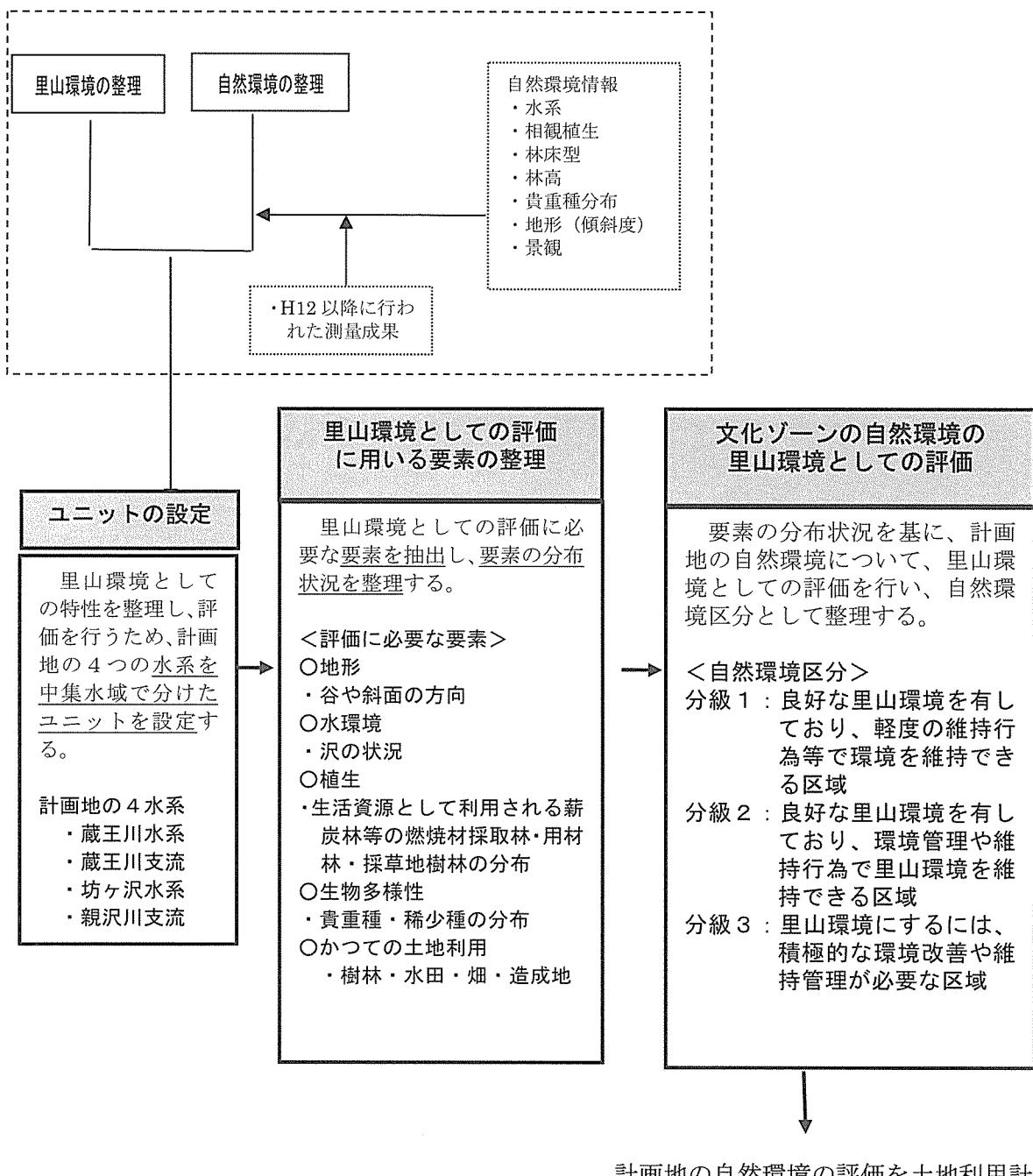
1. 検討概要

本調査では、文化ゾーンの区域の環境要素を整理し、里山環境の維持保全の可能性・困難性を評価し8つの中集水域を3種類の区域に分けた（里山環境の評価）。次に、その結果をもとに、土地利用計画を行うための基礎として、保全・活用の視点から考慮すべき要素により、32の小集水域を9種類に分け、それぞれの里山環境保全・活用方針を考察した。

2. 里山環境の評価

まず、文化ゾーンが目指す里山環境の整理を行い、計画地の自然環境について、里山環境としての評価を行うための要素を抽出した。次に、評価をするユニットとして8つの集水域を設定し、ユニット毎に自然環境の特性を整理した。このデータに基づきユニットの里山環境としての評価を行った。

検討フロー



2-1. ユニットの設定

計画地の自然環境について、里山としての評価を行うため、谷底と周辺の斜面地が一体となった中集水域をひとつのまとまりとして区分し、その特性を整理し評価を行うこととした。

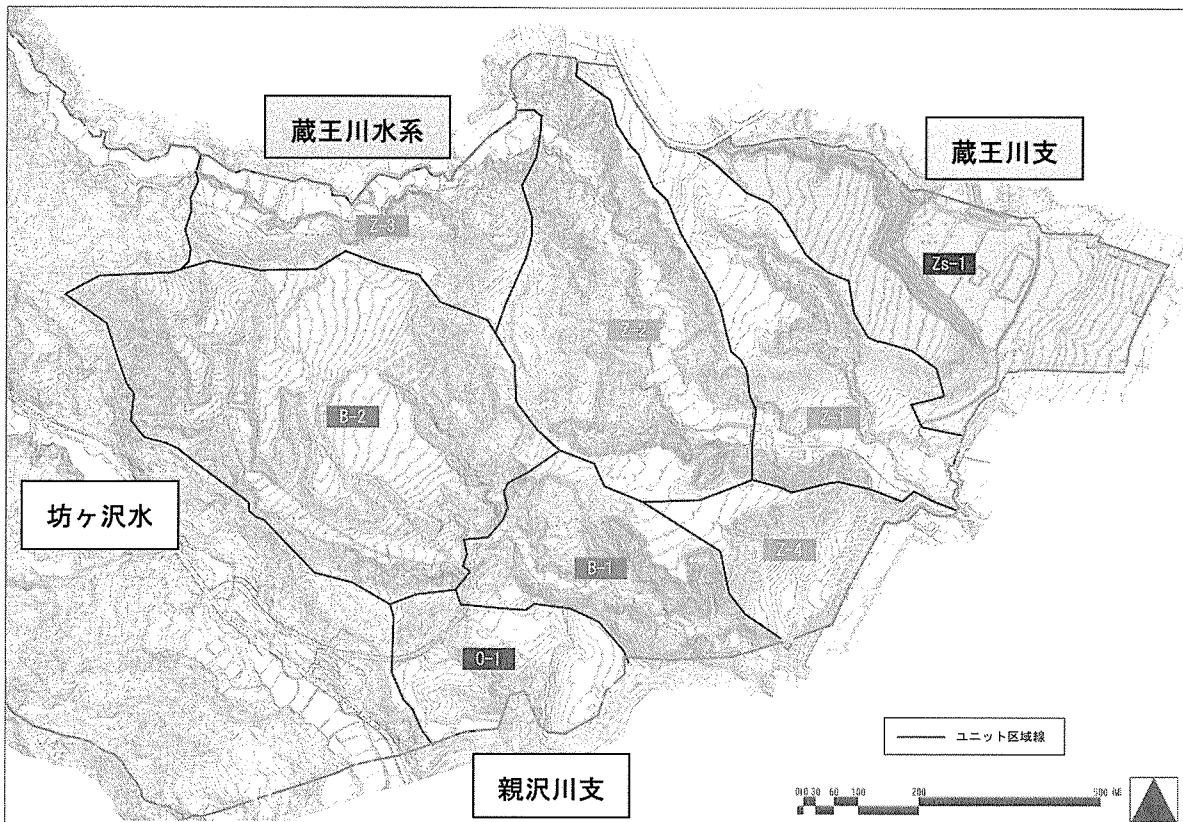


図 評価するユニット

なお、上図で Z-1 は蔵王川下流、Z-2 は蔵王川中流、Z-3 は、蔵王川上流、Z-4 は蔵王川下流南、Zs-1 は蔵王川支流、B-1 は坊ヶ沢下流、B-2 坊ヶ沢上流、0-1 は親沢川支流である。

2-2. 評価に用いる要素の整理

(1) 評価に用いる要素の抽出

計画地の自然環境の里山環境としての評価を行うために必要な要素として以下の項目を用いた。

①水環境

水は生命の源であり、水辺は豊かな生き物を育み、人々は山間の水を利用して稲作等の耕作を行い、谷戸の水田景観をはじめとする里山景観を創出してきた。また、

沢や湿地は、貴重種をはじめ多くの生物の生息環境となっている。このように、水環境は里山において最も重要な要素である。

②地形

地形の変化に富む丘陵地においては、斜面の方向による日照条件や傾斜、谷の状況による湿潤な環境等様々な条件があり、その条件に合わせて人々が利用し、条件に適応した植物が生息していることから、地形が重要な要素としてあげられる。

③植生

里山では人々が樹林やカヤ場、耕作地の管理を行い、そこから薪や炭、木材、食材等の生活資源を生産していた。計画地は、現在は既に里山としての人々の活動が行われていないが、植生により、かつてどのように利用されていたかを知ることができるため、植生が重要な要素としてあげられる。

④生物多様性

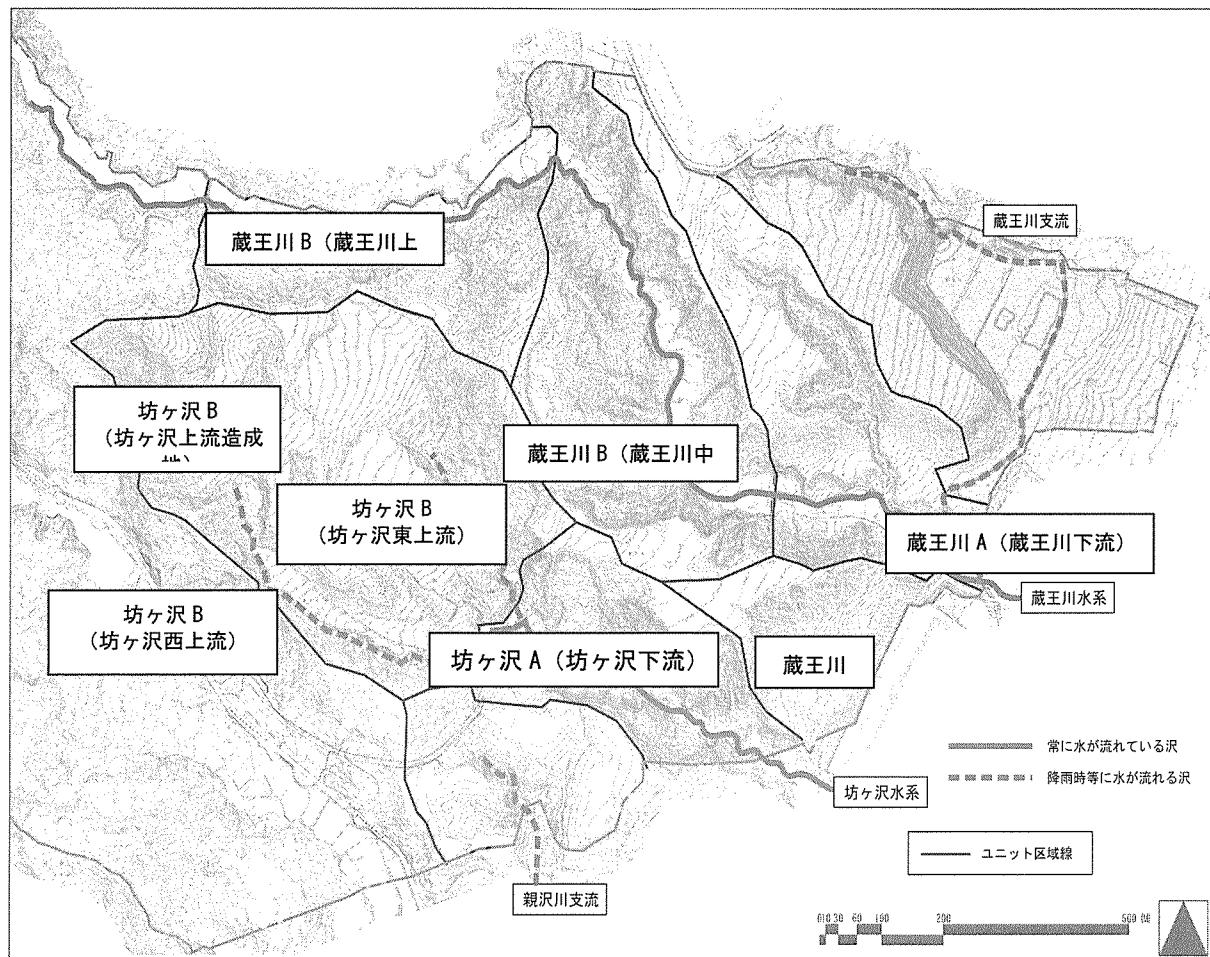
里山は、樹林や水田・畑、沢など、様々な環境で構成され、各々の環境に適した生物が生息している。そこには、貴重な動植物や自然性の高い植物群落をはじめ、花が美しく観賞性が高い植物等の資源植物など、様々な生物相がみられる。特に里山としての環境が減少していくなかで、貴重となった動植物の分布状況は、計画地に残された里山の環境を把握するために重要な要素となる。

⑤かつての土地利用

計画地におけるこれまでの人々の営みに基づく土地利用の変遷を確認することにより、計画地が里山として実際にどのように利用されてきたかを知ることができるため、重要な要素としてあげられる。

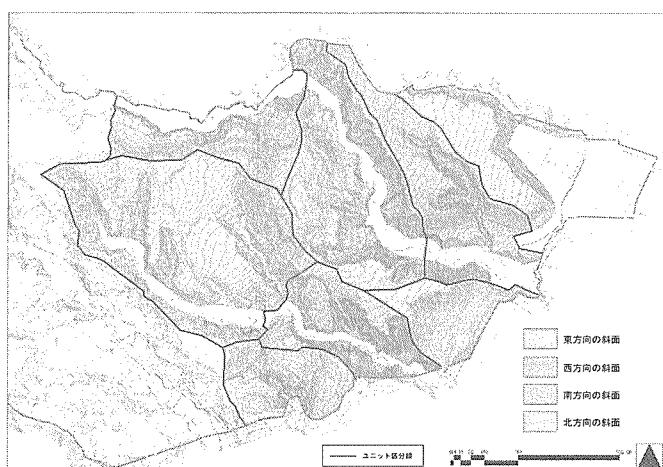
里山環境としての評価に必要な要素

評価に用いる要素	左の要素の個別評価に用いた要素
①水環境	・沢と両岸の樹林の種類
②地形	・谷の方向と斜面の方向
③植生	・燃料材採取林・用材林等の樹林、採草地等の草地の別
④生物多様性	・貴重種・稀少種
⑤かつての土地利用	・水田・畑・造成地の区分



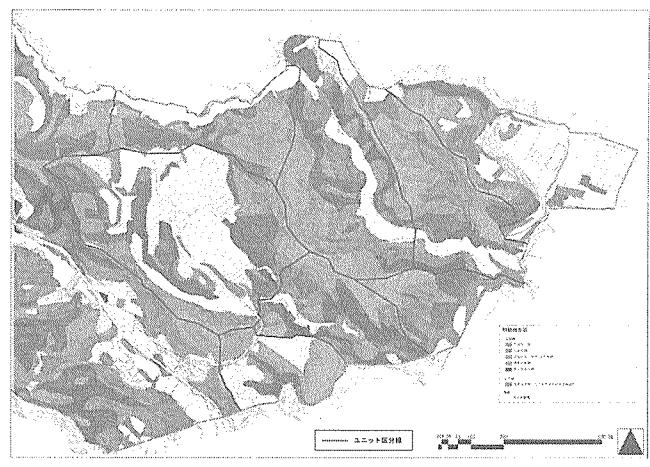
水環境特性図

②地形



斜面の傾斜方向分布図

③植生



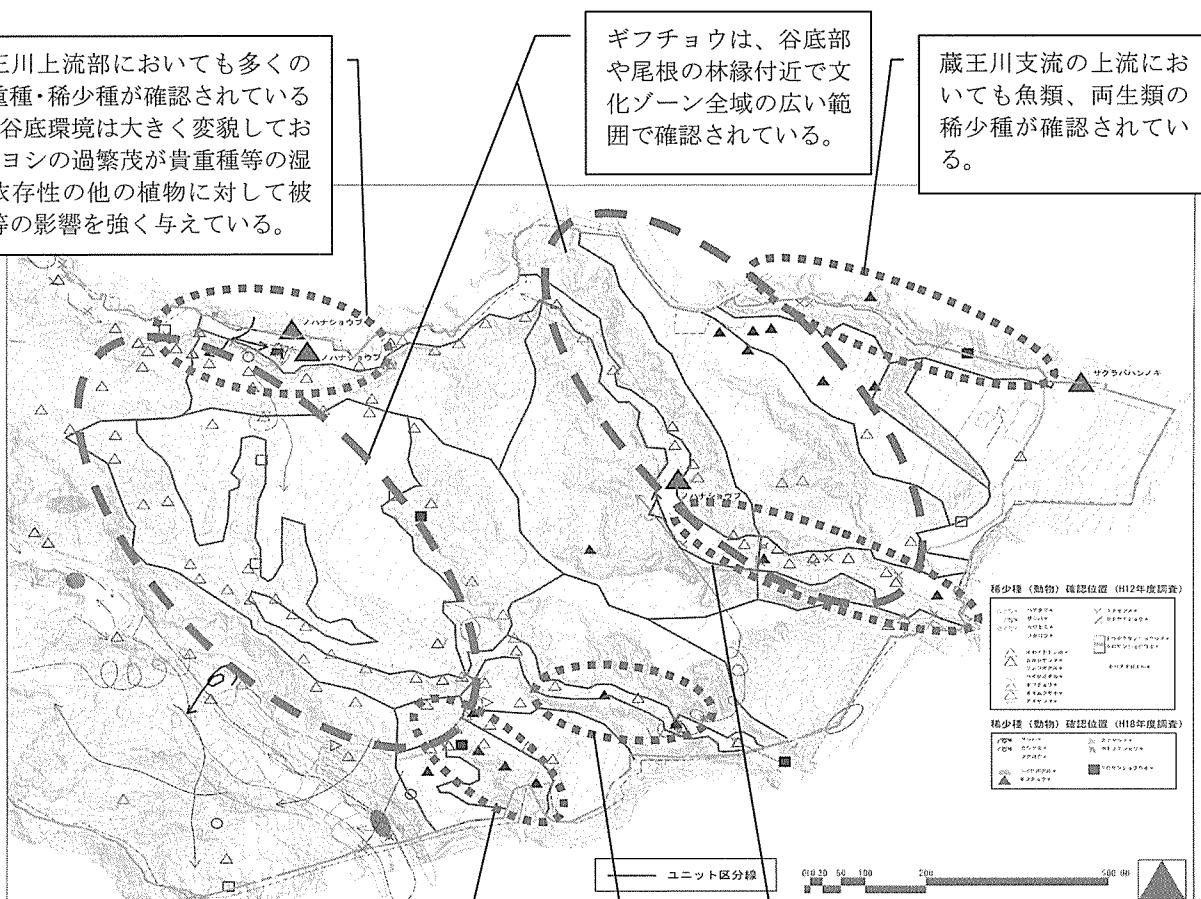
生活資源として利用される植生分布図

④ 生物多樣性

蔵王川上流部において多くの貴重種・稀少種が確認されているが、谷底環境は大きく変貌しており、ヨシの過繁茂が貴重種等の湿地依存性の他の植物に対して被圧等の影響を強く与えている。

ギフチョウは、谷底部や尾根の林縁付近で文化ゾーン全域の広い範囲で確認されている。

蔵王川支流の上流においても魚類、両生類の稀少種が確認されている。



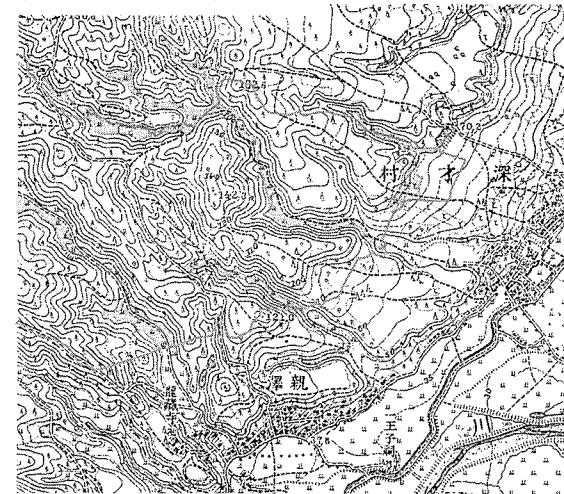
貴重種・稀少種分布図

親沢川支流は、當時水が流れていなが、両生類をはじめとする貴重種・稀少種が確認されている。

蔵王川下流部では、魚類をはじめ、特に多くの貴重種・稀少種が確認されている。

平成18年度調査において、坊ヶ沢で新たにスナヤツメが確認された。

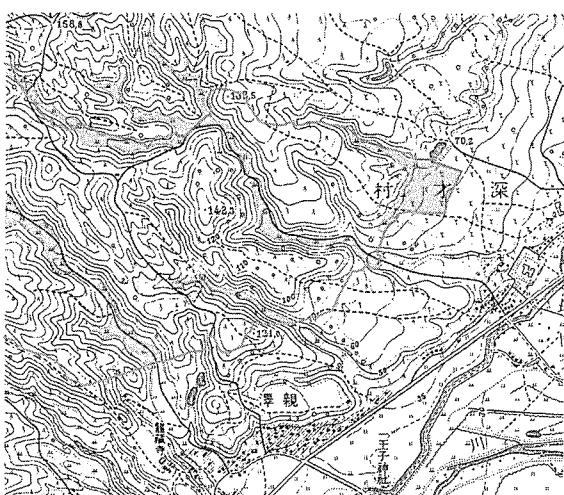
⑤かつての土地利用



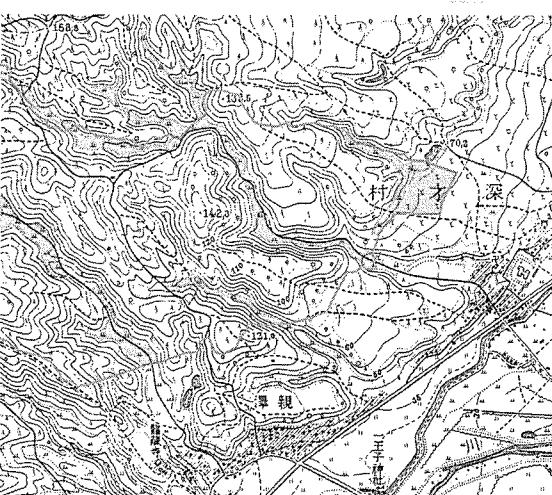
明治44年



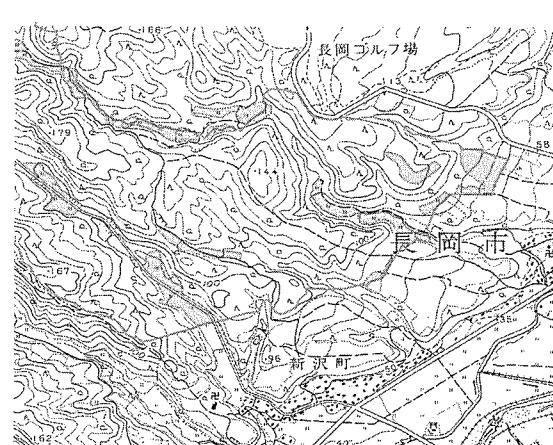
大正14年



昭和6年

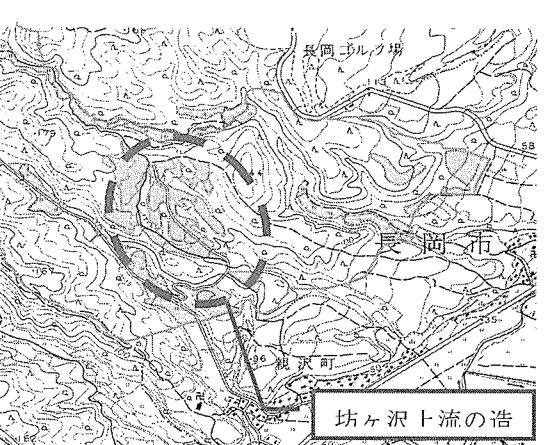


昭和28年



昭和41年

- 昭和28年に對し、水田は蔵王川と親沢川（野生ゾーン）の谷底のみ



昭和47年

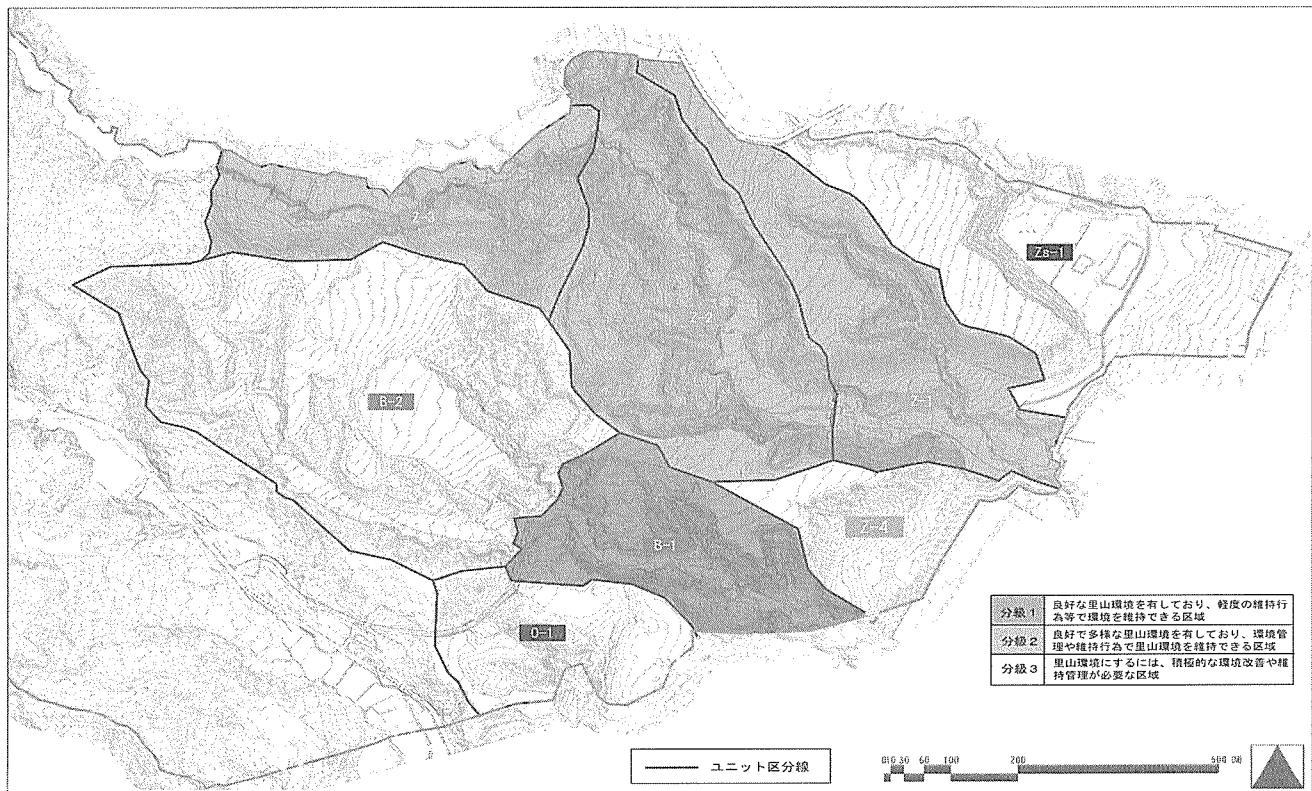
- 坊ヶ沢上流に畑・空地の表記が出現しているが、親沢川から道路が整備されており、坊ヶ沢上流の盛土による造成が始まったと考えられる。



2-3. 自然環境の里山環境としての評価

以上の結果から5つの要素の個別評価は下表のように整理され、8つのユニットは、次の3種の自然環境区分に分けられると考えられた。

ユニット		評価に用いる要素の個別評価					自然環境区分	特徴
		水環境	地形	植生	生物多様性	かつての土地利用		
B-1	坊ヶ沢下流	良	東西方向の谷 (南向斜面) (北向斜面)	燃料採取林	多	樹林地	分級1	良好な里山環境を有しており、軽度の維持行為等で環境を維持できる区域 水環境を有し、生物多様性が高く、里山環境として最も良好な区域。 基本的には、現況の自然環境を活かした軽度の維持行為により現在の里山としての環境を維持できる区域。
Z-1	蔵王川下流	良	東西方向の谷 (南向斜面) (北向斜面)	燃料採取林 用材林	多	樹林地 水田・畑 造成地 (耕作跡地の形に復旧)	分級2	良好で多様な里山環境を有しており、環境管理や維持行為で里山環境を維持できる区域 水環境を有し、生物多様性が高く、耕作地跡も残る里山環境として最も良好で多様な環境を有する区域。
Z-2	蔵王川中流	良	南北方向の谷 (東向斜面) (西向斜面)	燃料採取林 用材林	多	樹林地 水田		里山環境として、重要な樹林や耕作地が主体で、現状の環境管理や維持行為により里山環境が維持できる区域。
Z-3	蔵王川上流	良	東西方向の谷 (北向斜面)	燃料採取林	多	樹林地 水田	分級3	生活資源を有する造成地の緩傾斜中心の区域。 ユニットとしては、里山環境を有するものの、一部に造成により改変された部分があるため、積極的な環境改善や維持管理が必要な区域。
Zs-1	蔵王川支流	無	東西方向の谷 南北方向の水路 (北向斜面) (東向斜面)	燃料採取林 ススキ草地	多	樹林地 水田 畑 造成地		
B-2	坊ヶ沢上流	無	南北方向の2つの谷 (東向斜面) (西向斜面)	燃料採取林 ススキ草地	多	樹林地 畑 造成地		
0-1	親沢川支流	無	南北方向の谷 (東向斜面) (西向斜面)	燃料採取林 ススキ草地	多	樹林地 畑 造成地		
Z-4	蔵王川下流南	無	南北方向の谷 (東向斜面)	燃料採取林 用材林	少	樹林地		

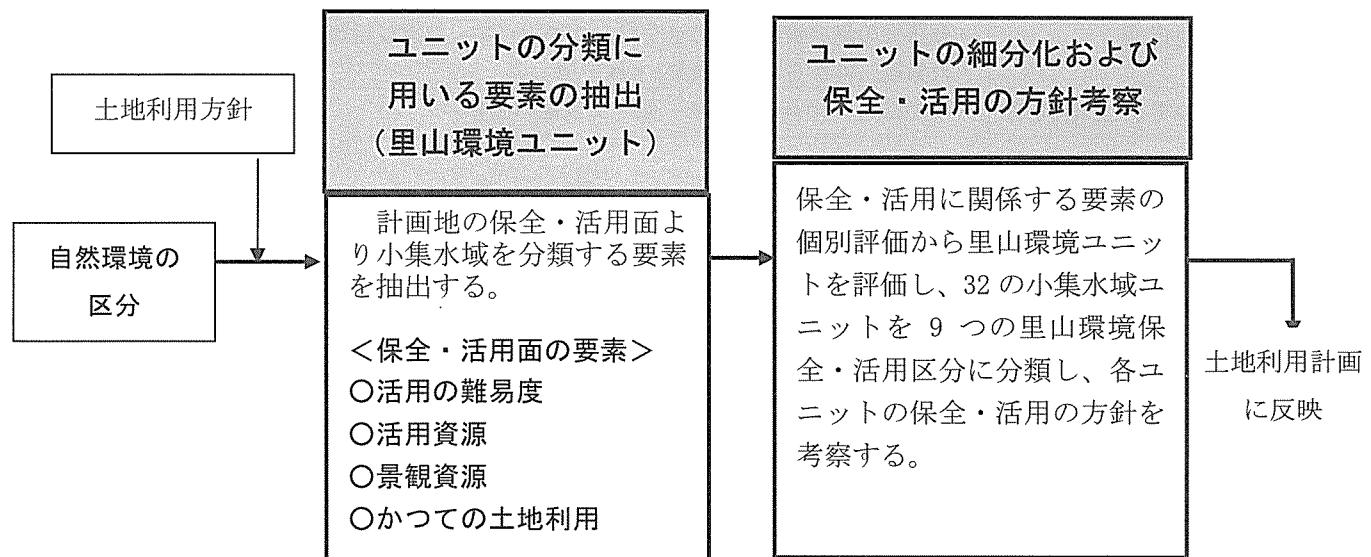


自然環境区分図

3. 自然環境区分の細分化

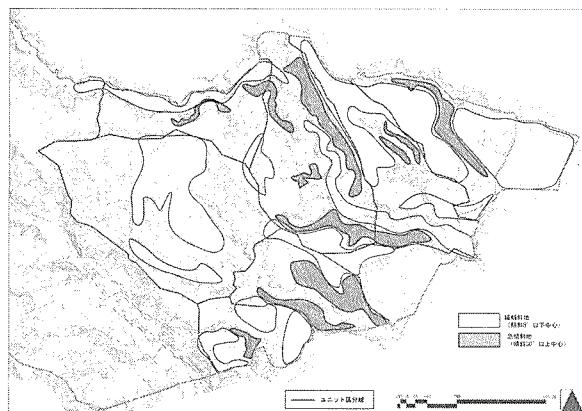
文化ゾーンにおいて、計画地の自然環境に基づいた里山環境の保全・活用を行う方針を求めるユニットは中集水域を細分した32の小集水域とした。

まず、ユニットの分類に必要な「保全・活用に関する要素」を抽出した。これらの個別の要素を総合し、里山環境の保全・活用区分を設定し、それぞれの保全・活用の方針を考察した。

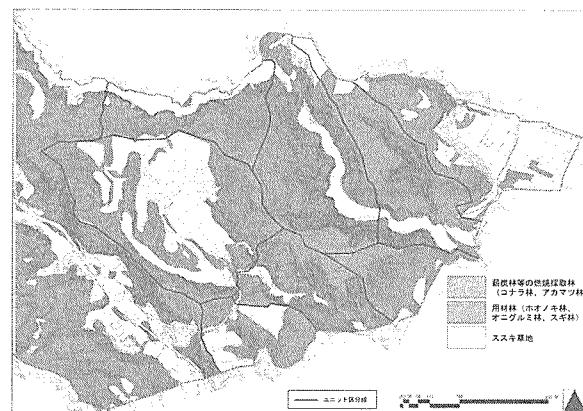


小集水域を分類する保全・活用面の要素

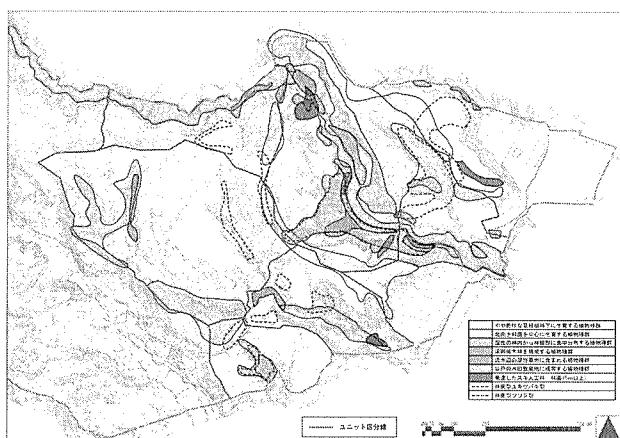
評価項目	評価の対象となる要素
①活用の難易度	・緩傾斜地・急傾斜地
②活用資源	・薪炭林等の燃料材採取林（コナラ林、アカマツ林等） ・用材林（ホオノキ林、オニグルミ林、スギ林等） ・採草地（ススキ草地）
③景観資源	・観賞性の高い植物群（カタクリ、ユキツバキ、ツツジ類等） ・外景観（外からの樹林景観）・展望地
④かつての土地利用	・昭和初期～30年代の水田・畑・造成地の区分



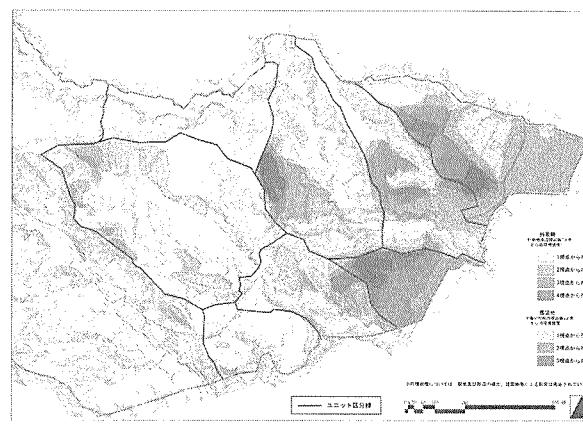
急傾斜地及び緩傾斜地分布図



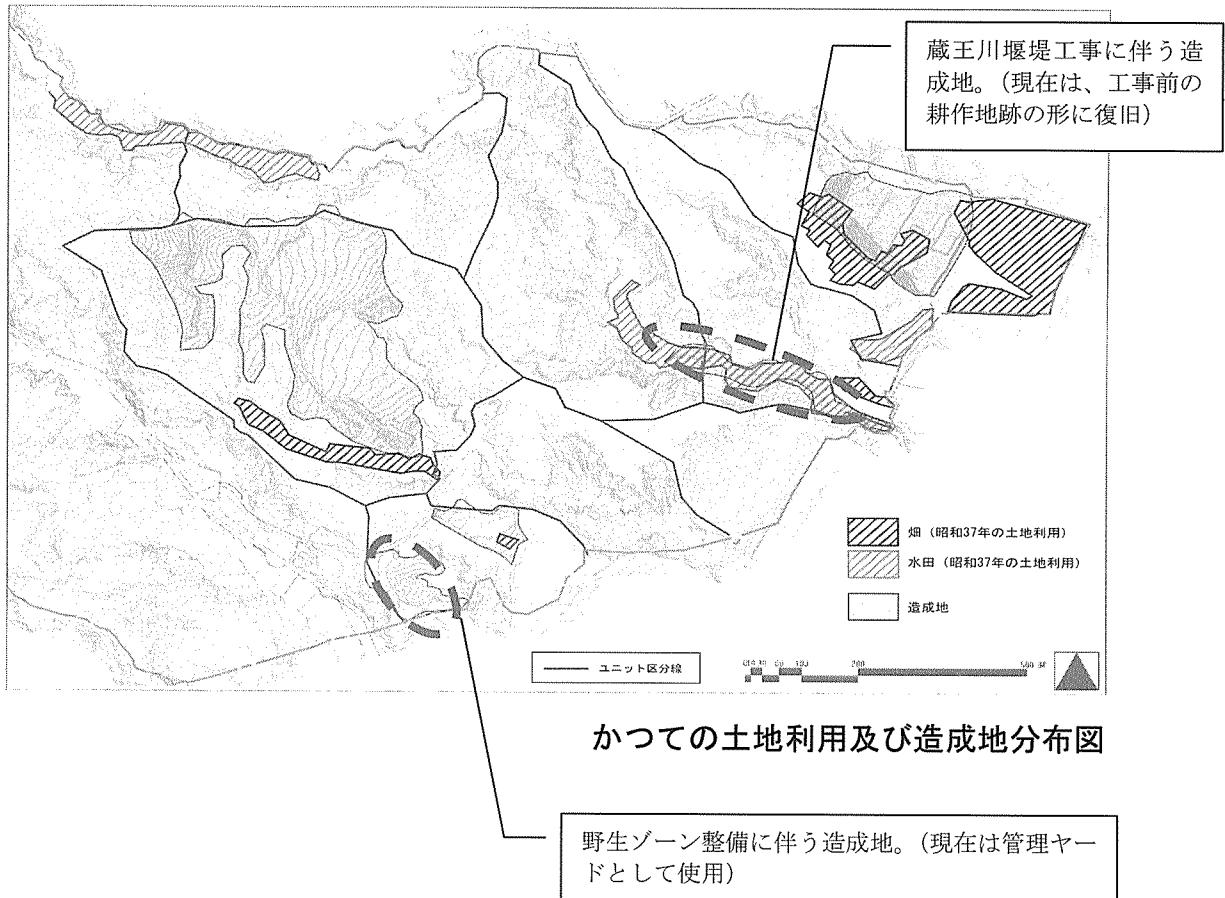
活用資源分布図分布図



観賞性の高い植物群分布図



外景観上重要な範囲及び展望地分布図



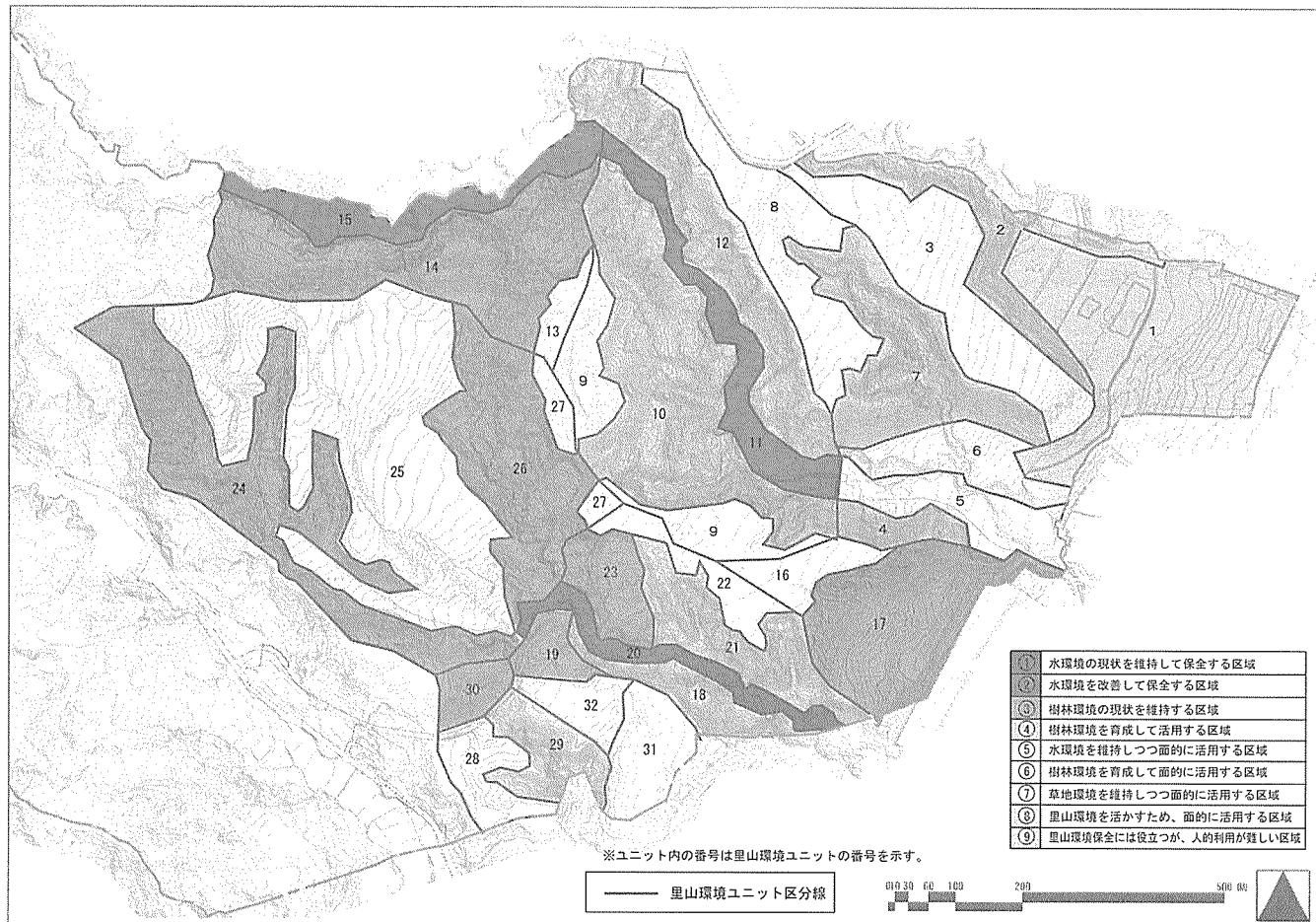
3-2. 里山環境ユニットへの細分

「活動の難易度」、「活用資源」「景観資源」「かつての土地利用」などの個別の評価は次ページの表、左欄のように整理され、これらの保全・活用区分を検討した結果文化ゾーンの32の小集水域は9種類に分けられた。同表右欄に各区分の保全・活用の方針を示す。

細分化したユニットの保全・活用の方針（原報告書では「方向性」と書いている。）

自然環境区分		里山環境保全・活用区分				里山環境ユニットの特徴		里山環境保全・活用の方向性	
難易度	活動面	活用資源	景観質	土地利用	造成地 耕作地 外観地 原野地				
良好な里山環境を有しており、軽度の維持行為等で環境を維持できる区域	急斜面	○	○	○	○	水環境の現状を維持して保全する区域	B-1 [20] (坊ヶ沢下流)	・生物の生息環境となる沢環境の保全	・周辺が急斜面でアセス性が低いため利用が困難。
	緩傾斜面	○	○	○	○	樹林環境の現状を維持する区域	B-1 [19, 23] (コナラ林中心の樹林地)	・常に水が滞っている沢で、生物多様性が豊か、樹木のコナラ林が中心の斜面の樹林地で、放置による遷移が進む。	・良好な水環境に影響する樹木として樹林地の維持
	緩傾斜面	○	○	○	○	樹林環境を育成して面的に活用する区域	B-1 [22] (尾根の樹林地)	・尾根付近のマツ林の木被率の高いマツコロガ林で、放置による遷移が進む。	・樹林環境の育成
	緩傾斜面	○	○	○	○	里山環境保全には役立つが、人目的の利用が難しい区域	B-1 [18, 21] (急斜面地)	・急傾斜地であるため、崩落等の危険性がある。	・基本的には現状を維持し、安全面や防災面において必要に応じて保全対策を行なう。
	緩傾斜面	○	○	○	○	水環境を改善して保全する区域	Z-2 [11]、Z-3 [15] (魔王川中・上流)	・常に水が滞る沢で、生物多様性、観賞性の高い植物群の分布も多い。	・生物の生息環境となる沢環境の保全
	緩傾斜面	○	○	○	○	水環境を維持しつつ面的に活用する区域	Z-1 [5] (魔王川下流)	・常に水が滞る沢で、生物多様性、観賞性の高い植物群の分布も多い。	・生物の生息環境となる沢環境の保全
	緩傾斜面	○	○	○	○	樹林環境の現状を維持する区域	Z-3 [14] (コナラ林中心の樹林地)	・斜面中央のコナラ林が中心の斜面の樹林地で、放置による遷移が進む。	・良好な水環境に影響する樹木として樹林地の維持
	緩傾斜面	○	○	○	○	樹林環境の現状を維持しつつ、林床の観賞性の高い植物を活用する区域	Z-1 [7]、Z-2 [10] (ホオノキ林中心の樹林地)	・斜面下部で造成され、生物多様性、観賞性の高い植物群がまだ残っている。	・林床の観賞性の高い植物群の樹林地の維持
	緩傾斜面	○	○	○	○	里山環境保全には役立つが、人目的の利用が難しい区域	Z-1 [6, 8]、Z-2 [9, 13] (尾根の樹林地)	・斜面付近のマツ林の木被率の高いマツコロガ林で、放置による遷移が進む。	・尾根付近のマツ林の木被率の高いマツコロガ林で、放置による遷移が進む。
	緩傾斜面	○	○	○	○	樹林環境を育成して面的に活用する区域	Z-1 [4]、Z-1 [12] (急斜面地)	・急傾斜地であるため、崩落等の危険性がある。	・樹林地を維持するための動植物保護等の森林管理が考慮される。
良好で多様な里山環境を有しており、環境管理や維持行為で里山環境を維持できる区域	緩傾斜面	○	○	○	○	里山環境保全には役立つが、人目的の利用が難しい区域	Z-4 [17]、B-2 [24, 26]、0-1 [30] (コナラ林中心の樹林地)	・尾根付近のマツ林が中心の斜面の樹林地で、放置による遷移が進む。	・生物の生息環境となる沢環境の保全
	緩傾斜面	○	○	○	○	樹林環境を育成して面的に活用する区域	Zs-1 [3]、Z-4 [16]、B-2 [27]、0-1 [31] (尾根の樹林地)	・斜面中央のコナラ林が中心の斜面の樹林地で、放置による遷移が進む。	・樹林地を維持するための動植物保護等の森林管理が考慮される。
	緩傾斜面	○	○	○	○	樹林環境を育成して面的に活用する区域	B-2 [25]、0-1 [28, 32] (坊ヶ沢上流の草地)	・生物多様性が高い沢の上流として地形の改変を抑えて草被環境を育成	・草地地や異草地としての利用が考えられる。
	緩傾斜面	○	○	○	○	草地環境を維持しつつ面的に活用する区域	Zs-1 [1] (魔王川支流、親沢川支流の草地) >	・ススキ群落で構成され、生物多様性が高い坊ヶ沢上流の造成地の草地（造成地）	・排水地としての利用だけではなく、新たに里山環境の創出が可能。
	緩傾斜面	○	○	○	○	草地環境を育成して面的に活用する区域	Zs-1 [2, 29] (急斜面地)	・草木には虫害を維持し、安全面や防災面において危険性がある。	・安全性を考慮し利用しない。
里山環境にすぐには積極的な環境改善や維持管理が必要な区域	急斜面	○	○	○	○	里山環境保全には役立つが、人目的の利用が難しい区域	Zs-1 [2] (急斜面地)	・急傾斜地であるため、崩落等の危険性がある。	・安全性を考慮し利用しない。

里山環境保全・活用区分図



4. おわりに

地球環境保護・生物多様性保全や自然とのあれあい等公園緑地には多くの機能・役割が求められている。これらのニーズに対して、その地域の持つポテンシャルを最大限活かすためには、その地域の持つ自然環境を、可能な限り正確かつ詳細に把握・分析し、その地域の特性にあった土地利用をすることが必要である。

本調査では、里山環境の保全、創出を目的とした自然環境評価を行ったが、調査対象地域の持つ環境と計画目的により、その特性を評価する基本単位、・要素を設定することが重要である。

■調査研究報告 8

難病小児等の公園利用可能性に関する研究（その3）



第一調査研究室 唐澤 千寿穂

1. はじめに

平成16年～17年度と国内外の難病小児のための自然体験型施設等についての事例収集およびモデルキャンプの実施をおこなってきた。海外ではすでに十数か所の施設があることが明らかになり、わが国ではまだこの分野に関しては技術開発が不十分であるため、今年度も引き続き研究を行うこととした。

2. 研究目的

今年度は、プログラムを行うための質の高い人材の確保・育成を、海外の先進事例を視察し研修を通して行うこととする。また、それらの取り組みに対し、地域の医療機関や市民団体等が参画できるような機会を創出し、医療体制の確立や地域との連携の可能性について検討する。

3. 研究方法

（1）米国難病児自然体験施設の調査

米国難病児自然体験施設を視察することにより、研修カリキュラムやボランティア

マニュアル、自然体験プログラムなどについて、米国担当者へのヒアリングを行いその仕組みについて調査した。

（2）ボランティア研修等の試行実験・検証

地域住民や医療関係者を対象に、年間を通じたボランティアトレーニングを実験的に行った。また、プレキャンプとして病気が完治した青年（病気経験者）を参加対象に、キャンププログラムを実験・検証した。

4. 研究結果および考察

（1）米国難病児自然体験施設の調査

米国俳優ポール・ニューマンが設立した難病児自然体験施設「ホールインザウォール・ギヤングキャンプ（HITW）」「ボギークリークギヤングキャンプ（BC）」の概要は以下のようなものである。

- HITW：約 150ha であり、その内、湖が 20ha、10ha がキャンプ場として子どもが使える場所である。他に未開発の部分も多い。
- BC：約 94ha であり、その中に 44 の様々な建物が建っている。



「ホールインザウォールギャングキャンプ」

①プログラムおよび参加者

<プログラム内容>

プログラム実施期間および内容は次のようなものである。

HITW : 5月～8月（6月～8月は子どもたちの参加するキャンプが10回ほど実施される。また、5月、9月、10月の参加に関しても、両親や家族のためのキャンプや、ボランティアトレーニングキャンプが行われる。）。1回のキャンプは6日～8日間で、120人までの子どもたちが参加することができる。色々な病気の子どもたちが参加するキャンプや、病状ごとの個別のキャンプ、病気の子どもたちの兄弟のためのキャンプ、子どもを亡くした両親が集まるキャンプなどが行われる。

BC : 夏の間、毎週約130人の癌、心臓病、癲癇など同じ病気の子どもたちのためのキャンプと、それぞれの家族が一緒に参加できる、週末家族キャンプがある。

「キャンプの一日のスケジュール（例）」

(HITW)

時間	プログラム	内容
	一日の始まり	プールや魚釣りができる。
8:30	朝食	お祈り・感謝のあと食事がはじまり、歌と踊りで終わる。
10:00	キャビンのそうじ	子どもたちの仕事。
10:30	午前の活動	プール・ボール遊び・クラフト・動物とのふれあいなど。（グループ毎に助く）
12:30	昼食	
13:30	休息時間。	キャビンの中で本を読んだりゲームをしたりして過ごす。
14:30	午後の活動。	グループ毎の活動。
17:00	夕食	
19:30	夜の活動	お祭り、ダンス、ステージなど。（グループ毎の活動）
21:30	就寝	キャビンに戻って寝る。



「ボギークリークギャングキャンプ」

<参加者>

参加者および人数は以下のようなものである。

HITW : 毎年約1,000名の難病の子ども達と兄弟児がキャンプに参加している。参加した子どもたちは、アメリカの北東部に住んでいる子ども達が大部分であるが、日本や中国、ロシア、イギリスなど海外からも参加する子どももみられる。また、すべての子どもたちは、無料でキャンプに参加することができる。

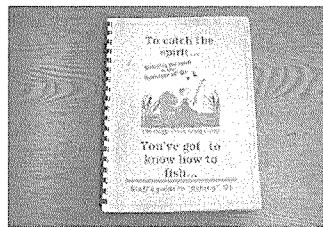
BC : 毎日平均130人の子どもたち、70人の有給スタッフ（有償ボランティア）、60人のボランティア（無償ボランティア）に加え、年間を通じて約30人のマネジメントスタッフがいるので、食事のときには約300人が食堂に集まる。週末プログラムは年間18回行われ、これに夏の9回のプログラムを合わせると、年間約3,000人の子どもたちとその家族が参加する。

②運営体制について

<スタッフ>

ボギークリークには、HITWG キャンプと同様に「有償の専任スタッフ（マネジメントスタッフ）」と「有償ボランティア」、「無償ボランティア」がいる。

有償の専任スタッフには、事務局長といって主にキャンプ場の運営部門の責任者が存在し、主な仕事としては資金集めから支払いまでを行っている。その他にもボラン



ボランティアマニュアル

ティアコーディネーターや医療ディレクターがいる。また、キャンプディレクターやそのアシスタントもいる。残りのスタッフは、半分が有給のボランティアスタッフで、半分が無償ボランティアである。有償のボランティアスタッフには、夏休み中の学生が多い。彼らはキャンプがはじまる前に10日間のトレーニングを受け、夏の間合計11週間をキャンプですごす。ボランティアは多いときで、70名くらいキャンプに参加する。

＜ボランティア等の確保や教育のしくみ＞

キャンプでは、ボランティアの面接や養成に非常に力を入れている。面接では、子ども達と接することから過去の犯罪歴まで調査することになる。また、10日間のボランティアトレーニングキャンプも実施される。

ボランティアにはマニュアルを作成し、トレーニングキャンプで使用している。

また、こども達へのおみやげとして持ち帰れるように手作りのぬいぐるみやキルトなどを、全米の高齢女性のボランティアが寄付している。キャンプにこれない人でも、子ども達に対して何らかのボランティアができるしくみとなってる。

③ヒアリングによる調査(抜粋)

HITW キャンプ協会 アリソン・フォックス他

Q. どうやって病気ごとのプログラムをやっているのか。

A. ベースのキャンプ型があって、その中



各施設でのおみやげなど

で子どもたちがやれることを子どもたちに合わせて決めていく。キャンプごとにリサーチをしながら決める。プログラムは年齢層によって微調整する。基本的に1年間のスケジュールは変わらない。スケジュールでいつどのような子が来るかは決まっていて、ほとんど変更することはない。プログラムのスケジュールは変わらないが、年間でのテーマがある。キャンプは夢がかなう場所なので、たとえばクラフトの部屋でもっとたくさん夢がかなうようにプログラムを考える努力をしている。常に持って帰ってほしいと思っているのは、スキルではなく、子どもたちそれに価値があるということ。気してくれている、愛されているというのを理解してもらい、もう一回り大きくなつて帰つてほしい。150人の子どものうち、50%がリピーターになる。2年間は連続してキャンプに参加できるが、以降はウェイティングリストに載る。

Q. 毎年キャンプごとに色々なテーマの設定をしているのは、リピーターの子どもを飽きさせないためか。それともスタッフ自身のモチベーションの維持のためか。

A. 1年を通してのテーマの設定についてはリピーターにとって楽しいというのもあるが、大きいテーマなどを設定してシーズンごとに動かすのは、みんなで創造していくための力になりやすいから。創造性は全てのことに大事。全てのことに新しさ、楽しみを子どもたちに与えるためにやっている。一人一

人が自由な選択性、創造力があり、そういうものをいつでも持っていたい。たとえば、あるキャンプでは、自然におけるアクティビティのひとつとして、子牛にロープをかけることをして遊んだ。テーマがウェスタンだったから。

(2) ボランティア研修等の試行実験

1) ボランティア研修のあり方について

ボランティア研修のあり方について検討し、次のような基本方針を設定した。

目的：

- ・疾患を持ったキャンパーの発達課題等を踏まえ、自然体験プログラムとして何が提供できるのか、何をしたいのか、自分達の役割や関わり方について考える。
- ・キャンパーの気持ちに寄り添い、テーマに沿ったプログラム展開が出来るような能力を養う。
- ・活動における危機回避能力を養う。
- ・野外技術、遊び技術のスキルアップを図る。

方法

- ・募集等の仕組み、役割分担が重要。ボランティア研修で大幅なスキルアップが見込める訳ではない。→日頃考えていないこと、気づいていないことを、考えてもらう、気

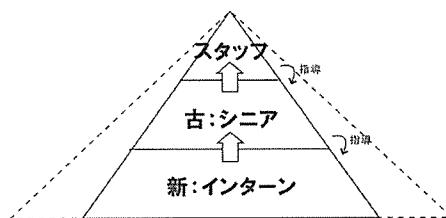
づいてもらうことが大事。

- ・ボランティア研修は、年間カリキュラムとして実施し、年間2回程度、適切な時期にボランティア研修キャンプを行う。
- ・独自の研修では、オリジナルの知識、技能等を、修得できるようにし、一般的な基礎知識は、外部の研修を利用する。
- ・シニアトレーニング（先輩ボラによる指導）ができる仕組みをつくる（図参照）。
- ・研修テキストになるようなボランティアマニュアルを作成する。

2) ボランティア研修等のための試行実験

ボランティア研修は試行実験として、計8回（6月～2月）実施し、参加者は約20人（平均）であった。ここでは、①～④に代表的なボランティア研修の概要を示す。

シニアトレーニングのイメージ



(手法)

- | | | | |
|-----------|-----------|----------|---------|
| ○講義（外部講師） | ○勉強会 | ○ケーススタディ | ○ロールプレイ |
| ○ふりかえり | ○レクリエーション | ○ワークショップ | ○現地活動ほか |

①病気経験者を参加対象にしたプレキャンプ（研修キャンプ）

日 時：平成 18 年 8 月 16 日（水）～19 日（土）3 泊 4 日

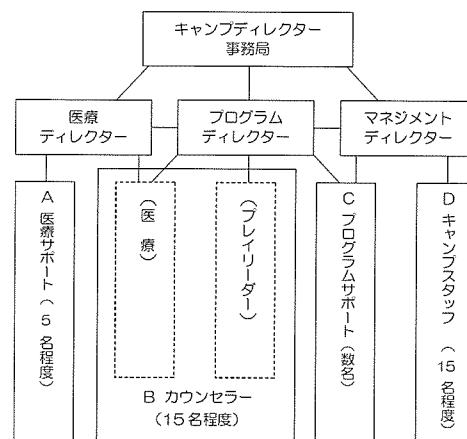
場 所：（活動）滝川市丸加高原及び滝川市内（宿泊）伝習館

参加者：キャンパー 17 名 ボランティア 19 名

内容：ボランティアは病気経験者を対象としたキャンプにスタッフとして参加し、次のような実地研修を行った。

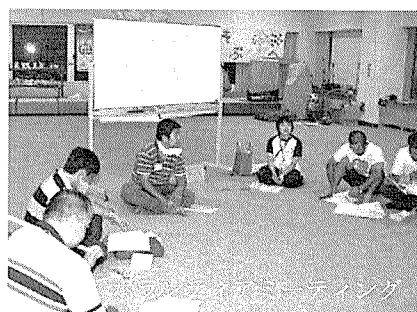
■1 日目：8/16（水）
午前 各空港にて集合・出発（羽田・伊丹）
11:00 新千歳空港 到着・出発（バス移動）
14:00 丸加高原伝習館 到着
15:00 オーフニングセッション 家族紹介 フリータイム
18:00 夕食
19:30 アイスブレイクゲーム 翌日のプログラムについて 就寝準備 ボランティアミーティング
■2 日目：8/17（木）
6:30 起床・朝の集い・朝食
8:00 自由選択プログラム① グライダー 乗馬
12:00 昼食(流しうめん)
13:00 休憩時間
14:00 自由選択プログラム② バーコルフ サイクリング 気球
18:00 夕食
19:00 花火
21:00 就寝準備 ボランティアミーティング

■3 日目：8/18（金）
7:00 起床・朝の集い・朝食
10:00 施設見学（子ども科学館、美術自然史館）
12:00 昼食 休憩時間
15:00 記念植樹
18:00 夕食
19:30 キャンプファイヤー（室内）
21:00 就寝準備 ボランティアミーティング
■4 日目：8/19（土）
7:00 起床・朝の集い・朝食・帰り支度
10:00 クロージングセッション お土産プレゼント
11:00 丸加高原伝習館 出発（バス移動）
13:30 新千歳空港 到着
15:30 各空港に向け出発



キャンププログラム

キャンプ体制



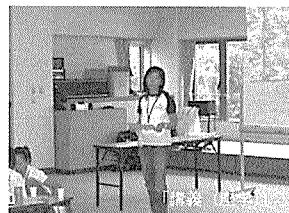
②ボランティア実地訓練

日 時：2006年8月19日（土）～20日（日）

場 所：滝川市役所会議室、滝川市丸加高原

内容：海外事例調査等をもとに、研修マニュアルを作成し研修キャンプの中で試行実験を行った。

1日目：8/19（土）
12:30 受付
13:00 オーフニングセッション
14:00 研修1：病気の子どもたちについて知る 研修2：ボランティアと保健室との連携
17:30 アイスブレイクゲーム
18:30 夕食
20:00 キャンドルチャット（各人の研修に来た目的） 入浴、休憩、就寝
2日目：8/20（日）
7:30 起床・朝の集い・朝食
9:00 研修3：病気の子どもの気持ちを感じる (ロールプレイ)
12:00 昼食
13:30 研修4：ふりかえり
15:00 クロージングセッション
16:00 解散



③雪のなかの歩き方（野外活動専門家）

日 時：平成19年1月27日（土）

場 所：北海道滝川市丸加高原（キャンプ場予定地）

内 容：

- ・屋外レクリエーションの心構え等をレクチャーし、子どもを対象としたキャンプを運営するまでのスタッフやリーダーに必要な技能や心構えを習得した。
- ・冬のキャンププログラムのシミュレーションを行い、リスク管理や注意事項について学んだ。

④ボランティア実地訓練～ケーススタディ「子どもとの接し方」～

日 時：平成19年2月17日（土）9:00～16:00

場 所：北海道滝川市丸加高原伝習館

内 容：

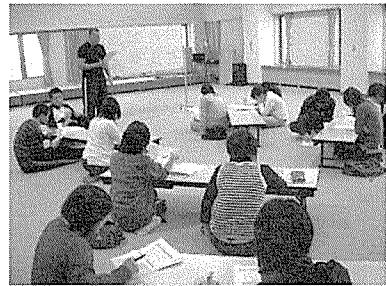
- ・滝川市教育委員会主催のデイ・キャンプ（健常児対象）のプログラムに参加し手伝いをしながら、「カウンセラー」の実地訓練を行った。

※カウンセラーとは、ボランティアの役割の一つで、「キャンプ中、子どもたちと一緒に生活・行動し、必要に応じてサポートを行う」役割を担う。

- ・「カウンセラーにはどのような技能が必要なのか」ということを、実際に子どもたちとプログラムに参加しながら、他のボランティアの動きを観察しながら、自分なりに考えてもらう。

・研修項目

- ・冬のプログラムの体験（楽しさ、服装・装備、リスク検討等）
- ・子どもとの関わり方やグループ運営の仕方等（→アセスメントシートの記入）



「事前説明」



「オープニング」



「実地訓練」



「ふりかえり」

5. 考察

(1) 米国難病児自然体験施設の調査

- ・スタッフの役割分担が明確になっており、子どもと接する役割の人はその人のバックグラウンドまで調査し問題がないかどうか検討した上で配置している。日本でも、最近の社会状況の変化に伴い人員配置についてはきめ細かい配慮が必要である。
- ・施設の近隣大学などとネットワークを組んで、ボランティアの募集を隨時行っているため、多くの希望者が集まっている。日本でも、全国の大学などと連携して全国的に募集をかけければ十分人員の確保は可能であると予想されるため、その選定基準を考えておくことが必要である。
- ・米国事例調査等をもとに「ボランティアマニュアル」を作成し、研修キャンプなどで実験的に使用しながら、ブラッシュアップしていく必要がある。

(2) ボランティア研修等の試行実験

- ・ボランティアがロールプレイを通じ参加者になり代わって感じたことを根拠に、医

療、プログラムそれぞれの分野に関する具体的な学びができる場を提供していくべきである。

・状況設定を詳細に行う必要がある。参加者役はすべて違う事例を与え、それぞれの役になりきってもらう。カウンセラーには事前にメンバーの状況を説明し、役割について考えを深めてもらう。グループの構成は、将来のキャンプと同じ設定にして行い、それぞれの役割を考えられる場を提供する。

・精神面でキャンペーに寄り添えるよう、何が必要なのか研修システムを検討していく。

・キャンペーに何かあった場合、医療処置だけでなく、速やかに情報を整理し、責任者から保護者への説明が必要となる。関係者ができるだけ参加し、様々なパターンでの緊急時対応 (STAT) シミュレーションを行う必要がある。

・子どもにかかるボランティアの人数は、できるだけ効率の良い人員配置をして、できるだけ最小限のサポートに留めるようにすべきである。そのほうが、キャンプの雰

囲気を良くするだけでなく、リスクも少なくななると考えられる。

・理想的な流れとしては、土日に1泊2日のボランティア研修を行い、次の週か、その次の週に実践を試すことができるよう、子どもたちが参加するキャンプを実施できると良い。

6.まとめ

・今年度は米国への視察を行うなど、先進事例に関する調査を深めることができた。今後は、日本版のプログラムや人材の育成について検討を行っていくことが必要である。また、人材育成については、研修を積み重ねていくことにより、参加者の意識と知識の向上をはかり、より質の高い人材の確保を行っていくことが大切である。

また、周辺の病院や、大学、市民団体などと連携することで、医療支援体制やボランティア研修システム、その他の地域支援体制が確立することが考えられる。

「難病児の自然体験によるQOLの向上」は、これまで「医療」「福祉」「公園」分野の“はざま”で、あまり注目されていなかつた。今後、こういった事業が推進されることになれば、日本の中に新たな“文化”として位置づくと考えられるため、引き続き研究を進めて行くことが必要だろう。

■研究調査報告 9

難病児童等のための宿泊等施設の設計検討



第二調査研究室

佐藤 寧



調査研究部長

芦澤拓実

1. はじめに

(社) 日本公園緑地協会では、難病児童の利用に適した公園施設について研究を進めてきたが(※)、このほど北海道滝川市に建設予定の宿泊キャンプ等ができる施設について基本設計が開始された。本論では現在設計進行中の同施設の基本設計の検討結果を報告するものである。

難病児童の野外活動を支援するための公園施設整備や活動プログラムについてのノウハウは、未だ確立したものがあるとは言えない状況である。このため、このたびの基本設計においては施設検討を進める上で生じた様々な課題への対応・解決についてその過程を抽出・蓄積することにより、今後の設計ノウハウ確立の一助となることを

目指した。

※平成16年度公園緑地研究所研究報告「難病小児等の公園利用可能性に関する研究」(唐沢)

平成17年度公園緑地研究所研究報告「難病小児等の公園利用可能性に関する研究(2)」(唐沢・芦澤)

2. 事業の概要

(1) 事業目的

本施設の建設予定地で行われる事業は、次のような目的を持っている。

(2) 施設概要

施設の概要は以下のようなものである。

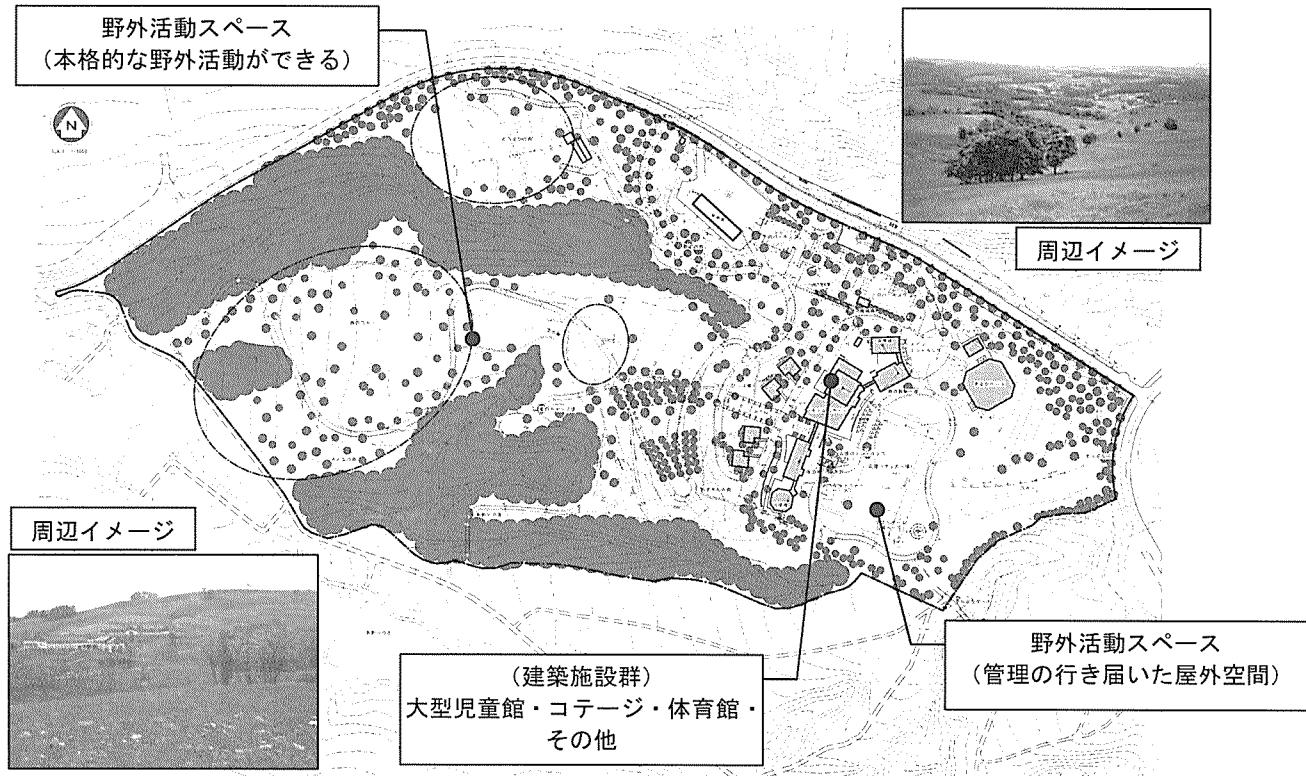
事業目的

- ・難病児童へ医療体制の整ったキャンプを提供し、普段の生活で機会の少ない大自然での野外活動を体験してもらう。
- ・同様な境遇にある児童同士がキャンプで生活や遊びを共にすることで、リラックスしながら協調性や創造性、忍耐力等を涵養することを目指す。
- ・難病児童の家族や亡くなった子どもの保護者へのケアや、難病児と健常児の触れあいの場を提供する。

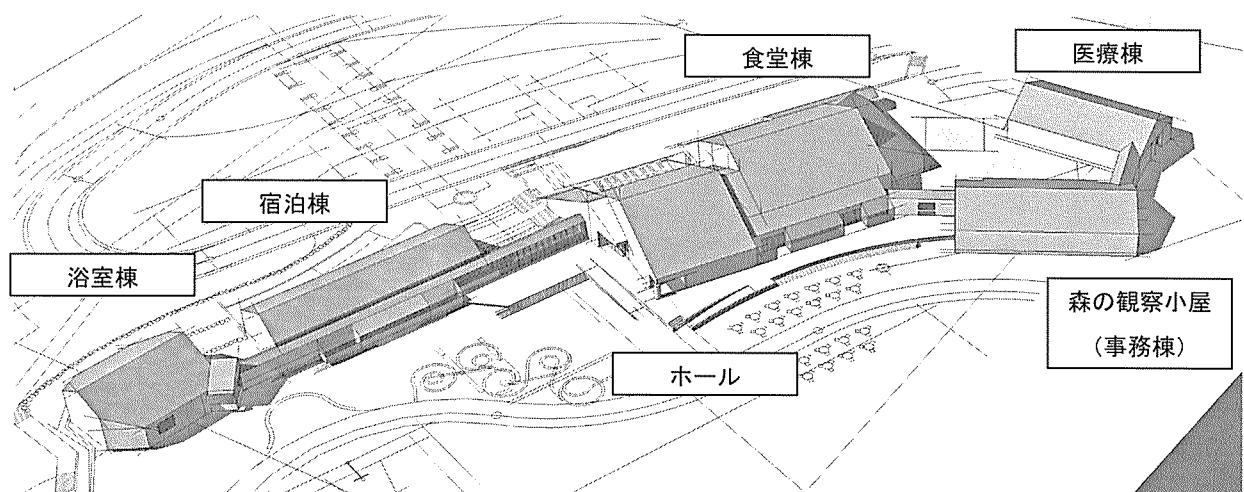
施設概要

- ・施設総称 「そらぶちキッズキャンプ」
- ・敷地概要 建設地：北海道滝川市（標高286mの丸加山の裾野に広がる草原である）
敷地面積：約14ha（都市計画区域外）
凍結深度：60cm、施行令第86条第1項に基づく垂直積雪量：160cm

- 平成 11 年告示に基づく地域区分：I 地域
- ・建築施設 大型児童館（宿泊室・入浴室・食堂・集会室・創作活動室・事務室・医療関係諸室）、コテージ（4 棟）、体育館、その他
施設規模：延べ床面積の合計 約 4,000 m²
 - ・定員 宿泊：104 名（利用者 54 名＋スタッフ 50 名）



全体基本設計平面図



大型児童館（そらぶちセンターhaus）基本設計鳥瞰図

上記を含め、設計条件は主に発注者である滝川市および運営者である「そらぶちキッズキャンプを創る会」（以下「創る会」）から、施設の意匠・機能・運営プログラムへの要求という形で示された。

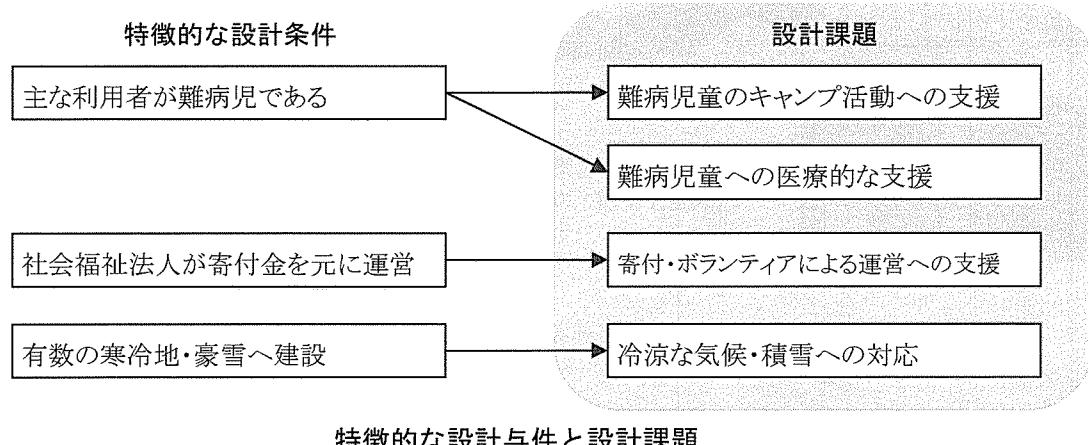
3. 設計課題

本施設は、基本的に50名程度の小学生～中学生を中心とした児童が野外活動をするための宿泊等施設と野外活動のための施設、そして敷地内の樹林地からなるが、事業目的を実現するためにいくつかの特徴的設計条件が与えられた。

すなわち（1）主な利用者が難病児童であること、（2）「創る会」が設立予定の社会福祉法人が運営主体となり、寄付金をも

とにボランティアスタッフを活用した運営を予定していること、（3）立地が滝川市という寒冷でかつ北海道でも有数の豪雪地であること、の三点である。

事業を取り巻く様々な設計条件のなかで、これらの特徴的な条件から生ずる設計課題と課題への対応の集積が本事業の特徴といえる部分についてのノウハウの集積になると想え、設計課題ごとに対応内容を整理し、本報告ではそのうち主に建築施設計画にかかるものについて提示を行った。

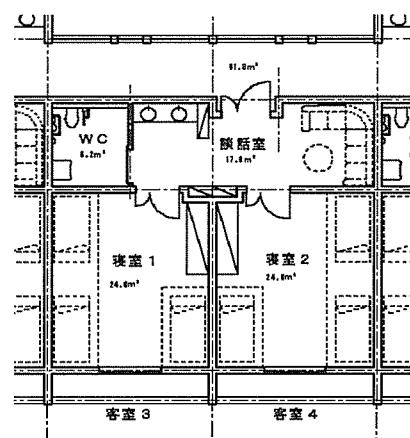


4. 設計課題への対応

(1) 難病児童のキャンプ活動への支援

①大型児童館の児童用宿泊室は、キャンプ活動単位に準じた6人部屋×2部屋を1セットとし、2つの部屋をつなぐ共通の前室（談話室）を設ける。談話室は2グループが自然に交流するためのスペースであり、自己紹介や共通の遊び、会話などを通じてグループとしての連帯を深めることを意図している。

②大型児童館内の宿泊棟と別に林間に一戸ずつ配置されたコテージを建設し、比較的体力のある児童や気候の良い



宿泊室平面プラン

時期に利用できるようにする。

③本施設では、キャンプへ参加した児童とスタッフが全員一緒に食事を取ることを活動プログラムの中で重視しているため、100名が同席可能な規模の食堂を用意する。

④様々な年代層の児童が集まり集団活動を行うと共に、数人のグループで集まったり、一人になったりできる色々な広さの「たまり」のスペースを施設の各所に設ける。

⑤2つの野外空間を用意する。一つは建物から近くスタッフによる安全管理がしやすい、「前庭」的な野外空間であり、もう一つは林や流れなどからなり、ある程度本格的な野外活動を体験することのできる野外空間である。気候や児童成に応じた柔軟な活動プログラムが可能となる。

(2) 難病児童への医療的な支援

①大型児童館に医療棟を併設し、市立病院との連携を取りつつ、救急医療を実施する。

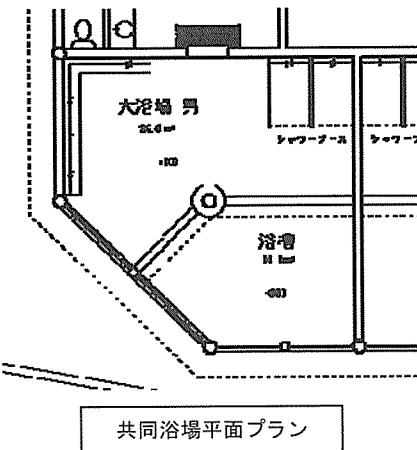
平常時：定期的な投薬管理、点滴の実施や安静の必要な児童にベッドの提供など

緊急時：症状の急変、活動中のけがや発病への緊急医療と市立病院との連携窓口

②医療棟は他の施設とのアクセスを確保しつつも施設の中心には据えない。これは医療中心の日常生活を強いられている児童への配慮によるものである。

③建物のどこからでもストレッチャーによる搬送が可能なように、同一階での床の段差を極力なくし、十分な廊下幅を確保する。エレベータのかごサイズも、ストレッチャーの乗降が可能なものとする。コテージは斜面地に建つが、車両対応の園路から出入口までは水平なデッキでつなげる。

④オストメイトを備えた多目的トイレブースを要所に配置すると共に、男女トイレの大便ブースも車イスでの利用が可能な大きさ（内寸900×1700）とする。



⑤共同浴室のシャワーブースは浴槽と対面するように配置し、シャワーを利用せざるを得ない人工肛門の児童にも、他の児童との入浴体験を共有できるよう配慮する。

(3) 寄付・ボランティアによる運営への支援

①施設の大部分を個人および企業からの寄付によって建設することを想定しているため、寄付対象にバラエティを持たせ、様々な動機による寄付を受け止められる施設とすることが求められる。そのため大型児童館を機能別に分棟化し、複数の建物が通路で連絡されたような形態とすることで棟別に寄付が受けらやすくなるよう配慮する。

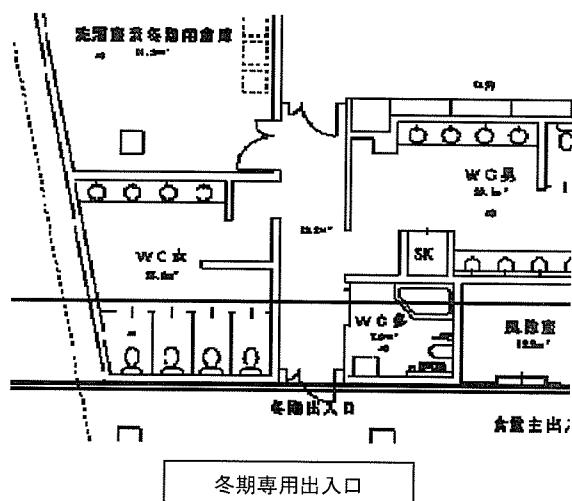
②荒天時や冬季であってもある程度のキャンププログラムを実施できるように、舞台を備えた小規模体育館（約700 m²）、多目的利用の可能な食堂（約300 m²）、さらに食堂に付帯した約100 m²の多目的スペースと溜まりスペースを備えた通路（約

70 m^2) と多様な屋内スペースを設ける。

③木造建物はもちろん内装を木質材料にしただけでも室内環境や心理的に好影響を与えることは周知の事実であるが、入居者によるメンテナンスのし易さについても、他構造に比べ非常に有利である。木材は未だに最も入手し易い建設資材であり、塗装の塗り替えから増改築に至るまでボランティアの技量である程度対応が可能であることから、各施設の内装は木質材料によることを前提とし、かつ事務棟等、一部の小規模な建物については木造建築物とする。

(4) 寒冷・積雪という風土への対応

- ①敷地の各所に堆積場を設けるとともに、建物と園路の間に堆積スペースを確保し、冬季の除雪に対応する。
- ②各施設の出入口には、冬季など戸外の冷気が屋内に進入するのを防ぐための風除室を備える。さら大型児童館の屋外広場に面した出入口は、風除室の内外2箇所の扉の内、内側の扉を開けずにトイレ、および濡れた防寒着等を乾かす乾燥室にアクセスできる冬期専用の出入口を設ける。



③トイレ使用に時間がかかる児童のキャンプ参加も想定し、手洗いについても給湯を行う。

④体温調節の難しい児童がキャンプ参加することも考慮し、気密・断熱性能の高い施設づくりを行う。いわゆる「省エネルギー住宅（次世代型）の仕様」の達成を目指とする。

⑤敷地の前面道路から、敷地内をゆっくり通過して大型児童館に至る主園路「夏の道」と別に、冬季に使用する園路延長が短い「冬の道」を設ける。

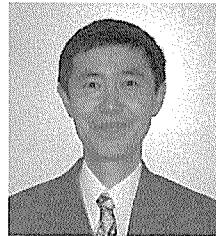
5. おわりに

先に挙げた過年度の調査報告のうち、施設に関して考察された事項のかなりの部分が具体的な基本設計項目に盛り込まれたものと思われる。

一方、運営プログラムやボランティアの活動や支援体制については、今なお試行錯誤の状態にあるが、建築および造園設計によってこれらの活動・運営に係わる課題に全て対応することには限界がある。むしろ汎用性の高い施設づくり、空間づくりを心掛けることで、今後生じると思われる様々な課題へ対応できる余裕のある施設することが重要であると思われる。

■技術報告10

「緑の基本計画ハンドブック」の改訂



公園緑地研究所副所長

田中 隆

調査研究部長

芦澤 拓実

1. はじめに

「緑の基本計画ハンドブック」は平成7年1月に初版ができたが、阪神大震災の勃発を受けて翌年3月に改訂された。また、平成13年にはその年の都市緑地保全法の改正を受け、それまで策定された緑の基本計画の事例を活かし、再度改訂されている。

平成16年6月の法改正により都市緑地保全法の名称が都市緑地法となった。また、内容的にも同法第4条第2項に定められた緑の基本計画の内容として「地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針(以下、単に「都市公園の整備の方針」という)が含まれることになり、同時に、緑地保全地域等、緑地保全、緑化に係る諸制度が創設された。これらを受けて当協会が発行する「緑の基本計画ハンドブック2001年度版」を改訂することが必要となっていた。

しかしながら、法改定以外にも、平成の大合併、近年の住民参加の高まり等の視点からも、本書の改訂が必要となっていた。

このため、足かけ3年をかけて、大幅な見直しを行い「新編 緑の基本計画ハンドブック」(以下「改訂版」という)として改訂したものである。

2. 見直しの視点と内容

以下、見直しの視点ごとに、改訂点を説

明する。

(1) 都市緑地保全法の改正

①「都市公園の整備の方針」について

本改正により、緑の基本計画の内容として「都市公園の整備の方針」が含まれることになった。従来の緑の基本計画においても「都市公園の整備の方針」を内容とすることは可能であったと言われるが、実際の緑の基本計画において「主要な都市公園の位置および規模」以外の「都市公園の整備の方針」を記述している例はまれである。したがって、この法改正を機に「都市公園の整備の方針」の内容が多くの緑の基本計画でより多様な形で定められるようになるならば、この改訂は非常に意義のあるものと言えよう。

「都市公園の整備の方針」として、都市緑地法施行指針では

- ・主要な都市公園の概ねの位置及び規模
 - ・『おおむね一町会内毎に街区公園を整備する』
 - ・『小学校と街区公園を一体的に配置する』などの例が示されているが、これらに加え、改訂版では
 - ・都市公園の機能の配置
 - ・都市公園の機能的役割分担
- などを例示した。また、緑の基本計画でこれらについて言及している少ない例である

浜松市緑の基本計画 2000 年（図 1）」と名古屋市みどりの基本計画との例を掲載した。

従来から緑の基本計画においては、環境保全機能、防災機能、景観機能、レクリエーション機能の視点から緑地を配置することとされている。しかし、公園緑地の実際の機能は市街地活性化、観光などさらに多様なものである（事実、多様なニーズに応えるそのような公園が、これまで国の施策として実現されてきている。）。多様な公園緑地の機能を十分發揮させるためにはこれらの機能をその地域の社会的・自然的環境に応じて適切に配置することが必要であり、そのような配置を計画的に行うためには緑の基本計画に位置づけることがもっとも適当と考えられる。

都市公園の機能的役割分担も同様の趣旨から緑の基本計画で定めることがもっとも適当と考えられる。

②緑地保全・緑化に関する新制度について

平成 16 年度法改正により都市緑地法の中に、緑地保全地域、、地区計画等緑地保全条例、緑化地域、地区計画等緑化率条例などが定められたが、これらに関する解説を補うとともに、すでに適用されている地区計画等緑化率条例の事例を示した。

（2）市町村合併への対応

①区域変更に伴う見直しの必要性について

市町村合併で、市町村の区域が大きく変更されることにより、区域変更後の新たな視点から緑地の配置計画、機能的役割分担等を見直す必要がある（図 2）。また、合併前の市町村で緑に関する制度や運用が異なる場合は調整が必要である。これらに関する留意事項について説明した。

②権限の変化について

合併により人口規模が大きくなったり、あるいは人口規模が小さかった市町村が人口規模の大きい市の区域に含まれるようになつたりする。この場合、人口規模が大きい市が持つ権限が適用される区域が広くなる。

例えば、面積 10ha 以上の特別緑地保全地区の都市計画決定は指定都市ができる。したがって人口規模の小さい市が指定都市の区域にはいることとなった場合、その区域における 10ha 以上の特別緑地保全地区の計画決定も都道府県ではなく市ができることになり。市の責任が大きくなる。緑の基本計画策定に当たっては、そのような変化を反映することが必要である。

（3）住民参加の盛り上がり

緑の町作りは、住民の積極的協力と理解がなくては困難である。都市緑地法第 4 条第 4 項により市町村が緑の基本計画を定めようとするときは住民の意見を反映させる措置が義務づけられているが、これだけで住民の積極的関与を引き出していくことは難しい。この点、初版において「民間の参加協力の促進方針」が説明されているが、改訂版ではより多くの住民の参加意欲を探るような住民アンケート調査の事例を示した。

また、市民の積極的協力と理解を得るには、緑の基本計画の目標自体がわかりやすいものであることが必要である。このため、旧版においてもわかりやすい目標を定めることは奨励されていたが、改訂版では、従来の一人当たり公園面積、緑被率などに加えて、「成果目標」という目標を定めることを明確に提案した。

さらにまた、近年各地で自治独自に実施している多様な緑化推進の項目を整理し、より多様かつ具体的な計画検討に資することとした。

（4）その他の改善

近年、ホームページによるパブリックコメントの募集、計画過程の周知、計画の公表などが行われている。改訂版ではこれら

を収集し、事例を示した。

また、緑の基本計画に対する理解が浸透したことを踏まえ重複した説明を大幅に簡略化する一方、図番をつけて説明文との対応を示し、よりわかりやすくすることとした。

3. おわりに

平成16年の法改正により、緑地保全、緑化の推進に必要な法的整備は出尽くしたかに見える。しかし、緑の基本計画の内容としては、今後もさらなる変化が予想される。

その第一は「成果指標」の比重の増大である。現在のところ、緑の基本計画に定められる目標の中での「成果指標」の比重はきわめて小さい。しかしながら、公共的財政が逼迫する中で、公園緑地に予算を投入することの意義についての説明責任はより

強く要求されると考えられる。そのような要求に応え行政の意義を明らかにしていくためにも成果指標の導入の動きは高まっていくであろう。

第二は「管理計画」の比重が大きくなることである。公園緑地行政においては予算的にも管理の比重が高まっている。一方、公園緑地の機能は様々であり、そのような機能を十分に発揮させるためには適切な管理の仕方が必要である。また、近年、「指定管理者制度」が創設されたが、その導入の仕方についても計画性が必要である。それらを総合的に検討した管理計画が今後必要となると予想される。

このほかにもさまざまな変化が予想されるが、今後も社会的ニーズと緑の基本計画のあり方の変化を見極めつつ本書の改善に取り組んでいきたい。

II. 特別研究報告

■特別研究

「緑とオープンスペース」に関する
第2回アンケート調査



調査研究部長
芦澤拓美



第一調査研究室
唐沢千寿穂

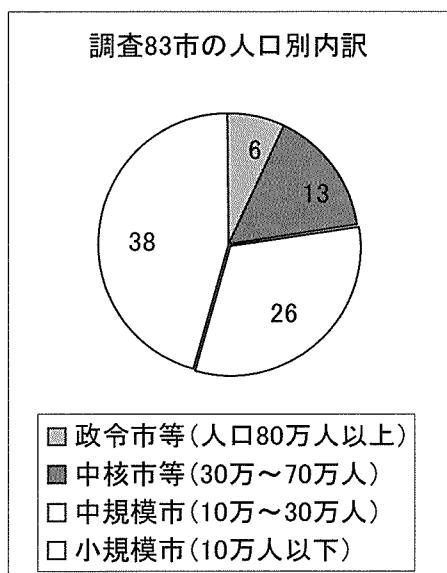


研究顧問
松本 守

景観法が制定されて2年が経過した。この間、全国で多くの自治体が景観行政団体となり、景観や緑に関する関心が高まる傾向が見られる。このため、(社)日本公園緑地協会では、産経新聞社の協力で、4月に83市の市長に対し、インタビュー形式により「緑とオープンスペース」に関する第2回アンケート調査を行い、緑や景観に対する首長の認識・評価、各地における景観行政への取り組み、市民の関与等について調べた。

なお、インタビューは、産経新聞社の総支局長、記者が行った。

《市長インタビュー=総論》
市民が主役のまちづくりに



対象の 83 市は、人口区分にしたがって、
①政令指定都市 8 市（前回調査では 12 市）
②中核市等 13 市（同 21 市）③中規模市 26
市（同 28 市）④小規模市 38 市（同 35 市）
の 4 グループに区分し、グループごとに内
容分析を行った。

このほか、インタビューを行った総支局
長、記者に、担当した各市の景観施策への
取り組み度合いについて成績評価してもら
った。また、今回は、8 道県の知事にも同
じ質問を行って、都道府県レベルでの景観
施策の実施状況なども調べた。

質問は 2 間で、平成 16 年春の前回調査と
同じ内容とした。

第 1 間目は、「10 年前と比較して、公園
作りや郊外の里山整備などの『緑とオーブ
ンスペース』の現状は、どう変わったか。
また、どんな施策を行っているか」。

第 2 間目は、「10 年前と比較して、街並
みなどの都市景観や郊外の自然景観は、ど
う変化したか。景観を保全、充実させるた
めに、どんな施策を行っているか」について
聞いた。

この結果、『緑とオープンスペース』「景

観」とも、「良くなった」が「悪くなった」
を上回った。「良くなった」と「変わらない」
の合計も、5 割を超え、全体としては、10
年前よりも改善された結果となった。

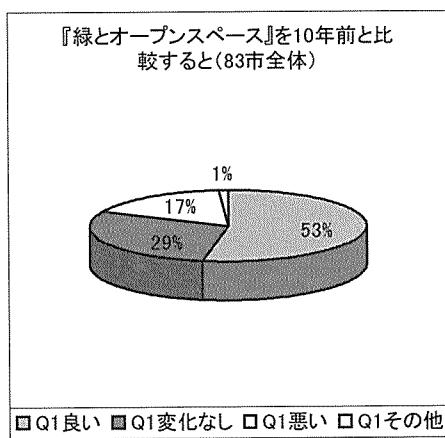
しかし、2 年前の調査と比較すると、『緑
とオープンスペース』「景観」とも、悪化が
増え、市政担当者は、この 2-3 年の急激な
景気回復で、宅地開発が進んだことに、強
い警戒をもっていることがわかった。

また、今回の調査で、都市整備や景観保
全の担い手として、市民、NPO が主役をつ
とめていることが明らかになった。大都会
のベッドタウンに長年、新住民として暮ら
した段階の世代のサラリーマンたちが、定
年期を迎、第 2 の故郷作りに励むケース。
あるいは、地方の小都市が、父祖の時代か
らの遺産である歴史的な街並景観を、誇
るべき観光遺産として復活させる運動。場
面は色々だが、すべてに、市民が参画して
いる。

総じて、ハコモノ中心主義は姿を消し、
少子高齢化の時代を反映した「くつろぎ」
「癒し」「安心」などのフレーズが共通して
いた内容となった。

《全体 83 市=緑とオープンスペース》

◇ 公園整備は進展したとの評価



インタビューした 83 市に公園整備や里山保存などの「緑とオープンスペース」の現状が、10 年前とどう変わったかを聞いたところ、①「良くなった」53% (64%) ②「変わらない」29% (22%) ③「悪くなつた」17% (11%) ④その他 1% (3%) =カッコ内は 2 年前の調査数字=となつた。

「良くなった」「変わらない」の合計が 8 割を超えており、全体としての公園・緑地対策は平成不況下であっても着実に進展したと自負する市長が多いことがわかる。

「良くなった」との回答の中には、公園整備は一応、量的確保は一区切りがつき、今後の重点は少子高齢化にあわせ、ソフト面の整備に焦点を置きたいとの意見があつた。具体的には、歩いていける範囲の身近な公園、子供が安心して遊べる安全な施設の公園、公園に集会場やゲートボール場を併設してコミュニティ機能を持たせる一等の施策があげられる。

また、各市とも、市民参加による緑化事業が活発に行われていた。市民、NPO による里山復興、美化事業などのほか、緑の少年団、河川愛護会、パークレンジャーなど、

様々な名称のボランティア組織が各地で活躍中だ。行政側も市民が行う生垣作り、花壇作り、清掃活動などへの補助金の支出や、清掃用具の貸し出しを行うなど、積極的に活動をサポートする態勢をとっている。

◇目立つ開発による郊外の悪化

市内を「住宅地」、「市中心街」、「郊外」の 3 ブロックに分けたとき、「良くなった」はどこかを聞いたところ、「住宅地」との回答が半分を超えた。反対に、「悪くなつた」のはどこかを聞いたところ、一番多かったのは宅地開発の進んだ「郊外」で、これも 5 割近かつた。

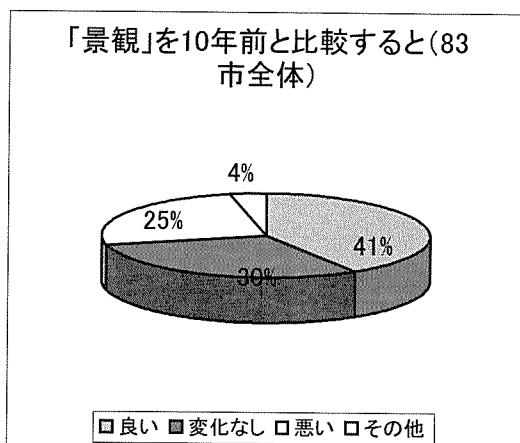
人口規模別の比較では、政令指定都市、中規模市、小規模市の 3 グループは、「良くなつた」「変わらない」の合計が 7 割を超したのにたいし、中核市グループは 6 割に止まつた。「悪くなつた」も 3 グループが 2 割以下だったのに対し、中核市グループだけは 4 割近くを占めた。地方における一極集中が進み、中核市には、依然として、開発圧力が強いことがわかる。

また、2 年前の同じ調査と比較すると、「良くなつた」が 11 ポイント減、「悪くなつた」が 6 ポイント増と、全体として、悪化のほうに傾いている。これは、2 年の間に開発攻勢が強まり、郊外の宅地農地や樹林が減つてることに、各市の都市計画担当者が、危機感を募らせていることの反映と見てよさそうだ。

《全体 83 市=景観》

◇「景観が改善された」は 4割

景観法が施行されて 2 年。83 市に「景観」の現状が、10 年前と比較してどう変わったかを聞いたところ、①「良くなった」41% (62%) ②「変わらない」30% (21%) ③「悪くなった」25% (14%) ④その他 4% (3%) =カッコ内は 2 年前の調査数字=の回答だった。「良くなった」は半数以下で、市長、都市計画担当者レベルでは、景観行政にはまだ改善の余地があるとの認識が主流であることがわかった。



景観を「住宅地」「中心街」「郊外」「屋外広告」「街並み保全」の 5 要素に分け、分析したところ、「良くなった」のは、「住宅地」と「中心街」で、逆に、「悪くなった」のは、「屋外広告」に集中していた。

景観への取り組みは、各市とも遅れており、人口規模別のグループ比較をすると、「良くなった」が 5 割を超えたのは政令指定都市 (50%) だけで、小規模市グループは 37% に止まっていた。

また、今回と 2 年前の同じ調査と比べてみても、「良くなった」が 21 ポイント減、逆に、「悪くなった」が 11 ポイント増で、この 2 年間で景観悪化の方向に動いていた。

これは、景気回復で、大型看板の乱立など郊外景観の悪化が進んでいることに、神経を尖らせていると見ることができる。

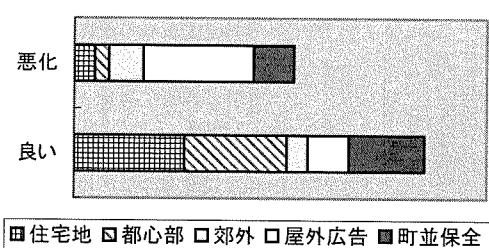
◇景観への関心は高まる

ただ、インタビューを通して、市長たる都市計画担当者の景観法への期待度はきわめて強くなっていることもわかった。認知度も高まり、「地方の実情に合わせた景観保全ができるることは大変良い」など、景観法を評価する声が多数見られた。

また、景観保持に向けた市民の動きが各地で見られた。イベントによる町おこし、ボランティアによる違反広告物の撤去パトロール、植栽、景観協定の締結など活動方法も多岐にわたっている。

一方、今回の調査では、平成の大合併と時期が重なったことによる影響も各市で見られた。東北を代表する観光地の旧田沢湖町、旧角館町など 3 町村が合併して誕生した秋田・仙北市では、新しい町の顔をどこに置くかで、すり合わせの作業中だ。瀬戸内 7 町村が合併して誕生した香川・三豊市は、新市のシンボルとして美しい自然海浜の保持に力を入れることにしているなど、様々な動きが見られる。

悪くなったのは「屋外広告」



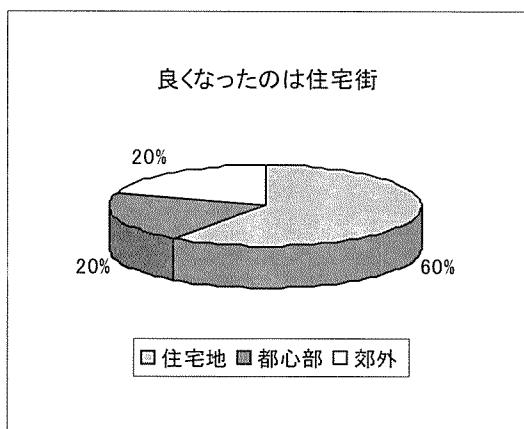
《政令指定都市 6 市=緑とオープンスペース》

◇着実に増えた公園面積

今回、調査した政令指定都市は、札幌市、仙台市、千葉市、静岡市、京都市と平成 18 年 4 月に昇格の決まっている浜松市の 6 市。このうち、「緑とオープンスペース」が、10 年前と比べてどう変わったかの質問に対し、4 市が「良くなった」、2 市が「変わらない」と回答、「悪くなった」の回答はゼロだった。

各市とも緑化事業、公園整備事業に力を入れており、その成果が実った形となっている。

札幌市は、緑は都市住民の心の安らぎに重要な役割を果たしているとの考え方から、積極的な都市公園整備を行っている。10 年間に公園・緑地面積を 1200 ヘクタール増やしたほか、歩いていける 250 ヘクタールの範囲内に街区公園を系統的に配置する緑のネットワーク作りも進めている。



仙台市、千葉市、静岡市も都市公園の整備を系統的に進めている。ただ、仙台市では、開発はスピードダウンしたものの、里山などの民有樹林の荒廃が依然として止まらないと心配している。

浜松市は、昨年 7 月、天竜川・浜名湖地

域の 12 市町村を編入合併し、岐阜・高山市について全国 2 位の面積を持つ自治体となり、これを受け、「自然環境との共生」を掲げ、森林環境の整備と水産資源の保全を打ち出した。

さらに、来年に予定される政令指定都市昇格に備え、公園整備も熱心に進めている。都市公園を 10 年間で、箇所数で 6 割増の 449 箇所、面積で 7 割増の 582 ヘクタール大幅に増やした。また、2 年前に開かれた浜名湖花博を機に盛り上がった市民の参加意識を吸収し、237 の公園愛護会に都市公園の清掃・除草などの管理をゆだねている。

また、保存樹林の指定や緑地協定の締結にも熱心で、市民の要望を入れて、JR 浜松駅北西 5 ヘクタールにある椎ノ木谷地区を、特別緑地保全地区に指定。昭和 30 年代の里山風景の保全と復活に乗り出した。

京都市も、緑の空間確保に力を注ぎ、公園面積を 667 ヘクタールと 10 年前の 7 割増に、市民一人あたりの面積も 6 割増に増やした。しかし、多くの歴史遺産を抱えた中での公園整備には色々な困難が付きまとった。ベッドタウンとして宅地開発も進み、民有緑地は年々減少している。風致地区、生産緑地、緑地保全地区制度などの制度を活用して緑地の保全を図っている。

このほか、札幌市、仙台市、静岡市、浜松市の各市は、東海沖地震など、今後予想される大地震の防災拠点として公園整備を進めている。

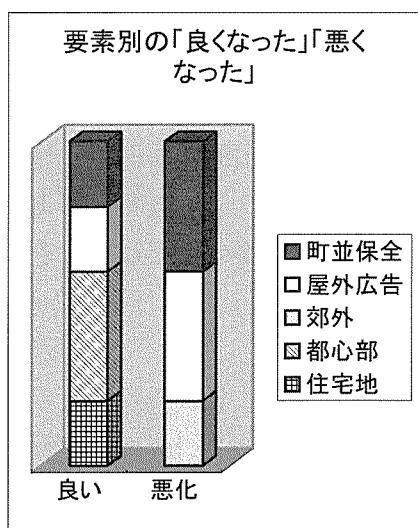
《政令指定都市 6 市=景観》

◇景観の先行きに危機感

政令指定都市 6 市（浜松市を含む）に、10 年前との「景観」の比較を聞いたところ、「悪くなった」が 2 市を占めた。「緑とオープンスペース」の質問では、全市が「良くなつた」「変わらない」と答えているのに比べ、政令指定都市の首長は、「景観」の先行きについては、きわめて強い危機感を持っていることが明らかになった。

「悪くなつた」と答えたのは、仙台市と京都市で、いずれも、開発により景観が脅かされていると指摘している。

仙台市が景観を混乱させるものとして懸念しているのは、市中心部に乱立するゲームセンターやドラッグストアの野外広告物、周囲との調和をまったく考えずに建てられるビルなどだ。



同市は、「品格ある美しい杜の都」の実現を目指して、ケヤキ並木の定禅寺通、宮城野通を景観形成地区に指定し、電線類の地中化工事を進めているほか、ジャズフェスティバルなどの市民イベントを開催して、景観の向上に努めている。しかし、この努

力も無秩序な開発や派手な大看板の出現で、一発で台無しになってしまう。

また、京都市は、最近の異常とも思われる観光ブームと、郊外での宅地開発が重なり、街並み保全が脅かされている。このため、今年 3 月、50 年先、100 年先の将来を見据えて、京都の街並み景観を守るにはどうしたらよいかの方策について、有識者からなる「時を超える光り輝く京都の景観づくり審議会」から中間報告を受け、決めの細かい新景観誘導策の検討を始めた。

一方、千葉市、静岡市、浜松市などは、10 年前と比較すると、「景観は大幅に良くなつた」と回答している。千葉市は、市民ボランティアの協力により違法広告物の撤去が進み、看板、ビラ類の数が減ったと評価している。

静岡市は、市の玄関口に当たる JR 静岡駅前周辺の整備を行って、イメージアップを図った。さらに、旧東海道の宿場町の街並み保全や久能山東照宮周辺の整備を進めるとともに、「静岡市景観形成ガイドライン」を HP 上にアップ、市民への PR に努めている。

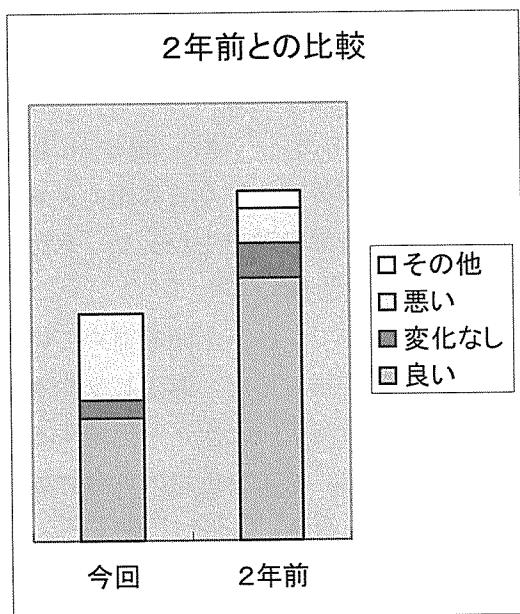
浜松市も、佐鳴台ホワイトストリートや新川モールを景観形成地区に指定し、政令指定都市昇格にふさわしい街づくりを進める方針だ。

このほか、仙台市は、平成 7 年以来、毎年 40 人から 90 人程度の景観サポーターを市民から募集、市民の目から見た景観策をまちづくりに反映させている。

《中核市 13 市=緑とオープンスペース》

◇里山や農地が減少。悪化が 4割

人口 30 万 - 70 万人の中核市グループ 13 市に、「緑とオープンスペース」の現況が 10 年前と比較してどう変わったかを聞いたところ、「良くなった」54% のに対し、「悪くなつた」39% に達した。2 年前の同じ質問と比べても、「良くなつた」が 21 ポイント減、「悪くなつた」が 29 ポイント増と「悪化」の方向に大きく傾いた。



悪くなっているのは、宅地開発により、郊外の里山や農地の減少している点で、これに対し、各市とも生産緑地、風致地区の指定、緑化指導など、開発の波に抗してさまざまなかつかり止策をとっている。

過去 10 年間に市内樹林の 2 割を開発で失った千葉・船橋市は、緑再生のために、「緑の基金助成制度」をつくり、2.3 ヘクタールの民有林を確保し、さらに、補助金を出して、2600 ヘクタールの生垣を増やした。

同じく、ベッドタウンとして人口増に悩む大阪・枚方市は、府、市と財産区が森作

り推進協議会を設置し、里山保全に乗り出している。兵庫・尼崎市では、阪神大震災の復興地区や工場跡地の再開発に伴い、多くの公園・緑地を確保し、今後予想される南海・東南海地震の避難地、防災拠点として利用することにしている。

また、市民の間にも危機感が高まり、各地で市民が積極的に環境保全にかかわりを持とうという動きも出ている。

街を包む丘陵の美しさで知られる盛岡市は、アンケートをとったところ、市民の 7 割が、「緑化事業に参加しても良い」と回答した。市では、こうした市民の環境への関心の高まりを取り込み、「緑が文化になるまち 盛岡」を基本理念にすえ、「フラワーバスケット器材貸付事業」「グリーンバンク助成事業」など、市民や NPO のおこなう活動をサポートする態勢をとっている。青森市でも市民参加の「パートナーシップ花一杯事業」をおこなっている。

また、愛知・豊田市は、愛知万博で芽生えた市民の参加意識を取り込み、「わくわく事業」として、市民主体の里山保全事業を展開している。群馬・高崎市もボランティアによる里山整備が始まり、市民による下草刈りや炭焼きなどのイベントが行われている。

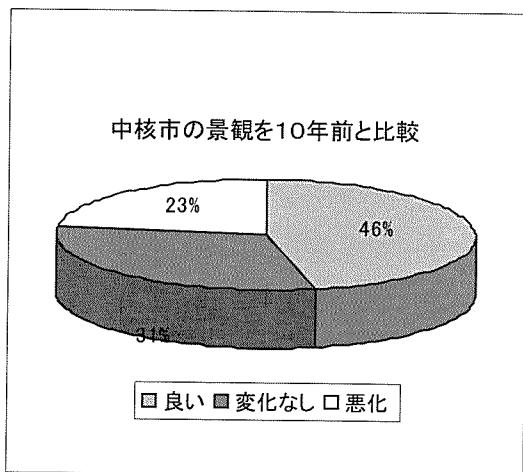
枚方市は、子供たちに緑の大切さを教えるとの狙いから、地区の PTA、NPO が協力して、小中学校の校庭を芝生化する運動を進めている。

このほか、金沢市、千葉・柏市、高崎市などでは、中心部のヒートアイランド対策として、屋上の緑化事業も進められている。

《中核市 13 市=景観》

◇景観法に手ごたえ

中核市 13 市に対し、10 年前との「景観」の比較を聞いたところ、「良くなった」が 6 市（全体の 46%）で、「悪くなった」3 市（23%）の倍となっていた。特に、住宅地、市街地での景観が良くなつたと受け止めている自治体が多かった。



各市とも、景観法施行の手ごたえを感じており、「自治体の裁量を生かし、地域特性に見合った施策ができるのはいいことだ」（青森市、金沢市）、「これまで市独自で行っていた景観対策に、法律の裏づけができ、行政がやりやすくなった」（千葉・柏市）など、評価する多く出ていた。

各市の景観への取り組みは、地域特性を生かした内容となっている。

映画「キューポラのある街」で知られる埼玉・川口市では、「鋳物と町工場の町、川口」と、江戸時代からの植木産地である「植木の安行」の 2 つの特色を生かし、「緑、うるおい、生き生き新産業都市 川口」をキヤッチフレーズにバランスの取れた街づくりを目指している。

偕楽園など歴史的遺産に特色のある岡山

市では、豊臣秀吉の妻、ねねの実兄、木下家定を藩祖とする足守藩の武家屋敷や掘割の跡が残る足守陣屋の再生に取り組んでいる。大阪・枚方市では、市民の中から、景観を守るために開発業者との間で建築協定を結ぶ動きが出てきているほか、江戸時代に東海道の宿場町として、淀川を上り下りする三十石船の寄港地として栄えた枚方宿の旅籠や問屋跡の保存の取り組みも本格化している。

また、東京のベッドタウンの神奈川・相模原市では、平成の大合併で今年 3 月、津久井町、相模湖町の 2 町と合併、緑被率が合併前の 4.7% から一挙に 52.8% に拡大。津久井湖、相模湖という首都圏の大水がめも加わり、自然環境を生かした「水源の森づくり事業」を開始した。

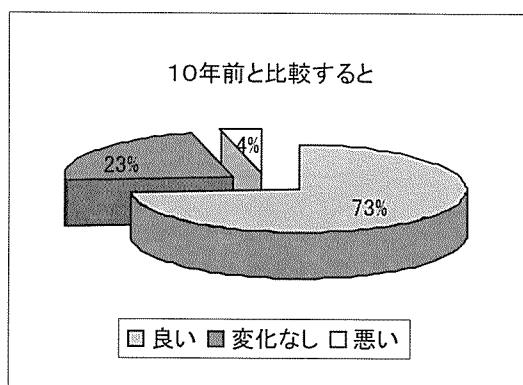
こうした中で、各市が頭を痛めているのが、野外広告物対策だ。違法ビラや看板、郊外の幹線道路沿いに次々と出現する全国画一の大店舗、派手な色彩の大型野外広告物は、景観を台無しにしてしまう。

中核市は、野外広告物規制条例を県から各市に移し、きめの細かい行政を行っている。岡山市が、全国で初めて、簡易除却広告物の撤去費用を業者に請求し、豊田市では市民ボランティアによる簡易除却広告物のパトロールと撤去なども行っているが、現実には、「違反広告はなかなか減らず、まさにイタチごっこ状態」（千葉・船橋市）で、法律による罰則強化を求める声が各市から出ている。

《中規模都市 26 市=緑とオープンスペース》

◇良くなったが 7割

人口 10-30 万人の中規模都市 26 市に、「緑とオープンスペース」の環境が、10 年前と比較してどう変わったかを聞いたところ、「良くなった」の回答が 72% に達した。2 年前の同じ調査では、「良くなった」が 57% しかなく、各市とも、都市整備等については大幅に改善したと自信を持っていることが分かった。

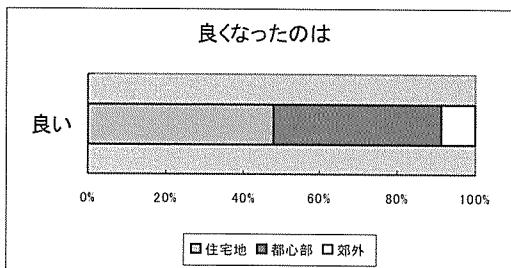


今後の目標として、「これからは量から質への転換を目指す」(福井市)などの声も出ている。公園を高齢化時代の生涯学習の場にも役立つよう、コミュニティ機能を持たせたいという考え方を持つ自治体も多い

公園を中心とした緑の自治体作りには市民の協力は欠かせず、山形市、津市では家屋新築記念植樹事業を導入するなど、市民への補助事業を行っている。

兵庫・三田市は市民を対象にした園芸セミナーを開いているほか、毎年 5 月に「三田まちなみガーデンショー」として、市民に自宅の庭を開放してもらい、自慢の花壇を市民同士が見学する事業を行っている。

豊かな自然を積極的に観光に結び付けようという自治体も出ている。



平成の大合併で、上高地や乗倉高原、安曇野などの自然資産を抱えることになった長野・松本市は、観光資源として、一層の有効利用をするにはどうしたらよいかについて、市民を巻き込み検討を始めた。

大和三山や藤原宮跡地などの古代の歴史遺産が豊富な奈良・橿原市では、地区一体を風致地区に指定、国と協力して整備を進めることにしている。

群馬・太田市は本州最大の芝桜公園を造成中のほか、「1%まちづくり事業」として、市税収入の 1% 分（約 3 億円）を、市民参加の清掃事業や景観保護事業に使うことにしている。沖縄・浦添市では風致地区制度を活用、養蚕による伝統工芸の絹織物業の復活を計画している。

◇都市近郊ではベッドタウン化に危機感

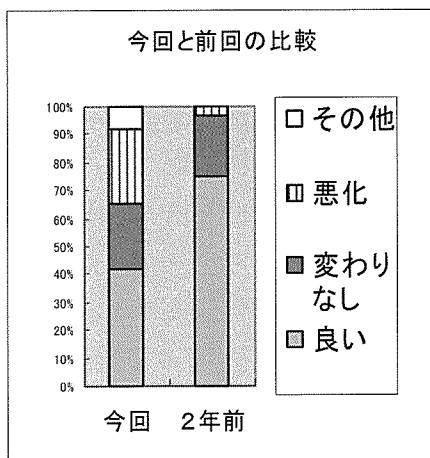
大都市近郊の中規模市が、共通して頭を痛めているのが、ベッドタウン化による郊外の乱開発問題だ。

神奈川・秦野市は、丹沢山塊の麓にあり、自然の豊かな土地であったが、最近の宅地造成で里山などの樹林が次々と姿を消し始めている。市民の寄付を集めて山林などを買い上げる「かながわのナショナル・トラスト」第 1 号に指定されるなどの取り組みを行っているが、開発の前には焼け石に水の状態。「善意に頼っている保全策には限界がある。国による恒久的な土地買い上げ策も検討してほしい」との声も出ている。

《中規模市 26 市=景観》

◇屋外広告物の乱立が心配

中規模市の景観が、10 年前と比べると、どう変化したかの設問に対し、「良くなつた」は 50%なのに対し、「悪くなつた」が 31%に達した。2 年前の調査では、「悪くなつた」は 4%で、わずか 2 年間で、景観に対する中規模都市の受け止め方が大きく、悪い方向に変わった。



「悪くなつた」は屋外広告物の乱立に集中している。

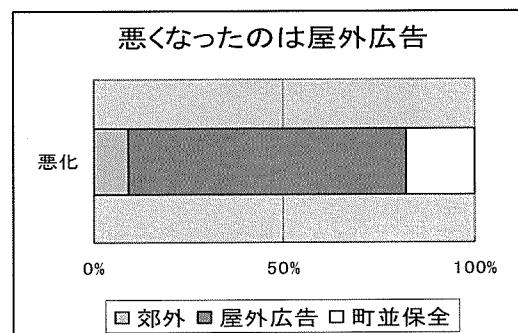
「郊外のロードサイト店舗や道路沿いの無秩序な看板の乱立が悩みの種」(新潟・長岡市、岐阜・各務原市、富山・高岡市)、「電柱に張られたサラ金の看板が非常に多い」(茨城・取手市)、「国道沿いのパチンコ店や屋外広告物が景観を破壊している」(沖縄・浦添市)と各地で問題になっている。

無秩序な乱立振りに市役所だけでなく、市民も怒りを感じており、兵庫・三田市や奈良・橿原市では、市民パトロール隊を結成し、常時監視体制をとっている。ただ、業者はなかなか、従わず、「いくら撤去しても違反広告物はなくならない。違反者に対する罰則を強化して欲しい」(長野・佐久市)という声が出ている。

このほか、茨城・つくば市は都市の成熟化にともなう問題を抱えている。研究学園都市として人工的に作られたつくば市は、時代の経過とともに、公務員住宅の空き家が増え、民間業者への払い下げが始まった。この際、一部民間業者の乱開発も行われ、市や周辺住民とのトラブルも続いている。

一方、市街地や街並みの整備が進み、景観も良くなつたと、自己採点する市も多い。

山形市は大正 6 年に立てられた旧県庁(文翔館)を中心とした街並みを保存するために、市民、事業者とまちづくり協定を結び、高層建築の建設に歯止めをかけた。



三重・伊賀市、滋賀・彦根市、香川・丸亀市、福島・会津若松市などの城下町では、お城を中心とした街づくりをすすめ、電線の地中化工事や、蔵や古い町並みの保全を図っている。丸亀市では映画「UDON」のロケ地にもなった。

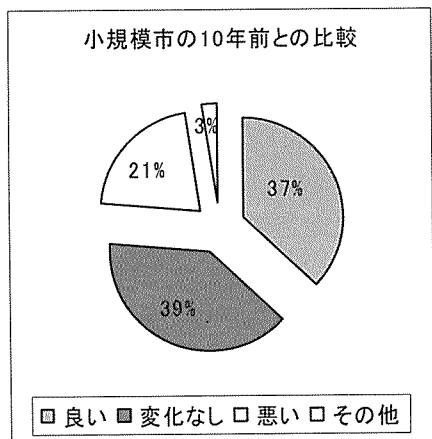
景観確保には住民も協力的で、埼玉・草加市では、奥州街道の雰囲気が残る松並木の保全再生運動に、市民がボランティアとして参加。茨城・取手市では、東京芸術大取手キャンパスの学生らが市に協力し、JR高架下の道路壁面の壁画を完成させた。

群馬・太田市は、自然の大切さを子供にわかつてもらえるようにと 2 つの小学校に、最近では珍しい木造平屋の校舎を建設した。

《小規模 38 市=緑とオープンスペース》

◇地域特色を生かしたユニークな取り組み

10万人以下の小規模市は、財政基盤が小さく、大都市並みの都市政策が難しい。このため、各市とも特性を生かし、工夫を凝らした事業を展開している。



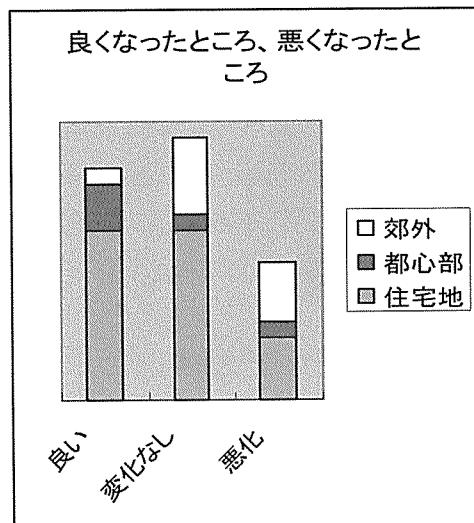
自然環境に恵まれた地域では、緑の保全に力を入れている。

愛媛・宇和島市は、宇和海の再生には、豊かな森作りが必要として、広葉樹の植林事業を始めたほか、昆布養殖による窒素、リン酸の除去事業を行っている。海岸線が山陰海岸国立公園に指定されている京都・京丹後市は、市民によるごみ除去運動を行っているほか、条例を制定して、鳴き砂で有名な琴引浜を禁煙ビーチに指定した。

島根・安来市は、源流の森の荒廃に歯止めをかけるために、公共建物の建設に地元材を使用することを決めたほか、源流の森に広葉樹の植林を進めている。

一方、宅地化が進む都市型の小規模市では、助成金制度など、市民にインセンティブを与える形での環境保全策を採用している。

埼玉・羽生市は、道路アドプト制度を採用。指定地区を決めて、希望する市民に草

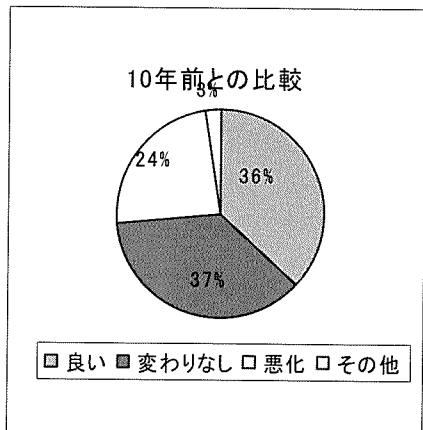


花や種子を提供、自由に植物の世話をしてもらう制度を始めた。滋賀・栗東市の「いけがき設置奨励事業」は、修景、防災面から、市が必要と認めた個人、事業者の生垣設置に対して、工事費の一部を補助する。奈良・大和郡山市の「まちづくりアイデアサポート事業」は、地域の美化活動を申し出た市民に対し、掃除用具の購入費を助成する。

京都・八幡市は、市内を流れる放生川の清掃作業を行う市民団体のボランティア活動を支援。京都府と合同で、として、イベント事業や水質検査などを行っている。兵庫・芦屋市は一昨年、「芦屋庭園都市宣言」を行って、市民にも助成金を出す事業を始めた。

このほか、和歌山・御坊市は、オートキャンプ場に 16 面のゲートボール場を開設して公園のコミュニティ機能を高めたほか、南海・東南海沖地震発生に備えて避難場所確保を想定したオープンスペースの確保を行っている。

《小規模市 38 市=景観》



景観法が施行されて 2 年。人口 10 万人以下の小規模市では、市民の間にも、景観育成は大切一との認識が広まり、歴史的な町並み景観を地域共同体のシンボルにしようという運動が各地で見られる。

砺波平野の扇状地に点々とひろがる屋敷林に囲まれた「散居村」で有名な富山・砺波市は、市民との間で地域作り協定が結ばれた。

「散居村」の保全運動が進み、散居村ミュージアムの建設も行われている。埼玉・羽生市では、江戸時代に八王子千人同心が日光勤番のために整備した「日光脇往還」の保存運動が市民ぐるみで行なわれている。

高知・四十市では、応仁の乱の戦火を逃れて土佐に移り住んだ前関白一条教房が、京の都を模して町づくりを行ったと伝えられる「土佐の小京都」の街並み復活に向け、3 年前から「研究会」が作られ、整備事業を始まっている。

山口・柳井市でも、市民との間で、街並み協定が結ばれ、室町時代の雰囲気を残す「町割」と、街路に面して入母屋造の屋根を持つ二階建ての町屋が立ち並ぶ商家群の保全運動が行われている。愛媛・宇和島市では宇和島城周辺の文化景観を調べる調査事業が着々と成果をあげている。京都・八幡市では、平安時代、東寺と高野山を結んで建設され、多くの信仰者が通った「東高野街道」の整備事業が行われている。

ただ、こうした歴史的な街並み保存と開発のはざまで、どうやって、利害調整を図るか、頭を悩ませている自治体も多い。

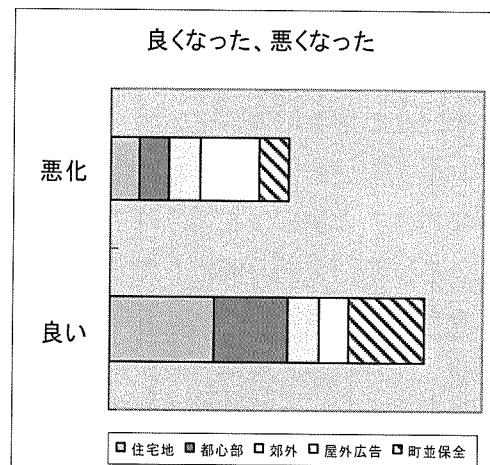
明智光秀の居城のあった京都・福知山市で

は、渋滞解消を図るために JR 福知山駅の効果事業などの道路整備を行ったところ、車はスイスイ通れるようになったものの、古い城下町の良さが失われてしまった。また、和歌山市のベッドタウンとして開発の著しい和歌山・岩出市では、根来寺の歴史的街並み保全の動きをめぐって、新旧住民の間で、若干の温度差が見えるという。

各市とも今後の景観行政は、市民と一体となって進めることが必要との認識で一致しており、市民の間に人材を育てる動きも活発に行われている。

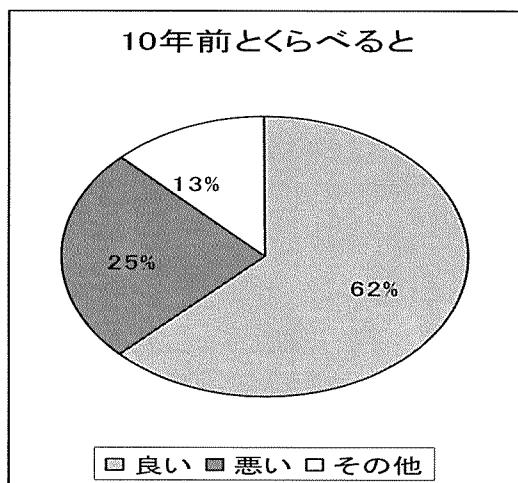
農地の減少に悩む大阪・交野市では、「里山指導員の育成事業」や「花と緑のボランティア育成講座」など、次世代の景観リーダーの養成も進んでいる。

また、景観は国民全体の共有財産であるとの考えを広めるためには、「行政任せではダメ。景観教育を義務教育段階から始めて欲しい」(柳井市)、「子供のころから、『ゴミを捨てるな』『木の枝を折るな』などの景観教育は必要」(兵庫・淡路市)など、こどもに対する教育の必要を求める声が、各市で聞かれた。



《知事=空間》

今回の調査では、8道県の知事にも意見を聞いた。このうち、10年前と比べた「緑とオープンスペース」の現状については、「良くなった」が5県(62.5%)だったのに対し、「悪くなった」は2県(25%)と分かれた。



「良くなった」は自然環境に恵まれた、人口100万~200万人の地方型の県なのに對し、「悪くなった」は人口700万~800万人の埼玉県、神奈川県の都会型県と、好対照な色分けになった。

「良くなった」の5県は、緑が豊富なだけに、都市公園整備にもゆとりがうかがえる。石川県は、都市公園整備の目標に、「緑の中に都市があると感じられる町づくり」としている。山形県と栃木県は、10年間に公園総面積を1.5倍に拡大した。

香川県も「水と緑に恵まれた美しい郷土を創る」をコンセプトに、森林ボランティアの支援事業や里親制度を採用しているほか、宅地造成にあたっては条例で、20%以上の緑地率を義務付けている。

沖縄県では、県庁所在地の那覇市で、ヒートアイランド対策として、ビル屋上や壁

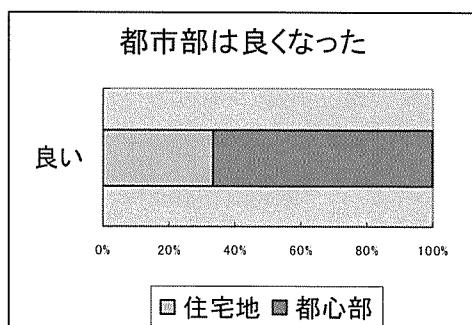
面への緑化作戦を進めている。香川県では高松市内の県庁舎に屋上庭園を作り、市民に開放している。

面積の7割を森林が占める北海道も、着実に公園面積を増やしている。さらに、今後は、身近な都市公園の充実を重点目標に掲げており、住宅地近くの公園の緑、森林を、河畔林、防風林でつなぐ緑のネットワーク作りを全道的に進めることにしている。

また、全国水準をはるかに上回るスピードで進む少子高齢化に対応できるように、ユニバーサルデザインの視点に立った公園施設の整備も進められている。

一方、「悪くなった」と回答している神奈川、埼玉の2県は、いずれも開発により、都市郊外の樹林と緑の減少が目立っており、後継者不足や相続対策により、里山の荒廃や、農地の切り売りなどの現象が各地で出ている。

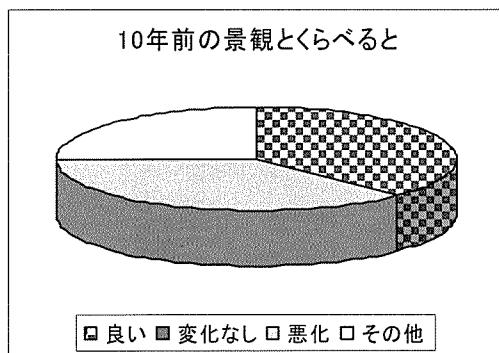
このため、両県とも、市民やNPO団体、市町村、県が一体になったナショナルトラスト運動や、環境財源確保に向けた水源かん養税の新設や、環境ボランティアの育成、緑の環境税の導入の検討などの対策が練られている。



《6年知事＝景観》

8道県知事に県内の景観は、10年前と比べてどう変化をしたかを聞いたところ、「良い」が3県、「悪くなった」3県、「どちらともいえない」2県に分かれた。83市を対象にした景観調査では、「悪くなった」が25%に止まっていたのに比較すると、県レベルでは、景観に対して相当な危機感がもたれているといえそうだ。

「悪くなった」のは、埼玉、栃木、山形の3県で、このうち、埼玉県は、開発による歴史的な街並み景観の消失、および、周囲の景観を無視したビルの建設や違法看板の乱立、産業廃棄物の不法投棄－などの現象が見られる。栃木県では林業不振に伴い民有林、里山の手入れ不足などが目立つ。



こうした景観悪化を食い止めるために、山形県では、現在、景観条例を作成中。また、「和と環が織りなす共生の地域社会」を目指して、最上川をシンボルとしたフォーラムなども開催されている。

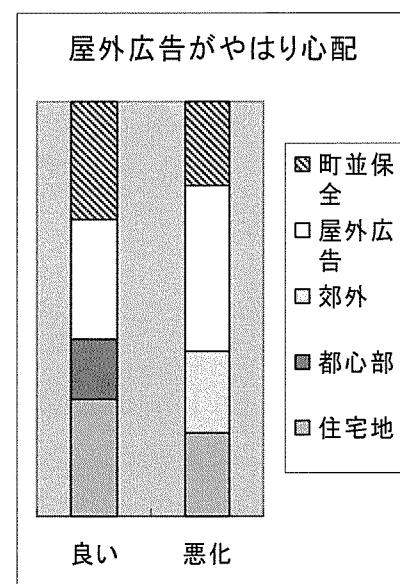
栃木県では、違反広告物除去ボランティア制度をスタートさせたほか、那須街道、塩原街道など、県内の街道を「とちぎふるさと景観街道」に指定して、ボランティアによる沿道の植林事業（里親制度）なども行っている。また、鉱毒で荒廃した足尾の山を復元するため、治山事業とともに、ボ

ランティアによる植林活動も進められている。

埼玉県では、県全体をスッポリと景観計画区域に指定することも検討している。また、市民、学者、観光業者、NPO団体、国、市町村などが一体になって「秩父路魅力アッププロジェクト」を立ち上げ、観光開発に一役買おうという動きも出ている。

一方、「良くなった」と答えた沖縄県は、沖縄戦の戦火で、戦前の建物の多くが焼失しただけに、残された古い建物に対する愛着が極めて強い。首里城周辺の石畳、竹富島の伝統的集落などの保全に力を入れている。香川県では、ウォーターフロントのサンポート高松、および、玉藻城の景観の良さを保全した開発を進めている。

また、北海道では、複数の市町村にまたがる田園、湖沼などが連続する雄大な景観を保全する試みも始まり、第1号として、7町村にまたがる羊蹄山麓を「広域景観づくり推進地域」に指定した。



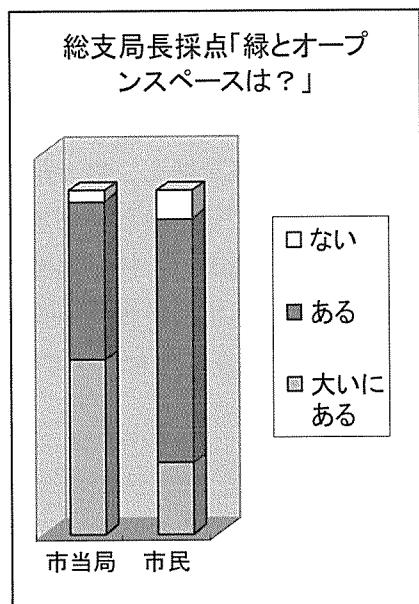
《総支局長=緑とオープンスペース》

◇高い関心。行政、市民とも合格点

今回の取材を担当した産経新聞社の総局長、支局長、記者の63人に、各市当局、および、市民／企業が、「緑とオープンスペース」「景観」に対して、どれほどの関心をもち、取り組みを行っているかを、「大いにある」「(普通に)ある」「ない」の3段階に分けて評価してもらった。

このうち、「緑とオープンスペース」に対しては、各市の評価は、①「大いにある」が50.8%②「ある」が46%③「ない」が3.2%で、97%の市当局が公園作りなど都市整備に関心を持ち、十分な施策を行っているとして、「合格」の判定を下した。

また、都市整備には市民の協力は欠かせないものとなっているが、市民／企業の関心度については、①「大いにある」が20.6%②「ある」が71.4%③「ない」が7.9%で、市民の8割が緑の確保に関心を持っていると判定。「緑とオープンスペース」の確保は、行政と市民層ぐるみで行われていることが明らかになった。



◇今後はソフト面の充実に

各市とも住宅街周辺の整備に力を入れ、成果もあらわれていると、多くの総支局長が評価していた。また、ハード面での公園作りは一区切りついた形で、最近では、ソフト面での充実を目指している自治体が増えたーという意見もあった。

少子高齢化を意識して、子供たちが安心して遊べる広場、老人たちが集まってコミュニティを作れる公園、歩いていける身近な公園のネットワーク作りなどが各地で増えている。さらに、東海沖地震などに備えて、防災拠点や防災用具の備蓄基地としての機能を持たせた公園作りも目立った。

もう一つ、総支局長が評価しているのは、市民の参加だ。いざこも、行政任せではなく、市民が前面に立って緑化活動や里山保全に乗り出している。

栃木・大田原市の「緑の少年団活動」や、岐阜・各務原市のパークレンジャー制度だ。人口14万人の各務原市では、1300人のボランティアがパークレンジャーに登録、虫と蝶の会える出会いの森、秘密の森、くつろぎの森など市内の森林公園の清掃や落ち葉の処理などに当たっている。

また、各地で引退期を迎えた団塊の世代の人々が、緑化事業に積極的にかかわりを持ち始めた。

埼玉・草加市、神奈川・秦野市、愛知・豊田市などはいずれも、大都市のベッドタウンとして開発されたまちだが、ここで30年-40年住み暮らしたかつての“新住民”的サラリーマンたちが、定年期を迎えて、自分たちの居住地を第2の故郷として愛着を持ちは、街づくりを通じて連帯感を深めている。

《6年総支局長＝景観》

総支局長、記者 63 人に、各市行政当局、市民／住民の「景観」に対する関心・取り組み程度を評価してもらった。

このうち、市行政当局への評価は、①「大きいにある」53.2%②「(普通に) ある」46.8%③「ない」ゼロで、調査対象の全市が、景観に関心を持ち、何らかの施策を行っていると、総支局長は判定した。

また、市民／企業の「景観」への対応についても、①「大きいにある」19.4%②「ある」74.2%③「ない」6.5%で、9割以上の市民が、自分たちの住む町の景観に関心を持ち、場合によっては、景観の保持のために何らかの関与も行って良いと思っていることが明らかになった。

◇ハコモノ主義から成熟志向に

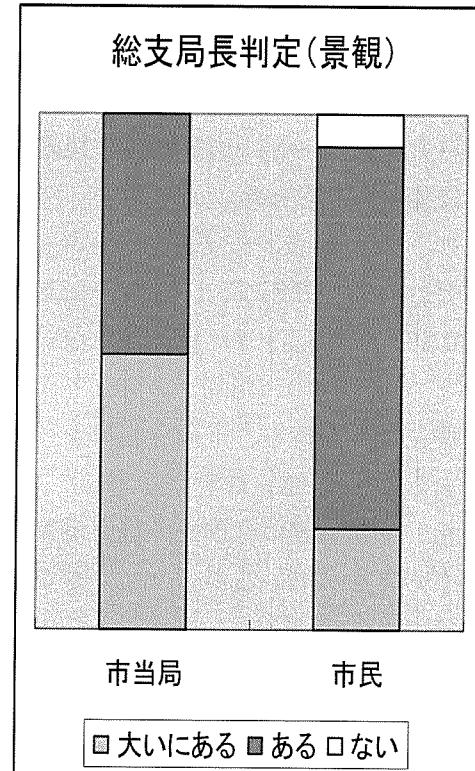
景観の内容も、高度成長期のハコモノを中心とした開発優先から決別し、ゆとりや癒し、懐かしさ、文化を大切にする“成熟”の時代に入ったと、総支局長は見ている。

もともとの故郷の歴史景観をそのまま、後世に伝えようという地域も多い。

岡山・高梁市は、様々な景観保全策をとって、備中松山藩という江戸時代の小藩のイメージをそのまま現代に伝えようとしている。奈良・橿原市では、人口 12 万 5000 人という中規模以下の都市にもかかわらず、景観行政団体に名乗りを上げ、市民の誇りである、古代ロマンの薫り高い大和三山、藤原宮跡などの歴史的景観物を、次々と建てられるマンション攻勢から守る動きをとっている。

この景観保持に大きな役割を果たしているのが、市民との協働作業だ。違法な野外広告物の監視・除去作業、周囲と不釣合い

なビル建設抑制のための協定締結、旧街道復興運動など、色々な景観保全に向けて、各地で市民、NPO団体、企業と行政との間で、協働作業が進んでいる。



こうした中で、通信部記者として長年、地方行政を見てきた、ベテランの支局長は、「緑と景観の問題は、しっかりととした長期計画で対応しなくてはいけない。その点、地方の首長は、選挙で交代するため、可もなく、不可もなく人気を終え、場当たり的な街づくりで終わってしまったケースも多い。国、県の強力な指導と、何が本当に大切なのかを見つめる、市民の厳しい監視がこれからは必要」という感想を述べていた。

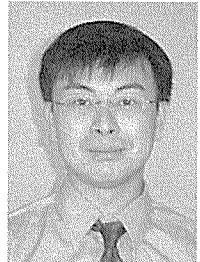
III. 自由研究報告

■自由研究報告

緑地協定が戸建住宅価格に及ぼす影響



首都大学東京
長谷川貴陽史



麗澤大学
清水千弘



中央大学
谷下雅義

1. はじめに

緑地協定（都市緑地法 45 条・54 条）制度は、都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により協定を結ぶ制度である。平成 16 年度末現在、都市緑地法 45 条に基づく協定（45 条協定）は、全国で 530 件（総面積 2,815.04 ha）、同法 54 条に基づく協定（54 条協定）は 1,258 件（総面積 3,325.40 ha）、計 1,788 件（総面積 6,140.44 ha）となっている。

この緑地協定は、いわば民間人と行政庁の「公私協働」（山本（2004）参照）により環境保全を実現する制度の 1 つであり、行政組織のスリム化や行政コストの削減が求められる現在、大いに注目すべき制度である。また、同制度によって保全される市街地内部の緑地は、市街地の住環境の改善・向上に重要な役割を果たしていると考えられる。しかし、緑地の経済的効果について、定量的な分析は十分になされていない。

そこで、本研究は東京都世田谷区を対象に、同区内で売買された戸建住宅が、緑地協定又は国分寺崖線地区（周辺地区を含む）に含まれるか否かを説明変数として、緑地

協定によって保全された緑地及び国分寺崖線地区に存在する緑地が、戸建住宅の取引価格に及ぼす影響を、ヘドニック法（Hedonic Pricing Method）によって評価した。

なお、世田谷区内には、平成 17 年 3 月 31 日現在、45 条協定が 6 件（7.16ha）、54 条協定が 2 件（0.50ha）、計 8 件（7.66ha）の緑地協定が存在する。また、区内の国分寺崖線地区は約 300ha であり、世田谷区国分寺崖線保全整備条例による保全整備が図られている。

2. 方法およびデータ

土地の価格に影響を与えると考えられる要因を説明変数とし、価格に回帰させて説明変数の効果を分析するのが、ヘドニック法である（詳細は、清水（2004）参照）。今回は、戸建住宅の取引価格について、緑地協定区域その他を変数として明示し、推定を行った。推計に用いたデータは 1995～2005 年のリクルート住宅情報に登録された 14,068 サンプルであり、説明変数およびその出所・作成方法は表-1 の通りである。不均一分散を考慮してパラメータ推定を行

っている。

表-1 推計に用いたデータ

データ	出所／作成方法
戸建住宅取引価格 駅までの所要時間／バス乗車時間／築年数／建物面積／敷地面積／指定容積率	リクルート住宅情報
都心（渋谷・新宿のいづれか近いほう）までの所要時間	えきすばーとを用いて作成
棟数密度	地域メッシュ統計、4次メッシュ
取引された戸建住宅の座標、緑地協定区域、国分寺崖線区域、地区計画区域、建築協定区域、環状7および8号線沿道区域（道路中心線から両側50m）、成城憲章区域、烏山寺町環境協定区域	GISデータとして入力

また、推定したヘドニック関数は、下記の通りである。

$$\log RP = a_0 + \sum_h a_{1h} \log X_h + \sum_i a_{2i} \log Z_i + \sum_j a_{3j} \cdot LD_j + \sum_k a_{4k} \cdot RD_k + \sum_l a_{5l} \cdot TD_l + \sum_m a_{6m} \cdot ZD_l + \varepsilon$$

RP : Résale Price of Detached House(Yen)
 X_h : Main variables
 FS : Floor Space/Square Meters
 Age : Age of Building
 WT : Walk Time to Nearest Station
 TT : Travel Time to Central Buisiness District
 Z_i : Other variables
 BS : Balcony Space(Square Meters)
 NU : The Number of Units
 BC : other Building Characteristics
 RT : Market Reservation Time(week)
 LD_j : Location(Ward) Dummy ($j=0\dots J$)
 RD_k : Rail Dummy ($k=0\dots J$)
 TD_l : Time Dummy($l=0\dots K$)
 ZD_m : Zoning Dummy($m=1\dots M$)

3. 結果および考察

推計した結果の一部を表-2に示す。

得られた知見を整理すると、以下のようになる。

①緑地協定区域内においては価格が相対的に安いが、協定区域の周辺100m区域は高くなっている。

②国分寺崖線区域及びその周辺100m区域については、統計的に有意な影響はみられなかった。

③棟数密度と価格とは凸型の関係にあり、棟数密度が小さい（住宅地として魅力に乏しい）また大きい（混み合っている）場合に、価格が低下する。

④敷地面積当たりの価格は敷地面積に対して凹型となる。これは土地所有者には細分化のインセンティブがあることを意味する。細分化によって地区

表-2 回帰分析によるパラメータ推定結果（一部）

被説明変数	log(価格)
説明変数	推定値 t値
log(敷地面積)	1.23E+00 7.89
log(建物面積)	1.17E+00 7.63
log(建物面積) * log(敷地面積)	-2.56E-01 -5.43
log(建物面積) * log(敷地面積)^2	2.24E-03 7.04
棟数密度	1.89E-04 5.63
棟数密度^2	-1.44E-07 -7.44
指定容積率	-2.84E-03 -9.49
指定容積率^2	9.07E-06 6.95
指定容積率^3	-9.05E-09 -5.34
地区計画IN	-4.00E-02 -3.04
地区計画周辺	-2.76E-02 -5.18
建築協定IN	1.25E-01 3.77
建築協定100	-2.36E-02 -2.73
緑地協定IN	-2.90E-01 -3.25
緑地協定100	1.30E-01 8.15
国分寺崖線地区IN	-2.37E-02 -1.97
国分寺崖線地区100	1.34E-02 1.33
Adjusted R2	0.83
# of Sample	14086

の緑量が減少してしまう可能性がある。

4. おわりに

緑地協定が戸建住宅価格に及ぼす影響は、区域内では正とはいえないが、周辺区域では正の影響（外部効果）を与えていた可能性が示唆された。この緑地協定の外部効果は、今後の制度設計において考慮すべき、非常に興味深い知見であると考える。

今回は世田谷区を対象に行ったが、今後、他の地区においても同じ知見が得られるか、また人工衛星画像を活用して緑被率なども変数に含めた場合、同じ結果が得られるか、敷地の細分化によって緑量がどれだけ減少するのかなどについても、検討する必要がある。

参考文献

- 山本隆司（2004）「民間の営利・非営利組織と行政の協働」芝池義一ほか編『行政法の争点』〔第3版〕154-155頁
- 清水千弘（2004）『不動産市場分析』（住宅新報社）
- 肥田野登=亀田未央（1997）「ヘドニック・アプローチによる住宅地における緑と建築物の外部性評価」都市計画論文集32号457-462頁
- 森田学（2005）「地区計画による制限が資産価格に与える効果」Best Value9号

■自由研究報告

公園の創出・管理運営に関する財源確保 英国の国営宝くじ基金に注目して



北海道大学大学院工学研究科 坂井 文

1. 研究の背景

日本の地方分権が進むなか、公園の創出・管理運営に関わる財源をいかに確保するかは、今目的課題である。一方、地方分権がサッチャー政権時代から進められている英国においては、地方公共団体の財政難に対応してこれまでに様々な補助金が設立され公園の創出に活用されてきた。特に1997年に労働党が政権を握って以来、2000年には都市白書を示すなど都市再生に力が注がれ、公園などのオープンスペース整備もすすめられているが、その資金については自治体の外から得る外部資金の獲得によって進められている事例も多く見られる。こうした英国における公園の創出・管理運営に関する財源確保のしくみを理解することは、今後の日本における財源確保のための体制づくりに際し、多くの知見を与える意義があると考える。

2. 研究の目的

英国の公園創出（再整備事業も含む）に関する財源については、地方自治体の財政難が続くなか、公園・オープンスペース整備への投資の予算枠は縮小し続け（Urban Parks Forum(2001) p3-7）、地方自治体の外から得る外部資金の獲得による財源が増加の傾向にある。その外部資金とは、大きくわけて次の4つである。①政府やEUによる補助金（地域活性化助成金の一部を含む）②エージェンシーと呼ばれる独立行政法人による公園整備事業のための助成金（1980年代のサッチャー政府が国営事業の民営化を進め

た際、民営化になじまない業務をエージェンシーとして導入、国営宝くじ基金の組織はこれに含まれる）③開発行為の際に事業者が公園などの公共施設整備のために当てる費用（プランニング・ゲイン(planning gain)の一部）、また④その他（PFI等）によるものである。

具体的に地方自治体の都市公園の創出・管理運営のための補助資源（外部資金）の内訳についてみると、その64%を国営宝くじ基金が占め、18%を占める政府・EUによる補助に大きな差をついていることがわかる（図1参照）。そこで本調査は、英国の公園創出に関する外部資金のうち最も貢献度の大きい国営宝くじ基金に注目し、そのシステムについて明らかにすることを目的とする。

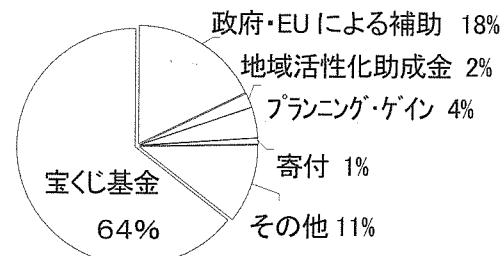


図1 地方自治体の公園整備事業のための
外部資金の獲得先内訳

(National Audit Office (2006) p.48 より転載)

なお、管理運営費についてもその財源は減少しており、財源確保は大きな問題であるが、次の理由から今回の研究は、公園創出（再整備事業を含む）に注目することとした。一つは、管理運営に関する財源は主に地方自治体の歳入から用意されており、外部資金を導入する例は少

ない。また近年、英国政府が行った調査によれば、各自治体の公園管理に関する組織体制には幅があり、そのデーターについても各自治体でばらつきがあることが報告されている。(DTLR (2002) chapter8) つまり管理運営に関する財源については、各自治体で個別の運用方法で調達されていることが指摘されており、総合的に比較検討するには詳細な調査を行う必要があると思われる。こうした現状から、維持管理に関する財源についての調査は別途行うこととし、今回の調査には含めないこととする。

ただし今回調査する国営宝くじ基金の公園創出のための助成金には、整備された公園の質を確保するための新しい管理運営にかかる費用について、一定期間に限って管理費を補助するという特徴がある。整備への補助と同時に、整備後の管理運営の体制構築に対する支援の方法を模索しているといえ、後に述べるように注目するに値する試みである。

3. 研究方法

研究方法は、文献調査とヒアリング調査によるものとする。文献調査は、英国中央政府、ロッタリー・ファンド(以下 LF と表示)、ビック・ロッタリー・ファンド (以下 BLF)、ヘリテージ・ロッタリー・ファンド(以下 HLF)のそれぞれの機関が発行する資料をもとに進行。

ヒアリング調査は、BLF のグリーン・スペース・スキーム担当者、HLF のパーク・フォー・ピープル担当者、交付を受けた地方自治体 (ロンドン市ランベス区、タワーハムレット区) を対象に、2006 年 9 月に英国・ロンドン現地にて行った。

なお、これまでの LF に関する研究は、英国においては国営宝くじが設立された過程において議論された論点について整理したもの(Moore, 1997)、HLF のアーバン・パーク・プログラムについて整理したもの(Lambert, 2002)等がある。ムーアは、宝くじというギャンブル性を備えた事業を国営とし、その収益金をもとに基金を形成

とすることに対する是非の議論が存在したことを探している。本研究を進める上ではこうした倫理上の問題は取り扱わず、財源確保の一手法として調査を進めるものとする。また本調査は、ランバートの研究が取り扱わなかった、2004 年以降に HLF と BLF が協働で運営している都市公園整備事業のプログラムについて調査するものである。

また、日本においては、NLF の全貌について調査したもの (高見沢、2004) があるが、都市公園整備に着目したものはない。

4. 本論の構成

以下本論は次のように構成されている。すなわち、5 章にて英国の宝くじの歴史を簡単に振り返り、6 章にて国営宝くじ基金を構成する資金収集と配分の方法について概観する。7 章以降は、国営宝くじ基金から配分された複数の基金運用団体のうち、ヘリテージ・ロッタリー・ファンド (HLF) に注目し、その公園整備事業について 8 章に紹介する。最後に 9,10 章にて事例の紹介を行う。HLF に注目する理由は下に順次説明するように、他の基金運用団体との比較において、HLF による公園整備事業への補助が最も大きくなっているためである。

5. 英国宝くじのこれまでの経緯

1569 年、英國初の国営宝くじが発行されたといわれる。(Moore (1997) p.169) 当時、英國南東部には海防の責任を負った 5 つの特権港が設けられたが、その改修工事の財源確保のために、40 万枚の宝くじが発行され、その賞品は、賞金のほか、大皿やタピストリーであった。その後も、ウエストミンスター橋の建設など多くの公共事業のために宝くじが逐次発行されていた。しかし 18・19 世紀には不法な宝くじが横行し、またそのギャンブル性が問題視され、1826 年に国営宝くじは一旦中止される。

20 世紀に入り、規模の小さい宝くじが認められるようになり、1976 年に宝くじと余暇法

(Lotteries and Amusement Act of 1976)が制定される。さらに、この法が制限していた宝くじ基金の発行回数を緩和し、またシステムの簡素化を図った、国営宝くじ法(National Lottery etc. Act of 1993)が 1993 年に施行された。この制定の背景には、内務省(Home Office)による働きかけがあり(Home Office, 1992)、good cause のための財源を確保するという狙いがあった。内務省によれば、good cause とは芸術やスポーツ事業、そしてよりよい社会の創造に貢献する事業をさす。

6. 国営宝くじ基金 (National Lottery Fund) のしくみ

1993年の国営宝くじ法に基づいて、宝くじの販売方法や売り上げの配分方法が定められると同時に、国営宝くじ基金(National Lottery Fund, 以下 NLF)が形づくられた。その所管は、文化・メディア・スポーツ省 (Department of Culture, Media and Sports, 日本の文部科学省に相当する省のうち文化・芸術・スポーツ関係を担当する

組織、以下 DCMS) に置かれ、図 2 のような体制によって管理運営されている。

1993 年の法律をもとに設立された NLF の基金を運用する団体は、次の 5 つの分野に分かれている。つまり、アート・ロッタリーファンド、スポーツ・ロッタリーファンド、ヘリテージ・ロッタリーファンド、チャリティー・ロッタリーファンド、ミレニアム・ロッタリーファンド。アートやスポーツは名称のとおり、アート関係やスポーツ関係の事業に助成される。ヘリテージとは文化遺産を意味し、英國の歴史的遺産物の保護や整備を支援するものである。また、千年祭をむかえる 2000 年を記念したミレニアム・プロジェクトと名づけられた特別プロジェクトに対する資金が用意された。1997 年に労働党が政権を取った後、それまでの NLF の問題点の改ざんも合わせて 1998 年に法の改正が行われ、ニュー・オポチュニティ・ファンド(NOF)が加えられた。これまでの NLF の体制の変遷は図 3 のとおりである。

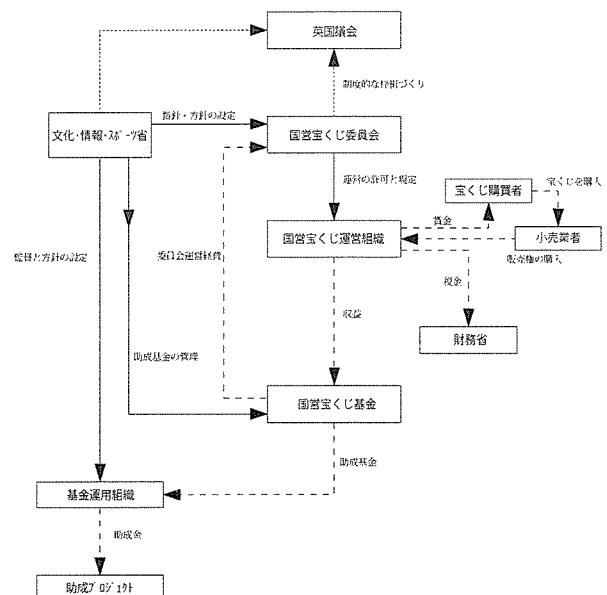


図2 ロッタリー・ファンドの組織体制 (House of Commons (2005) p.37 より作成)

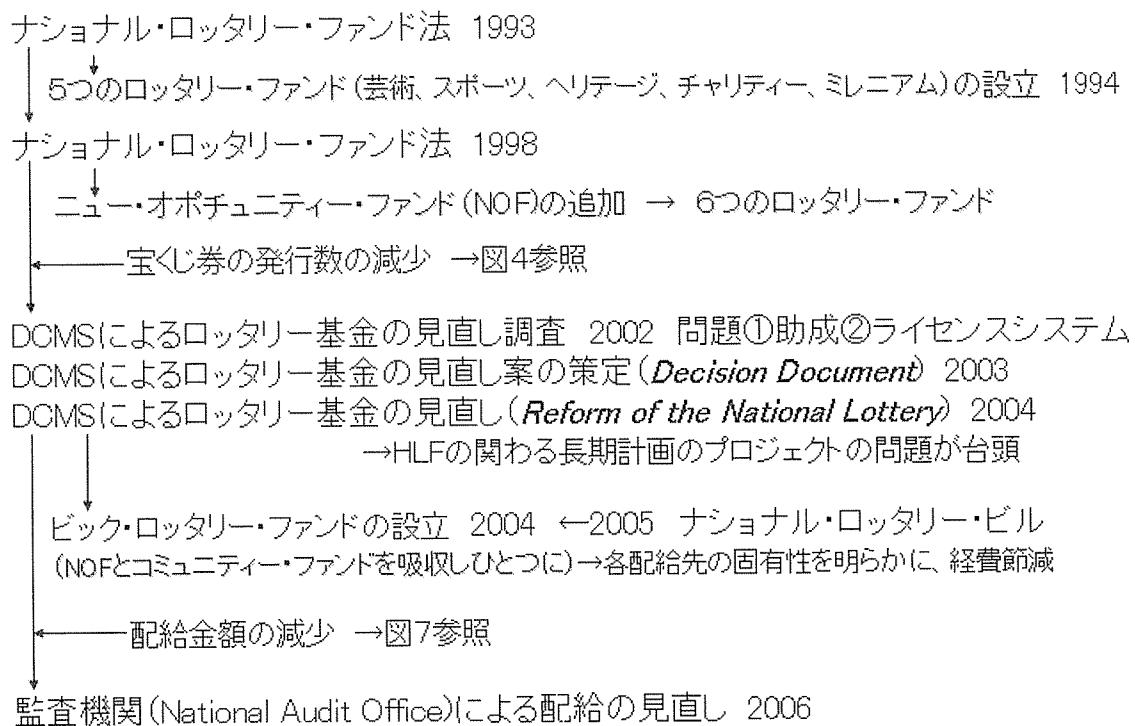


図3 ロッタリー・ファンドの形成過程

6-1) 資金収集

宝くじの売り上げは、1997年度の約55億ポンド(1ポンド220円換算で約1.2兆円)を頂点に2002年にかけて減少している。(図4参照)これをうけて、2002~2004年には基金(NLF)全体の見直しが行われている(図3参照)。その結果、NOFとチャリティー・ファンドを吸収したビック・ロッタリー・ファンド(Big Lottery Fund, 以下BLF)が設立されることとなり、2005年のナショナル・ロッタリー・ビル(National Lottery Bill)の制定を通して、現在のNLFの枠組みが整えられた。

NLFの運営については、英国政府のもとに設置された国営宝くじ委員会(National Lottery Commission)が、宝くじの運用業務を遂行する運営組織(National Lottery operator)とライセンス契約することで営業に関する業務を一任している(図2参照)。2001年までの第一期、2009年までの第二期の間、キャメロット(Camelot)という組織が宝くじの販売ライセンスを保持している。

実際に宝くじ券を販売しているのは、キャメロットから販売を委任された各小売業であり、英國国内ならどこでもみかけるキオスクと呼ばれる新聞や雑貨を扱う小規模小売店にて売られている。宝くじはロット(Lotto)という名称で、一枚1ポンド(2006年9月現在220円)で売られている。自ら複数の数字を選び記入し登録してもらう方式と、店のレジに設定してあるコンピューターで無作為に選び出された数字を印刷してもらう方法がある。その賞金は最高13万ポンド(約2860万円)から最低5ポンド(約1100円)に設定され、抽選会の様子は水曜日の深夜22:35と土曜日の夜19:45にテレビ(BBC1)にて中継されている。

キャメロットは、各小売業で売られた宝くじ券の総売り上げの50%を宝くじの賞金にあて、12%を税金として財務省へ納め、運用経費(5%)と販売委任経費(5%)を差し引いた、収益の28%を国営宝くじ助成基金(National Lottery Fund)として納めている(図5参照)。

こうして NLF にもたらされた資金は、図 6 にみるように毎年約 30 億ポンド(約 6600 億円)を超えていた。しかしながら、1997 年來の宝くじ売り上げの減少の影響をうけて、総基金も 2003 年以降は減少の傾向にあることがわかる。

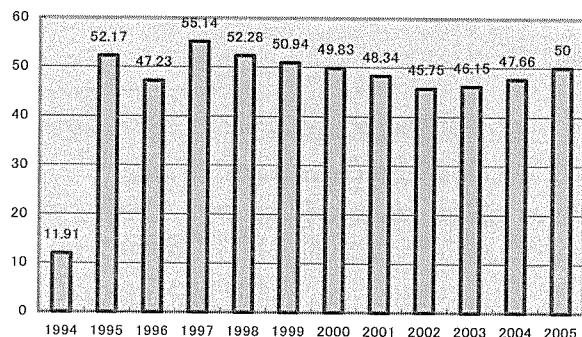


図 4 宝くじの売り上げ(単位は 10 億ポンド)
(House of Commons (2005))p.7 より転載

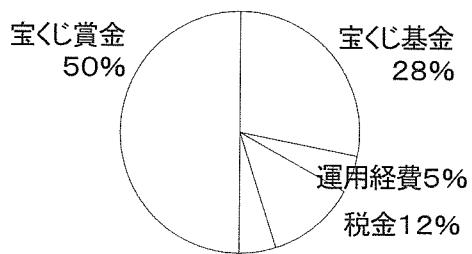


図 5 宝くじ収入の用途内訳
(The National Lottery (2005) p12 より作成)

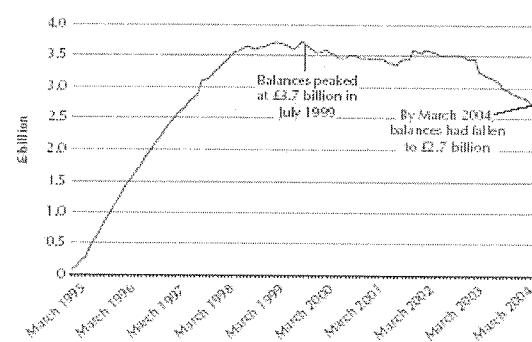


図 6 宝くじ基金の資金(単位は 10 億ポンド)
(House of Commons (2004))p. 2 より転載)
6-2) 資金配分

2004 年度の NLF の資金は、アート、ビッグ、ヘリテージ、ミレニアム、スポーツの 5 つ分野に分けて配当されている。それぞれへの交付金の分配については、NOF とチャリティー・ロッタリー・ファンドが吸収されたビッグ・ロッタリー・ファンド (BLF) に最大の 43% が配給さ

れ、ヘリテージに 23%、アートに 20% と続く。

(図 7 参照) この傾向は 1993 年に設立されて以来、大きく変わっていない。

アート、スポーツの 2 分野には、それぞれ助成金を管理する組織が複数設置されており、NLF から配当された資金はさらに各配分組織に振り分けられる仕組みとなっている(表 1 参照)。他の 3 分野については、助成金を管理する組織は一つにまとめられている。

配分先組織ごとにさらに助成金のプログラムが組まれているため、プログラムは非常に多様化しており、応募する際に最適なプログラムを検索するための検索サイトが用意してある(<http://www.lotteryfunding.org.uk/uk/funding-internet-search.htm> 参照)。本稿の主題である都市公園の創出・運営管理については(スポーツ施設の整備を除く)、主にヘリテージ・ロッタリー・ファンドに助成金が用意されている。

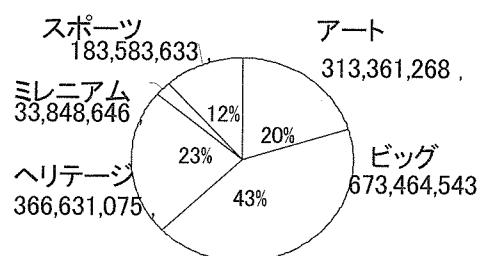


図 7 2004 年度 NLF の分野ごと助成額(ポンド)と内訳比率 (The National Lottery (2005) p3, p4 より作成)

分野	配分先組織
アート	Arts Council England Arts Council of Northern Ireland Arts Council of Wales Scottish Arts Council Scottish Screen UK Film Council
ミレニアム	Millennium Commission
ビッグ	Big Lottery Fund
ヘリテージ	Heritage Lottery Fund
スポーツ	Sport England Sportscotland Sports Council for Northern Ireland Sports Council for Wales UK Sport

表 1 各ロッタリー・ファンドの配分先組織
(The National Lottery (2005) p3 より作成)

7. ヘリテージ・ロッタリー・ファンド (Heritage Lottery Fund)

ヘリテージ・ロッタリー・ファンド（以下 HLF）の前身は、ナショナル・ヘリテージ法（National Heritage Act 1980）によって 1980 年に設立されたナショナル・ヘリテージ・メモリアル・ファンド（National Heritage Memorial Fund, NHMF）である。1993 年の国営宝くじ法の制定の際に、この NHMF の組織が HLF を運営する組織に位置づけられた。その組織的な戦略はこれまでに 1999 年と 2002 年の 2 回示されており、第三の戦略のドラフトが公開審議にかけられ調整中である。

HLF が対象とする事業とは、次の 3 つの対象物の取得、維持、修繕のいずれかの事業を指している（HLF (2005) p.1）。

- (a) 景勝、歴史的、美的、考古学的、建築的、科学的に優れている土地、建築物、または構造物
- (b) 歴史的、芸術的、科学的に優れている物
- (c) 歴史的、芸術的、科学的に優れているコレクション

こうした条件のもとに HLF がてがける事業を分野別にすると、大きく次の 9 項目に分けられる。つまり、歴史的建築物、都市再生計画、宗教施設、教育関係、産業・交通計画、地域文化財、美術館、自然保護、歴史的公園の 9 項目。（HLF, 2004a）特に美術館（30%）や歴史的建築物（25%）への助成が大きく、ふたつの分野で助成の半分を占める（図 8 参照）。先の図 7 にみると、HLF 全体で 2004 年度には 3.6 億ポンド（約 792 億円）の助成を行っている。図 8 にみると、歴史的公園への助成交付は 10% であるから、3600 万ポンド（約 79 億円）が歴史的公園の整備にかけられたことになる。

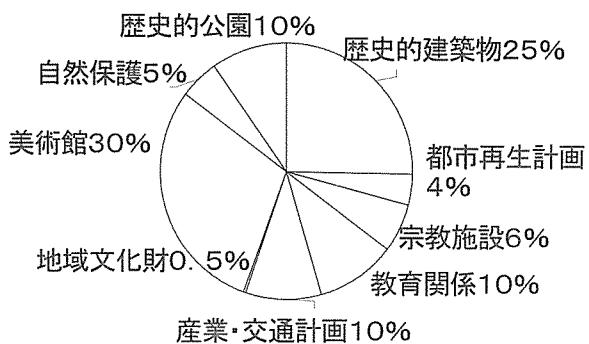


図 8 ヘリテージ・ロッタリー・ファンドの内訳（HLF (2004a) より作成）

8. HLF の公園整備事業

上の図 7 にみる 2004 年度の HLF の公園整備は、パブリック・パーク・イニシアティブ（Public Park Initiative）というプログラムによってすすめられていた。ヘリテージ・ロッタリー・ファンド内の公園整備のプログラムはその体制をこれまでに 3 回変遷しており、2006 年には新しいパーク・フォー・ピープル（Park for People）がスタートしたばかりである（図 9 参照）。

HLF の公園整備事業は、1996 年にアーバン・パーク・プログラム（Urban Park Programme）が 3 年間の予定で設定されたことから始まる。プログラムは延長の要望が大きく、2002 年まで延長され、2001 年までに 161 のプロジェクトへそれぞれ平均 140 万ポンド（約 2.8 億円）が支給された。その間には、地方自治省（DTLR）やイングリッシュ・ヘリテージ（EH）と協働で「パブリック・パーク・アセスメント調査」を行い、都市公園の整備とその資金の必要性を明らかにしている。この調査をもとに、2003 年にはパブリック・パーク・イニシアティブ（Public Park Initiative）として新しく公園整備への助成事業を始めた。助成金への応募を促進するために、CABE（Commission for Architecture and Built Environment）は「公園緑地の運営プラン作成ガイド」（CABE, 2003）を出版。また HLF も 2003 年までに補助をうけた 200 プロジェクトについてのガイドブック（HLF, 2004b）を出版するな

ど、助成金の利用を促している。

公園整備の補助金体制の変革は、HLF による「戦略プラン」がしめされた 2002 年と、ビック・ロッタリー・ファンド(BLF)との協働事業が確立された 2006 年の後にそれぞれ行われた。2002 年の戦略プラン (HLF, 2002) には、ヘリテージの範疇に入る分野を広げることが掲げられており、歴史的な価値を定める根拠を、それまでの価値観のみならず新しい歴史観とともに多様化することが目指されている。また、公共公園の再生事業に力を入れるとして、都市や地域の再生計画のなかで歴史遺産の保全を推進し、歴史遺産に触れる機会ができるだけ多くの国民に提供することが目標として挙げられている。こうした HLF の全体的な戦略プランの変更とともに、公園整備事業についてもその対象とするプロジェクトの枠がひろがった。さらに、公園整備事業が 2005 年に HLF と BLF の協働プロジェクトのひとつとなり、その事業の推進方法についても変更が加えられた。表 2 に 2005 年までの

パブリック・パーク・イニシアティブと 2006 年以降のパーク・フォー・ピープルの両整備の詳細についてまとめ、詳細については 8-2) 以降にて述べる。

8-1) 運用実績

HLF の公園整備事業への支援実績は、1994 年から 2004 年の 10 年間に 245 のプロジェクトに対して総額 3.8 億ポンド(約 836 億円)の支援を行ってきた。(HLF, 2004a) 公園整備事業については、毎年新規のプロジェクトを 10~15 の範囲で採用し、累積で 1 年間に約 25 のプロジェクトを運用していることになる。例えば、2004 年度に支援している事業についてみてみると、15 の新規プロジェクトと 9 の継続プロジェクトがある。それぞれのプロジェクトへの支給額の平均は 152 万ポンド(約 3 億 3440 万円)であった(文末の補足資料: HLF による提供資料、を参照のこと)。

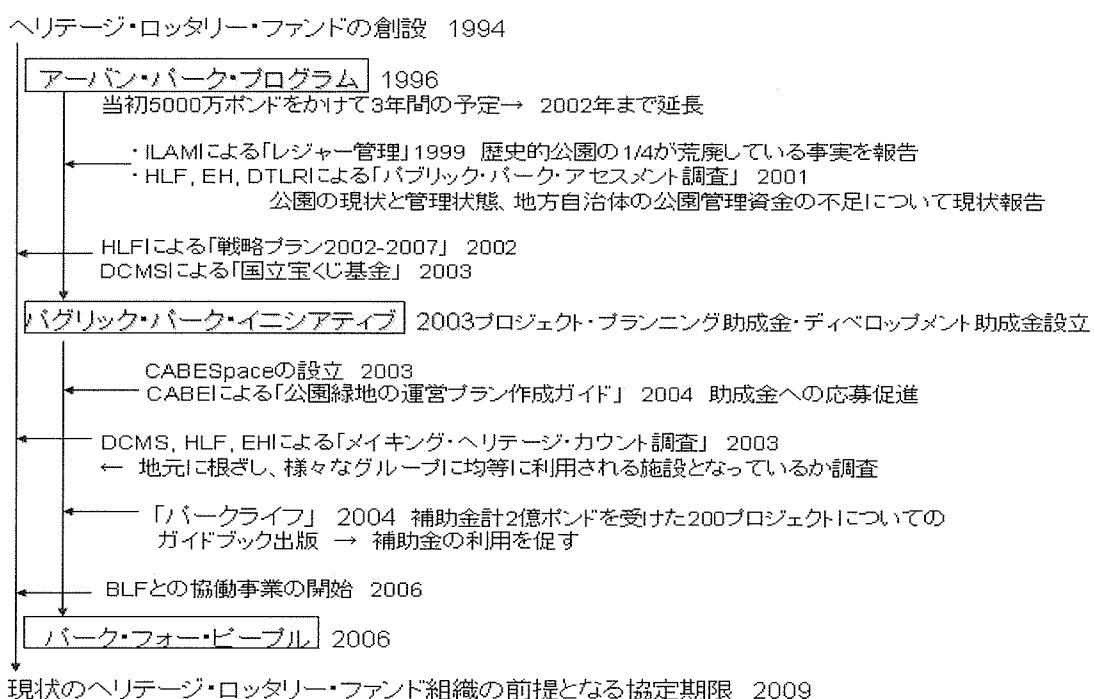


図9 HLF 内の公園整備に関する助成金の設立経緯

	パブリック・パーク・イニシアティブ(PPI)	パーク・フォー・ピープル(PfP)
実施時期	2003. 1~2005(3年間)	2006. 1~2008 (3年間)
助成の趣旨	・文化遺産の保全とその価値を高める ・文化遺産への国民の関心・参加を高める ・公園の再整備	・公園の再整備 ・住環境の整備と改良
助成金の種類	・プロジェクト・プランニング助成金 ・ディベロップメント助成金	・プロジェクト・プランニング助成金 ・ディベロップメント助成金
助成金の額	5万~500万ポンド (1000万~10億円)	25万~500万ポンド (5000万~10億円)
助成期間	最長5年	3年間
応募資格者	・NPO ・地方自治体	・地方自治体 ・NPO
応募条件	・マッチング・ファンドがあること。 ・100万ポンド以下のプロジェクトならその10%を、それ以上ならその25%を他の資金で補助することができる	・マッチング・ファンドがあること。 ・総額の25%以上を他の資金で補助することができる (ただし他のロッタリーファンドを利用することは認められない)
助成対象地	United Kingdom (イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド)	イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド
助成対象事業地	・公共スクエア(public square) ・公共庭園(public garden) ・海岸プロムナード(seaside promenade) ・歴史的墓園(historic cemetery) ・記念庭園(memorial garden)	・公園(park) ・庭園(garden) ・スクエア(square) ・ウォーク(walk) ・プロムナード(promenade)
応募締め切り	特になし	9月30日、3月31日

表2 パブリック・パーク・イニシアティブとパーク・フォー・ピープルの対象プロジェクトの諸条件 (HLF(2003c)とHLF and GLF (2006)より作成)

8-2) 助成の対象

助成の対象事業の条件については、PPI 事業と2006年1月より開始されたPfP 事業については多少異なる(表3参照)。例えば、PPI 事業が HLF の事業としてすすめられていたために、その助成の趣旨には文化遺産(ヘリテージ)という言葉が多用されているのに対して、PfP 事業は HLF と BLF の協働事業であり「公園の再整備」という第一趣旨のもとに双方が協働する姿勢が表れている。「住環境の整備と改良」とは BLF の事業が目指すところであり、文化遺産であるかないかに関わらず、公園の再整備に対して助成することを強調している。

応募資格者については、PIP 事業が「応募者はNPOであり、プロジェクトはNPOが主導し

ているものでなければならない」としているのに対して、PfP 事業は「地方自治体を中心となって応募作業を進めること」とある。実際に PIP 事業の助成を受けたプロジェクトを見ると(補足資料参照)、応募者の9割は地方自治体となつておらず、PfP 事業の事業策定の際には地方自治体を中心として応募することが明言されたと考えられる。

助成対象事業地については、PfP 事業はその対象を次のように定義される公共公園(Public Park)としている。

「主にリクリエーションや余暇のために都市や郊外に整備された緑地。公園(Parks), 庭園(gardens), スクエア(squares), ウォーク(walks) プロムナード(promenades)をさす。

こうした整備された緑地は英国の社会と景観の形成に大きく貢献した文化遺産といえ、通常地方公共団体によって所有され管理されている。」

この定義は、2002年の末に発表された新しいPPG 17(Planning Policy Guidance Note 17)のなかで定義されているパブリック・パークに追随している。一方、PPI事業の助成対象事業地については、「公共(庭園)」や「記念(庭園)」といった限定的な断りがついている。これは、当時のHLFが強調していた文化遺産(ヘリテージ)という名目のなかの公園という視点で事業が設計されたためと考えられる。

8-3) 助成の対象事業内容

両事業ともその要綱のなかで、対象プロジェクトの計画、管理運営、利用への住民参加の重要性を強調しているが、PfPの事業においてはより具体的に以下の5点のすべてを満たすように指導している。すなわち、

- ① 利用者の層を広げる
- ② ヘリテージとしての価値を保全し、高める
- ③ ボランティア活動の幅を広げる
- ④ 教育活動を通して、技術や知識を高める
- ⑤ 運営管理の手法を高める

つまり公園の再整備事業を通して、住民の公園計画や運営管理への参画を促しながら、よりよい公園管理のあり方を模索することを課題としていることがわかる。

助成の対象となる事業内容についても、PfP事業のほうがより具体的な内容を挙げている。表3はPPIとPfPのプログラムがそれぞれ助成する事業の具体的な内容を整理したものであるが、整備事業の項目でPfP事業において追加されたのは、「パークファニチャーなどの設置」「生物多様性に向けた改良」「エネルギー効率を高めるための施設改良」などである。「身体障害者の利用促進」はバリアフリー対策に含まれるとも考えられるが、明確に記述したことで身体障害者への配慮を明らかにしている。

またPPI事業の要綱には整備事業と運営管理の項目は区別されていなかったが、PfP事業の要綱には、前項の整備事業に対する項目として運営管理の項目がもうけられ、その活動内容が具体的に示されている。PPI事業が「市民参加の促進」や「市民教育に関する活動」としかしていらないものを、PfP事業においてはより詳細に「園芸に関する展示会やワークショップ」など様々なイベントの企画までを助成の対象としている。(表3のPPI事業の内容については、筆者が項目を便宜的に整備事業と運営管理に分けた。)

8-4) 助成事業の審査

新しいPfP事業の助成プロジェクトを決定するまでの審査の流れとその方法は、以下のようにになっている。(図10参照)

まず申請者は28ページにわたる正式な申請書を作成する前に、准申請書(Pre-application)を作成しHLFに提出する。この准申請書をもとに申請者はHLFよりプロジェクトについてアドバイスを受けながら正式な申請書を作成する。一方、准申請書の段階で専門家によるアドバイスが必要だとHLFが判断した場合には、プロジェクト・プランニング助成金に申請するよう指示される。プロジェクト・プランニング助成金を受けることができ、作成された計画案をもとに正式な申請書を作成する。

正式な申請書をもとに審査(ステージ1)が行われ次の3つの段階に分けられる。

- ①ステージ1をパス。ディベロップメント助成金を受けて計画の深化(計画のディテール調整、プロジェクト・マネージャーなどの専門家の雇用等)を進める、と同時にステージ2の申請書を作成する。
- ②ステージ1をパス。ステージ2の申請書を作成する。
- ③不合格

分類	助成対象の内容	PPI	PfP
計画策定 整備事業	公園の再整備事業の計画策定	○	
	歴史景観の保全事業	○	○
	歴史遺産に不適当な構造物や植栽の除去	○	○
	歴史遺産物の保全事業	○	○
	歴史景観の保全事業とともになう土地所有	○	○
	損失した歴史遺産物の買い戻し	○	○
	正確な調査のもとに作成した複製の設置	○	○
	排水設備などのサービス施設の修繕	○	○
	カフェ、トイレ、集会場等の公園施設の建設	○	○
	歴史景観を助長する新規ランドスケープデザイン	○	○
	リクリエーション施設の建設	○	○
	展示場、掲示板の設置	○	○
	パークファニチャー、照明、サインの設置	○	○
	セキュリティー関連事業	○	○
	運営と維持管理に関する施設整備（リサイクル等）	○	○
	バリアフリー対策	○	○
	公共交通機関との連携	○	○
	生物多様性に向けた改良		○
運営管理	身体障害者の利用促進に向けた施設整備		○
	エネルギー効率を高めるための施設改良		○
	整備事業をすすめるための専門家への経費	○	○
	市民参加の促進	○	
	市民教育に関する活動	○	
	市民への公園に関する情報提供	○	
	歴史遺産についての教育的イベントや活動	○	
	公園管理に関わるスタッフの教育	○	
	新規スタッフにかかる経費（最長5年まで）	○	○
	管理運営について10年計画の策定	○	○
	園芸に関する展示会やワークショップ		○
	公園の歴史を共有するコミュニティヒストリーの構築		○
	若者の向けの参加プログラムの作成		○
	学校の教育活動と連動したプログラム		○
	成人向けのワークショップ		○
	公園に関するコミュニティドラマや音楽の制作		○
	地域のイベントや歴史的なお祭りの再構築		○
	生物多様性に向けた調査		○
	大人・子供・家族向けのトーク、ウォークイベント		○
	放課後の活動		○

表3 パブリック・パーク・イニシアティブとパーク・フォー・ピープルの助成対象の内容の比較表 (HLF(2003c)とHLF and GLF(2006)より作成)

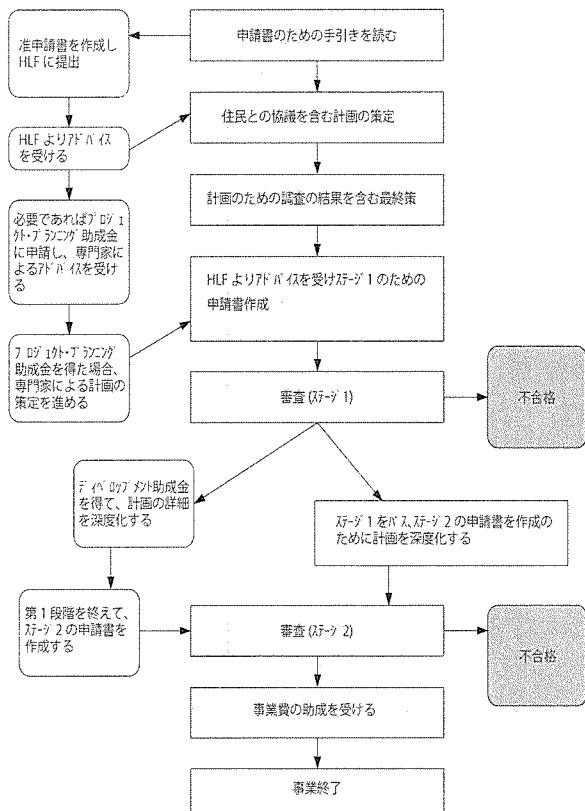


図 10 パーク・フォー・ピープルの助成対象

の審査の流れ (HLF and GLF (2006) p11 より転載)

次に、上の①と②のプロジェクトは作成したステージ2の申請書をもとに審査（ステージ2）を受け、最終的に助成金を受けるプロジェクトが選ばれる。つまりステージ1においては、多数の申請プロジェクトの間で Pfp 事業の趣旨により適合しているものが選択され、ステージ2においては、より深化した計画が選ばれる。この審査については、プロジェクトの総費用が 200 万ポンドを境に、審査を担当する組織が異なるだけで審査の流れについては変わらない。

審査の資料となる申請書類として、ステージ1の時点で 28 ページにわたる書式の決まった申請書類と 23 および補助資料が、またステージ2においては、先の申請書類と 19 の補助資料の提出が求められている。ステージ1で用意する 23 の補助資料とは次のとおりである。

- ① 敷地計画図
- ② 保全計画書
- ③ 敷地現況図
- ④ 計画のマスタープラン

⑤ 計画イメージ図

⑥ 設置器具（ベンチ、照明、サイン等）の図面

⑦ マスタープラン上の各計画の整備に関わる費用

⑧ 各計画の運営管理に関わる費用

⑨ オウディエンス開発計画

⑩ トレーニング計画

⑪ 商業施設（カフェやコミュニティー施設等）のビジネスプラン

⑫ 10 年間の維持管理計画

⑬ プロジェクトのタイムテーブル

⑭ プロジェクトのマネジメント計画

⑮ プロジェクト・マネージャーを含む新規雇用者の職務と給与体系

⑯ 申請前 12 ヶ月間の申請者による経費利用状況

⑰ 申請者の組織体制についての書類

⑱ 申請者の組織の昨年度会計報告

⑲ 申請対象地の所有・賃貸証明書

⑳ 申請対象地の権利関係書類

- 21 申請者の身分を証明する書類
- 22 その他プロジェクトに関する書類（コミュニティーグループや専門家との関係、申請地で行う教育方針、ボランティア活動方針など）
- 23 現況写真（5-10枚）

8-5) 助成金の交付と事業評価の方法

助成金を受けることが確定した事業の主体は、事業を進めるうえで発生する整備費をまとめて3ヶ月毎に HLF に請求する。HLF はその請求書の内容を3週間以内に確認し、事務手続きを経て事業を進める主体へ助成金を交付する。つまり交付金の支払いが行われる前に事業主体が立替払いする必要が生じる場合があるため、HLF は事業の進め方には細心の注意を払うように忠告している。と同時に事業主体による支払いが難しい場合には、事前の調整によって HLF から前倒しで助成金が交付されることもできるとしている。

事業をすすめるうえで、HLF は「モニタリング」として、事業主体に定期的にレポートを提出することを義務づけているほか、事業中には HLF が事業を視察することもあるとしている。特に助成金の最後の1割分が交付されるときは、事業の竣工レポートの作成が要求されるため、工事の進行状況と資金繰りの双方においてバランスよく事業を進める必要がある。

また HLF は国営の宝くじの収益金を基金にして成っているため、助成金の使途の内訳については常に明瞭にし、要求があれば公に開示できるよう監理する必要があることを事業主体に対して強調している。

以下に、事例紹介として、HLF の PPI プログラムの助成金を受けたふたつのプロジェクトについて説明する。

9 ケーススタディー：クラップハム・コモンのバンドスタンド改修整備事業 (ランベス区環境開発部のアップリチャード氏に2006年9月27日インタビュー)

9-1) 事業の背景

クラップハム・コモン(Clapham Common)は、ロンドン市のランベス区(Borough of London, Lambeth)とワンズワース区(Borough of London, Wandsworth)にまたがる、80ha の都市公園である。英国のコモンとは一般的に、かつて地域の領主によって所有され、領主の使用人が日常生活において利用していた共用オープンスペースである。19世紀後半のオープンスペース保護の流れにのって、多くのコモンは領主から地元の自治体に譲渡されることになる。クラップハム・コモンが複数の領主から当時のロンドン市(Metropolitan Board of Works)に引き渡されたのは1877年。1889年に行われたロンドン市の組織改正とともに、London County Council に引き継がれた。

HLF の助成金の対象となったバンドスタンドは、1890年に住民の要求によって建設された。コモンの園路が交わる、コモンの中心ともいえる場所に野外ステージとして建設された。しかし木造構造物であるバンドスタンドは、100年以上の月日の間にいたみがひどくなり、1990年代から改修工事の必要性が住民、地元行政の間で持ち上がっていた。イングリッシュ・ヘリテージ(English Heritage)のグレード2に登録されているバンドスタンドの改修には様々な許可がいると同時に、地元自治体の財政難からその整備費の調達が課題となっていた。

9-2) 事業の経緯

クラップハム・コモンには、周辺の住民によるクラップハム・ソサエティー(Clapham Society)という住民組織が形成されており、コモンの環境改善に取り組んできた。700人ほどのメンバーによって構成されているこの組織は、20年以上にわたりコミュニティー新聞を発行し、コモ

ンにおけるイベントを企画運営してきた。1998年にはフレンズ・オブ・クラップハム・コモン(Friends of Clapham Common)が周辺住民により設立され、クラップハム・ソサイエティーとともにバンドスタンドの改修工事の要望をすすめると同時に、整備費の一部を担う寄付金を集めための活動を行っていた。

一方、バンドスタンドがたつコモンの敷地を所有し管理するランベス区も、その改修工事のための計画をすすめるために、バンドスタンドの歴史的な価値、現況調査、改修工事の手法について調査を依頼するなどの準備を始めていた。区は、建築物保全の専門家であるドナーテ・ジョンソン氏(Donnatte Johnson)に、バンドスタンドの原図を調査すると同時に、他の歴史的バンドスタンドの改修工事についてその方法についての調査を依頼した。区の組織内でのバンドスタンドの改修工事の意見調整を行うと同時に、資金を予算のなかで確保するなどの計画の準備を進めていた。

こうして改修計画の準備がととのった2004年7月、HLFのPPIプログラムに助成金の申請を提出した。2004年11月にはステージ1をパ

表4 クラップハム・コモンのバンドスタンド整備事業

HLFより受けた90万ポンド(約1.9億円)のほかにマッチング・ファンドとして表4にみるような資金調達を得て、クラップハム・コモンのバンドスタンド改修の整備がすすめられた。

9-3) 事業の内容

2005年9月から2006年6月の10ヶ月の工事を終え最終的に整備されたのは、バンドスタンドの改修のみならず、バンドスタンド周辺のランドスケープ、トイレ等のサービス施設整備、カフェ整備も含むものであった。

まずバンドスタンドの改修工事については、写真1で確認できるように、従来の状態から改善されているのがわかる。地上面より高くなっているバンドスタンドのバリアフリー対策のために設けられたランプは、乳母車のアクセスにも利用され、登校時間どきには子供たちと乳幼児がともに遊べる空間となっている(写真1参照)。またランドスケープ整備として、バンドスタンドの周辺部分のペーブメントを新しい舗装材によって改良している。カフェとトイレについては、バンドスタンド横に従来からあった建物をカフェに改修し、裏手にはトイレなどのサ

(ランベス区環境開発部より提供)

収入	ポンド	支出	ポンド
HLF	900,000 (1.9 億円)	バンドスタンド改修	400,000 (8800 万円)
ランベス区	245,000 (5390 万円)	ランドスケープ整備	250,000 (5500 万円)
地元住民による寄付	100,000 (2200 万円)	サービス施設整備	125,000 (2750 万円)
ロンドン・トラスト	5,000 (110 万円)	カフェ整備	125,000 (2750 万円)
		Contingency allowance	100,000 (2200 万円)
		Inflation allowance	50,000 (1100 万円)
		専門家の雇用	150,000(3300 万円)
		総整備費	1,200,000 (2.64 億円)
		計画策定費	50,000 (1100 万円)
総収入	1,250,000 (2.75 億円)	総事業費	1,250,000 (2.75 億円)

スする。2005年3月までにランベス区は計画の詳細をつめ工事契約書を作成させ、PPIプログラムのステージ2の審査のための申請書を作成し提出。2005年7月には助成金の交付の承認をうけた。

サービス施設を設置した。周囲には、HLFの設置した「ヘリテージ・ロッタリー・ファンド整備事業」の看板や、ランベス区が設置した「公園整備事業について」のサインが設置された。

このほか、申請書の一部である10年間の維持

管理計画書のなかで挙げた「バンドスタンドの質の維持のための5年おきの再塗装」や「バンドスタンドの有効活用のためのイベント企画と運営のための人材雇用（パートタイムのイベント・マネージャーの雇用）」にかかる費用も、HLFのPPI事業費から確保されている。



写真1 クラップハム・コモンのバンドスタンドの整備前と整備後（整備前の写真についてはランベス区環境開発部より提供、その他は筆者による撮影）

9-4) 今後の課題

クラップハム・コモンは、2006年11月現在、今後15年間のマスター・プランを作成しているところである。イングリッシュ・ヘリテージの協力を得ながら、アクション・プランの作成に力を注いでいる。つまりコモンの整備計画のなかで必要度の高いものから優先順位をつけ、順次改良していく計画案を策定している。例えば、セキュリティ対策、公園管理、スポーツ施設（トイレや更衣室の整備）、イベントの開催企画、などである。計画案は、先のクラップハム・ソ

サエティーやフレンズ・オブ・クラップハム・コモンをはじめとする住民に公開し、その意見を取り入れながら変更しながら作成されているところである。

課題としては、ランベス区に点在する64の公園全体のなかで、クラップハム・コモンだけを改善していくことは地方自治体としては問題であり、そのバランスが難しいということである。この問題に対処するために、区全域をカバーするオープンスペース計画(Open Space Strategy)の策定についても検討がなされており、区全域の公園計画を進めている。

10 ケーススタディー：セント・ジョージ・ガーデンズ改修整備事業

（タワー・ハムレット区公園サービス部のブルーワー氏に2006年10月3日インタビュー）

10-1) 事業の背景

セント・ジョージ・ガーデンズ(St. George's Gardens)は、タワー・ハムレット区(Borough of London, Tower Hamlet)の東に位置する、1.19haの公園である。セント・ジョージ教会(Church of St. George-in-the-East)の庭の部分を囲むようにして、ランベス区が土地を所有している。（図11参照）教会の庭の部分には、モニュメントが点在し、壁や地面にはところどころ墓標となる石がはめこまれている。

ランベス区がセント・ジョージ・ガーデンズの再整備に力を入れた理由のひとつは、ロンドン市の東側に位置し、古くから工場や倉庫の立ち並ぶ労働者の町として発展してきたランベス区のなかでも、この計画地の周辺は特にオープンスペースが少ない地域であることが挙げられる。今回のセント・ジョージ・ガーデンズ整備計画がタワー・ハムレット区において6番目のHLF補助金をうける事業であることからも、地域格差を是正しめるためのオープンスペース整備という側面が読み取れる。

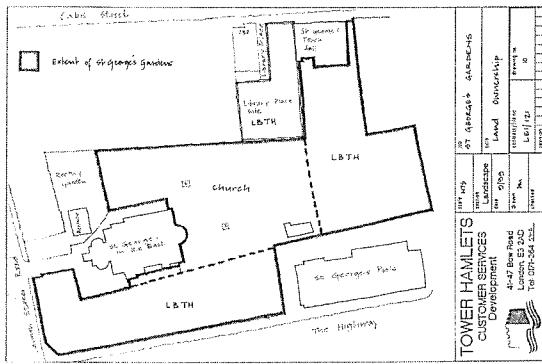


図11 セント・ジョージ・ガーデンズの土地所有（タワー・ハムレット区環境開発部より提供）

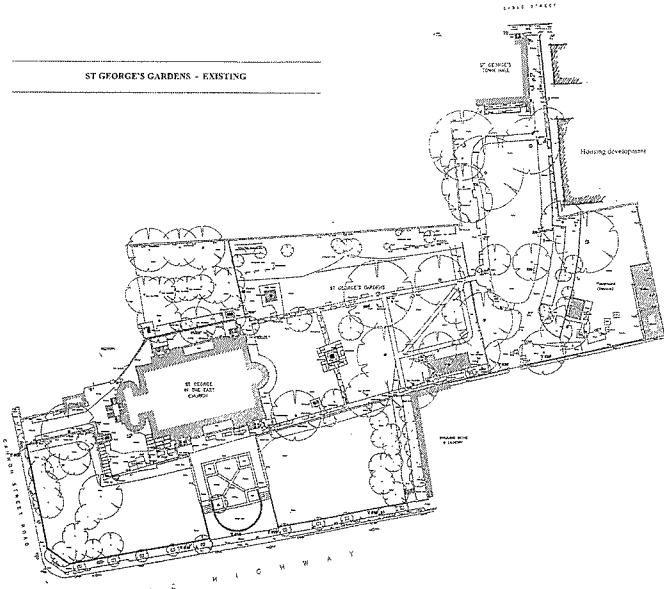


図12 セント・ジョージ・ガーデンズの現状図（タワー・ハムレット区環境開発部より提供）

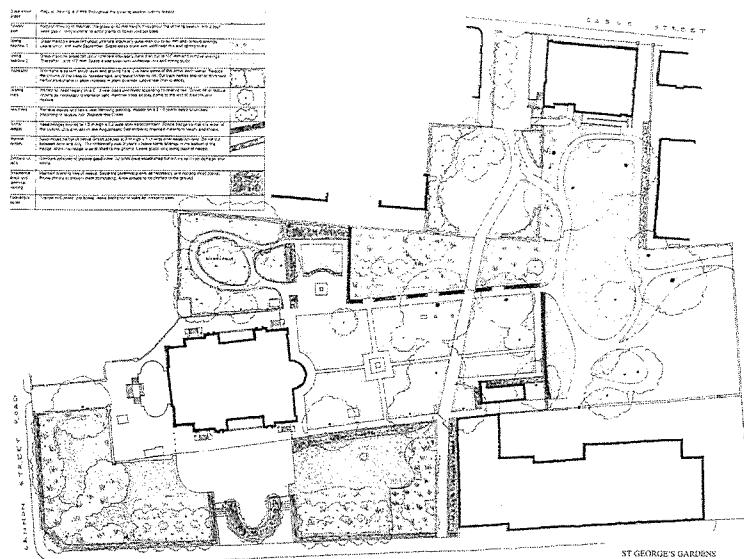


図13 セント・ジョージ・ガーデンズの計画図（タワー・ハムレット区環境開発部より提供）

10-2) 事業の経緯

ランベス区は計画図を作成するために、セント・ジョージ・ガーデンズの歴史調査からはじめた。ランドスケープ・アーキテクトによる敷地の歴史調査にはじまり、ガーデンズに点在するモニュメントや壁などの歴史建造物の調査も行われた。HLFに申請するためには歴史遺産としての価値をアピールする必要があり、ガーデンズの歴史価値を調査し評価する必要があった。その歴史価値については、専門家の意見としてハーディング博士(Dr. Stwart Harding)による計画の検討が行われ、最終的に HLFへの申請が妥当であるかどうか決定されたという。

こうした作業と平行しながら、計画地での住民説明を開き、地域小学校ではガーデンズの歴史を通した地域の歴史教育を行うなど、地域住民の理解を得るために活動をランベス区は行つてきている。なかでも、ロンドン美術館の考古学の専門家による計画地での3日間にわたる教育プログラムは、実際に計画地の土から古い骨などを掘り出す作業などを体験した小学生から大変好評であったという。地域住民によるフレンズ・グループ(Friends Group)も形成され、計画図の策定に際に意見交換が行われた。

こうして作成されたセント・ジョージ・ガーデンズ整備計画の計画図をもとに現在、整備のための建設費の詳細をつめているところである。事業の開始前といふこともあって、整備費の支出については明らかにできなかったが、表5に、タワー・ハムレットから入手できた整備費の収

入についてまとめてみる。

収入	ポンド(円)
HLF	800,000 (1.76億)
タワー・ハムレット区	300,000 (6600万)
ロドン・マリソン・チャリティー	100,000 (2200万)
ブランシング・ゲイ (S106)	400,000 (8800万)
総収入	1600,000 (3.52億)

表5 セント・ジョージ・ガーデンズの整備費
収入(タワー・ハムレット区環境開発部より提供)

10-3) 事業の内容

セント・ジョージ・ガーデンズは、南側の交通量の多い西スマスフィールド通りと、北側の地域会館であるセント・ジョージ・タウンホールに隣接している。タウンホールの目の前には地下鉄の駅(Shadwell)があるために、西スマスフィールド通りから駅までの通り抜けとしてガーデンズを横切る人が多い。したがって再整備計画においては、敷地の南側の道路と北側の地下鉄駅をつなげる動線計画が計画の中心のひとつであった。図12にみる図書館予定地(Library Place Site)の図書館計画の変わりに、図13においては、これまでのガーデンズの動線を見直し歩道を付け直すことによって、より安全で快適な歩行者空間を整備する計画を作成している。

またオープンスペースの少ないこの地域の児童や子供のためにプレーグラウンドも、敷地の南東部分に計画されている。敷地の南側からアクセスする入り口部分には、図13にみるような新しい花壇や植栽の計画もすすんでいる。



写真2 セント・ジョージ・ガーデンズの現状

10-4) 今後の課題

セント・ジョージ・ガーデンズの整備計画については、デザインの詳細について HLF との協議が始まったばかりであるが、すでに HLF 側の主張との食い違いが見られているという。例えば、新しく整備する歩道についてはヨーク石の仕様にするように HLF は指導するが、その建設費および管理の面からヨーク石の仕様は適当でないとタワー・ハムレット区は考えている。こうした細かい要求にはじまり、HLF は整備事業のデザイン基準や開発プログラムについて多くの意見を事業者である地方自治体に提示するが、その多くは実務的でなく、管理費などの面で現実的でない、という不満の声が聞かれた。

HLF に提出した 10 年間の運営管理計画書には、パークレンジャーの設置や教育プログラムの策定が挙げられており、その延長で自然教育センターの設立が検討されている。しかしながら、そのセンター設立のための整備費については全く目処が立っていないという問題点も挙げられた。

11 今後の課題

以上の調査を通して考察した HLF による公園整備のための助成金の交付制度について、特徴的である 3 点と今後の課題をまとめる。

まず助成金の対象とする事業の多くは整備事業であり、整備後の運営や維持について助成されることはある。今回注目した HLF による PPI 事業とその継続事業である HLF と BLF による PfP 事業は、10 年間運営管理計画によって認められた事業の一部については運営管理費を助成している。こうした整備および再整備のみならず、整備後の運営管理に対して助成を交付する点で、PPI 事業と PfP 事業は画期的であった。両事業とも、次なる課題は日常的な維持管理に対して助成を交付することができるかという点であった。整備した事業に対して、その運営、また維持にかかる費用まで考慮した助成金の設計方法については、さらに調査し知見を深める

必要があると思われる。

また申請の審査段階において義務付けられている補助資料の提出量（23 種類の資料（ステージ 1）19 種類の資料（ステージ 2））は、計画の深度化を促進させるツールともいえる。こうした審査過程における高度な要求は、より成熟度の高い計画案に助成金を交付するための厳密な審査であるとともに、結果的によりよい計画案が作成されるという利点もある。国営宝くじ基金の PPI 事業と PfP 事業には、補助金の交付という資金の調達の側面のみならず、計画案をより成熟させるという注目すべき側面があることを第二の点としてあげる。

さらにモニタリングのシステムの構築についても注目できる。宝くじ基金は国営で運営されている事実を尊重し、事業主体に対して事業の進捗状況を報告する義務と、情報公開の開示性を高めることを要求している。調査を通して、必要な情報の多くは公式な報告書としてまとめられサイトにおいても閲覧可能のこと、また必要な情報を要求すれば提供する用意のある体制が形成されていることを実感した。

否定的な意見として、タワー・ハムレット区においてのインタビューでも聞かれたように、HLF の事業計画への参画は時に公園の質の向上に注目するばかりに、現実的な維持管理についてまで考慮されていない要望をもたらすこともある。モニタリングというチェック機能は必要であると思われるが、デザインについてのコントロール機能については、整備後も維持管理を続ける事業主体にその権限を持たせてもらいたいというのが、助成金を受ける側の主張でもあった。

最後に、英国の国営宝くじ基金についての理解から得た知見を有効に活用するために、必要と思われる今後の課題について考えてみる。

英國国営宝くじ基金の 2001 年の売り上げは 48.34 億ポンドであり、日本円にして約 1.06 兆円（1 ポンド 220 円計算）となる。（House of Commons (2005) p.7）そのうちの 28% が宝くじ

基金に当たられるから(図4参照)、単純計算で宝くじ基金は約2977億円と想定される。対して、日本の宝くじ基金の現状を簡単に調べてみると、その売り上げは2001年度に1兆円を超えた。

(<http://www.takarakuji.nippon-net.ne.jp/data1.html>
財団法人日本宝くじ協会のホームページ) 日本の宝くじ基金は宝くじの売り上げのうちの39.9%が当たれているから、単純計算で宝くじ基金は4000億円と想定される。つまり、日本の宝くじ基金のほうが少なくとも2001年現在では、規模としては大きい。

英国が国営で宝くじを運営しているのに対して、日本においては都道府県や政令指定都市において宝くじが運営されているために、両国の宝くじ基金の運営について単純比較はできない。しかしながら、日本の宝くじ基金の規模は英国のそれと同程度あると考えられる。つまり今後の課題として、日本の宝くじ基金の使用用途の現状とその波及効果の調査を行うことにより、英国の宝くじ基金の運用実績との比較を可能にし、英国の事例から学ぶべき点を吟味する必要があると考える。

一方で、宝くじ基金のみならず他の公園整備の補助金についてさらに研究する必要がある。当調査中に、英国のCABE Spaceより欧米の公園整備を支える助成制度についての報告書(CABE Space(2006))が提出され、各国で行われている様々な試みが紹介された。これは英国においても公園整備のための財源確保について現在も模索中であることを示している。情報収集とともに、日本の現状に取り入れ可能と考えられる手法については詳細調査を行い、日本における公園整備のための財源確保の方策を確立していく必要があると思われる。

参考文献

- CABE(2004)A guide to producing park and green space management plans
- CABE Space (2006) Paying for parks
- Demos (2004) Challenge and Change: HLF and Cultural Value

- Department for Culture, Media and Sport (DCMS) (2003) *National Lottery Funding Decision Document*
- Department for Transportation, Local Government and the Regions (DTLR) (2002) *Improving Urban Parks, Play areas and Green spaces*
- HLF(1999) Strategic Plan
- HLF(2002) *Heritage Lottery Fund Strategic Plan 2002-2007*
- HLF(2003a) *Challenge and Change: HLF and Cultural Value*
- HLF(2003b) *National Lottery Funding Decision Document*
- HLF(2003c) *Public Parks Initiative*
- HLF(2004a) *10th Anniversary of the Heritage Lottery Fund Information Sheet*
- HLF(2004b) *Park Life*
- HLF(2005) *HLF Annual Report*
- HLF(2006) *Our Heritage Our Future : draft document for consultation*
- HLF and GLF (2006) *Parks for People Guidance Notes*
- Home Office (1992) *A National Lottery raising money for good cause*, London: Her Majesty's Stationery Office
- House of Commons (2004) *Managing National Lottery Distribution Fund balance*
- House of Commons (2005) *The National Lottery Bill* (House of Commons Research Paper 05/41)
- Lambert, David (2002) 'The Heritage Lottery Fund's Urban Parks Programme' *Transactions of Ancient Monuments Society*, 46, pp.83-96
- Moore, Peter (1997) 'The Development of UK National Lottery: 1992-96', *Journal of the Royal Statistical Society A*, 160, pp.169-185
- National Audit Office (2004) *The National Lottery (2005) 2004-05 Financial Year Report on National Lottery Good Causes*
- Urban Parks Forum(2001) *Public park Assessment*
- 高見沢実(2004)成熟社会のまちづくりを支援する新たな財源に関する調査研究、H14-15 科研費成果報告書
- 社会资本審議会・交通政策審議会(2005)第五回計画部会「維持・更新投資について」

補足資料：2004/5年度 HLFによる助成を受けた公園整備事業 (HLFより資料提供)

応募者	事業名	支給額
新規プロジェクト	—	—
Waveney District Council	South Lowestoft Seafront Gardens & Esplanade	£3,167,000
Arun District Council	Bognor Regis, Hotham Park	£1,548,000
Tatton Park	The Restoration of Tatton's Vinery-Pinery	£515,000
London Borough of Newham	Newham - Central Park	£1,902,000
Suffolk County Council	Brandon Country Park	£300,000
Stirling Council	The Old Town Cemetery, Stirling	£824,000
Buckinghamshire County Council	Wexham, Buckinghamshire: Langley Park Estate	£1,982,500
Liverpool City Council	Sefton Park: Restoration and Improvement	£4,734,000
London Borough of Lambeth	Clapham Common Bandstand	£898,500
Scarborough Borough Council	Scarborough, Peasholm Park - Island Restoration	£309,500
Reigate & Banstead Borough Council	Reigate Priory Park	£4,155,500
Sheffield City Council	Weston Park Restoration Project, Sheffield	£2,060,000
City and County of Swansea	Brynmill Park, Swansea	£1,054,000
Catton Park Trust Ltd	Catton Park	£578,000
GreenSpace	Heritage Parks: Community Events Programme	£962,000
継続プロジェクト	—	—
Chorley Borough Council	Astley Park, Chorley	£2,004,000
Halton Borough Council	Victoria Park, Widnes	£1,682,000
London Borough of Tower Hamlets	St. George in the East Church Gardens	£1,248,700
London Borough of Bexley	Danson Park Historic Restoration	£1,195,000
Crewe & Nantwich Borough Council	Queens Park Restoration	£2,775,000
Kingston upon Hull City Council	East Park Restoration, Kingston upon Hull	£995,300
Dorchester Town Council	Dorchester Borough Gardens	£950,500
Borough of Barrow-in-Furness Council	Barrow Public Park	£248,000
Thanet District Council	Broadstairs Seafront Promenade & Gardens	£433,000

■平成18年度自由研究について

平成18年度の自由研究については、公園緑地技術委員会による公募研究をおこなうこととし、下記の研究を行うこととなった。

- ・都市緑地土壤の炭素固定機能に関する研究
高橋輝昌（千葉大学）
- ・斜面林における風致の保全育成型開発のプランニングクライティアに関する研究
阿部伸太（東京農業大学）

IV. 研究委員會活動報告

2-1-1 事業評価・効率化委員会

1. 調査研究名

事業評価・効率化に関する調査研究

2. 研究経緯

公園緑地等に関する事業や施策の評価に係る課題について調査・研究する。

事業評価の手法の開発及び具体的な施策の評価については、さまざまな角度から継続的に実施されており、本委員会では、それらの成果を検証し、さらなる適切な手法及び評価を行う。

これまでに次の成果をまとめた。

● 新規着手時の手法として

- ・ 平成 11 年度：大規模公園費用対効果分析手法マニュアルの策定
- ・ 平成 12 年度：小規模公園費用対効果分析手法マニュアルの策定
- ・ 平成 14 年度：総合評価の項目、指標、評価点の設定の検討
- ・ 平成 15 年度：改訂 大規模公園費用対効果分析手法マニュアルの策定
- ・ 平成 16 年度：大規模公園費用対効果分析手法（直接効果）改訂（その 1）
- ・ 平成 17 年度：公共事業の費用便益分析に関する技術指針、モデルの特性、
最新の整備動向から見た課題の整理と対処方針の検討

● 政策評価の一つであるプログラム評価として

- ・ 平成 15 年度：都市における緑地の保全・創出—都市緑地保全法等による施策展開の検証—の実施

3. 委員会の構成

委員名簿

委員長	根本 敏則	一橋大学大学院教授
委 員	石川 幹子	慶應義塾大学教授
	大野 栄治	名城大学教授
	蓑茂 寿太郎	東京農業大学教授
	山内 弘隆	一橋大学大学院教授

4. 平成 18 年度 実施状況

事業評価・効率化に関する調査研究について下記の日程で委員会を開催した

H 18. 5. 19	第 7 回	委員会
H 18. 6. 27	第 8 回	委員会
H 18. 7. 19	第 9 回	委員会
H 18. 9. 5	第 10 回	委員会
H 18. 10. 30	第 11 回	委員会
H 18. 12. 25	第 12 回	委員会
H 19. 2. 13	第 13 回	委員会

審議内容

- 1) 大規模公園費用対効果分析マニュアル改訂
 - ・ 大規模公園 利用効果に関するアンケートの実施と分析
 - ・ 大規模公園 効果計測モデル案の構築
 - ・ 大規模公園 効果計測モデル案による事例分析及び考察
 - ・ 大規模公園 効果計測モデル改修
 - ・ 大規模公園費用対効果分析マニュアルの改訂
- 2) 小規模公園費用対効果分析マニュアル改訂
 - ・ アンケート結果による便益計測モデルの改修
 - ・ 小規模公園費用対効果分析マニュアルの改訂

2-1-2 管理のあり方に関する委員会

1. 調査研究名

管理のあり方に関する調査研究

2. 研究経緯

公的財政の逼迫、管理費予算の比率の増大などを背景として都市公園行政の重点は整備から管理へと移行しつつある。一方、都市公園に対しては環境や防災・安全の重視、少子高齢化への対応、地域活性化など新たな要求が出されている。

このような中で、平成15年6月、地方自治法が改正され、地方公共団体は公の施設の設置目的を効果的に達成する必要があると認められるとき、法人その他の団体で公共団体が指定する者（指定管理者）にその管理を行わせることができることとなった。さらに、昨年6月には都市公園法が改正され、従来地方公共団体が「自ら設け、または管理することが不適当または困難と認められるものに限り公共団体以外の者に許可されていた公園施設の設置・管理が「当該都市公園の機能の増進に資すると認められる」ものについても許可されることになった。

こうした流れの中で、都市公園の管理・運営のあるべき姿、その方法を明確にすることを目的とし研究を行うものである。

3. 委員会の構成

委員長	樋渡 達也	社団法人日本公園緑地協会理事
委 員	田代 順孝	千葉大学教授
	中川 雅之	日本大学教授
	森村 和男	財団法人地方自治研究機構常務理事
	笹倉 久	財団法人公園緑地管理財団普及開発部長
	大内 弘	東京都公園建設課長
	中村 幸雄	大阪市緑化推進部計画課長

4. 平成18年度研究実施状況

指定管理者導入実態調査などの結果を踏まえ、都市公園における今後の管理のあり方に関する提言の検討を行った。

2-2-1 都市公園技術標準委員会

1. 調査研究名

都市公園技術標準に関する調査研究

2. 研究経緯

「都市公園技術標準（案）」は都市公園の公園施設について一般的な技術標準を定め、その合理的な設計、施工、管理に資することを目的として、昭和53年1月に「運動施設編」が建設省都市局公園緑地課からだされた。（社）日本公園緑地協会はこの技術標準（案）をもとに「公園緑地工事技術指針策定委員会」を設置し、委員会の調査検討により、運動施設にかかる技術解説書としてまとめ、昭和54年10月『都市公園技術解説書「運動施設編』として発刊した。以後、他の公園施設についての検討成果ができるにつれて、5次に渡る増補改訂を重ね、運動施設編、遊戯、管理、敷地造成、園路広場、修景、休養の各施設ならびに便益施設（便所工）、防災施設の公園施設編、身障者を考慮した公園施設編の編纂を行ってきた。

しかしながら 初版から四半世紀が経過し、その間に都市公園法の改正、国際単位系（S I化）への移行、新土木積算大系やJISをはじめとする関係諸基準の改正、新技術・工法の開発等が行われ、従来の都市公園技術標準解説書は見直しが必要となつた。

このため、平成16年6月にこれまでの編を一冊に合本した「都市公園技術標準解説書」（改訂版）が発刊された。今回の改定はこれまでの解説書をベースとした改定という位置付けとし、次の3点を改定のポイント（内容）とした。

- ①現行の解説書をベースとした改定である。
- ②都市公園法に基づく計画編と公園緑地工事工種体系に基づく設計編とで構成されている。
- ③S I化やJIS改正及び古くなった基準類の改正と、運動施設編へのサッカー場の追加、当面必要とされている項目について改定・追加したものである。

3. 委員会の構成

委員名簿

委員長 樋渡 達也 （社）日本公園緑地協会理事

委員については調整中。

4. 平成18年度 実施状況

本格改訂に向けて、地方自治体の使用状況、要望等把握するアンケート調査に向けて、検討を行つた。

2-2-2 造園施工管理委員会

1. 調査研究名

「造園施工管理」の刊行に必要な調査研究

2. 研究経緯

造園技術が進歩発達し、かつ複雑化し、造園工事を確実かつ安全に施工するためには、高度な施工技術の知識が要求されるようになってきた。また、昭和50年度より建設省は、造園工事に携わる技術者の施工管理技術の向上とこれらの技術者に社会的な評価を与えることを目的とした造園施工管理技術認定制度を創設した。

このような状況を考慮して、昭和50年10月に、造園施工管理技術の修得、研鑽向上を志す方々の参考書として、造園技術者として必要な造園関連学術の基礎と専門知識、造園工事の施工管理ならびに関連法規について編集し、「造園施工管理」(技術編、法規編)を発行した。以来、増刷と改訂を行い現在25版を発行している。

昭和50年10月20日 初版発行。平成17年 5月 31日 第25版発行。

3. 委員会構成

1) 委員会名簿

委員長	岩河信文	(有) 岩河研究所代表 (研究顧問)
委 員	五十嵐 誠	日本造園建設業協会副会長
	伊藤精美	東京都公園緑地部長
	小林 章	東京農業大学教授
	中島 宏	元東京都公園緑地部長
	森下毅一	(独) 都市機構 技術・コスト管理室 緑環境チーム チームリーダー
	吉田博宣	日本大学教授 (研究顧問)

2) 幹事会名簿

幹事長	五十嵐誠	日本造園建設業協会副会長
	伊藤精美	東京都公園緑地部長
	岩佐吉純	岩佐園芸研究室主宰
	小形影次	(社) 日本庭園協会常任理事
	笛倉 久	(財) 公園緑地管理財団普及開発部長
	佐藤憲璋	(社) ランドスケープコンサルタンツ協会技術担当理事
	高橋一輔	(社) 日本造園建設業協会技術委員長
	福成 敬三	一造会技術部長
	村越匡芳	(社) 日本植木協会新樹種部会顧問
	森下毅一	(独) 都市機構 技術・コスト管理室 緑環境チーム チームリーダー
	山本教夫	(社) 日本公園施設業協会専務理事

4. 平成18年度 実施状況

次年度の本格改訂作業に向け、本書と造園施工管理技士試験との関係について、予備的検討を行った。

2-2-3 公園緑地マニュアル委員会

1. 調査研究名

「公園緑地マニュアル」の刊行に必要な調査研究

2. 研究経緯

公園緑地事業の円滑かつ的確な推進をはかるため、公園緑地行政担当者のための参考資料として、都市公園の整備及び都市緑化に関する制度、手法等をとりまとめ、昭和 54 年 3 月に「公園緑地マニュアル」として発行。

以降、昭和 61 年、平成 6、7、11、14、16、17 年に当該年度版を発行。

3. 公園緑地マニュアル委員会の構成

委員長	松本 守	桐蔭横浜大学客員教授
委員	平田富士男	姫路工業大学教授
	半田真理子	(財) 都市緑化技術開発機構都市緑化技術研究所所長
	笹倉 久	(財) 公園緑地管理財団普及開発部長
	小塚 雅史	(財) 建設研修センター造園・区画整理試験部長
	野島 義照	元建設省建築研究所防災研究室長

4. 平成 18 年度 実施状況

平成 19 年度改訂を目標に改訂作業を行った。

また、行政の内容が大きく変化する状況を踏まえ、さらに地方自治体の要望に沿ったものとなるよう、主要自治体に対し、本マニュアルに対する意見に関するアンケート調査を行った。

3-1-1 都市緑地法改正に伴うマニュアル等検討研究会

1. 調査研究名

都市緑地法改正に伴うマニュアル等の検討調査

2. 研究経緯

平成16年に都市の緑地保全・緑化推進として都市公園等の整備を明確に位置づけるとともに、都市の緑地の保全・創出のための諸制度などの政策ツールを充実した都市緑地保全法の改正（都市緑地法と改定）を行った。都市緑地法は都市における緑地の保全・創出の総合的展開の手段として中核的役割を担うものであり、緑が不足した市街地における良好な都市環境形成の必要性、里山などの都市近郊の緑地の保全の必要性の高まりなどを背景に、総合的に緑地の保全と緑化の推進を計るために改正されたところである。

改正都市緑地法の施行（平成17年12月）から約1年を経て、いくつかの地方公共団体等において、新たに創設された制度等について、地域の実情や課題に照らした活用方法の検討等が行われている。このため、都市緑地法に関して、法制度の認知度と制度の検討状況について全国アンケートを行って、より多くの地方公共団体等が積極的に取り組むための情報提供のあり方について検討をえた。

3. 研究会の構成

越澤 明	北海道大学大学院教授
平田富士男	兵庫県立大学／兵庫県立淡路景観園芸学校 教授
角南 勇二	都市・地域整備局 公園緑地課 緑地環境推進室 室長
町田 誠	都市地域整備局公園緑地課 公園・緑化事業調整官
古澤 達也	都市地域整備局公園緑地課 緑地環境推進室 企画専門官
大竹 将也	都市・地域整備局 公園緑地課 課長補佐
藤吉 信之	都市・地域整備局 都市計画課 企画専門官

4. 平成18年度研究実施状況

（1）情報提供のあり方

全国調査（アンケート調査、ヒアリング調査）の結果によると、都市緑地法に基づく制度について地方公共団体の認知度にバラつきがあり、政策普及の方法の一つとなる情報提供の点からみると、大きく「周知のための制度の紹介・説明」、「具体的な先進事例の紹介」、「制度導入の検討に当たっての情報交換」の3つの対応が考えられる。

①周知のための制度の紹介・説明

都市緑地法の改正について都道府県、政令指定都市ではおおむね認知されているものの、「詳しく知っている」はまだ少ない。理解度に応じた効果的な解説により、理解を深めてい

く必要がある。人口規模の小さい市町村ほど認知度が低いが、制度の存在の周知の上、大都市とは異なる地方小都市の緑の実態等に応じた効果的な紹介、解説などを実施していく必要がある。

②具体的な先進事例の紹介

地方公共団体が制度導入を検討するに当たって、地区選定の基準、指定・計画決定の手続やスケジュール、損失補償の取り扱い、その他のまちづくり制度との関連など、制度運用の具体的なプロセスや方法について、情報提供が必要とされる。

③制度導入の検討に当たっての情報交換

地方公共団体が制度を導入する場合、土地所有者や市民、事業者等の理解・協力が不可欠である。それらの土地所有者等に対して、制度の存在、趣旨や制度導入のメリットなどに関するPR、合意形成の方法などに関する情報提供が必要である。

5. 今後の課題

既に国土交通省都市・地域整備局から「都市緑地運用指針」（平成16年12月）が出されている。運用指針は、法の全条項にわたる説明ではなく、また各条項との直接の対応が示されてはいない。地方公共団体担当者や関連部局担当者をはじめ、初めて本法に触れる人にもなじみやすいように、制度の全容を詳しく紹介し、制度運用の促進に資するマニュアル等であることが望ましい。

3-1-2 立体都市公園制度の活用方策研究会

1. 調査研究名

立体都市公園制度の活用方策の検討調査

2. 研究経緯

都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の区域を立体的に定めることができる制度として「立体都市公園制度」が新たに創設された。この制度の運用によって、公共施設の屋上等にとどまらず、民間施設の屋上等のスペースを有効に利用することで、より多くのオープンスペースを確保し緑化の推進が促されることが期待されるところである。

平成16年12月にとりまとめられた「都市公園法運用指針」においては、「立体都市公園制度」の運用、区域、法的性格、設置基準、土地等の権原等の基本的事項が示されたところである。

一方、実際の運用にあたっては、都市公園の存続条件、制度活用の制約条件、建築形態規制等について明確にすべき事項もあると判断され、また、民間が参入しやすい環境を整備することも重要であると考える。

このため、立体都市公園制度の運用にあたり、実際の制度運用主体となる自治体の要望、意見等を収集・把握するとともに、先行運用されている他の立体都市計画制度との比較から、制度運用にあたっての課題を整理するとともに、制度活用に向けた方策等の研究を行うものである。

3. 研究会の構成

座長	有路 信	社団法人 日本公園緑地協会 常務理事
	岡田 憲幸	国土交通省都市地域整備局公園緑地課 公園企画官（第1回）
	近江 典男	国土交通省都市地域整備局公園緑地課 公園企画官（第2回）
	町田 誠	国土交通省都市地域整備局公園緑地課 公園・緑化事業調整官
	藤吉 信之	国土交通省都市地域整備局都市計画課 企画専門官
	梶原 輝昭	国土交通省都市地域整備局公園緑地課 課長補佐
	鹿野 央	国土交通省都市地域整備局公園緑地課 課長補佐
	船久保 敏	国土交通省都市地域整備局都市計画課景観室 課長補佐
	御手洗 潤	東京大学公共政策大学院

4. 平成18年度 実施状況

<研究会の日程>

- | | |
|------------|---------|
| 平成18年6月26日 | 第1回 研究会 |
| 平成18年9月26日 | 第2回 研究会 |

<研究内容>

- (1) 立体都市施設に係る諸制度の整理
 - ① 立体都市公園制度の要点整理
 - ② 関連法制度の整理
 - ③ 立体都市公園・立体道路・河川立体区域の法令等比較
- (2) 検討課題の整理
 - ① 対象とする都市施設の明確化
 - ② 権原に係る課題
 - ③ 制度適用に当たっての制約条件
 - ④ 設置基準に係る課題
 - ⑤ 永続性に係る課題
 - ⑥ 建築形態規制（建築基準法集団規定との関係）

- ⑦ 税制措置に係る課題
- ⑧ 公園管理者の費用分担に係る課題
- (3) 検討の視点・論点提起
 - ① 取り組みスタンスの明確化（既設・新設／政策目的）
 - ② タイプ別に係る論点・条件整理
- (4) 建築敷地、容積率にかかる留意事項等
 - ① 建築敷地について
 - ② 容積率割増について
 - ③ 容積率の移転について
 - ④ 周辺との関係について

3-1-3 防災公園等検討委員会

1. 調査研究名

防災公園に係る今後の取り組みに関する調査研究

2. 研究経緯

平成 16 年 10 月 23 日に発生した新潟県中越地震は、地元に甚大な被害をもたらした。また、平成 17 年 3 月には、観測地域外の福岡県において震度 6 弱の大きな地震が発生するなど、日本列島全土にわたって大地震発生の可能性が危惧されている。さらに南海・東南海沖地震等、津波を伴う大地震も想定されており、沿岸地域における緊急避難対応も急務となっている。このように、大都市地域に限らず、また、観測地域以外においても、防災に資するオープンスペースの重要性が増していると言える。

一方、昨年は阪神・淡路大震災から 10 年の節目となる年であり、その間に展開してきた防災公園の整備や関連制度等の検証も課題となっている。また、政府・中央防災会議の専門調査会では、首都直下型地震の被害想定がなされ、改めて大都市地域での震災への備えが急務であることが示された。

こうした背景を受けて、本検討委員会では、今般発生した新潟県中越地震での避難の状況や都市公園等の利用実態等について、行政関係者や被災住民へのヒヤリング及びアンケート等を実施するとともに、阪神・淡路大震災後 10 年における防災公園整備及び関連事業の取り組み等に関する調査、さらには、全国都市公園整備促進協議会・防災公園推進委員会が同協議会参加自治体に実施している防災公園事業に係る現状及び課題等に関するアンケート調査の結果等に基づき、防災公園に係る諸課題の解決に向けた方策等の研究を行うものである。

3. 検討委員会の構成

委員長	蓑茂 寿太郎	熊本県立大学理事長
委員	有路 信	社団法人 日本公園緑地協会常務理事
	五十嵐 誠	財団法人 都市緑化技術開発機構
	越澤 明	北海道大学大学院教授
	中瀬 勲	兵庫県立大学教授・兵庫県立人と自然の博物館副館長
	中林 一樹	首都大学東京教授
	上杉 俊和	東京都建設局公園緑地部計画課課長
	山岸 守	新潟県土木部都市局都市整備課長
	渡辺 四郎	愛知県建設部公園緑地課長
	荒木 美喜男	大阪府土木部公園課長
	橘 俊光	兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課長
	田中 充	神戸市建設局公園砂防部計画課課長
	町田 誠	国土交通省公園緑地課・緑化事業調整官

4. 平成 18 年度 実施状況

<検討委員会の日程>

平成 18 年 4 月 8 日	第 1 回 検討委員会
平成 18 年 7 月 13 日	第 2 回 検討委員会
平成 18 年 10 月 11 日	第 3 回 検討委員会

<研究内容>

- ① 調査・検討内容の目的（防災公園に係る諸課題の整理／事業推進方策の研究）
- ② 新潟県中越地震における行政の対応等に関する行政関係者へのヒヤリング調査
- ③ 新潟県中越地震における都市公園等の利用に関する被災者へのアンケート調査

- ④ 阪神・淡路大震災後の防災公園整備及び関連事業の取り組み等に関する調査
- ⑤ 津波災害と防災対策
- ⑥ 全国都市公園整備促進協議会・防災公園推進委員会 防災公園に関する自治体アンケート調査
- ⑦ 神戸市における防災公園等の取り組み
- ⑧ 兵庫県における防災公園等の取り組み

V. OPINIONS
～研究顧問の意見～

■OPINIONS**近況～季節感について～****北海道大学名誉教授 浅川昭一郎**

都市の人工的環境や季節を外れた食べ物の増加など、次第に季節感が薄れきっているといわれる。最近、調査の機会を得た日本（北海道、中部以北、関西以南に分類）とオーストリア・ウィーンの大学生の季節感比較からみると、春の花、夏の暑さや水泳、秋の紅葉、冬の寒さや雪などは両国においてともに季節感に影響する大きな要素であるが、日本ではさらに春の花見、夏の海水浴・セミの声、秋の紅葉狩り・食物など、自然と結びついた体験がより強く影響していることがわかった。

一般的な傾向として、春は対象としたいづれの地域でも好まれるが、寒さから冬は嫌われ、また、日本の北海道以外では暑さから夏もあまり好まれない。両国の最も大きな相違はオーストリアでは比較的気温が低い夏が好まれ、日本では春とともに好まれる秋が好まれないことである。高緯度と霧などによる秋・冬の太陽・日照の少なさが、暗くマイナスの印象になっているのであろう。反面、春・夏では開放感と明るさが好ましさをより高めているように思われる。

このような簡単な調査からも、日本の自然と文化による季節感は若者にもそれなりに受け継がれているといえるが、「メディア」などからではなく、直接的に季節を体感できる身近な自然や公園緑地の大切さを改めて感じている。

■OPINIONS**周辺で行われている研究や新しい事業等****兵庫県立大学教授 中瀬 勲**

4月24日(火)、兵庫県丹波市青垣町にて兵庫県立森林動物研究センターの開所式が挙行されました。この施設では、獣害防除、野生動物の頭数管理、そして森林環境の整備などについて、実践的かつ学術的な活動が推進されることになっています。野生動物と人間との共生、棲み分け、そして、そのための森林整備などは、これからの中山間地域での重要な課題であります。なお、本施設は教員6人で、兵庫県立大学自然・環境科学研究所の森林動物系を構成しています。また、兵庫県豊岡市では(仮称)兵庫県立コウノトリ自然博物館構想が策定されつつあります。コウノトリの野生復帰に加えて、地域全体がコウノトリも人間も住みやすい地域づくりをめざす実践的、研究的な拠点として位置づけられることを期待しています。

造園の立場から、これらの試みに参画していますが、高齢化、過疎化が急速に進行している多自然居住地の今後のあり方を追求し、提言すべき重要な課題が内在していると考えています。人口が減少し、野生動物が増加しつつある多自然居住地での、公園や緑地は如何にあるべきかは、生物多様性の観点、地域住民の生活の観点、交流人口からの観点などから議論すべき重要な課題であると考えています。

■OPINIONS

広場研究

國學院大學教授 西谷 剛

誰か「広場」について研究してくれないかなあ。将来性があると思うのですが。建築との接点、交通拠点との接点、文化芸術との接点、などなど多くの接点を持っているし、何よりも、多様な人々の交流の場だから、人間の根源的な欲求を内包している。

都市計画法や都市公園法では、公園・緑地と広場は一応別の施設として区分されている。実績をみると、公園・緑地の計画数は4万箇所を超えるのに、広場は33箇所にすぎない。両者の差はそれほど明確ではないのだから、こういう数字の差にこだわる必要はないのかかもしれないが、公園緑地行政も単に量の拡大からその利用に着目した行政に転換すべきだとすれば、まさに利用されるが故に広場であるところの広場が注目されるべきだろう。

広場には囲いがないはずだ。狭いスペースであったとしても空がみえるはずだ。周りには喫茶店や商店が立ち並んでいるから自ずと人が集まるだろう。歴史を背負った市役所の前でもよからう。行政だけでなく民間主体の設置管理が展望されるだろう。ともかく、考えるべき楽しいことがいっぱいありそうだ。

退役後のゆったりした一日、広場に出て、孤独でありながら、しかし老若行き交う様子を眺めて連帶の暖かみを感じてみたいものだ。

■OPINIONS**工場緑化の推進は自治体に任されるか**

明治大学教授 奥水 肇

1959年に制定された工場立地法は今日まで緑化の推進にかなり貢献してきた。準則にある工場敷地面積に対する環境施設面積の割合の下限を25%、そのうち緑地面積の割合の下限を敷地の20%としてきたからである。工場は公害発生源というイメージが強く、それを縁で押さえ込もうという通産省時代の政策が有効に働いてきた。しかし、低迷する景気から脱却し、規制緩和と地方経済を活性化しようという最近の動きと、経済産業省という経済の効率化を目指す部門が担当することになって以来、この緑化面積の割合を見直そうとしている。外部への環境負荷が小さくなってきたので、緑化の意義が小さくなっている、企業の社会的責任の重要性が認識されつつあるので、環境施設は法的に面積率を義務付けなくてもいいのではないかなどが、見直しの論点だ。また工場の業種や周辺の土地利用の多様化が進み、負荷の発生量とそれを受け止める周辺との関係が一律でなくなってきたので、周辺の土地利用の違いにより、地区を区分し、それに応じた面積率を設定してはという考えが出された。工場周辺が、住宅中心の場合と、商工業地とでは、緑の意味も変わってくるからだという。そして、準則の25%という数値を低いほうに3から4に細区分し、工場が集積する地区の中に造られる工場は緑化の面積は0でよいという案すら出ている。

工場緑化は工場から発生する環境負荷を押さえ込むだけが目的でないことは公園緑地の専門家にとって当然のことである。地域の環境保全、就労者のレクリエーションや健康維持のため、あるいは景観形成など重要な役割が期待されている。工場の環境改善が進んでも、緑化の意義は高まるばかりなのである。

準則に定められた数値は下限値で、実際には地域の状況にあわせて±10%の増減があり、これは市町村レベルで措置できるようにするという。県市の緑関係者の努力と積極的な対応が問われる時代になった。

■OPINIONS

「那覇港公園」の夢

琉球大学教授 高良倉吉

首里城公園整備の趣旨を活かすために、1992年5月、「首里城公園友の会」が発足し活動を続けている。会員数は約1,200名、私は事務局長としてこの会の活動に深く関わってきた。様々な事業を行っているが、その一つに史跡巡見がある。会員に呼びかけ、首里城や沖縄の歴史についての認識を深めるためのスタディツアーワーを行うものである。同行講師として、私は沖縄各地に残る名所旧跡を何度も案内した。そのたびに、首里城公園整備の成果を、長い時間をかけながら沖縄各地に「移転」せねばと思い続けてきた。

例えは、今年3月に「首里城から那覇港へ」というテーマを掲げ、首里城と並ぶ琉球王国の拠点であった那覇港一帯を見学した。那覇港防衛の最前線であった豊見城（とみぐすく）城の跡や三重城（みーぐすく）跡を見たが、かつての面影をかろうじてとどめてはいるものの、かなり荒廃している。貴重品を納める倉庫であった御物城（おものぐすく）跡はアメリカ軍基地の中にあり、船舶に豊富な水を提供した落平（うていんだ）の湧水はすっかり涸れてしまっている。復元・整備された首里城は輝いているのに、那覇港一帯のほうは注目されることもなく、影のように後景に放置されている。

「那覇港公園」整備のような事業を立ち上げ、名所旧跡と港、水、そしてレジャーなどが融合した空間を整備しなければ、と思った。那覇空港から市街地に入るとき、鮮やかなこのウォーターフロントを目にし、その奥にある首里城を訪ねるという状況にしたいと思った。そして、整備を了えたその公園に、かつて中国や東南アジアとのあいだを往来した進貢船（海船）を復元して浮かべたい。それが実現したとき、城と港という琉球王国の二枚看板が揃うことになる。

（琉球大学教授・琉球史）

■OPINIONS**「東京都公園審議会」の諮問事項****— 都立霊園における新たな墓所の供給と管理について —**

元木更津工業高等専門学校教授 田中邦熙

平成 18 年度 東京都公園審議会が、平成 19 年 3 月 13 日に都庁舎で開催されました。

今回の審議事項は、上に示した「都立霊園における墓所の供給と管理」についてであり、一方報告事項は ①公園別マネジメントプラン ②東京臨海広域防災公園の整備計画 ③借地方式による都立公園整備 ④都立公園への指定管理者制度の導入 の 4 項でした。報告事項に関しては皆様も関心の高いテーマであり、十分理解されておられると思います。しかし公園審議会の諮問事項として靈園を取り上げていることに関しては、やや不審に思われる方も多いと思います。しかし公園の歴史的出発点は靈園からと言う説もあるように、公園と靈園は切り離せない関係にあることも事実です。

審議会において靈園を取り上げているのは、「家族形態の変化を背景に様々な形式の墓所を望む声が増えている」現実に、行政として応えるためですが、(社)日本公園緑地協会としてこの方面への対応に欠けている面もあると思われます。すなわち墓地は寺院や墓地開発業者などにより盛んに造られており、公園緑地としてもすばらしいものも多いと思います。しかしこの墓地に関してさらに研究開発していくべきテーマも多く、またその市場は詳細なデータがありませんが非常に大きなものであると考えられます。

(社)日本公園緑地協会として、今までの公園に関する蓄積を墓地公園にも活用し、様々な提案を行うために、官民を問わず墓地公園の現状と問題点を調査して行く必要があると思います。

■OPINIONNS

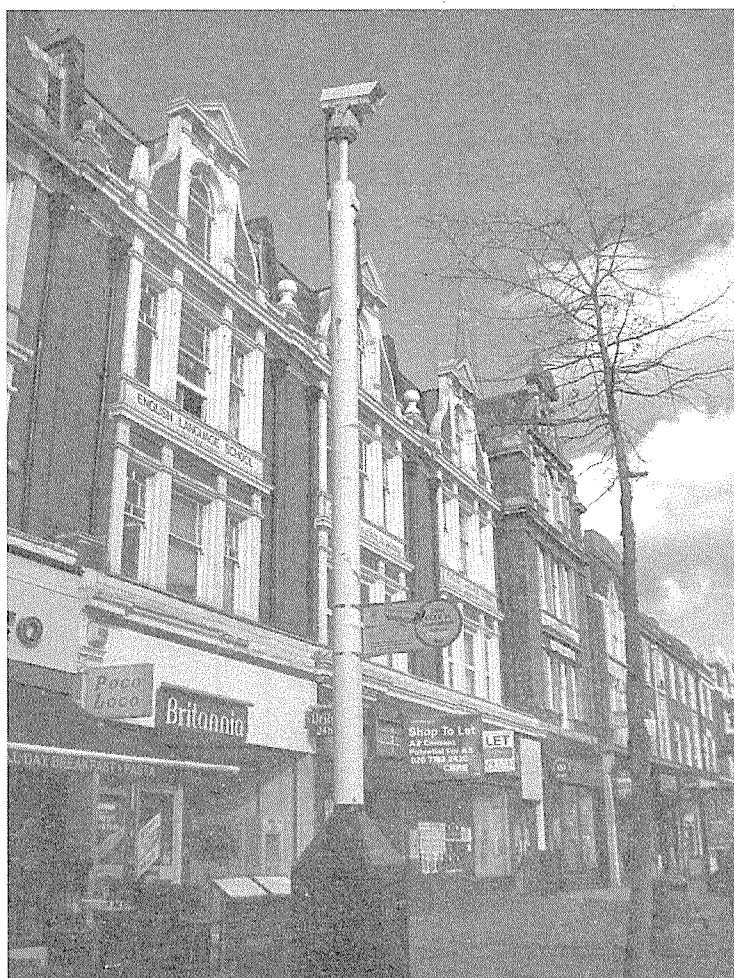
プライバシー vs セキュリティ

一橋大学大学院教授 根本敏則

福岡市の商業・業務の中心地である天神地区には、路上に駐車取締りのための監視カメラが設置されている。違法に駐車しようとする車を見つけるや、路上スピーカーから警告が発せられる。車から出て用事を足そうとしたドライバーはあわてて車に戻り発進することになる。今のところ、このシステムに対するクレームは少ないようである。「天神での路上駐車は迷惑のもと」とのコンセンサスがあるためだろう。

昨秋、イギリスを訪問した時に監視カメラが多いのに気が付いた。同カメラは多くの目的に用いられている。駐車違反、バス専用レーンの走行などの取締りのほか、連続テロ事件が起きたときは犯人の捜査にも活用された。聞いた話なのだが、路上にゴミを棄て、ゴミ箱に入れなおすよう警告を受けたのに従わなかった人が罰せられ、顔写真が地元紙に載ったこと也有ったようである（資料で確認しているわけではない）。すこし度を過ぎているかもしれない。

公園行政の中でも、セキュリティを高めるために見回りを強化したり、場合によって1日の時間帯で閉鎖、あるいは利用者の年齢制限を行うようになっている。セキュリティを高めるひとつ的方法は公園への監視カメラの設置だが、私は個人的には賛成しかねる。自分が子供の頃は、虫を捕まえていじめたりなど散々悪いことをしてきたわけで、監視されていたら何度も新聞に顔写真が載ってしまったかもしれない訳だから。



イギリスの街を監視するカメラ

■OPINIONS**「ニーム」の効用**

(財) 日本サッカー協会特別顧問 森 健児

毎年全国各地で美しい花を咲かせ、私たちを楽しませてくれる桜。今まさに桜前線は北上していますが、毎年美しい姿を維持するには樹の管理は不可欠です。中でも害虫防除は、樹の寿命を左右させるため大変重要です。

桜などの樹木の害虫防除には主に殺虫剤を散布しています。しかし、住宅地に隣接する場所にある桜や、公園など多くの人が集まるような公共の場では、住民からの苦情などもあって、行政が管理する場所での散布がしにくくなり、早朝に散布するなど苦労しているようです。

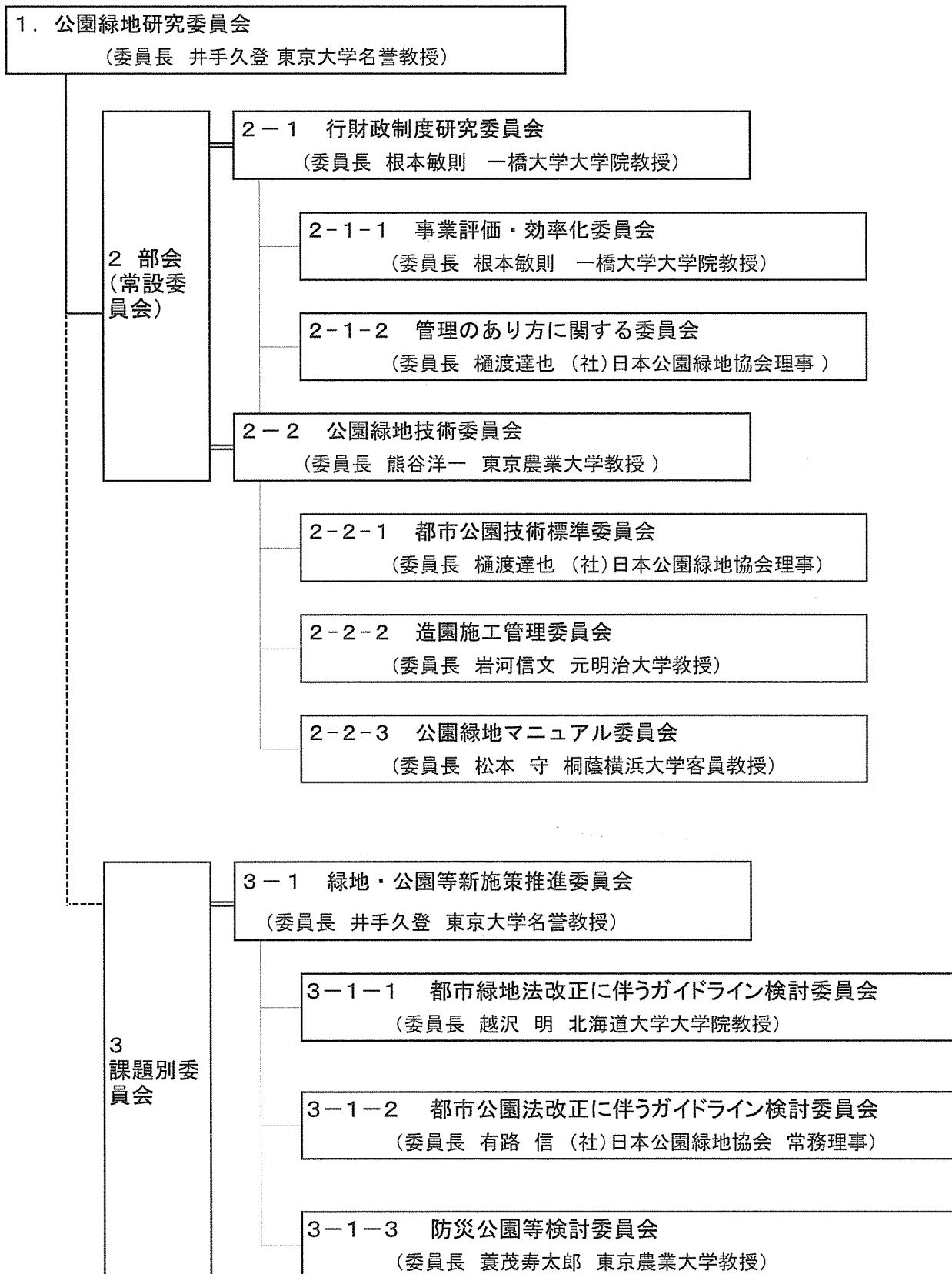
そこで、友人から聞いたちょっと珍しい試みをご紹介したいと思います。天然成分の虫除け剤に転換する試みです。その一つが大阪府八尾市。同市では、すべての公園や緑地の防除作業から化学合成殺虫剤をゼロにしつつあります。殺虫剤の代わりに、「ニーム」というインド原産の樹木の、種を搾った油を原料にした園芸資材を散布しています。

ニームは化学合成殺虫剤と違って即効性はありませんが、予防的な散布で十分に効力を発揮します。含まれる天然成分には害虫の食欲を減退させたり、脱皮や卵を産ませなくする作用があるため、世代交代できず結果的に樹の周辺から害虫が居なくなるという仕組みです。普通の殺虫剤では、害虫が殺虫成分に耐性を備えてしまいますが、ニームはいくつもの成分が複合的に作用するため、そうした耐性がつきにくくなります。体に触れても問題なく、まさに天然の安全な虫除けと言えます。ニームは虫除けだけでなく、世界では医薬品や化粧品、日用品など多目的に利用されています。無医村では、ニームは薬代わりとして「村の薬局」と呼ばれています。多目的に利用でき、成長が早く、乾燥にも強いという特徴により、多くの国々で植林やさまざまな分野への研究が盛んに行われているそうです。今後、ますます増える都市の緑地には、ニームのようなより安全で環境に配慮した防除作業が必要ではないでしょうか。

VI. 資料

公園緑地研究委員会組織図

H18.6



公園緑地研究委員会・同部会名簿

◎公園緑地研究委員会

委員長	井手 久登	東京大学名誉教授
委員長代理	輿水 肇	明治大学教授
委 員	熊谷 洋一	東京農業大学教授
委 員	越澤 明	北海道大学大学院教授
委 員	西谷 剛	國學院大學法科大學院教授
委 員	根本 敏則	一橋大学大学院教授
委 員	田代 順孝	千葉大学教授
委 員	橋本 繁	横浜市環境創造局長
委 員	山崎 昌二	兵庫県まちづくり復興担当部長
委 員	椎谷 尤一	(財) 都市緑化技術開発機構専務理事

◎公園緑地研究委員会 行財政制度研究委員会

委員長	根本 敏則	一橋大学大学院教授
委 員	大貫 誠二	(財) 都市緑化基金専務理事
委 員	中川 雅之	日本大学教授
委 員	樋渡 達也	(社) 日本公園緑地協会理事
委 員	松本 守	桐蔭横浜大学客員教授
委 員	蓑茂 寿太郎	熊本県立大学理事長
委 員	森村 和男	(財) 地方自治研究機構常務理事

◎公園緑地研究委員会 公園緑地技術委員会

委員長	熊谷 洋一	東京農業大学教授
委 員	椎谷 尤一	(財) 都市緑化技術開発機構専務理事
委 員	岩河 信文	(社) 日本公園緑地協会研究顧問
委 員	大塚 守康	(社) ランドスケープコンサルタンツ協会会长
委 員	栗田 嘉嗣	(社) 日本造園施設業協会会长
委 員	中島 宏	元東京都公園緑地部長
委 員	佐藤 四郎	(社) 日本造園建設業協会会长
委 員	樋渡 達也	(社) 日本公園緑地協会理事
委 員	松本 守	桐蔭横浜大学客員教授

社団法人 日本公園緑地協会
研究顧問名簿

(平成18年6月現在)

淺川 昭一郎	北海道大学名誉教授
石川 幹子	慶應義塾大学教授
一色 史彦	(財)茨城県郷土文化顕彰会理事
井手 久登	東京大学名誉教授
岩河 信文	元明治大学教授
勝野 武彦	日本大学教授
亀山 章	東京農工大学教授
工藤 圭章	元文化庁文化財鑑査官
熊谷 洋一	東京農業大学教授 兵庫県立淡路景観園芸学校学長
小澤 紀美子	東京学芸大学教授
越澤 明	北海道大学大学院教授
輿水 肇	明治大学教授
進士 五十八	東京農業大学教授
杉本 正美	神戸芸術工科大学教授 九州芸術工科大学名誉教授
高良 倉吉	琉球大学教授
田代 順孝	千葉大学教授
田中 邦熙	元木更津工業高等専門学校教授
中瀬 熱	兵庫県立大学教授
西谷 剛	國學院大學法科大学院教授
根本 敏則	一橋大学大学院教授
増田 昇	大阪府立大学大学院教授
松本 守	桐蔭横浜大学客員教授
蓑茂 寿太郎	熊本県立大学理事長
森 健兒	(財)日本サッカー協会特別顧問
山田 勝巳	元(財)海洋博覧会記念公園管理財団理事長
吉田 博宣	日本大学教授 京都大学名誉教授

(順不同)

社団法人 日本公園緑地協会 平成18年度研究・調査一覧

(1) 事業評価・効率化に関する調査研究

国土交通省との共同研究により、都市公園事業における大規模及び小規模公園の費用対効果分析についての課題の抽出とその対処方針について調査研究を実施し、大規模公園及び小規模公園費用対効果分析手法マニュアルの改訂を行った。

(2) 管理のあり方に関する調査研究

都市公園の管理における新制度の導入実態に関する調査及び公園管理者の役割に関する調査について研究を実施した。

(3) 「公園緑地マニュアル」の改訂

「公園緑地マニュアル」の改訂に向け、「公園緑地マニュアル」に関する地方公共団体の要望・提案を調査した。

(4) 防災公園等に関する調査研究

防災公園の今後の施策展開の方向性に関して調査研究を実施した。そのため、防災公園等検討委員会を開催し、その内容を検討した。

(5) 都市緑地法の改正に対応した運用マニュアルの検討

平成17年度調査結果を踏まえ、都市緑地法の改定に対応した運用マニュアルのとりまとめを行ため、緑地・公園等新施策推進委員会の下部組織として都市緑地法改正に伴う運用マニュアル等検討委員会を設置し、その内容を検討した。また都市公園法の改正に伴う立体都市公園制度の活用方策についても検討した。

(6) 「緑の基本計画ハンドブック」の改訂

平成17年度調査結果を踏まえ、「緑の基本計画ハンドブック」を改訂し、出版準備を整えた。

(7) 大都市における公園緑地のあり方に関する調査研究

大都市都市公園機能実態共同調査を、国土交通省、大都市（東京都、政令指定都市）と共同で実施した。

平成18年度調査項目は、「指定管理者制度導入に伴う業務評価に関する調査」「他施策・他部局との連携による新たな都市公園の取り組みに関する調査」「都市公園における収益構造の構築に関する基礎的検討」「国の施策に関する実態調査」「これまでの統括等調査」である。

(8) 知事、市長へのインタビューによるアンケート調査の実施

都市の緑、景観等について、産経新聞社の協力を得て全国の主要な知事・市長へのインタビューを実施し、記事として全国に紹介するとともに、アンケート結果を分析研究した。

なお、その結果については、平成18年4月29日の「みどりの日」を中心に産経新聞の記事として掲載された。

(9) 難病小児等の公園利用可能性に関する調査研究

小児がん等難病の子供たちにとって、都市公園が利用可能な施設となるための条件を明らかにするため、平成17年度に引き続き、滝川市におけるプレキャンプ実施の協力をするとともに、調査・研究を行った。

(10) キャッチボールのできる公園づくりに関する調査研究

キャッチボールのできる公園づくりを推進するため、福岡市において実施されたモデル事業の情報収集・解析を実施するとともに、平成18年度に実施するモデル事業を公募し選定した。

(11) 自由研究の公募等

公園緑地研究委員会 公園緑地技術委員会において、自由研究（研究費は調査研究費より支弁）を公募により行うこととし、次の研究を選定した。

- ・都市緑地土壤の炭素固定機能に関する研究

高橋輝昌（千葉大学）

- ・斜面林における風致の保全育成型開発のプランニングクライティアに関する研究

阿部伸太（東京農業大学）

(12) 都市公園基礎調査

都市構造と緑に関する最新の諸資料を収集、分析する等の基礎調査を行った。

(13) 海外の公園緑地事情に関する調査

我が国の公園緑地行政の参考に資するため、国際委員会調査部会を設置し、オーストラリアのパークマネジメント制度に関する調査を行った。

(14) 防災公園施策に関する要望調査

関係地方公共団体を対象に、国の防災公園施策に対する要望調査を行った。

(15) 国営公園施策に関する要望調査

関係地方公共団体を対象に、国の防災公園施策に対する要望調査を行った。

(16) 「時代に応える公園緑地」事例調査

近年の時代の要求の変化、地域の要求の変化に対応し、好ましい成果を挙げた、公園・緑地等の代表的事例について、アンケート調査を行った。

(17) 「日本の歴史公園100選」選定調査

都市公園法施行50周年等記念事業実行委員会の協力を得て、我が国の代表的歴史公園を公募し、250公園を選定した。

(18) 「美しい日本の歴史的風土100選」選定調査

美しい日本の歴史的風土100選実行委員会に協力し、わが国の美しい歴史的風土を公募し、美しい日本の歴史的風土100選及び準100選を選定した。

(19) 受託調査研究

国土交通省、地方公共団体等の要請に応え、44件の調査を受託し、その成果を取りまとめた。

受託内容の内訳は、次のとおりである。

・大規模公園等の多様な公園の計画等	文化ゾーンの整備計画等	2件
・歴史・文化財関連	文化財保存活用計画・復元整備検討等	5件
・健康・福祉関連	そらぶちの森設計	1件
・環境保全・自然とのふれあい関連	緑地保全適地調査等	2件
・防災公園関連	防災公園街区整備の展開検討	1件
・再整備計画関連	基本計画改定・更新調査等	3件
・管理、運営、広報、利用促進関連	公園活用方策・管理運営計画・プログラム作成 民間との連携方針、事業手法検討等	6件
・基準策定・個別技術開発関連	安全確保方策・積算体系検討等	3件
・費用対効果、事業評価、効率化関連	費用対効果分析調査、事業評価に関する調査 研究、事業計画資料作成等	3件
・調査設計に伴う建築・設備の設計・監理関連	庭園施工監理・施工支援等	2件
・利用実態・ニーズ調査関連	公園利用実態調査等	2件
・指定管理者関連	指定管理者選定に関わる諸調査	7件
・公園緑地関連基礎調査関連	大都市機能実態調査等	7件

平成 18 年度 公園緑地研究所調査研究報告
PARKS AND OPEN SPACE RESEARCH INSTITUTE REPORT 2006

平成 19 年 5 月 1 日発行

編集・発行 社団法人 日本公園緑地協会
〒 102-0093
東京都千代田区平河町 2-4-16
平河中央ビル
電話 03-3265-8551
FAX 03-3265-8553